

博士論文 平成 27 (2015) 年度

日中戦争期における中国回教救国協会の生存戦略とその認識

慶應義塾大学大学院文学研究科

史学専攻 東洋史学分野

矢久保 典良

博士学位請求論文

「日中戦争期における中国回教救国協会の生存戦略とその認識」

矢久保 典良

【目次】

序章	中国ムスリムにとっての日中戦争 一問題の所在と分析視角	2-20 頁
第一章	中国ムスリム統合の試み	21-36 頁
	一中国回教救国協会の設立と展開	
第二章	中国回教救国協会にとっての抗戦と宗教	37-46 頁
	一「救国興教」という理念	
第三章	中国回教国協会と孫文崇拜	47-59 頁
第四章	中国回教救国協会の清真寺運営論	60-74 頁
第五章	中国回教救国協会の宗教活動とその特徴	75-92 頁
	一重慶における祭りを事例に	
第六章	中国回教救国協会の教育振興事業	93-110 頁
	一湖北省分会における清真小学校建設を事例に	
第七章	中国回教救国協会の戦後構想 1	111-126 頁
	一中国ムスリムにとっての憲政論：1939-1940	
第八章	中国回教救国協会の戦後構想 2	127-136 頁
	一1943年以降の言説を事例に	
補論	中国回教救国協会の下部組織 一湖北省分会を事例として	137-145 頁
終章		146-156 頁
あとがき		157-158 頁
参考文献一覧		159-177 頁
附属資料編		178-201 頁

序章 中国ムスリムにとっての日中戦争一問題の所在と分析視角

〔目次〕

はじめに

一 問題意識と問題提起

- (1) 問題意識—「不定型」な存在としての中国
- (2) 問題提起—「周縁」からの視点
- (3) 中国ムスリムとは何か—呼称と定義

二 分析の視角と方法

- (1) 中国ムスリムにとっての「近代」
- (2) 中国ムスリムにとっての日中戦争
- (3) 日中戦争と社会・民衆・宗教—日中戦争史研究へマイノリティからの視座
- (4) 史料について

三 本稿各章の構成と位置付け

おわりに

はじめに

本稿の目的は、国家・政治・戦争に対する宗教的マイノリティ¹の認識とそれに基づく行動を通して、彼らと近現代中国との関係を描くことである。なかでも本稿では非イスラーム教徒がマジョリティを占める中国という国家の中で生きるイスラーム教徒たちに注目する。具体的には日中戦争期のムスリム団体であった中国回教救国協会（以下、本稿の本文および注においては「協会」と略称する）とそれに携わったムスリム指導層の生存戦略およびその認識について明らかにする。

アヘン戦争以来、中国は革命・戦争・内乱などによって混乱した時代を経験し続けてきたが、中華民国期に至ると国家が国民国家の建設をめざし、中央集権化や国民統合を進めるようになった。特に日中戦争期は国民政府自体が内外の圧力に晒され、戦争遂行のために国民統合を推進していく必要に迫られていた。そのため中国ムスリムたちもまた以前からの自身のあり方と行動を国家との関係の中で再考せねばならなくなった。彼らの近代化の動きは多様であった。その視点に立てば、近代中国は複数の可能性を彼らに提示していた時期であったともいえる。彼らがそれを清末以来求めてきた地位向上という目的を実現

¹マイノリティやマジョリティという概念は、どの地域、どの空間を見ていくかで変わっていく相対的な概念である。中国ムスリムは、中国全体で見ればマイノリティ集団であったが、寧夏や新疆などを含む西北地方では必ずしも少数派とはいえない。また中国のムスリムの人口も決して少ないわけではない。しかし、中国全体から見ると、漢族との対比では中国ムスリムはやはり少数派集団であることに変わりない。また彼ら自身がマイノリティであるという意識を抱いていた。そこで、本稿ではムスリムをマイノリティ集団として扱う。

するある種のチャンスととらえることも可能であった。

従来、国民党や共産党に焦点をあてて中国の政治と社会とを見ていくことが中華民国史研究の主流であった²。それに対して、本稿ではこうした研究では描かれてこなかったマイノリティの視点からの中国近現代史像を描き出すものである。中国ムスリムが戦時下でいかなる選択を迫られたのかについて検討することで、マイノリティにとっての政治・社会空間としての民国期の中国の姿が浮かび上がるからである。

本章ではまず全体を通した問題意識と問題提起を明らかにし、次に分析の視角および方法を述べ、最後に本稿の各章の構成と位置付けについて言及する。

一 問題意識と問題提起

(1) 問題意識—「不定型」な存在としての中国

中国とは一体どのようなものをイメージするであろうか。現在の中華人民共和国の領域か、それとも歴史的な過程を重視した清朝などの歴代王朝の版図か。

中華民国誕生以前の中国という枠組みは「領土」や「国民」の概念において伸縮自在であり、「あいまいさ」を有していた。村田雄二郎氏が「辛亥革命は『中国』という主権国家の枠組みをめぐる重要な課題を浮上させた」³というように、中国の近代は国家の枠組みを再構築していく時期であった。こうした「不定型」性は中国が近代を迎え、国民国家が創出されると、それを通じて定型化されたものへと変化していった。中華民国はマイノリティをも含めてその国民とすることで「不定型な帝国」からの脱皮を図ろうとした。領土の画定やそこに住む国民を確定することが至上命題であった。しかし、そのプロセスを通して白日の下に晒されたのは逆に中国の持つ多様性と複雑性であった⁴。

こうした中華民国期の統一性と多様性・複雑性をどのように見ていけばよいのか。それを体現する存在としてマイノリティを挙げることができる。特に越境性と重層性を兼ね備えている点で注目されるのが中国ムスリムである。越境性とは西アジアをはじめとしたイスラームが全球的に広がっているといった国際性である。重層性とは彼らの間に存在した階層性である。それゆえこの時期の中国ムスリムを研究することは、中華民国のあり方を見るための一つの物差しにもなりうる。

(2) 問題提起—「周縁」からの視点

近現代中国に対する分析にはいくつかの方法がある。第一は「中央」や「中心」的なもの

²国民党や共産党などを中心とした党国体制という視点から中国近現代史像を描いた研究には、石川禎浩『革命とナショナリズム—1925—1945』〔シリーズ中国近現代史〕第3巻（岩波書店、2010年）などを挙げることができる。

³村田雄二郎「序章 グローバルヒストリーの中の辛亥革命」（辛亥革命百周年記念論集編集委員会編『総合研究辛亥革命』岩波書店、2012年）12-13頁。

⁴久保亨・土田哲夫・高田幸男・井上久士『現代中国の歴史：兩岸三地100年のあゆみ』（東京大学出版会、2008年）1-11頁。

のに着目する方法である。これは従来の中華民国史研究の主流であり、国民政府や国民党が対象の研究となる⁵。

それに対し、第二は「周縁」に視点を置く方法である⁶。本稿で焦点をあてる中国ムスリムは中華的世界とイスラーム世界の双方の「周縁」に置かれ、両者の接点ともいうことができる⁷。「周縁」という視点の背景には「中央」あるいは「中心的」なものを前提にしている。イスラーム世界の中心には、まずアラブ地域、中東イスラーム世界、西アジア地域などが想定できる。また中華世界の「中心」としては漢族的世界観、儒教的な中華意識、文明の中心としての中原地域、中央政府の所在地などが想定できる。これは地理的、文化的、政治的な中心性に基づくものである。その枠組みの周辺にあるものの概念として、「周縁」があり、それに視点を置くことで、「中央」からの視点を相対化できる。

第三は、考察対象の主体性を重んじる方法である。言い換えると、それは国家・地域といった枠組みを越え、研究対象とその社会の営みに注目して歴史を描くものである。例えば中国ムスリムに関して言えば、彼らそのものを重視し、そこから彼らを主体とする歴史、つまりは中国ムスリム史を構築しようとするものである。

中国近現代史を分析する方法には以上の三つが考えられるが、第二と第三は第一の「中央」の視点で描くものとは別の見方を提示する。しかし、第二の「周縁」に視点を置く方法と第三の研究対象に主体性を置く方法とでは一見似ているようでも実は全く異なるものである。従来「中央」の視点の相対化を試みた研究においては、両者は混同されやすかった。主体性を重んじる研究でも「周縁」・「周辺」などといった用語が使われることもあった。本稿では、「中央」からの視点を相対化できる方法として、「周縁」から中国を考える方法を採用する。ただし、ここで用いる「周縁」とは地理的な位置を示すものではなく、中国の文化や政治の中心との比較での位置付けである。それは「周縁」という問題設定は「中心」との対比といった側面があると思われるからである。例えば古来より文化的・政治的な核として措定されてきたある地域は「中心」としてイメージされることが多かった。しかし、そうした「中心」は広大な中国の社会のごく一部を反映したものにすぎない。この点から見てみても、ムスリムとマジョリティ（多数派）との関係を分析する従来の視点に加えて、「周縁」的な存在とされるもの（マイノリティ集団など）から近現代中国のそのものを相対化することができる視点が有効となる。従来彼らマイノリティ集団の主体性

⁵石川前掲書等。

⁶この視点からの研究は、主なものに以下を挙げることができる。毛里和子『周縁からの中国：民族問題と国家』（東京大学出版会、1998年）。石島紀之『雲南と近代中国—“周辺”の視点から』（青木書店、2004年）。松本ますみ編『1920年代から1930年代中国周縁エスニシティの民族覚醒と教育に関する比較研究』（平成24年度～26年度 日本学術振興会科学研究費補助金 基盤研究(B) 研究成果報告書、研究代表者松本ますみ、室蘭工業大学、2015年）。澤井充生・奈良雅史編『「周縁」を生きる少数民族：現代中国の国民統合をめぐるポリティクス』（勉誠出版社、2015年）。

⁷中西竜也『中華と対話するイスラーム：17-19世紀中国ムスリムの思想的営為』プリミエ・コレクション 37（京都大学学術出版会、2013年）3-4 及び 384-390 頁。

を重視する時は、国家の枠組みを越えた歴史像を描いてきたため、国家との関係の中で彼らの主体性を論じることはあまりなかった⁸。それに対し、本稿ではマイノリティ集団であった中国ムスリムを中国の枠組みの中に位置付けるものである。

本稿では日中戦争期に焦点を当て、中国ムスリムと国家との関係を見ていく。その際、彼らの生存戦略に注目し、彼らの主体性に重点を置いて考察する。日中戦争当時のムスリムたちが中国という枠組みの中で生き残りを図ることを目指したという歴史の事実はまた従来の中国ムスリムの生き方を中国政治や中国社会の外側で描いてきた研究に対するアンチテーゼにもなる。また彼らと国家との関係に重点を置くことはマイノリティ（本稿では中国ムスリム）から近現代中国を相対化する試みとなる。

(3) 中国ムスリムとは何か一呼称と定義

最初に中国のイスラーム教徒に関する呼称を整理した上で、本稿で使うイスラーム教徒に関する用語について触れる。

彼らに対する呼称にはどのようなものがあるか。まず「穆斯林」とはアラビア語のムスリム (Muslim) の音訳であり、イスラーム教徒のことを表す。したがって、イスラームを信仰していれば、アラブ人であろうと、トルコ人であろうと、中国人であろうと、ムスリムであることには変わらない⁹。

次に「回族」は現在の中華人民共和国内の少数民族の名称であり、イスラーム教徒全体を指すものではない。したがって、アラブ人やトルコ人がイスラームを信仰していても、「回族」とはなりえない。また中国領内に住み、中華人民共和国の国籍を持っていても、「回族」ではないイスラーム教徒も多数いる。中華人民共和国ではイスラームを信仰している民族は10の少数民族に分かれている¹⁰。それは回族・ウイグル族・カザフ族・ウズベク族・クルグズ（キルギス）族・タタール族・タジク族・サラル族・東郷族・保安族である。これらは漢語を話す民族とテュルク系（トルコ系）諸語、モンゴル系諸語等といった非漢語を話す民族とに分けることができる。

また「回民」という言葉もある。中田吉信氏によると、「回民」と「回族」という語彙には三つの用法があるという。一つは、イスラームを信仰する全ての人を「回民」とするもの。二つは、新疆でテュルク系言語を用いて、イスラームを信仰する人々を「回民」とみなすもの。この場合は、漢語を用いて内地の各省に散在してイスラームを信仰する者を「回教徒」とする。三つは、新疆でテュルク系言語を用いイスラームを信仰する者を除き、漢語を用いてイスラームを信仰する全ての者を「回民」とする用法である。「回民」、「回

⁸ただし、安藤潤一郎氏は、ムスリムのアイデンティティと中国ナショナリズムの関係を、政治運動・組織と宣伝を通じて分析した論考の中で、悔教案への対応をめぐる政府とムスリムの関係を分析している（安藤潤一郎「『回族』アイデンティティと中国国家—1932年における『教案』の事例から」（『史学雑誌』第105編第12号、1996年）。

⁹中田吉信『回回民族の諸問題』（アジア経済研究所、1971年）参照。

¹⁰同上書、2-3頁。

回」、「回」は、13世紀後半以降から1949年まで中国でイスラーム教徒を指す意味で用いられていた。「回族」という言葉は、現在では「回回民族」の簡称として用いられているが、かつては中国領内に居住する全てのイスラーム教徒の総称であり、漢語を話す者も、テュルク語系方言を操る者も全てを含む「回教民族」の略称であった¹¹。このように多数のイスラーム教徒を指す呼称がある。

使用する言語から考えても、前述のように中国のイスラーム教徒には漢語を話す人々と非漢語を話す人々とに大別することができる。中田吉信氏は、そのなかでも「回民」を「中国各地に居住して中国語（漢語－引用者）を日常語としているイスラーム教徒」¹²と定義している。

本稿では主要な考察対象として漢語を話し中国の領域内でイスラームを信仰する人々を「中国ムスリム」として取り上げる。彼らにとって近代は自分たちのアイデンティティを再考していく時代でもあった。特に、民国期には自分たちが「民族」であるのか（「回教民族説」）、それとも宗教に基づく社会・文化集団であるのか（「漢人回教徒説」といった自己のアイデンティティを巡る議論が盛んに行われた。それは彼らがこの時期においてエスニシティとナショナリズム（「二重のアイデンティティ」）に向き合っていく必要があったからである¹³。

本稿が主要な考察対象とする日中戦争期の協会は政治的な「戦略」として「漢人回教徒」という立場を採っていたとしても¹⁴、ムスリム社会全体には彼らの自己認識をめぐる様々な議論があったことには変わりない。それらの議論では自分たちが固有の「民族」であるのかそれとも漢人の「回教徒」であるのかといった認識の違いはあったが、どちらを主張しても彼らは自分たちがイスラームを信仰していることを否定するものではなかった。いずれにしてもイスラーム教徒であることが重要であり、そのことを自覚的に強調するものだった。

また本稿で用いる「ムスリム」とは中国ムスリムのことである。いわゆる一般的に使われるイスラーム教徒のことを指す意味でのムスリムについては「イスラーム教徒」と表現する。漢語を話すムスリムだけではなく、漢語を話す人々だけではなくテュルク系の人々

¹¹同上書、11-12頁。

¹²同上書、8-9頁。

¹³安藤潤一郎「中華民国期における『中国イスラーム新文化運動』の思想と構造」（堀池信夫他編『中国のイスラーム思想と文化』（『アジア遊学』第129号、勉誠出版、2009年）。松本ますみ「中国イスラーム新文化運動とナショナル・アイデンティティ」（西村成雄編『現代中国の構造変動』第3巻、東京大学出版会、2000年）。同「中国のイスラーム新文化運動—ムスリム・マイノリティの生き残り戦略」（小松久男・小杉泰編『現代イスラーム思想と政治運動』東京大学出版会、2003年）。山崎典子「日中戦争期の中国ムスリム社会における『親日派』ムスリムに関する一考察—中国回教総連合会の唐易塵を中心に」（『中国研究月報』第65巻第9号、2011年）。

¹⁴「白理事長第一次大会致詞」（『中国回教救国協会会刊第一届全国代表会員大会特刊』1938年）10頁。賈廷詩他『白崇禧先生訪問記録』（台北・中央研究院近代史研究所、1984年）576-577頁。

を含める場合は「中国のイスラーム教徒」と呼称する。

二 分析の視角と方法

(1) 中国ムスリムにとっての「近代」

中国ムスリムにとっての「近代」とはいかなるものであったのか。彼らが辿ってきた歴史を概観しながらその問題を考察する。

中国はムスリムが多数派を占める地域ではないが、その人口自体は決して少なくなかった。しかし、中国全体から見れば、彼らは少数派であり、漢人やその他の少数民族などの非イスラーム教徒に囲まれている。彼らの居住地も全土に遍在している。彼らはそれぞれの地域で清真寺（モスク）を中心に集住してきた。前述のように、現在の中国ではイスラームを信仰している人たちは10の少数民族に区分されている。そのなかには漢語を話す者もいれば、テュルク系諸語・モンゴル系諸語など非漢語系の言語を話す者もいる。中国のイスラームとムスリムは、教派、「門宦」（スーフィー教団）、居住地、民族、言語、習慣などにおいて多様性に富んでいた¹⁵。

中国ムスリムとその集団は7世紀にイスラームが中国に渡来して以来、歴代王朝の下でイスラームを信仰し、後述の歴史的経緯を辿りながら形成されてきた。明清時代においてムスリムたちはイスラームを信仰しつつも、皇帝に服従する順民として儒教的な世界で生きてきた。しかし、それも18世紀になると、ムスリム社会に多くの「門宦」が生まれ、西北地方の貧しい人々に大きな影響を与えることになった。それらは既存の教派と軋轢を起こすようになった。そして、この教派間の対立が清朝の介入を招き、18世紀末から19世紀半ばにかけて頻発したムスリム蜂起の引き金となった。一連の蜂起は清朝によって最終的には鎮圧されたが、それによって生じたムスリムに対する否定的なイメージは民国期に入っても侮教事件など漢回対立の火種となりうる場合があった¹⁶。

ところで、清末になるとムスリム知識人¹⁷たちは海外由来の新しいイスラーム知識や科学

¹⁵矢久保典良「中国のイスラーム」（『もっと知りたい！イスラーム』時空をこえる本の旅9（東洋文庫、2015年）20頁。中国ムスリム研究会編『中国のムスリムを知るための60章』（明石書店、2012年）18-19及び36頁。

¹⁶矢久保前掲「中国のイスラーム」20頁。前掲『中国のムスリムを知るための60章』20、37、218-222及び248-252頁。

¹⁷本稿では、協会とそれに近い立場のムスリム知識人の行動と言説に注目する。このムスリム知識人の中には、アホンと呼ばれるイスラームの宗教指導者、近代教育を学んだ者、近代教育と宗教教育の双方を学んだ者、日本留学等へ留学し西欧近代主義を受容して帰ってきた者、メッカ巡礼及びエジプトやトルコ等の西アジア地域に留学して「本場」のイスラームに触れて帰国した者、明清時代以来の「回儒」（前近代における漢語を母語にするムスリム知識人のうち、漢語によるイスラームの教義・思想に関する著訳書のあるものを指す用語）の系譜につながる者などといった複数のタイプの者が含まれている。そのうち、当時の自分たちの置かれた状況を憂慮し社会を改良しようと試みた者たちが中国イスラーム改革運動の担い手であった。改革派の人物たちが協会の会務を推進していく原動力であった。本稿でのムスリム知識人という用語は、前述の知識人層に加え、政治家、官僚や軍

知識に接触することになった。メッカ巡礼などによって、西アジアを訪れた知識人たちは「本場」の雰囲気魅了されるとともに、当時現地で台頭していたイスラームの近代化の動きに触発された。彼らの中には帰国後に中国イスラームの改革運動を始める者も現れた。こうしたムスリムたちの問題意識は自分たちが「白眼視されている」、「抑圧されている」、あるいは「虐げられている」と感じるころにあった。民国期に入ると、そのような彼らが置かれていたと認識する状況を乗り越えるためには貧困と無教育（「貧愚」）を改善しなければならないと考えようになった。そこで、それらを是正していく動きが現れた。特にムスリム知識人たちは教育振興やムスリム組織の設立に尽力した。これは中国イスラーム改革運動と呼ばれた。その結果、中国回教俱進会¹⁸、成達師範学校¹⁹などといった団体や学校が数多く作られた²⁰。

清末以来中国のイスラームにとって社会改良の一つの手段が「近代化」であった。彼らはこれを切実に求めていた。なかでも自分たちの置かれていた社会状況や政治状況を改善するために、教育向上を目的とする組織を設立することに重点を置いた。しかし、民国前期の段階では数多くの団体が各地に分散して存在するだけであり、どれも統一的なイスラーム団体ではなく、効果的な活動を行うことができなかった。統一的な団体の設立は日中戦争期まで待たなければならなかった。

このように中国ムスリムにとっての近代は、自分たちの宗教や生活に近代的な制度を取り入れることによって自分たちの境遇を改善していく時期、つまり清末以来彼らが置かれていたと認識する状況を乗り越えることを目指した時期であった。そして日中戦争期こそがその集大成であった。それは民国前期（1910年から1920年代）以来試みてきた教育振興や自己集団の組織化をはじめとした改革運動の芽が開いた時期であったからである。

事人といったムスリム指導層や有力者も含めるものである。

¹⁸中国回教俱進会は、1912年7月に王寛アホンが発起して北平で成立した全国規模の社会団体である。本部は西单清真寺に置かれ、馬鄰翼がまず会長に推薦されて任ぜられた（後に、会長制から理事長制に移行した）。「興教育、固団体、漢回親睦」（教育を振興し、団体を団結し、漢回の親睦すること）を宗旨となし、ムスリムの各界の著名人と連絡をとり、学校教育を創立し経営することとムスリムの各事業の振興に尽力した。『穆声月報』や『穆光半月刊』などの定期刊行物を創刊した。全国各地で公会・支部を建立した。王寛等が理事長に任ぜられた。1936年北平市政府に「イスラームの全国団体は中央が中華回教公会を批准した」という理由で活動を停止された（邱樹森主編『中国回族大詞典』南京・江蘇古籍出版社、1992年、982頁参照）。

¹⁹成達師範学校は、1925年に済南で穆華亭・唐柯三・馬松亭らが創設した中国イスラーム新文化運動の影響を受けたムスリム教育の学校である。校長には唐柯三が任ぜられ、馬松亭が総務主任に任ぜられた。ここの教育課程はアラビア語・漢語・地理歴史・数学などが含まれている。1929年、北平東四清真寺に遷り、北平成達師範学校に改名した。1937年に日中戦争勃発後、桂林に遷った。1945年、北平に戻り、西北中学と合併してムスリム学院となった。中華人民共和国成立後は北平ムスリム学院となり、1958年に停止した（前掲『中国回族大詞典』512-513頁参照）。

²⁰矢久保前掲「中国のイスラーム」20頁。前掲『中国のムスリムを知るための60章』21及び243-247頁。

後述するように、日中戦争という中国にとっての危機的状況こそが、彼らの目指した試み
をある程度実現する環境と空間を逆に作り出した。

以上の理由から、本稿では中国ムスリムにとっての「近代」を、時代区分を指す近代で
はなく、彼らが自らの近代化を目指した時期としての「近代」として捉えていきたい。

(2) 中国ムスリムにとっての日中戦争

次に中国ムスリムにとっての日中戦争とは何であったのかという問題である。前述のよ
うに、日中戦争直前には全国規模で中国ムスリムを統合できる団体は存在していなかった
ため、統一的な組織の必要性がいつそう叫ばれていた。このような状況下で日中戦争が勃
発した。これを機に協会は全国規模で中国ムスリムを包括・統一する団体として登場した。
戦争は、「近代化」をムスリム側に否応なしに迫るものであった。

協会の設立とその展開については第一章で具体的に考察する。協会という団体は満洲事
変以来の日本の侵出に端を発している。イスラーム以外の各宗教にも抗戦の動きが見られ
たが、日中戦争が勃発するとその流れはさらに加速した。日本という外敵の出現に対して、
宗教を核に団結して立ち向かおうとする機運が高まった。なかでも日本側がムスリムを利
用しようとして中国回教総联合会や西北回教联合会などを設立する状況が生まれていたた
め、それに対抗して中国側に立つムスリムの結集力を高める必要があった。それゆえに協
会の設立の目的は「国民政府を擁護して三民主義に適応した行動を促進し、イスラームを
発揚してムスリムを団結させ、抗戦建国²¹に協力すること」であった。つまり国民政府の声
を代弁しながら自分たちの目標を実現せんとしたのである²²。

協会設立のもう一つの目的はイスラーム教徒という共通点をもとに「国家」の枠組みを
超えて団結し、国外のイスラーム教徒の支持を得ることであった。具体的にはこれはイス
ラーム教徒の多い中東や東南アジア地域の人々との「精神的」な連帯を企図したことを指
している。例えば、それらの地域への対外宣伝活動を行い、自分たちばかりではなく、全
世界のイスラーム教徒の解放をも謳ったことが挙げられる。この団体は日中戦争を背景に
した団体ではあったが、民国前期以来自分たちの社会の改革を行おうとした中国ムスリム
たちの動きとも連続性は失われていなかった。

日中戦争とイスラーム・ムスリムという論点は19世紀末以来の国家・宗教・社会の関係
が変容していく中で、近代国家・政治・戦争と宗教及びそれに基づく集団（宗教団体など）
との関係を見ていくにあたっての一つの示唆を与えるだろう。それは宗教（宗教団体、宗
教者を含む）がどのように戦争と向き合ったのか、あるいは戦時の状況にどのように反応
したのかに着目することで、彼らと支配権力との関係を協力や対立といった次元を超えた

²¹抗戦建国とは、日本の侵略に抵抗しながら新しい国家建設を目指すことを表す用語である。

²²王夢揚「救国与興教—対貴州分会第一届全体會員代表大会献詞」（『中国回教救国協会会
刊』第1巻第4期）9頁。

「戦争」との折り合いの付け方として再考できるからである²³。ここから見えてくるものこそが戦時における宗教の生存戦略である。本稿では中国ムスリムとその団体が日中戦争をめぐり、それを遂行する中国側の主体であった国民政府といかに折り合いを付けるかに焦点をあてる。広義の目的は宗教が戦時にどのように国家や戦争と向き合ったかを明らかにすることにある。

前述のように、近代以前の中国におけるイスラームとムスリムには、宗派・教派、地域（内地と新疆）、言語（漢語とテュルク系諸語）などといった違いがあった。これは本来の中国のイスラームの姿である考えられている。しかし、日中戦争期ではそうでないあり方が見られるようになる。それはイスラームの多様性や複雑性からかけ離れたある種の「単一性」を志向するものである。

民国前期以来の多様性を持っていたムスリムが日本という新たな外敵の出現によって、表面的には単一な集団に見えるようになった。それは従来のイスラームから見たら特異な状況であったが、目に見える「多様性の低さ」こそが日中戦争期のムスリムと国家との関係を見ていく時の注目すべき点である。それは戦時下という政治・社会状況がムスリム内部間の差異を一時的に見えにくくしたからである。しかし、そこには内部の矛盾を抱かえていた。協会はまさにこの戦時下の状況を体現した団体であった。ここに1930年後半から1945年までのムスリムの特徴があったといえる。それゆえ彼らの多様性と戦時の特殊性は重要な視角となる。

戦時における「多様性の低さ」は協会の勢力地域との関係があるのではないか。戦時下のムスリムにとって「生き残る」ためには国民党、共産党、日本のいずれと提携するかの選択肢があった。協会は理念的には中国全土のイスラーム教徒を包括するものであったが、現実には日本占領下の華北および東北地域などでの統合は不可能であった。言い換えれば、協会は国民政府統治地区のみのイスラーム教徒を「代表」する存在であった。多様性・複雑性が単純化されるこのベクトルこそが近代化がもたらした産物であった。

次にそのような協会は国民政府の「御用団体」にすぎなかったのではないかという疑問である。これに対して、協会は戦時下という政治状況・社会状況から国民政府・国民党の側に立ちながらも自分たちの立場を巧みに利用しつつ、社会的・政治的な地位の向上を目指したとの考え方も可能である。中央集権的な国家建設と国民統合とは、国家が多種多様な勢力を「国民」という枠組みにはめようとするプロセスであった。ムスリムの側の対応には「国家」の枠組みの範囲内で生き残りを図るという選択肢があった。これは国家の枠組みで許容される範囲内とはいえ、自分たちの要求を主張したと考えられる。これに関して注目すべき人物が協会理事長の白崇禧²⁴である。彼は広西派（新桂系、広西省に地盤を置

²³戦争と宗教の関係に関する主な研究には、小川原正道『近代日本の戦争と宗教』（講談社、2010年）や同『日本の戦争と宗教 1899-1945』（講談社、2014年）等がある。

²⁴白崇禧（1893-1966）：字健生。広西桂林出身のムスリム。1937年、軍事委員会副参謀総長、1938年2月に国民政府軍訓部部长。その後は、中央陸軍軍官学校校務委員、桂林行営主任、国防最高委員会常務委員、国民党中央執行委員会常務委員、協会理事長、中国宗

く軍事勢力)の指導者であった国民政府の有力な政治家・軍人であった。1929年には中原大戦では盟友の李宗仁らとともに蒋介石に対抗したように、蒋介石のライバルの一人であった。彼はその後も蒋介石ら国民政府中央に協力しつつ緊張と対立をはらむ関係を維持した。ただし蒋介石らは彼の背後にある軍事力(広西軍と広西民団)と彼が持つムスリム社会への影響力を決して無視できなかった。こうした国民政府の中で大きな存在感を持つ人物が協会の指導者であった点も、この問題を考えるにあたって重要である。他方、国民政府とムスリムの間で板挟みにあう協会という見方もできる。

そこで本稿では、協会が国家とムスリムとの間でどのようなあり方を示したのかについて彼らの行動や言説に着目して分析する。

(3) 日中戦争と社会・民衆・宗教—日中戦争史研究へマイノリティからの視座

以上、二つの論点では日中戦争期をなぜ扱うのかについて、ムスリムの側からのその意義と理由を提示した。本節では日中戦争史研究へのマイノリティからの視座という論点を取り上げ、日中戦争史研究におけるムスリムに注目する意義を述べたい。

日中戦争期は中国が国家建設を目指すなかで国民統合を図る時期と考えられていた。それとともに、前述のようにムスリムにとって、彼ら自身の「近代化」の時期でもあった。近年、戦時下の中国社会が「総力戦体制」であったかどうかに関する議論が盛んである²⁵。阿南友亮氏は、「軍事史学の観点からいえば、総力戦とは、国家(統治権力)・社会・軍隊の高度な統合、具体的には、国民国家および義務兵役制度を基盤とする国民軍の形成を基準とすべき戦争概念」²⁶であり、「国民国家がその人的・物的資源を戦争遂行という目的に優先的・合理的に投入し、敵に対して暴力の無制限行使(手段という意味においても、対象という意味においても)をおこなうことをつうじて、敵の戦争遂行能力(軍隊のみならず、社会、経済、産業を含む)そのものの破壊を志向する戦争遂行形態」であるとしている²⁷。この定義に照らした場合、日中戦争期の中国は「統治権力と社会との制度的一体化を前提とする社会のマジョリティによる戦時負担の受容を伴わない、剥き出しの強制力による徴発は、どれほど大規模かつ徹底的に展開されても、総力戦体制下における動員の範

教聯誼会常務委員、代参謀総長、代陸軍総司令、行政院政務委員兼国防部部長、戦略顧問委員会主任委員兼華中剿匪総司令などの要職を歴任した(徐友春主編『民国人物大辞典(増訂版)』石家荘・河北人民出版社、2007年、292頁)。

²⁵奥村哲編『変革期の基層社会：総力戦と中国・日本』(創土社、2013年)。笹川裕史「中国の総力戦と基層社会」(久保亨・波多野澄雄・西村成雄編『戦時期中国の経済発展と社会変容』日中戦争の国際共同研究第5巻(慶應義塾大学出版会、2014年)。吉澤誠一郎「批判と反省—第一次世界大戦研究から見えてくる新しい現代史像：山室信一ほか編『現代の起点 第一次世界大戦』をめぐって」(『歴史学研究』第931号、2015年)29-34頁。阿南友亮「論評：中国近代史研究と『総力戦』概念—奥村哲編『変革期の基層社会—総力戦と中国・日本』の射程・意義・論点」(『中国研究月報』第68巻第2号、2014年)19-28頁。

²⁶阿南前掲論文23-24頁。

²⁷同上。

疇に含むべきではない。それは、社会から乖離した権力集団による多分に前近代的で一方的な『収奪』として扱われるべき」²⁸特徴を残していたという。

これに対して吉澤誠一郎氏は、日中戦争に総力戦という概念を用いるかどうかは、戦時下での「強制的均質化」という特徴をその戦争遂行形態が未完の状態にあるなかでも敢えて読み込んでいくかどうかというベクトルの問題としてとらえている。つまり、これは実際に総力戦体制が確立できたかどうかよりも、社会全体に総力戦を目指す方向性と雰囲気があったかどうかという点を重視する見方である。同時に、このような総力戦の雰囲気に対して当事者意識を持ってない「マイノリティ」がいた可能性を想定すべきであると指摘している²⁹。

このように日中戦争期の中国が総力戦体制であったかどうかには異なる見方があるが、この観点から国家と社会の関係を考えてみると、この時期の中国には「軍事化された」社会、地方軍事勢力や傭兵予備軍の存在、社会の目指す方向性（雰囲気）といったベクトルの問題が包括されている。

例えば、国家による地域社会や民衆への戦時下の「収奪」という問題について考えてみると、これは国民政府軍に対する評価に関ってくる。なぜならば、国民政府は大規模に兵力を動かす正面戦場を担っており、必要とされる資源の量が膨大であったため、脆弱な補給態勢にもかかわらず前線の軍隊を養おうとした時、農村からの収奪や強制徴発は必然的に発生したからである。しかし、国家の側から戦争遂行のために行ったことでも民衆の側からするとそれは異なるものがあった。在地で暮らす民衆の側から見ると、たとえいかなる権力によるどのような形の動員であっても、「収奪」と認識された。このように、戦時下の政治状況や社会状況は民衆の心性に影響を及ぼしかねないものであった。

しかし、戦時下で暮らす民衆は国家や外部勢力による暴力に晒されていただけなのか。これに対しては、国家や支配権力に対する民衆側の反応を注視していかなければならない。前述の阿南氏の論稿では、総力戦とともに武装化された中国社会が革命政党による社会に対する管理的権力の確立を難しくさせる一方で、民国期中国に出現した巨大な軍隊の母体となっていたという点に注目している。伝統的な中国社会はもともと匪賊に対抗するために宗族や秘密結社により組織化された自衛団体が地域差はあるものの各地に存在したように、社会が多分に自発的な形で武装化していたといわれる³⁰。このように、高度に武装化した社会であった中国では、傭兵の予備軍といえる匪賊や自衛団体の隊員が豊富に存在し、それをリクルートすれば、手元にある財源に応じた規模の軍隊を比較的容易に編制することができたのが特徴である。一定の地域での支配を確立しつつ戦争を遂行するには、中国型の「社会の武装化」、すなわち清代から多分に自発的な形で武装化した社会と向き合

²⁸阿南前掲論文 24 頁。

²⁹吉澤前掲論文 31-33 頁。

³⁰阿南前掲論文 21 頁。

う必要があった³¹。このような「武装化」はその社会で生きる民衆が生存のためにとった多様な「戦略」の一端であったのではないだろうか³²。

このように、総力戦体制論などの議論でも国家とそれに直面する社会や民衆との関係を見ていかなければならない。言い換えると、それは国家や政府に対する民衆や社会の側の戦時下での反応にも注目する必要があるということである。そこで、こうした議論において、日中戦争期の社会の実相や民衆の心性に迫る方法として、家族・宗族・秘密結社等の社会集団、エスニシティ、民俗、宗教、民衆文化、儀礼、人口移動等の多様な視点からの様々なアプローチがある³³。日中戦争を宗教やそれに基づく社会集団との関係から見ていくことは重要な視点であると考えられる。本稿ではこのような視点から戦時下のムスリムを取り上げ、国家の側との関係をふまえつつ、彼らのあり方を分析する。

では、日中戦争期の「民衆」とその社会とはいかなるものであったのか。これに関して、前述した総力戦体制論を巡る議論とともに、日中戦争研究では基層社会に関する研究が盛んになってきている。戦時下の「民衆」に関する主要な研究では、農村に居住する民衆が生活する基層社会を特に重視してきた。しかし、中国には都市に居住する者もいた。またその中には非漢族もいたため、彼らにとって日中戦争とは何であったのかも問題としなければならない。民衆にとっての戦争とは、その場に直面した各々によってとらえ方が違うはずである。このような民衆の中の多様性をどうとらえればよいのか。多様な「民衆」とは具体的に何を指すのか。従来の研究（特に基層社会研究）では漢族を主な研究対象にしてきたため、非漢族のマイノリティ集団はあまり注視されてこなかったが、それらも含めて在地の「民衆」として考えなければならない。日中戦争当時マジョリティとは違った自己認識を持った代表は中国ムスリムであった。彼らも日中戦争下の中国社会で生きる「民衆」であった。彼らには民族であるのか宗教徒であるのかという「あいまいさ」や中華世界とイスラーム世界との間に位置するという「境界性」といった性質が際立っていたが、それらの特徴は戦時下において彼らの行動とその認識に影響を及ぼしたと考えられる。ここからも従来の日中戦争研究に対して、マイノリティに視点を置くことは従来の研究を相対化できるのではないか。

本稿では具体的に日中戦争期の協会をとりあげ、彼らの生存戦略を考察する。その際に、協会との国民政府と関係に焦点をあてることで、戦時下の中国ムスリムと国家との関係の一端を描くことができる。前述のように民国前期以来、中国ムスリムは侮教事件をはじめ

³¹阿南前掲論文 26 頁。

³²矢久保典良「新刊紹介：山田辰雄・松重充浩編著『蒋介石研究—政治・戦争・日本』』（『史学雑誌』第 123 編第 1 号、2014 年）142-143 頁。同「新刊紹介：石島紀之著『中国民衆にとっての日中戦争—飢え、社会改革、ナショナリズム』』（『史学雑誌』第 124 編第 3 号、2014 年）110-111 頁。同「書評：石島紀之著『中国民衆にとっての日中戦争—飢え、社会改革、ナショナリズム』」（『歴史学研究』第 940 号、2015 年）52-55 頁。

³³矢久保前掲「新刊紹介：石島紀之著『中国民衆にとっての日中戦争』」、同前掲「書評：石島紀之著『中国民衆にとっての日中戦争』」。

抑圧されているという意識をもち、「貧愚」からの脱却の必要性を痛感していた。自己の政治的あるいは社会的地位の向上という目標のために、中国ムスリムはみずからを統合する必要を感じていた。また現実的な状況と折り合いをつける必要があった。日中戦争の勃発こそ、彼らが中央政府と向き合うある種の転換点であった。彼らは生存戦略として戦時を利用した。ならば、ここからは日中戦争期の中国ムスリムの動向に注目することで中華民国及び日中戦争下の中国そのものの評価を相対化できるのではないか。これは中華民国研究への新たな視座を与えうるものである。

本稿は以上の三つの論点からマイノリティ（宗教、民族）に注目することで中央政府中心の「正史」（歴史観）を読み直すことが可能ではないかと考える。

(4) 史料について

本稿では主要史料として雑誌、新聞といった定期刊行物や国民政府内政部などの公文書といった未公開史料（檔案史料）を使用する。それに加えて、補助史料として史料集や影印版の史料を用いる。なかでも協会の機関誌『中国回教救国協会会刊』や成達師範学校の機関誌『月華』をはじめとしたムスリムの定期刊行物を史料として用いる。

各章で用いた定期刊行物は『中国回民救国協会通告』（第一章）、『中国回教救国協会会刊第一届全国代表会員大会特刊』（第一～七章）、『中国回教救国協会会刊』³⁴（第一～七章）『回教文化』（六章）、『回民言論半月刊』（のちに『回民論壇』と改称）（第五～六章）、『清真鐸報』（四章）、『回民大衆』、『月華』³⁵（第一章、第四～五章、第七章）、『成師校刊』（第六章）、『突岬』（第三～四章）、『晨熹』、『緑旗』（第六章）『東方雑誌』（第五章）、

³⁴『中国回教救国協会会刊』とは、1939年10月（第1巻第1期）から1948年10月（第8巻第2期）の間（途中中断を含む）発行された協会の機関誌である。全8巻53冊で、半月刊（後に月刊に変更）であった（途中、『中国回教救国協会会報』、『中国回教協会会刊』と名称の変更があるが、巻数・期数は終始連続している）。発行や編輯責任は協会にあった。発行地は總會の所在地であり、1946年には總會の移転とともに南京に移った。刊行の目的は、教胞の国家／民族の意識を高揚すること、抗戦の宣伝、教理の宣伝、イスラームの推進、イスラーム及びムスリムの状況の紹介であった。また主な内容は、クルアーン、ハディース、論著、小論、評述紹介、文芸作品、時評、会務報告、会議記録、分支区会活動概況、各地ムスリムの概況、国内短訊、国外短訊、小統計などである。本稿の考察対象とする日中戦争期に刊行された第1巻第1期から第6巻第10-12期合刊（1939年10月～1944年12月）までは、協会が一貫した目的を持っていたと考えられる。本稿では名称の変遷があるものの『中国回教救国協会会刊』として一括して扱う。協会が日中戦争期という特殊な状況下で創設されたため、この雑誌には抗戦活動のためのムスリムの組織化という動機から生じた内容の記事を数多く含むことは避けられないが、協会の理念を知るための重要な史料であると考えられる。

³⁵『月華』とは、北平の成達師範学校が主催し北平月華報社が編輯した機関誌である。全17巻、計485期刊行。1929年11月に発刊、1937年5月には休刊、1938年4月に桂林で復刊、1942年12月再度休刊し、1946年1月に重慶で再び復刊、1947年6月には北平に移転し、1948年6月に停刊した。内容は当初イスラームの教義を宣伝することに軸が置かれていたため、宗教関連の文章が中心であった。

『広西教育通説』（第六章）等である。新聞は『中央日報』、『新華日報』、『申報』、『大公報』などである。未公刊行史料は『国民政府檔案』、『行政院檔案』、『内政部檔案』（以上、台北・国史館所蔵）、『湖北省教育庁檔案』、『湖北省民政庁檔案』『善後救済総署湖北分署檔案』（以上、武漢・湖北省檔案館所蔵）等である。

主に用いた公文書のファイルは『中国回教救国協会陳述部訂監督回教寺廟条例實際情形困難擬由会自訂管理辦法』（国史館所蔵『内政部檔案』、檔案番号：026000013228A、4章）、『回教寺院及回教概況調査表式案』（湖北省檔案館所蔵『湖北省民政庁檔案』、檔案番号：LS3-1-1059）（第一章、第六章）、『湖北省中国回教救国協会房県支会呈恢復健生小学』（湖北省檔案館所蔵『湖北省教育庁檔案』、檔案番号：LS10-4-1121）（第一章、第六章）、『中国回民救済協会請求補助發展回民中小教育暨職業教育案』（1939年5月－1946年4月）（湖北省檔案館所蔵『湖北省教育庁檔案』、檔案番号：LS10-4-601）（第六章）、『中国回教協会主辦崇真小学請求救済附教職員生調査表』（湖北省檔案館所蔵『善後救済総署湖北分署檔案』、檔案番号：LS30-1-1643）（第六章）等である。

中国のイスラーム関係の史料集として、湖北回族に関する史料集³⁶、『中国南方回族古籍叢書』シリーズや³⁷『回族歴史報刊文選』シリーズ³⁸を使用した。他に国民政府・国民党や日中戦争に関する史料集も使用した³⁹。

³⁶湖北省民族宗教事務委員会編（答振益主編）『湖北回族古籍資料輯要』（銀川・寧夏人民出版社、2007年）。答振益『湖北回族』（北京・中央民族学院出版社、1993年）。

³⁷『中国南方回族古籍叢書』シリーズには、馬健劍主編『中国南方回族譜牒選編』中国南方回族古籍選書1（桂林・広西民族出版社、1998年）、答振益・安永漢主編『中国南方回族碑刻匾聯選編』中国南方回族古籍選書2（銀川・寧夏人民出版社、1999年）、白先経・翁乾麟主編『中国南方回族歴史人物資料選編』中国南方回族古籍選書3（桂林・広西民族出版社、2000年）、徳爾基彭錯・郭嵩明主編『中国南方回族文化教育資料選編』中国南方回族古籍選書4（成都・四川民族出版社、2001年）、段金録・姚継徳主編『中国南方回族経済商貿易資料選編』中国南方回族古籍選書5（昆明・雲南民族出版社、2002年）、馬建劍・孫九霞・張菽暉主編『中国南方回族社会团体資料選編』中国南方回族古籍選書6（成都・四川民族出版社、2003年）、陳樂基主編『中国南方回族清真寺資料選編』中国南方回族古籍選書7（貴陽・貴州民族出版社、2004年）、馬建劍・張菽暉主編『中国南方回族古籍資料選編補遺』中国南方回族古籍選書8（北京・民族出版社、2006年）、中国南方回族古籍選書叢書編委会編『中国南方回族古籍資料選書』上・下巻（桂林・広西人民出版社、2013年）、中国南方回族古籍選書叢書編委会編（馬建劍・張菽暉主編）『中国南方回族团体与宗教場所文史資料編輯』（広東人民出版社、2015年）がある。

³⁸王正儒・雷暁静主編『回族歴史報刊文選』（銀川・寧夏人民出版社、2012年）シリーズには、経済巻、社会巻・調査（上・下巻）、社会巻・青年（上・下巻）、抗戦巻（上・下巻）、教育巻（上・下巻）、社团巻（上・中・下巻）がある。

³⁹重慶市檔案館・重慶師範大学合編『中華民国戦時首都檔案』第3編、戦時社会（重慶・重慶出版社、2008年）。中国国民党中央委員会党史委員会編『革命文献』第70輯（台北・中央文物供應社、1976年）。中華民国重要史料初編編輯委員会編（秦孝儀主編）『中華民国重要史料初編一対日抗戦時期』第4編、戦時建設（一）（台北・中国国民党中央委員会党史委員会・中央文物供應社、1988年）。中国第二歴史檔案館編『中華民国檔案資料滙編』第5輯第1編、文化（南京・江蘇古籍出版社、1994年）。中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料滙編』第5輯第3編、文化（南京・江蘇古籍出版社、2000年）。

三 本稿の各章の構成と位置付け

本稿の主要考察対象である協会とはどのような団体であったのか。第一章「中国ムスリム統合の試み—中国回教救国協会の設立と展開」⁴⁰では、日中戦争期のムスリムの統合を目指す団体であった協会の設立と展開について分析する。ここでは、本団体の設立を協会幹部らが自分たちの背後にあると考えたムスリム社会を統合するための試みとして位置付ける。漠然とした民意や「集団」の声もある種の社会の反映と考えられる。協会は国家と基層社会との間の中間的な存在として位置付けられる。それは協会の認識やあり方が社会の一側面を反映していると考えられるからである。

第二章「中国回教救国協会にとっての抗戦と宗教—『救国興教』という理念」⁴¹では、日中戦争期における協会の「救国興教」という理念をについて分析する。中国ムスリムとその団体にとって抗戦とは何であったのか。本章では宗教と抗戦の相互関係に注目しながら、協会が堅持した理念とはいかなるものであったのかを考察する。この時期、中国ムスリムの生存戦略として抗戦シャヒード論（第二章 38-39 頁で詳述）が提唱されていたが、これらの抗戦理論が現実の状況ではどのように展開されていたのか。協会の理念に焦点をあて、その中での抗戦と宗教との相互作用を彼らなりの生存戦略として位置付ける。

第三章「中国回教国協会と孫文崇拜」⁴²では、国民政府による孫文崇拜とそれへの協会の対応に焦点をあて、国家の政策や政治的行事と宗教心との折り合いの付け方や彼らの中でのそれらの位置付けを検討する。国民政府は「政治シンボル」として孫文の遺言や遺影を政治儀礼の中で使用した。これらはあたかも孫文を「偶像」として崇拜しているかのようであった。これに対し偶像崇拜を原則禁止していた中国ムスリムたちは孫文に対する個人崇拜的傾向をどのように受け止めたのか。また彼ら自身がこの問題をどう処理したのか。このような問題意識から、日中戦争期のムスリム団体の国民政府による政治儀礼の対応を分析した。

第四章「中国回教救国協会の清真寺運営論」⁴³では、戦時下の協会がどのように清真寺を管理運営していくことを理想としていたのかについて、協会とそれに近い立場の知識人たちによる清真寺運営に対する認識と管理制度制定過程を取り上げた。協会にとって清真寺

⁴⁰初出：矢久保典良『日中戦争期における中国回教救国協会とその世界観』（修士論文：慶應義塾大学大学院文学研究科、2008年1月提出）及び同「抗戦時期、回教団体對於回民“社会”統合的嘗試—以中国回教救国協会的設立和展開為中心」（「第二届抗日战争史青年学者研讨会」會議提出論文、2015年3月21-22日、於西南大学中心図書館他）を加筆修正した。

⁴¹初出：矢久保典良「中国ムスリム団体にとっての宗教と『抗戦』—中国回教救国協会の理念を中心に」（『史潮』新74号、2013年、37-52頁）を加筆修正した。

⁴²初出：矢久保典良「口頭報告：日中戦争時期の中国ムスリム団体と『孫文崇拜』—中国回教救国協会の議論を中心に」（2014年度史学会大会東洋史部会報告、2014年11月9日；於東京大学本郷キャンパス）を文章化して、加筆修正した。

⁴³初出：矢久保典良「日中戦争時期における中国回教救国協会の清真寺運営論」（『東洋学報』第97巻第4号、2016年掲載予定）を加筆修正した。

の管理運営は中国のムスリム社会における政治と宗教を結びつけるものであった。

第五章「中国回教救国協会の宗教活動とその特徴—重慶における祭りを事例に」⁴⁴では、日中戦争時期における協会の宗教的な側面について扱う。具体的には協会総会と重慶市分会によるイスラームの宗教活動である二大祭（断食明けの祭りと犠牲祭）を分析する。第二章で明らかにした「救国興教」といった理念が、実際の宗教面とどのように機能したのか、理念と宗教活動の関係について述べる。

第六章「中国回教救国協会の教育振興事業—湖北省分会における清真小学校建設を事例に」⁴⁵では、宗教活動と同じく協会の主要な目的の一つであった教育振興事業について扱う。戦時下で協会の分会（省、市レベルの下部組織）と支会（県、鎮レベルの下部組織）はムスリム教育を非常に重視し、特に初等教育を支援したため、小学校の建設を推進した。協会の教育事業振興計画、教育部による対応、湖北省における清真小学校建設運動などを事例に分析する。協会の側からいえば、清末以来の社会的・政治的な地位を向上させるための手段であった教育振興という長年の夢を日中戦争期に一定程度実現できたことである。

第七章「中国回教救国協会の戦後構想 1—ムスリムにとっての憲政論：1939-1940」⁴⁶と第八章「中国回教救国協会の戦後構想 2—1943年以降の言説を事例に」では、社会状況や戦況の変化とともに協会が日中戦争後期にどのように「戦後」を構想していたのかについて考察する。なかでもムスリム知識人たちが憲法や憲政についてどのように考えていたのかという、彼らの憲政観を分析する。ここでは憲政に対する議論自体ではなく、協会とこの団体に近い立場をとった知識人たちのそれに対する論理を扱う。日中戦争後期になると戦後構想として国民大会での議席獲得へと目標を変更したのではないか。これは戦後の団体存続と政治参入を見据えた憲政実施下での議席獲得運動につながる生存戦略と位置付けて考察する。国民大会での議席獲得を狙い、「民族性」を否定しつつもムスリムの特殊性を強調していた。それは政治・国家（世俗）と宗教・民族の狭間でアイデンティティの利用ともいえよう。

⁴⁴初出：矢久保典良「日中戦争期の重慶における中国ムスリム団体の宗教活動とその特徴—中国回教救国協会とその重慶市分会を中心にして」（『史学』第79巻第1・2号、2010年、55-86頁）を加筆修正した。

⁴⁵初出：矢久保典良「近現代湖北回教社团与其社会活動—以中日戦争时期的中国回教救国協会湖北省分会和其初等教育工作為例」（胡春恵・周恵民主編『2012 兩岸四地歴史学研究生研討會論文集』台北・国立政治大学歴史系・香港珠海書院重慶研究中心、2013年、83-98頁）に、同「口頭報告：重慶国民政府期の中国ムスリム団体による『教育振興事業』—湖北省における初等教育を事例として」（イスラーム地域研究・若手研究者の会2012年11月例会、2012年11月18日、於東京大学本郷キャンパス）の内容を加えて加筆修正した。

⁴⁶初出：矢久保典良「日中戦争時期の中国ムスリムにとっての憲政論：1939—1940」（『史学』第84巻第1・2・3・4号—文学部創設125年記念号（第1分冊）、2015年、307-329頁）を加筆修正した。

なお、補論「中国回教救国協会の下部組織—湖北省分会を事例として」⁴⁷では、協会とその傘下の下部組織との関係はどのようなものであったかを湖北省に焦点をあてて分析した。具体的には協会湖北省分会の設立から変遷とそれに所属する支会の展開について検討している。

以上から、中華民国という「国家」の枠組みの範囲内で（国家の主張を利用して）生き残るための選択として、自己の社会的・政治的地位の向上（政治参入、参政権、政治参加の獲得など）と権益の維持のために法や近代的なルールに則った行動を彼らの生存戦略の一端として見なすことができる。「救国興教」という論理（第二章）、「政治信仰」と「宗教信仰」の分離という論理（第三章）、清真寺認識と清真寺管理運営論（第四章）、イードにおける「抗戦」要素の導入（第五章）、教育振興（第六章）や憲政論（第七章・第八章）などのテーマを扱うことで、統治者・抑圧者と被抑圧者・協力者、抑圧と抵抗、妥協といった枠組みの視点を越えて、ムスリムと国民政府との関係が明らかになる。

おわりに

最後に本稿に関連する先行研究を整理し、本稿の位置付けを行う。中国において、日中戦争期のムスリムやその団体自体を扱った研究は少なくないが、多くは彼らの抗日・救国・愛国的な面を重視し、協会とその下部組織⁴⁸や協会理事長であった白崇禧とイスラームとの関係⁴⁹、日中戦争におけるムスリムの抗日貢献⁵⁰などを詳述している。こうした従来の研究

⁴⁷初出：矢久保前掲「近現代湖北回教社団与其社会活動」に、同「口頭報告：日中戦争時期湖北省における回教団体の変遷とその活動」（中国ムスリム研究会第24回定例会、2013年1月12日、於早稲田大学早稲田キャンパス）の内容を加えて加筆修正した。

⁴⁸協会の総会については、答振益「中国回教救国協会成立時間地点質疑」（『回族研究』1991年第2期）、白友涛・柴静「中国回教救国協会論述」（『回族研究』1995年第4期）、答振益「關於中国回教救国協会成立的歷史背景」（『青海民族学院学報』〔社会科学版〕1997年第4期）、答振益・劉書英「試析中国回教救国協会論述」（『回族研究』1998年第4期）、白友涛・柴静「論民国時期回族社団的特点」（『回族研究』2000年第2期）、王德才「中国回教救国協会在抗日救亡運動中的歷史作用」（『中国穆斯林』2009年第5期）などがある。また分会については、白友涛「中国回教救国協会安徽分会評述」（『回族研究』1999年第2期）、孫穎慧「中国回教救国協会分会概述」（『寧夏社会科学』2005年第4期）、同「中国回教救国協会寧夏分会述評」（『回族研究』2005年第4期）、張嵘「中国回教救国協会陝西省分会述評」（『西北師大学報』〔社会科学版〕第47卷第6期、2010年）などがある。

⁴⁹協会理事長白崇禧とイスラームの関係については、常啓明「白崇禧將軍与桂林伊斯蘭教片断」（『回族研究』1996年第2期）、同「白崇禧的教門情結」（『中国穆斯林』2003年第2期）、周瑞海「白崇禧將軍对日的貢獻—為紀念中国人民抗日鬪争六十周年而作」（『回族研究』2005年第3期）、同「国民党中回族官兵对抗日的貢獻—二、国民党抗日回族將領白崇禧」（周瑞海他『中国回族抗日救亡史稿』北京・社会科学文献出版社、2006年）がある。

⁵⁰日中戦争におけるムスリムの抗日貢献関係の研究には、桂林ムスリムの「愛国救国」運動を扱った馮力行・唐国英「抗日戦争期間桂林回教界的愛国救亡運動」（『桂林市教育学院学報』1999年第2期）、ムスリムの対外活動を扱った達慧中「抗戦時期回族争取国際声援

は国民党の「御用団体」という面を強調したものとされている。しかし、他方では政府側に近い立場にいる状況を巧く利用しながら自らの社会的・政治的地位の向上を目指した面も否定できない。国民政府の枠内という限界はあったが、彼らの言動は政治参加の拡大を目指す動きの中で生存戦略の一環として位置付けることができるだろう。

これに対して、日本における日中戦争期のムスリムとその団体に関する研究は、日本側からの働きかけ、いわゆるイスラーム工作や占領地のムスリムに関する研究が中心であった。例えば、これらに関する主要なテーマには華北・蒙疆におけるイスラーム工作と中国回教総联合会や西北回教联合会などの団体に関するもの⁵¹、「満洲国」におけるイスラームに関するもの⁵²などがある⁵³。これらの日本占領地域における研究では、政治権力と社会の

的国民外交活動」（『西北第二民族学院学報』2004年第1期）、抗日戦争におけるムスリムの抗日貢献を扱った李松茂「中国穆斯林的抗日活動」（『中国宗教』1995年第2期）、薩利哈・安士偉「紀念世界反法西斯戦争和中国抗日戦争勝利五十周年」（『中国穆斯林』1995年第5期）、麻健敏「回族全面投身抗戰及其歷史意義」（『福建論壇』〔人文社会科学版〕1995年第4期）、王伏平・勉琳娜「西北回族对抗日战争的贡献」（『回族研究』2003年第4期）、周瑞海他前掲書がある。

⁵¹華北のイスラーム工作と中国回教総联合会に関する主な研究は、Ando Junichiro, “Japan’s ‘Hui-Muslim Campaigns’ (回民工作) in China from the 1910’s to 1945 :An Introductory Survey”（『日本中東学会年報』第18巻第2号、2003年）、安藤潤一郎「日本占領下の華北における中国回教総联合会の設立と回民社会：日中戦争期中国の『民族問題』に関する事例研究へ向けて」（『アジア・アフリカ言語文化研究』（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所）第87号、2014年）、新保敦子「日中戦争時期における日本と中国イスラム教徒—中国回教総联合会を中心として」（『アジア教育史研究』7号、1998年）、同「日本占領下の華北におけるイスラム青年工作—中国回教青年団をめぐって」（『早稲田教育評論』第14巻第1号、2000年）、同「日本軍占領下における宗教政策—中国華北のイスラーム教徒をめぐって」（『早稲田大学教育学部学術研究』〔教育・社会教育学編〕第52号、2003年）、山崎前掲論文などがある。また蒙疆におけるイスラーム工作と西北回教联合会に関する主な研究には、坂本勉「アブデュルレシト・イブラヒムの再来日と蒙疆政権下のイスラーム政策」（坂本勉編著『日中戦争とイスラーム—満蒙・アジア地域における統治・懐柔政策』慶應義塾大学出版会、2008年）、新保敦子「西北回教联合会におけるイスラム工作と教育」（『早稲田大学教育学部学術研究』〔教育・社会教育・体育学編〕第48号、1999年）、同「蒙疆政権におけるイスラム教徒工作と教育—善隣回民女塾を中心として」（『中国研究所月報』第53巻第5号、1999年）、澤井充生「日本の回教工作と民族調査：戦前・戦中期の内モンゴルを中心として」（『人文学報』〔首都大学東京人文科学研究科〕第468号、2013年）、同「日本の回教工作と清真寺の管理統制—蒙疆政権下の回民社会の事例から」（『人文学報』第483号、2014年）などがある。

⁵²「満洲国」における主な研究には、田島大輔「『満洲国』初期の回民教育問題—『満洲伊蘭協會』の事例を中心に」（『立命館東洋史学』第32号、2009年）、同「『満洲国』のムスリム」（『アジア遊学』第129号、2009年）同「『満洲国』における回民墓地遷移問題—『建国』当初の事例を中心に」（『立命館文学』第619号、2010年）などがある。

⁵³その他に、上海におけるイスラーム工作（松本ますみ「佐久間貞次郎の対中国イスラーム工作と上海ムスリム」（『上智アジア学』第27号、2009年）や大日本回教協会などの日本国内におけるイスラーム工作（島田大輔「『全方位』回教政策から『大東亜』回教政策へ—四王天延孝会長時代の大日本回教協会 1942—1945」（『次世代アジア論集—早稲田大学アジア研究機構「次世代アジアフォーラム」研究成果報告論文集』（早稲田大学アジア研究機構）

関係をイスラーム工作に注目して考察している。しかし、日本においては戦時期の国民政府下でのムスリムとその団体、特に協会に関する研究⁵⁴はまだ十分に検討されていない⁵⁵。

全体的に従来の研究は抗日運動における政治的な側面を重視し、宗教的側面への視点が看過されている。中国ムスリムが持つ宗教的な紐帯で結びついた社会集団であったという面を通して国民政府等の国家権力や政治空間との関わりにさらに注目する必要がある。なぜならば、中国各地に居住するムスリムにとって戦時動員下の政治環境と宗教・生活とは切り離すことはできないものだったからだ。それらの関係に注意を払うことで、ムスリム自身の戦争との関わり方の多様性が明らかになる。戦時下での彼らの国民政府への取り込みの問題を直接的な政治的利用（政治動員など）の側面からだけではなく、元来彼らが有する宗教に基づく規範意識の利用という面からの内部統合への作用も見ていく必要がある。日中戦争下におけるムスリムの取り込みにおいては「愛国」・「抗日」・「救国」などといったスローガンを前面に押し出した政治的プロパガンダだけではなく、彼らが信仰するイスラームという宗教的要素も政治利用されたと見てよい。協会の設立には抗戦という時代の要請がたとえ強かったとしても、宗教を背景としていたことに変わりがない。特に戦争という政治状況と宗教とが複雑に絡み合う相互関係こそが重要である。これらに注目することで、ムスリムと国民政府の関係の一端を見出すことができるだろう。

第8号、2015年）などに関する研究がある。

⁵⁴日本における重慶政府側のムスリム政策や協会に関する主要な研究には、Matsumoto Masumi, “Sino-muslims’ Identity and Thoughts during the Anti-Japanese War :Impact of the Middle East on Islamic Revival and Reform in China”（『日本中東学会年報』第18巻第2号、2003年、39-54頁）、矢久保前掲「日中戦争期の重慶における中国ムスリム団体の宗教活動とその特徴」、同前掲「中国ムスリム団体にとっての宗教と『抗戦』」、同前掲「近現代湖北回教社団与其社会活動」などがある。

⁵⁵ただし、イスラーム改革運動の進展・機能、その現代につながる影響について論じた研究の中で、この時期のイスラーム団体とそれ以前の改革運動との連続性が指摘されている（松本前掲「中国イスラーム新文化運動とナショナル・アイデンティティ」。同前掲「中国のイスラーム新文化運動」）。

第一章 中国ムスリム統合の試み—中国回教救国協会の設立と展開

[目次]

はじめに

一 ムスリム団体の設立への伏線

(1) 日中戦争以前のムスリムとその置かれた環境

(2) 日中戦争以前の中国イスラーム改革運動

二 日中戦争の勃発と中国回教救国協会の誕生

三 中国回教救国協会の設立とその展開

(1) 中国回教救国協会の設立と変遷

(2) ムスリムの「統合」への希求—中国回教救国協会の設立の背景

四 中国回教救国協会の組織構造とムスリム統合への試み

(1) 中国回教救国協会の組織と構造

(2) 下部組織の展開—分会・支会

(3) 中国回教救国協会の理念と活動

おわりに

はじめに

中国におけるムスリムは圧倒的多数を占める漢人に囲まれて生活している点からいえばむしろ彼らは少数派であった。しかし、その人口は決して少数ではなく、彼らが国家に与える影響は決して少なくなかった。それは、国民国家の形成を目指していた南京国民政府（以下、本稿の本文および注においては「南京政府」と略称する）は「国民」を統合していくために地方軍事勢力（いわゆる「軍閥」）、「少数民族」（あるいは漢族の側からみた「異民族」）、宗教勢力などといった他の多様な集団と同様に、ムスリムも取り込んでいかねばならなかったからである。特に日中戦争期は戦争遂行という目的からも、中国ムスリムを「国民」として動員していく必要があった。それは日本側が彼らに対する積極的な働きかけを行っていたという脅威からきていた。「抗戦建国」を目指した重慶国民政府（以下、本稿の本文および注においては「重慶政府」と略称する）もまた彼らを見捨てることができなかった。

一方、中国ムスリムたちも自分たちの状況の改善に取り組むと同時に自らをムスリム意識に基づいて「統合」することを試みようとしていた。日中戦争期は国家によるムスリムの「国民」へ統合と彼ら自身による自己集団への統合という二つの次元での統合が試みられた時期と考えられる。

本章では、日中戦争期のムスリムの統合を目指す団体であった協会の設立と展開について分析し、それは協会幹部らが彼らを統合するための試みであったことを位置付ける。ここでいう「ムスリム社会」とは協会が自分たちの背後にいたいと思っているムスリム及びそ

の社会のことを想定している（そのため、ここでの「ムスリム社会」は実際の基層社会一般を指していない）。

まず本章に関連する先行研究について見ていく。先に述べたように、中国において日中戦争期のムスリムやその団体を扱った研究は少なくない。そこには協会とその下部組織¹や協会理事長であった白崇禧とイスラーム関係²、日中戦争における抗日貢献³などに関する研究がある。その多くは彼らの抗日・救国・愛国的な側面を重視して、抗日活動への貢献に関して詳述している。

これに対して、日本における日中戦争期の中国ムスリムとその団体に関する研究は、日本側からのムスリムへの働きかけ、いわゆるイスラーム工作や占領地のムスリムに関する研究が中心であった。例えば、これらに関する主要なテーマには華北・蒙疆におけるイスラーム工作と中国回教総聯合会や西北回教聯合会などの団体に関するもの⁴、「満洲国」におけるイスラームに関するものなどがある⁵。ただし、イスラーム改革運動の進展・機能やその現代につながる影響について論じた研究の中で、この時期のイスラーム団体とそれ以前の改革運動との連続性が指摘されている⁶。しかし、日本においては戦時期の国民政府下でのムスリムとその団体、特に協会に関する研究はまだ十分に検討されていない⁷。また政治動員などといった直接的な政治的利用の側面からだけでなく、元来ムスリムが有する宗教意識という面からの内部統合への作用も見ていくことが必要であると思われる。そこで、協会とその幹部の視点から、協会という全国規模の団体の設立とその展開がどのような意味を持っていたのかを考察していく。

一 ムスリム団体の設立への伏線

(1) 日中戦争以前のムスリムとその置かれた環境

日中戦争以前のムスリムの辿ってきた歴史について再度概観する。中国にイスラームが最初に伝えられたのは、7世紀にアラブの大食国^{クサーラ}からの使者が渡来した時といわれている。元代には西アジアや中央アジアのモンゴルの支配地域などから大量のイスラーム教徒が中国に移住してきた。彼は「色目人」として行政官、技術者、軍人等として登用され、モン

¹協会に関する研究については、18頁注44参照。

²協会理事長白崇禧とイスラームの関係の研究については、17-18頁注46参照。

³日中戦争におけるムスリムの抗日貢献関係の研究については、18頁注47参照。

⁴華北のイスラーム工作と中国回教総聯合会に関する主な研究及び蒙疆におけるイスラーム工作と西北回教聯合会に関する主な研究については、18頁48参照。

⁵「満洲国」における主な研究については18-19頁注49参照。

⁶松本ますみ「中国イスラーム新文化運動とナショナル・アイデンティティ」（西村成雄編『現代中国の構造変動』第3巻、東京大学出版会、2000年）。同「中国のイスラーム新文化運動—ムスリム・マイノリティの生き残り戦略」（小松久男・小杉泰編『現代イスラーム思想と政治運動』東京大学出版会、2003年）。

⁷日本における重慶政府側のイスラーム工作や協会に関する主な研究については、19頁注51参照。

ゴル人に次ぎ「回回は天下に遍し」といわれた⁸。彼らの子孫は中国に住み続け、漢人との通婚を繰り返し、世代を経るごとに漢人との外見上の区別がつかなくなった。明代には科挙に合格し官僚になる者も現れるなど、更に漢化が進んだ。明末から清代にかけて、アラビア語やペルシア語のイスラーム典籍が儒教の概念と漢語を使って再解釈された漢語イスラーム文献が数多く出版された。このように、ムスリムたちはイスラームを信仰しながら、皇帝の命に服従する順民として儒教的世界で生きてきた。

しかし、18世紀になると、周りの社会と調和を図っていた「社会」に多くの「門宦」（スーフィー教団）が伝えられ、西北地方の貧しい人々に大きな影響を与えた。それらは既存の教派（「老教」）と軋轢を起すようになった。この教派間の対立が清朝の介入を招き、18世紀末から19世紀半ばにかけて頻発したムスリム蜂起の引き金となった⁹。最終的には清朝によって一連の蜂起は鎮圧されたが、この結果、清末の「ムスリム社会」は相当な打撃を受け、それは民国期になっても後を引くことになった。そして以来生じたムスリムに対する「叛」や「匪」といった否定的なイメージが、民国期に入っても侮教事件など漢回対立の火種となる場合もあった¹⁰。また民国期における雑誌や新聞などの情報手段の発達によって、蜂起の当事者ではなかったムスリムにもこの否定的なイメージが貼られていくこともあったからである。近代教育制度の整備により公立小学校ができると、その中でムスリムと漢人との生活習慣の違いも顕在化した。この時期に移入された西欧式の知識と共に「クルアーンか剣か」式のイスラームに対する偏見までもが伝播してしまった。こうした偏見が蔓延した結果、1930年代初めに彼らを揶揄し侮辱するような記述が掲載された雑誌が次々と出版されるという侮教事件がたびたび発生し、それに対する大規模な抗議行動も行われた¹¹。

このように、ムスリム蜂起以来形成されたムスリムに対する負のイメージはその生活に影を落としたため、彼らは自分たちが「白眼視されている」あるいは「虐げられている」と痛感するようになった。この時期でも彼らは誤解・差別された存在という自己認識があったが、そのような状況を乗り越えるためには貧困と無知の改善（彼らの言うところ「貧愚」からの脱却）が必要であると考え、知識人たちは教育の振興やムスリム組織の設立に尽力することになった。

また、もともとムスリムは「大分散小集住」といわれるように中国領内に分散していたが、それぞれの地域で清真寺を核に集って生活をしていた。清真寺はコミュニティの中心

⁸矢久保前掲「中国のイスラーム」20頁。前掲『中国のムスリムを知るための60章』20、37、218-222及び248-252頁。

⁹松本前掲「中国イスラーム新文化運動とナショナル・アイデンティティ」100-104頁。

¹⁰松本前掲「中国イスラーム新文化運動とナショナル・アイデンティティ」104-105頁。同前掲「中国のイスラーム新文化運動」146-147頁。

¹¹松本前掲「中国のイスラーム新文化運動」146-147頁。安藤潤一郎「『回族』アイデンティティと中国国家—1932年における『教案』の事例から」（『史学雑誌』第105編第12号、1996年）97-96頁。

に位置し、その管理運営のあり方は伝統的コミュニティの組織構造と密接に関わっていた¹²。本来各共同体間の横のつながりは希薄であり、全国を包括し統合するような組織は存在しなかった。それに加えて、テュルク系諸語やモンゴル系諸語を話す者もいれば漢語を話す者もいるといった言語的な差異や、居住地域も全国に渡っているため地域差も少なくないなどといった多様性に富んでいたのも、イスラームという共通点をもとに結集する力は弱かった。知識人の間でも、中国のムスリムは全国に浮かぶ点に過ぎず、一つのまとまりとはいえないと思われていた。日中戦争以前のムスリムはこのような環境下で生きていた。

(2) 日中戦争以前の中国イスラーム改革運動

民国期はムスリムに海外由来の科学知識や新しいイスラーム知識をもたらした。メッカ巡礼などで西アジアを訪れた宗教指導者や知識人たちは「本場」の雰囲気魅了されるとともに、当時現地で台頭していた近代化やイスラーム復興の動きに触発され、彼らは帰国後にイスラーム復興と改革のイニシアチブをとり、中国におけるイスラーム改革運動を開始した。この運動には反帝国・反侵略主義運動、政治的・文化的エスニシティ形成運動、宗教復興運動等という様々な側面を持っていた。これは教育の振興、男女別による中阿（漢語－アラビア語）学校の成立、イスラーム雑誌・新聞の刊行、漢語とアラビア語のバイリンガルテキストや翻訳本の刊行、各種漢訳クルアーン及びハディースの刊行、非ムスリムへのイスラーム理解を助けるための啓蒙活動、イスラーム諸国への留学、清真寺の修復と増設、愛国主義の標榜などの様々な内容を含むものであった。これらはどれも中国ムスリム自らが置かれた立場の改善を全体的に目指していた。これに加えて、上海・天津等の国際都市において国際貿易の発展とともにインドや蘭印（オランダ領東インド）からのムスリムが来航し、新たなイスラームの風を吹き込んだこともこれらの動きを支える一因となった¹³。

この改革運動の動きの中で展開された教育振興については、アホン（「阿衡」）や教師といった知識人の養成のために、成達師範学校などの高等教育機関が創設されたことを挙げる事ができる。1925年に済南で創設されたこの学校（前後して北平、桂林へと遷る）は、イスラーム文化とムスリム固有の精神を発揚・向上させ、宗教意識、新しい国民国家に対する意識やムスリム共同体意識を兼ね備えたアホンや教師の養成を目指した。設立者の一人であった唐柯三¹⁴は、山東省の代表的なムスリム知識人であり、ムスリムという縁で国民

¹²岩村忍『中国回教社会の構造』上・下（日本評論社、1949－1950年）。澤井充生「中国の宗教政策と回族の清真寺管理運営制度－寧夏回族自治区銀川市の事例から」（『イスラーム世界』第59号、2002年）23-49頁。

¹³松本前掲「中国のイスラーム新文化運動」141-143及び150-151頁。

¹⁴唐柯三（1882－1950）：山東省鄒県出身のムスリム。1925年成達師範学校校長、1930年国民政府蒙蔵委員会委員兼総務処処長、1938年協会副理事長等を歴任した。また1938年秋桂林成達師範学校を主宰した（徐友春主編『民国人物大辞典（増訂版）』石家荘・河北人民出版社、2007年、1321-1322頁）。

政府蒙蔵委員会委員長であった馬福祥¹⁵との関わりが強かった。後に唐柯三自身も蒙蔵委員会委員に任命され、国民政府に関わることになった。この学校の他に、上海伊斯蘭回文師範学校、雲南明德中学等といった同様の学校を開設した¹⁶。

またこの時期の代表的な組織としてメッカ巡礼を果たした宗教指導者であった王寛¹⁷によって1912年北平で成立した中国回教倶進会を挙げることができる。これはムスリム全体を代表し、彼らを指導することを目指したものであった。中国各地のムスリム知識人や資産家による支援を取り付けることに成功し、分会を設立するなど全国に広がっていた。各地における清真中学の設立、ムスリム教育の普及、クルアーンの翻訳、啓蒙雑誌の発刊などの事業を展開した。その結果、当時「社会」で最も影響力のあった団体になった。しかし、この団体は1936年国民政府が既に中華回教公会を批准したという理由によって北京市政府によって解散させられた¹⁸。

このように、民国前期以来展開されてきた改革運動の流れの中で、多くの学校や組織・団体が誕生した。その大部分はあまり機能せず各地で分散して存在するだけであったが、この時期にも中国回教倶進会という各地に支部を持つ組織が一応存在していた。しかし、これは前述のように1936年に解散させられたため、日中戦争直前には全国規模で中国のムスリムを包括できるような団体が存在せず、行動の一貫性や統一を欠く「旧弊」が存在していた。そのため、知識人たちが中国全土にバラバラに居住するムスリムを結びつける全国規模の統一的な組織の成立を呼びかけていた¹⁹。これこそが「貧愚」という状況を乗り越え

¹⁵馬福祥(1876-1932):字雲亭。甘肅河州(現臨夏)出身のムスリム軍人、政治家、ムスリム軍事勢力の指導者。西寧鎮統兵兼阿爾泰護軍使(1904年)、甘肅寧夏鎮總兵(1912年)、阿爾泰護軍使、甘肅寧夏護軍使兼寧夏將軍(1913年)、綏遠都統(1920年12月)、綏区辺防務總司令(1924年)等を歴任した。また国民政府軍事委員会委員(1928年)、北平政治分会委員、青島特別市市長(1929年)、安徽省政府委員兼主席(1930年)、蒙蔵委員会第二代委員長(1930年)、国民會議代表(1931年)、国民政府委員、国民党第四次中央候補執行委員、国難會議議會議員(1932年)等を歴任した(前掲『民国人物大辞典』1175頁)。

¹⁶松本ますみ「中国イスラーム近代主義と中国近現代史に関する一考察—中国イスラーム宗教指導者の革命参加を考えるために」(『新潟史学』[新潟史学会]第35号、1995年)31-32頁。松本前掲「中国のイスラーム新文化運動」153-154頁。

¹⁷王寛(1848-1919):字浩然。北京出身のムスリム。アホン、中国イスラーム改革運動の指導者。1906年のメッカ巡礼の際に、トルコ・エジプト等を歴訪し、イスラーム近代主義の現実と中国のイスラーム界との乖離を認識した。帰国後、アラビア語・ペルシア語経典に基づいた伝統的な中国イスラーム教育(経堂教育)を改革し、漢籍・科学も並行して学習できるようにして、新時代に適応した人材育成を目指した。1912年中国のムスリムに国家意識と世界常識を広めることを目的として、中国回教倶進会を発足させた(松本ますみ「王寛」大塚和夫他編集『岩波イスラーム辞典』岩波書店、2002年、223頁)。

¹⁸松本前掲「中国イスラーム近代主義と中国近現代史に関する一考察」30-31頁。同前掲「中国イスラーム新文化運動とナショナル・アイデンティティ」106-108及び110頁。劉東声・劉盛林・北京市政協文史資料研究委員会・北京市宣武区政協文史資料委員会編『北京牛街』(北京・北京出版社、1990年)94頁。

¹⁹松本前掲「中国のイスラーム新文化運動」153及び156頁。

るための第一歩であった。

二 日中戦争の勃発と中国回民救国協会の誕生

中国ムスリム知識人たちが社会的・政治的な地位向上を目指して改革運動を行ったものの、全国規模の組織がまだ機能していなかった時期に戦争の足音が迫っていた。1930年代の日本は中国ムスリムを自分たちの側に取り込むことを視野に入れて活動をしていた。満洲事変後の1934年、日本は「満洲国」内のムスリムに対してイスラーム工作を行うため満洲イスラーム協会を設立した（1938年に「満洲回教協会」に改組）。次に「満洲国」に隣接する内蒙古に「蒙疆政権」²⁰を樹立すると、そこに西北回教聯合会を設立した。西北地方（寧夏、甘肅、青海、新疆、陝西の各省）はいわゆる回民軍閥とよばれる中国ムスリムの世俗軍事勢力が統治しており、国民政府の支配は強くなかった。信仰に基づく強い絆によって生み出された彼らの団結心、それに基づいて張りめぐらされるイスラーム・ネットワークを政治的・軍事的に自陣営へ取り込むとともに、ソ連から中国へと続く国民政府側の補給路を分断することが日本のもくろみの一つであった。そして1938年には華北地域にもムスリムを懐柔する中国回教総聯合会が設立された²¹。

華北における日本側の団体設立の動きと前後して、中国側のムスリムたちも全国規模の組織の設立を目指すことになった。天津出身のムスリム官僚の時子周²²は団結の必要性を痛感していたため、1938年1月に同じく天津出身の王静齋²³とともに鄭州で「中国回民抗日

²⁰1937年に察南自治政府、晋北自治政府と蒙古聯盟自治政府が樹立し、それぞれの自治政府を統括する蒙疆聯合委員会が設置された。1939年にはそれらの自治政府を統合して蒙古聯合自治政府を樹立した。

²¹小村不二男『日本イスラーム史』日本イスラーム友好連盟、1988年。坂本前掲論文。新保前掲諸論文。澤井前掲「日本の回教工作と民族調査」。同前掲「日本の回教工作と清真寺の管理統制」。山崎典子「日中戦争時期の中国ムスリム社会における『親日派』ムスリムに関する一考察：中国回教総連合会の唐易塵を中心に」（『中国研究月報』第65巻第9号、2011年）。Ando Junichiro 前掲“Japan's 'Hui-Muslim Campaigns' (回民工作) in China from the 1910's to 1945”。安藤前掲「日本占領下の華北における中国回教総聯合会の設立と回民社会：日中戦争期中国の『民族問題』に関する事例研究へ向けて」。松本前掲「中国のイスラーム新文化運動」。

²²時子周（1879-1967）：原名作新。天津出身のムスリム官僚。1906年南開中学の教員を務めた。1930年天津市立師範学校校長及び国民党天津市党部委員に任ぜられた。また寧夏政府委員兼教育庁長、湖北省政府委員兼教育庁長、国民党中央執行委員、国民党中央政治学校辺疆教育班主任、「回民協会」副理事長、協会理事等を歴任した。戦後、国民党天津市党部主任委員、天津市臨時参議会議長、国民大会代表等を歴任した。1949年台湾に行った。その後、総統府国策顧問、国民党中央評議会委員、光復大陸設計研究委員会委員、協会理事長等を歴任した（邱樹森主編『中国回族大詞典』南京・江蘇古籍出版社、1992年、315頁、前掲『民国人物大辞典（増訂版）』1181-1182頁、参照）。

²³王静齋（1879-1949）：天津出身のムスリム。20世紀前半の高名な中国のイスラーム学者、アホン。1912年中華民国成立時に国民党に入党した。1922年より約2年間、中東歴訪の旅に出て、メッカ巡礼とエジプトのアズハル大学への留学を果たし、中東イスラーム復興運動を目の当たりにする。帰国後、イスラーム振興をはかるべき、中国ムスリムの教

救国協会」という団体を発足させ、あわせて『中国回民救国協会通告』を刊行した。1月10日、同誌で団体の成立宣言と宗旨を含む「中国回民救国協会宣言」を発表した²⁴。しかし、当時は団体の所在地もまだ定まっておらず、この団体の活動はあまり活発でなかったため、より強力な団体が求められていた。

こうした状況の中で、漢口で成立した国際反侵略運動大会中国分会（本会は1936年英米の反戦活動家の呼びかけで成立した侵略に反対する国際宣伝組織。1938年1月、この組織の主旨に賛同した中国の各界の有力者の支持によって設立した中国における分会）は、反侵略運動宣伝週間（2月6日-12日）と「宗教日」という宗教に関係する宣伝を行う日（2月6日）を設置し、キリスト教をはじめとした各宗教団体が全国各地で「国のために祈禱を行う」などの活動を挙行了した。それに対して、時子周による「中国回民救国協会」も全国ムスリムとイスラーム団体を代表し、反侵略活動の擁護を表明した。また、2月14日には武漢のムスリムが漢口民権路の清真寺で伊斯蘭教反侵略大会を挙行了した²⁵。加えて同年4月に漢口市回民戦地服務団が成立して武漢におけるムスリムたちを組織し、抗日救亡工作に従事した。8月28日には、この団体は「中国回民青年戦地服務団」に改称した²⁶。しかし、戦火が迫りくる状況でも中国ムスリムを代表する団体はまだ正式には成立していなかった。

そこで同年4月から5月にかけて白崇禧と孫繩武²⁷が武漢に滞在していた機会をかりて彼

育改革とイスラーム教典の漢語への翻訳事業に従事する。1933年以来、愛国主義とクルアーン遵守を標榜するイフワーン派に属し、1937年の日中戦争開始以来、中国ムスリムの抗日愛国運動の理論的・精神的指導者の一人となった。民国期の「四大阿林」（alim、学者）の一人と呼ばれた（松本ますみ「王静齋」〔附章 現代イスラーム思想家群像〕小松久男・小杉泰編『現代イスラーム思想と政治運動』東京大学出版会、2003年、224頁参照）。

²⁴『中国回民救国協会通告』第1号、1938年、1頁。『新華日報』1938年1月16日。

²⁵「反侵略宣伝周挙行宗教日耶佛兩教徒為國難祈禱」（『申報』漢口版、1938年2月6日）。

「伊斯蘭教徒挙行反侵略祈禱大会」（『新華日報』1938年2月15日）。「27年伊斯蘭教忠孝周挙行伊斯蘭教反侵略大祈禱大会宣言」（『中国回民救国協会通告』第6号、1938年）20頁。

²⁶答振益『湖北回族』（北京・中央民族学院出版社、1993年）93-95頁。湖北省民族宗教事務委員会編、答振益主編『湖北回族古籍資料輯要』（銀川・寧夏人民出版社、2007年）198頁脚注。白靈「抗日中の武漢少数民族」（『武漢文史資料』第59輯、武漢市政協文史資料委員会、1995年）22-23頁。「回教青年服務団成立」（『新華日報』1938年8月29日）。「中国回民青年戦地服務団訪問記」（『回教青年月刊』第2巻第12-13期合刊、1939年（前掲『湖北回族古籍資料輯要』199-203頁に再録）。「中国回民救国協会青年服務団工作総報告」（『回民言論半月刊』第12期、1939年）22-30頁。「回青服務団工作近況」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第10期、1940年）36-37頁。

²⁷孫繩武（1896-1975）：字燕翼。北京出身のムスリム。民国期の政府役人、教育家。1915年北京法政専門学校辺政本科卒業。北京市政府参事・青島市秘書長兼代市長・蒙蔵委員会委員・安徽省财政厅・新疆計画建設委員会委員等を歴任した。1928年馬天英・王月川等と共に北平西北中学の創立を発起し、校長に任ぜられる。1938年、協会常務理事になり、1946年国大代表に当選した。その後、台湾へ行き、世界回教聯盟理事を務めた（前掲『湖北回族大詞典』727頁参照）。

らはムスリム有力者たちと全国規模の団体の設立及び中国ムスリムの救亡工作について協議した。その結果、時子周らが発起した団体を拡大して全国ムスリムの中心的な組織にすることを決定した²⁸。1938年5月漢口で成立大会を挙げて、理事と監事を選出し、白崇禧を理事長とし、時子周・唐柯三が副理事長として、正式に「中国回民救国協会」（以下「回民協会」と略称）が成立した²⁹。これは時子周らが発起した団体の名称の一部を用いたものだった³⁰。

以上のように、日中戦争の勃発と迫りくる戦火が動員目的の全国のムスリムの統合を促進した。それには日本側のイスラーム工作への対抗という側面もあった。

三 中国回教救国協会の設立とその展開

(1) 中国回教救国協会の設立と変遷

前述のように、協会の前身である「回民協会」が1938年5月に漢口で成立した。しかし、当時の武漢には戦火が刻一刻と迫りつつあった。日本軍によってこの都市が陥落する前夜であった同年8月に「回民協会」は政府機関の移転とともに重慶へ遷った。そして、1939年7月に当地で第一次全体会員代表大会を開催し、「回民協会」を改組した。この会議で「回民協会」はムスリムだけでなくテュルク系諸語を使用するイスラーム教徒をも含む中国の全ムスリムの統一組織を目指すという理由から「中国回教救国協会」への改称が承認された。それは「回民協会」の「回民」という二字が「回教徒の人民」を指すのか、それとも「回教民族」のいわゆる「回族」を指すのかが明瞭ではなく、両者を混同させてしまう恐れがあること、ムスリムの組織・団体の名称として「中国回教救国協会」の方がふさわしいと白崇禧ら協会幹部層が見なしたことによる³¹。ここからも協会が国内に居住するムスリムの統一組織を目指していたことがうかがえ、協会とその幹部たちが想定したムスリム社会像を垣間見ることができる。この改組によって正式に「中国回教救国協会」が誕生した（協会が正式に機能し始めたのは、重慶に移った第一次全体代表会員大会後と考えられる）。

協会は1942年に第二次全体代表会員大会を召集し、さらに「中国回教協会」に改称した。そして日中戦争が終結すると、国民政府に随って南京に遷った。協会は国共内戦を経て、1949年再度国民党に随って台湾に移り、当地のムスリム組織となった³²。協会は会則によ

²⁸ 賈廷詩他編『白崇禧先生訪問記録』下冊（台北・中央研究院近代史研究所、1984年）573-577頁。

²⁹ 「復刊辞」（『中国回民救国協会通告』第14号、1938年）43頁。「中国回民救国協会臨時簡章」（『中国回民救国協会通告』第1号）4頁。前掲「中国回民救国協会宣言」。「全国回民団結—中国回民救国協会正式成立」及「歡迎全国回民大団結（新華社短評）」（『新華日報』1938年6月19日）。

³⁰ 前掲『白崇禧先生訪問記録』下冊576-577頁。

³¹ 「白理事長第一次大会致詞—『回教』与『回族』之区分」（『中国回教救国協会第一届全国代表会員大会特刊』1939年）10頁。前掲『白崇禧先生訪問記録』下冊576-577頁。

³² 白友涛・柴静「中国回教救国協会論述」（『回族研究』1995年第4期）48-55頁。答振

って「所在地は国民政府の所在地とする」³³と規定していたので、国民政府の所在地の移動とともに、総会も重慶・南京・台北と転々とした。このように重慶で正式に成立した協会は中国回教倶進会の後を受けて、1938年から1949年までの12年間もの比較的長期間存続し、全国各地に分会・支会を有する最も影響力のある全国規模のムスリム団体であった³⁴。

(2) ムスリムの「統合」への希求—中国回教救国協会の設立の背景

協会成立の背景には日中戦争を遂行していくための抗戦と国家を超えたムスリムの団結の必要があった³⁵。前者は前述のように日本側によるイスラーム工作の一環として組織した中国回教総联合会などの団体と対抗していく必要からきている³⁶。後者はイスラーム教徒という共通点をもとに国家の枠組みを超えて団結し、彼らの支持を得ることにあった³⁷。具体的にはイスラーム教徒の多い西アジアや東南アジアの人々との「精神的」な連帯を図ることであった。

また団体が設立された目的の一つはムスリムを組織化することにあった。それは、民国前期からの全国のムスリムを包括する組織の成立を希求する動きと連動したものであった。前述のような環境の中で生きていたムスリムたちは各地に団体を創ったが、それらの多くは全国規模の団体とはいえなかった³⁸。知識人や宗教指導者たちは中国ムスリムには統一性がないという「旧弊」が残っていたことは、一貫性した行動を阻んでいると考えていた。そこで自分たちを代表する全国規模の組織の必要性を感じ、中国ムスリムの統一組織の設立

益「関于中国回教救国協会成立の歴史背景」（『青海民族学院学报』〔社会科学版〕1997年第4期）107-110頁。

³³「中国回教救国協会章程」第3条（『中国回教救国協会第一届全国代表会員大会特刊』）25頁。「中国回教救国協会章程」（以下、章程と略称）は会則としての側面も持っていた。協会の章程は何度か改訂されているため、役職の定員人数や職権などには変動があるが、本稿で主に使用する章程は、第二次全体会員代表大会で制定されたもの（A章程）であり、協会と改められた時のものである。以後改定された章程もこれをもとにしていると考えられる。日中戦争期の協会の章程は、1939年7月の第一次全体会員代表大会通過の「中国回教救国協会章程」（A章程）（『中国回教救国協会第一届全国代表会員大会特刊』25-29頁）、1942年8月の第二次全体会員代表大会で修正された「中国回教救国協会章程」（B章程）（『中国回教救国協会会刊』第4巻第4期、1942年、24-25頁）、1943年1月の第二届第二次理監事联席会で通過した「中国回教協会章程」（C章程）（『中国回教救国協会会刊』第6巻第3-5期合刊、1944年、15-17頁）と移り変わった。

³⁴白友涛・柴静前掲「中国回教救国協会論述」48-55頁、答振益前掲論文107-110頁。

³⁵A章程。

³⁶坂本前掲論文。

³⁷「聯絡回教世界計画大綱草案」及び「論汎伊斯蘭運動—見東方民族論」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第2期、1939年）22-23及び43頁。「白理事長宴渝理監事」（『中国回教救国協会会刊』第2巻第1期、1940年）23頁。「一三五九年齋月中国回教救国協会告全国同胞書」（『中国回教救国協会会刊』第2巻第12期、1940年）。「大会標語」（『中国回教救国協会会刊』第4巻第4期）45頁。

³⁸傳統先『中国回教史』（銀川・寧夏人民出版社、2000年）8頁（原載は商務印書館刊、1940年）。

を呼び掛けた³⁹。ここには彼らが考えるムスリム統合という思惑があった。

イスラーム改革運動の担い手の一人であった副理事長の唐柯三は、ムスリムが過去に健全な組織を持っていなかったのを、力を発揮できていないと見なしていた⁴⁰。加えて、彼は「私たちの抗戦工作は、全国の民衆を動員するのならば最後の勝利を保障できる。そのように、ムスリム民衆を動員することは当然重要な工作である。しかし、いかにしてムスリム民衆を動員するのか。民衆を動員することはどのような工作であるのか。事前に必ず計画があるべきである。ここにイスラームを組織するを意義があると、私たちはいうことができる。……ムスリム組織がないのならば、計画性のある民衆動員ができず、ムスリム民衆を動員できない。全国の動員が健全でないのならば、民衆動員は健全ではない。民衆動員が不健全ならば、どのように抗戦勝利を保障するのか。建国は百年の大計である。それは全民の生活知識の革新すること求めて、一つの強靱な現代化した国家を造ることである。中国には5000万のムスリムがいるが、経済は時代遅れであり、文化程度は低落している。これは全ての建国運動中での一つの重大な問題である。現在私たちは必ず建国しなければならず、必ずムスリムの生活を改進し、彼らの知識水準を向上させなければならない。しかし、どうしたらそれらを向上できるのか。これには事前に方法が必要である。言い換えると、イスラーム組織があることを必要としている」⁴¹と述べている。

彼は協会が成立する以前には統一的な組織を有していなかったことが改革を行えなかった大きな原因であり、協会設立こそが過去の状況を変えることができる存在であったと考えていた。このように民国前期からの全国のムスリムを統合しようとする組織を志向する動きの中で協会が結成されたものと位置付けられる。また「我々はすでに一つの全国的な総組織である中国回教救国協会を持っている」⁴²や「イスラームの統一組織—中国回教救国協会は蔣委員長の指示、白〔崇禧—著者、以下同様に用いる〕主任の指導下により成立して以後、イスラームの抗戦理論を発揚し、ムスリム同胞を団結し、救国工作に参加して成功を収めた」⁴³というように、協会関係者は自分たちの組織がムスリムの団結と抗戦動員が行えるという自負を抱いていた。

以上のように、知識人や宗教指導者という一部の有力者たちによって全国規模の団体の必要性が叫ばれた時期に、日中戦争の勃発とそれに続く日本軍による華北占領という事態が生じた。この状況を受けて、戦争という目前に迫った危機意識により中国のムスリムとその「社会」の統合が急速に図られることになった。ムスリムの組織化の動きと連動した

³⁹松本前掲「中国のイスラーム新文化運動」153及び156頁。

⁴⁰唐柯三「今日之回教組織」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第1期、1939年）13-14頁。

⁴¹孫繩武「抗戦期間對於回教應有的認識—28年11月13日在重慶中央廣播電台講」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第6期）18頁。

⁴²錢興亜「中国回民在抗戦中の貢献与今後應該注意的問題」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第7期、1940年）9頁。

⁴³李濟琛「民族復興与宗教復興的聯繫」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第2期）9頁。

全国規模の組織設立への希求が協会を誕生させた一因であった。知識人たちはこの希望とともに協会誕生によってそのような組織が設立できたという達成感と自負を抱いていた。

四 中国回教救国協会の組織構造とムスリム統合への試み

(1) 中国回教救国協会の組織と構造

以上の過程を経た協会の人的構成はいかなるものであったのか。まず会員の範囲に注目する。前身の「回民協会」の会則では、会の宗旨に賛同するムスリムが会員になるためには既存の会員2名の紹介の上で常務理事会における審査を経る必要があった⁴⁴。それに対し協会は会員を「中国回教人民」として想定しており、中国のイスラーム教徒全体を会員として想定しており、正式な入会手続きはなく、イスラーム教徒であれば誰もが会員であるという「観念的共同体」を志向する団体であった⁴⁵。また協会幹部たちは「中国には5000万という多数のイスラーム教徒の民衆がいて、全人民の10分の1を占めている」⁴⁶というように、全国民の中の「10分の1」（或は「9分の1」）という中華民国に占める自分たちの人口比重の大きさを強調していた。中国に住む全てのイスラーム教徒（「回教人民」）こそが、協会とその幹部たちが想定する会員であった。

このような中国ムスリムを取り込むことを想定していた協会の組織編成は役員・役員会及び事務担当の各種職員を挙げることができる。役員には理事長・副理事長・常務理事・理事、常務監事・監事があり、これらの職に就いていた人物たちが協会幹部層を構成していた。なかでも理事と監事を選出する機関が全体会員代表大会であり、協会の最高機関であった⁴⁷。大会は1939年8月の第一次全体会員代表大会と1942年8月の第二次全体会員代表大会の二度挙行された。理事の定員は時期によって変動があった（49人から77人）。任期は1年、再任が可能であった。理事会常会は3ヵ月に1度開催され、必要時には臨時会を招集できた。その職務は理事長・副理事長・常務理事の選挙の実施であり、職権は重要議案を審議し、全体会員代表大会の召集に関する事務処理を行い、分支区会に対し改善すべき事務計画を指導することであった。こうした職権を理事会閉会時に代行することができたのは常務理事会であり、これは理事間の互選によって選出された常務理事5人によって組織され、毎週1回開催された。常務理事の職務は協会の全ての事務を管理し、対外的に本会を代表することであった。理事会あるいは常務理事会は総会の所在地である重慶において理事あるいは常務理事の過半数の出席により開会できた⁴⁸。設立当初は理事会で理事長1人、副理事長2人を選出したが、のちにこれは常務理事会での互選に変更された⁴⁹。

大陸時期の理事長は国民政府の要職を務めた白崇禧であった。彼は「中国のムスリムの

⁴⁴「中国回民救国協会章程」第5条（『月華』第10巻第22-24期合刊、1938年）15頁。

⁴⁵A章程第5条。

⁴⁶謝松涛「談憲政憲法問題」、（『中国回教救国協会会刊』第1巻第5期、1939年）7頁。

⁴⁷A章程第15条。

⁴⁸A章程第8-9条、第16-18条、第21条。

⁴⁹A章程第9条。C章程第9条。

多くが漢人であって、ただイスラームを信じているだけであり、決して『回教民族』の意味での『回民』ではなく、そのように称することはできない。『回民』とはテュルク系のことである」という漢人回教徒説を主張していた⁵⁰。このようなムスリム観を持つ人物が協会の代表者であった。

また「本会の一切の事務を総理し、対外的に本会を代表する」とあるように、設立当初会務を担うのは理事長と副理事長となっていたが、実際に実務を担当するため総会に常駐して会務を執行していたのは唐柯三副理事長であった⁵¹。1943年5月までに副理事長の単独による総会への常駐から理事長を除く他の常務理事の輪番制による常駐へと変更した。駐会常務理事の職務は協会の日常業務を処理することであった⁵²。副理事長及び常務理事が総会に常駐して組織の日常業務を処理していたことから、副理事長を含む常務理事という役職が実際の協会の実務の担い手であったと考えられる。また監事は経費の出納、会務状況の審査、職員の勤怠及び会員の言動の審査や理事会に対する復議権といった職権を有する役員職であった⁵³。

協会の組織構造は以上のように規定されていた。協会では副理事長及び常務理事という役職が実際の協会の担い手であったと考えられる。これらの役職は唐柯三、時子周、孫繩武等といった人物が務めていた⁵⁴。彼らの多くは成達師範学校の関係者（成達派）であり、かつてのイスラーム改革運動の担い手であった。これらの人物たちの理論的指導下で協会の行動方針が決定された。協会は日中戦争という特殊な状況下で成立したが、人的側面においてはそれ以前との連続性を保っていた⁵⁵。理事には漢語を話すイスラーム教徒（中国ムスリム、いわゆる回民）だけでなく、艾沙（エイサ・アルプテキン）⁵⁶、麦斯武徳（マスム

⁵⁰前掲「白理事長第一次大会致詞」10頁。

⁵¹A 章程第9条。閃克行「抗戦四年来的回教」（『中国回教救国協会会刊』第3巻第9期、1941年）2頁。「元月国民月会在郷举行」（『中国回教救国協会会刊』第4巻第1期、1942年）23頁。前掲「白理事長宴渝理監事」23頁。

⁵²B 章程第5条、第7条。C 章程第9条、第22-23条。「本会人事動態」（『中国回教救国協会会刊』第5巻第2-5期合刊、1943年）16頁。

⁵³A 章程第10条、第19-20条。また監事の定員は7-13人で、本会の全体会員代表大会で選挙され、任期は1年であり再任が可能である。3人の常務監事は監事間で互選によって選出され、彼らによって常務監事会を組織した。監事会常会は3ヵ月に1度開催され、必要時には臨時会を招集できる。閉会時は常務監事が職務を執行する。監事の職権には、経費を出納すること、会務の進行状況を審査すること、職員の勤怠及び会員の言動の審査することなどがあり、また理事会に対する復議権を有していた。

⁵⁴前掲「本会人事動態」16頁。

⁵⁵松本前掲「中国のイスラーム新文化運動」161-162頁。

⁵⁶艾沙（1901-1995）：本名エイサ・ユスブ・アルプテキン。艾沙とは彼の漢語名の自称である。新疆イェンギヒサル出身のウイグル族。1923年にイェンギヒサルの知事になった陳徳立の要請で陳にウイグル語を教え、代わりに陳から漢語を学んだ。陳がソ連領中央アジアの中国領事館（アンディジャン駐在領事館）の領事に任命された際に、彼に同行し書記官（1926年-1929年）として勤務した。また、タシュケントの駐在領事館でも勤務したとも言われている。1932年に南京に出てきてから南京政府で活動した。当時、国民政府教

ード)⁵⁷などテュルク系イスラーム教徒(現在のウイグル族)と思われる人物の名前も載っていた。章程の会員規定⁵⁸に照らせば、これは中国国内の全イスラーム教徒を「会員」の対象としていたこととも関係している。そのため、ムスリムと同じく国内でイスラームを信仰していたテュルク系のイスラーム教徒も会員の対象となっており、しかも理事に選出されていた人物もいた。ここからも中国のイスラーム教徒を包括する団体を志向していた一端がうかがえる。

またこれに加えて、実務を担当していた職員には総幹事と各組の主任幹事(第1組、第2組、第3組、第4組兼駐城弁事処)が設置されていた。

(2) 下部組織の展開—分会・支会

協会は全国規模の唯一の組織をめざして、重慶の総会の他に各地で会務を展開する下部組織を設置した。協会では、分会は省・省級市レベル、支会は県・市レベル、直属区会は分会が直接監督する支会と同等の郷鎮レベル、区会は一般の郷鎮レベルでの下部組織である。総会と分会の関係は総会が分会を指導監督し、分会が総会への活動状況を報告する義務を負い、また分会が傘下の支会と直属区会を指導監督し、市会が区会を指導監督するという関係であった⁵⁹。戦時期の分会・支会・区会の数は、分会 21 ヲ所(省分会 17 ヲ所、市

育庁に勤務していた旧知の王曾善の仲介を足がかりにして政府に登用された。1946年に成立した新疆省連合政府において国民党中央から派遣された新疆政府委員兼政府秘書長を務めた。1949年、人民解放軍の新疆進駐を前に、インドへ亡命し、その後トルコのイスタンブールへと移った。イスタンブールにおいては「東トルキスタン亡命者協会」を創立し、国外在住の政治的組織化に乗り出し、その後「東トルキスタン民族会議」を開催した。イスタンブール亡命後は、終始「東トルキスタン」の民族運動の先頭に立ち、東トルキスタン民族運動の象徴的存在であった(新免康「ウイグル人民族主義者エイサ・ユスブ・アルプテキンの軌跡」毛里和子編『現代中国の構造変動—アイデンティティの再編』東京大学出版会、2001年、151-178頁。同「アルプテキン」小松久男他編『中央ユーラシアを知る事典』平凡社、2005年、42-43頁)。

⁵⁷麦斯武徳(1886-1951):マフムード。新疆伊寧出身のウイグル族で、圖冉学校、徳爾乃克学校、伊犁学校等を創建するなど文教事業や社会事業などに尽力した。1935年11月新疆省代表の身分で、中国国民党第五次全国代表大会に参加し、中央執行委員に当選した。1937年、国民政府に随って、武漢、重慶へと遷った。1938年第一次国民参政会参政員、1940年第二次国民参政会参政員、1943年国民政府委員、1945年国民党第六次中央執行委員・常務委員、1946年監察院新疆区監察使を歴任した。1947年5月新疆省政府委員兼主席に任ぜられ、7月国民大会代表立法委員新疆省選挙事務所主席委員に派遣され、9月監察院監察委員新疆省選挙監督に任ぜられた。1948年12月、新疆省政府委員兼主席を免職させられた。1951年逮捕されて死去した(前掲『民国人物大辞典』1648頁参照)。

⁵⁸A 章程第5条。

⁵⁹「中国回教救国協会各地分会支会区会組織通則」(『中国回教救国協会第一届全国代表會員大会特刊』)27-29頁。「補充支会区会組織要点」(『中国回教救国協会会刊』第1巻第9期、1940年)26-27頁。浩「本会分支会工作応積極推動」(『中国回教救国協会会刊』第1巻第10期)5頁。「中国回教救国協会分支区会組織通則」(『中国回教救国協会会報』第4巻第5-8期、1942年)24-27頁。

分会 1 ヲ所、その他 3 ヲ所)、支会及び直属区会 291 ヲ所、区会 210 ヲ所であった⁶⁰。例えば、そのうちの 1942 年時点までに成立した分会は、重慶、湖南、広西、河南、四川、雲南、陝西、香港、貴州、青海、山西、江西、福建、湖北、寧夏、安徽、綏遠、西康(同年 6 月成立)、甘肅、河北、浙江(1942 年当時組織準備中)に置かれた⁶¹。ただ実際に下部組織を設立できたのは国民政府支配地域だけであった。戦争終結後には華北をはじめとした旧日本軍占領地域でも下部組織が展開され、ほぼ全省に分会が拡大された。

本章では、改組理由、会員規定、分会・支会の展開から協会とその幹部たちが自分たちの背後にいとを考えていた中国ムスリムがどのようなものであったかを見てきた。協会の設立はそのようなムスリムを統合する試みであった。これは民国前期以来の彼らの長年の望みであった「貧愚」から脱却のための活動の基礎であった。こうして全国規模のムスリム組織の設立によって教育振興、社会救済等の活動を行うことができ、のちに参政権などを具体的な権利を訴える基礎となった。

(3) 中国回教救国協会の理念と活動

最後に、ムスリムを統合する試みとしての協会の理念と具体的な活動を見ていく。戦時下における協会の理念は、「国民政府を擁護すること、三民主義に適応した行動を促進すること、抗戦建国に協力すること」という宗旨に表れており、国民政府の意向を代弁しながら、自分たちの目標とする活動を推進した⁶²。この点からも協会の理念には中国のイスラーム教徒全体を会員とし、イスラームに基づく団体を目指すという動機から出たものと、日中戦争という時勢を反映した抗戦建国を目標とした動機から出たものとの二つがあった。

協会の会則においても、その活動は宗教の宣伝、イスラーム世界との連携と文化交流、ムスリムの組織化・訓練と抗戦参加への宣伝、及びムスリム教育の推進・援助とその提唱、国民経済建設運動の促進と貧民救済事業、生産の増加等と規定していた。これらは宗教・抗戦・生活向上に関する活動と大別できる⁶³。河北安国出身のムスリム謝松涛⁶⁴もこれに関して、協会は全国のムスリムを指導する最高組織であり、あらゆる活動が抗戦建国に関与しており、その具体的な活動としては定期的に会刊を発行して原則理論を樹立すること、

⁶⁰「中国回教協会工作報告 民国 31 年 4 月—37 年 3 月」(中国第二歴史檔案館編『中華民國史檔案資料匯編』第 5 輯第 3 編、文化、南京・江蘇古籍出版社、2000 年) 710-711 頁。

⁶¹「中国回教救国協会工作報告—自 28 年 8 月起至 31 年 2 月止」(『回族歴史報刊文選・社団卷』下巻、寧夏人民出版社、2012 年) 157-158 頁。

⁶²A 章程第 2 条。

⁶³A 章程第 4 条。

⁶⁴謝松涛(1909—1994)：河北大学法科卒業。桂林の国立成達師範学校校長を務め、台湾へ遷ったあと、司法行政部調査局処長、協会常務理事、台北清真大寺董事長、中国文化大学教授兼中華學術院回教研究所所長などを歴任した(楊惠雲主編『中国回族大辞典』上海・上海辞書出版社、1993 年、946 頁、及び賈福康編著『台湾回教史』台北・伊斯蘭文化服務社、2002 年、203-204 頁)。

各省分会及び各地支会を健全化すること、ムスリムの調査という任務を完成させること、ムスリムの組織・訓練への注意、積極的にムスリムを運用することの五点を挙げている⁶⁵。

加えて活動報告からは、初期の協会が実施した具体的な事業には調査、訓練、宣伝、教務、教育、生産・救済があったことがわかる。調査事業では戸籍、清真寺、学生、学校、会務、刊行物、青年服務などに関する調査を行い、訓練事業では訓練班の実施や国民月会の挙行、巡回工作団と青年活動の指導などを実施していた。宣伝事業では国内と国外向けの二方面での活動を行っていた。前者は、機関紙などの出版物の発行、国家記念日及び宗教典礼における宣伝活動、学術講演会の挙行、ムスリム抗戦劇「国家至上」の公演、イスラームの史料収集の支援と史学叢書のイスラーム部分の編集、憲政討論の発動、「回教先正事略」の編纂といった中央政府及び国内のムスリムに対するものであった。後者は、南洋訪問団と近東訪問団の派遣、国際団体との連絡や民間外交の展開、「留埃留学生団」（エジプト留学生団）の設立、「中華朝覲団」（メッカ巡礼団）の派遣、駐ジッタ領事館の設置の外交部への請願、中馬（中国—マレー）文化協会及び中伊（中国—イスラーム）文化協会の準備組織、日常の国際宣伝活動、反侵略中国分会拡大反侵略工作の参加などを含むものであった。教務事業に関しては、清真寺管理辦法の作成、入教辦法の制定、「古蘭經」（クルアーン）の翻訳、ムスリム小学の教義課本の編輯、教長講習会の準備計画、「宗教失伝教胞反帰祖教」（もともとはムスリムであったが宗教信仰を失った人々を元の信仰に戻すこと）の勧誘指導、清真寺禁止駐兵布告の請願、清真女学の開設、宗教典礼の行事の主催、侮教事件の処理、イスラームを侮辱する文字の取締の行政院への要請、重慶清真寺の修復などであった。教育事業に関しては、初等教育、中等教育、高等教育、埃及（エジプト）留学、民衆教育などを振興することに尽力していた。生産事業に関しては、桂林靈棗農場、湖南難民工廠や江西義民工廠を創設し、成都での生産事業に補助することなどを行っていた。救済事業では、被災した清真寺の修復、永濟医院の設置、寒衣捐款（冬服と義捐金の募集）、ムスリム学生の救済、宰牛問題の解決、教胞の臨時救済、被災教胞の緊急の支援、小本貸金、清真食堂の委託、甘肅生活学校への補助などを行っていた⁶⁶。

以上のように、宗教・抗戦・ムスリムの地位向上に関する事業が協会の主要な活動であった。この中の調査事業は、全国規模の組織として全ての事業を行うための基礎となった。これに加えて、戦争末期になると実際の政治的地位の向上を目指した動きも実施するようになった。このように、協会の幹部たちは抗戦下において様々な活動を通して全国規模でムスリムを一つにまとめあげていくことを目指していた。

⁶⁵謝松涛「談本会已在推行的幾種需重要工作」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第1期）、20-21頁。

⁶⁶前掲「中国回教救国協会工作報告」152-198頁。「中国回教救国協会工作月報」（1939年12月—1943年2月）（『内政部檔案』台北・国史館所蔵、入蔵登録号：026000013142A）。

おわりに

日中戦争勃発以前よりムスリム知識人たちは清末以来の自分たちが置かれた状況を改善するためには、「貧愚」からの脱却が最低限の目標と見なしていた。彼らは自分たちがまとまりのない存在という意識を抱いており、改革運動を実施するためにはそのような多様性に富む中国ムスリムたちを組織化する必要があると考えていた。そこで、知識人を含むムスリム有力者たちは全国規模で中国ムスリムを統合する団体として協会を誕生させた。協会の成立は彼らなりの中国のムスリム統合の試みと言い換えられる。その契機は、日本による華北の占領と日中戦争の勃発にあった。抗戦という状況は戦争遂行のために国家によって中国ムスリムを「国民」へと取り込むことを急務にさせたからである。同時に戦前からの懸案であったムスリム自身の目標を達成するための宗教意識に基づく自己集団の統合という試みがそれにからみあったものでもあった。

ムスリム有力者たちはこの戦時という状況を的確に判断し、国民政府の意に沿った活動も併せて行うことで国家によるマイノリティの統合とムスリム自身による自己集団の統合という二つの次元での統合を巧みに結合させ、その生存戦略として用いたといえる。全国規模のムスリム組織としての協会の誕生と展開から垣間見ることができた。そして、協会とその幹部たちは自分たちの背後にいたと考えたムスリムの統合を目指していた。彼らは中国ムスリムとして中華民国内に居住する全てのムスリムを想定していた。このような統合の試みとしての全国規模のムスリム団体の設立は彼らが社会的・政治的な地位を向上するための前提であった。協会が設立したことによって、これらの目標に向かって教育振興や救済・生産活動を展開することができた。

以上のように、協会の誕生の目的は広い意味での中国ムスリムの統合と組織化であった。第二章以降では、個別のトピックを取り上げて具体的な活動や彼らの認識とあり方について検討していく。

第二章 中国回教救国協会にとっての抗戦と宗教—「救国興教」という理念

[目次]

はじめに

一 「抗戦建国」論と抗戦シャヒード論

二 中国ムスリムにとっての「近代」と抗戦

三 中国回教救国協会の理念

四 機関誌『中国回教救国協会会刊』に描かれた「救国興教」

おわりに

はじめに

中国ではマイノリティであってもその人口が多く、与える影響も少なくなかったムスリムに対し中華民国の「統治者」たらんとする非ムスリム主体の中央政府もまた彼らを見放すことはできなかった。特に日中戦争下の重慶政府は戦争遂行という状況からも国民を動員する必要性があった。軍閥等の地方軍事勢力、少数民族、宗教勢力等の多様な集団を取り込んでいかなければならず、さらにこの時期において日本側によるムスリムへの積極的な働きかけにも対抗しなければならなかった。そのため重慶政府はとりわけムスリムを統合することを急務とした。ムスリム側も清末以来の地位の改善に取り組むと同時に自らを宗教意識に基づいて統合することを望んでいた。それゆえ、この時期は国家によるムスリムを「国民」へ取り込むための統合とムスリム自身による宗教に基づく自己集団の統合という二つの次元での統合が試みられたと考えられる。

本章では、重慶政府下における回民、すなわち漢語を日常的に使うムスリムのみならず漢語を日常的に使わないテュルク系のイスラーム教徒をも含む中国のイスラーム教徒の全国規模（実質は国民政府支配地域）での統合を目指した団体としての協会に着目し、その理念を追うことで重慶政府と中国ムスリムの相互関係のあり方の一端を明らかにしたいと思う。

日中戦争期のムスリムやその団体自体を扱った研究は少なくないが、その多くは彼らの抗日活動の貢献を重視する¹。しかし、協会の設立には抗戦という時代の要請が強く、抗日活動への貢献が重視されたとしても、イスラームという宗教を背景としていることに変わらない。特に抗戦下の政治状況と宗教とが複雑に絡み合う相互関係こそが重要といえる。それゆえ本章ではこの点に注目しながら、協会が堅持した理念とはいかなるものであったかを考える。

一 「抗戦建国」論と抗戦シャヒード論

日中戦争初期、日本軍の攻勢により華北や沿海部を失ったため、国民政府は主要機関の

¹本章に関係する先行研究については、17-18頁注44、注46、注47及び19頁注51参照。

重慶への移転を決定し、他の部局は暫時武漢へと遷された²。1937年12月に南京が陥落すると、1938年1月から武漢が抗戦の中心地となり、国民政府はこの地で態勢を立て直し、軍事委員会委員長であった蒋介石を指導者として抗戦体制を形成した³。国民政府の抗戦における理念は、1938年4月1日に国民党臨時全国代表大会で採択された「抗戦建国綱領」で表明された。これは抗戦と建国という二大目標に基づき、全国民の動員体制を構築し、共産党を含む広範な政治勢力の協力を呼びかけた⁴。

他方、多様な勢力の取り込みを図った「抗戦建国綱領」に対して、ムスリム側も速やかに反応した。彼らは自分たちの政治参入の拠り所として国民政府の「抗戦建国論」を持ち出した。そして、それに添ったものとして抗戦シャヒード論を掲げ、これによって自らを抗戦体制に組み込んでいった。ムスリムの生存戦略としての抗戦シャヒード論については、松本ますみ氏の一連の研究を挙げるができる⁵。本章ではこれらの研究成果をもとに抗戦シャヒード論の概要を紹介する。

抗戦シャヒード論は少数派であったムスリム自身による抗日ナショナリズムに基づく生存戦略の一つであった。ムスリムは殉教の概念も国家への犠牲という論理を補強するために利用した。クルアーンでは、聖戦であるジハードは神のために自己を犠牲にして戦うことであり、そこでの戦死者は殉教者として樂園が約束されると考えられていた。すなわち、これは神の道における奮闘努力であるジハードにおいて死をもって信仰を証明することであり、クルアーンでは殉教者（シャヒード）はアッラーの祝福を受けることができ、大いなる褒美を与えられると述べられている。日中戦争下のムスリムは、クルアーンのジハー

²三橋陽介「日中戦争前期、湖北国統区における司法権の行使とその限界—戦区検察官と県長の摩擦を手掛かりに」（『史境』第60号、2010年）54頁。

³久保亨・土田哲夫・高田幸男・井上久士『現代中国の歴史—兩岸三地100年のあゆみ』（東京大学出版会、2008年）83-93頁。

⁴「臨時全国代表大会決議通過之中国国民党抗戦建国綱領—民国27年4月1日臨時全国代表大会通過」（中国国民党中央委員会党史委員会編『革命文献』第70輯、台北・中央文物供應社、1976年）390-394頁。「中国国民党中央執行委員会提『中国国民党抗戦時期綱領草稿』（提案58号）」及び「中国国民党臨時全国代表大会決議通過之『中国国民党抗戦建国綱領』（秦孝儀主編『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』第4編戦時建設（一）、台北・中央文物供應社、1988年）39-51頁。土田哲夫訳・解題「抗戦建国綱領」（『新編原典中国近代思想史』5巻、岩波書店、2010年）44-46頁。久保亨訳・解題「中国国民党抗戦建国綱領」（歴史学研究会編『世界史史料』第10巻、岩波書店、2006年）325-327頁。久保他前掲書94-97頁。

⁵松本ますみ「中国イスラーム近代主義と中国近現代史に関する一考察—中国イスラーム宗教指導者の革命参加を考えるために」（『新潟史学』第35号、1995年）。同「中国イスラーム新文化運動とナショナル・アイデンティティ」（西村成雄編『現代中国の構造変動』第3巻、東京大学出版会、2000年）。同「中国のイスラーム新文化運動—ムスリム・マイノリティの生き残り戦略」（小松久男・小杉泰編『現代イスラーム思想と政治運動』東京大学出版会、2003年）。同「1930年代の中国ムスリム向け漢語雑誌に見る国際認識—イスラーム改革・国家建設・反帝国主義の中の回民漢語知識人」（小林寧子編『アジアのムスリムと近代—1930年代出版物から考える』上智大学アジア文化研究所・イスラーム地域研究所、2013年）。

ドに関する章句を引用することで、「イスラーム共同体」全体の反植民地闘争・反侵略戦争の枠組みの中で自分たちを位置付け、国家間の戦争をアッラーの意思に適う防衛ジハードとして受け止めた。戦争で犠牲になったイスラーム教徒をシャヒードとして讃える同時代のイスラーム復興の主流解釈は中国ムスリムの中にも浸透していた。このような状況下でクルアーンを根拠とするジハードとそれによる殉教という概念に基づく抗戦シャヒード論が宗教と抗戦を結ぶ役割を果たしていた⁶。これはイスラーム改革、近代化、ナショナリズム、全世界のイスラーム教徒の連帯というメッセージを中国ムスリム自身が受け取ったうえで、中国社会の圧倒的多数派の漢人に自らの立場を理解させ、中華民国の一員として自集団の独立を勝ち取るための選択肢であった⁷。

以上のように中国ムスリムの生存戦略としての抗戦シャヒード論が展開されているが、実際の政治状況の中では彼らの抗戦理論がどのように機能したのかについてはなお検討する余地がある。そこで協会の理念に焦点をあて、その中での抗戦と宗教との相互作用を彼らなりの生存戦略として位置付けてみたいと思う。

二 中国ムスリムにとっての「近代」と抗戦

序章でも述べたが、日中戦争期の中国ムスリムを見る前に、民国前期の彼らの置かれた状況と彼らにとって「近代」とはいかなる意味を持つ時代であったかをまず明らかにしたい。

中国ムスリムはそれぞれの地域でモスクを中心に集住することでコミュニティを形成していた。そのためコミュニティ自体のまとまりはあるが、各々のつながりは希薄であり、民国期に入ってもそれらを統合するような組織は存在しなかった⁸。加えて中国のイスラーム教徒には漢語を話す者とテュルク系諸語を話す者がおり、居住地域も全国にわたっているため地域的相違もあって、イスラームという共通点だけでは結集力が弱かった。しかも19世紀中頃には中国の西北地方や西南地方での大規模な反乱が鎮圧され、ムスリム社会は相当な打撃を受けた⁹。以来中国ムスリムには民国期になっても「叛徒」のイメージが漢人の記憶の中に残り、それは回漢対立の火種となることもあった¹⁰。ムスリム自身も漢人から

⁶松本前掲「中国のイスラーム新文化運動」158-161頁。

⁷松本前掲「1930年代の中国ムスリム向け漢語雑誌に見る国際認識」46頁。

⁸岩村忍『中国回教社会の構造』上・下巻（日本評論社、1949-1950年）。澤井充生「中国の宗教政策と回族の清真寺管理運営制度—寧夏回族自治区銀川市の事例から」（『イスラム世界』第59号、2002年）23-49頁。

⁹安藤潤一郎「清代嘉慶・道光年間の雲南省西部における回漢対立—「雲南回民起義」の背景に関する一考察」（『史学雑誌』第111編第8号、2002年）46頁。松本前掲「中国イスラーム新文化運動とナショナル・アイデンティティ」100-105頁。同前掲「中国のイスラーム新文化運動」146-147頁。

¹⁰安藤潤一郎「『回族』アイデンティティと中国国家—1932年における『教案』の事例から」（『史学雑誌』第105編第12号、1996年）97-96頁。松本前掲「中国のイスラーム新文化運動」146-147頁。矢久保典良「侮教事件—中国近代史上の回漢対立」（中国ムスリ

抑圧されている、ないし白眼視・軽蔑されているといった漠然とした思いを抱いていた。民国期のムスリムはこうした環境下で生きていた。

さらにこの時期は交通手段の発達を背景にしてメッカ巡礼や留学の機会が増加し、一部の中国ムスリムは西洋近代主義や「本場」のイスラームを自分の眼で見て、これまで自分たちが置かれていた状況を頑迷固陋・退歩・迷信・野蛮・蒙昧・貧困など、否定されるべきものとして認識し、それを改善しようとした。彼らは特に貧困と無知が自分たちの現在の境遇の原因であると考えた。そこでムスリム組織の設立と教育振興が緊急課題と見て、この状況を打開して自分たちの社会的・政治的地位の向上のための改革運動を展開した¹¹。そして、その流れとして成達師範学校等の学校や団体が各地に設立されたが、特に成達師範学校の関係者が後のムスリム団体にとって重要な役割を果たすことになる¹²。しかし、こうした試みがなされたにもかかわらず、民国前期では依然としてそうした団体は分散しているだけであった。中国回教倶進会という全国組織は1930年代当時解散させられ、日中戦争直前には全国規模で中国ムスリムを統合できる団体は存在していなかった¹³。そのためムスリム知識人や宗教指導者などの一部のエリート層によって全国組織設立の必要性が叫ばれることになった¹⁴。そのような時期に日本との全面戦争が勃発したことが直接の契機となり、全国規模の中国ムスリム団体の協会が誕生した。

中国ムスリムは戦時という状況を利用して自己の目標を達成するために政治体制と折り合いをつける必要があった。彼らは「中東」(西アジア地域)のイスラーム教徒のような多数派でないため、政教一致を理想とするイスラーム国家の樹立を望めなかった。中国ムスリムは少数派として漢人国家の枠組みの範囲内で生きるよりほかなかったことから、体制へ少なからず譲歩しなければならなかった。それゆえ自己の地位の向上と権益の維持が最小限の目標であった。そこで、「三民主義」や「抗戦建国論」といった国家の理念を包摂する概念として「救国興教」を掲げた。

三 中国回教救国協会の理念

それでは協会は「救国興教」において実際どのような理念を掲げていたのか。会則である章程¹⁵では、この団体は、①国民政府の擁護、②三民主義に適應した行動の促進、③イス

ム研究会編『中国ムスリムを知るための60章』(明石書店、2012年)248-252頁。

¹¹松本前掲「中国イスラーム新文化運動とナショナル・アイデンティティ」141-142及び150頁。同前掲「中国のイスラーム新文化運動」141-143頁。

¹²松本前掲「中国イスラーム近代主義と中国近現代史に関する一考察」30-32頁。同前掲「中国イスラーム新文化運動とナショナル・アイデンティティ」110頁。同前掲「中国のイスラーム新文化運動」150-151及び153-154頁。

¹³劉東声・劉盛林・北京市政協文史資料研究委員会・北京市宣武区政協文史資料委員会編『北京牛街』(北京・北京出版社、1990年)94頁。

¹⁴松本前掲「中国のイスラーム新文化運動」153頁及び156頁。

¹⁵協会の章程は何度か改訂されているため、役職の定員人数や職権などには変動がある。本章で使用する会則は、第一次全体会員代表大会で制定された章程であり、協会と改められ

ラームの発揚、④ムスリム同胞の団結、⑤抗戦建国に対する協力、という宗旨を高らかにしている¹⁶。北京出身の知識人で協会理事の王夢揚¹⁷によると、①と②は国民政府の指導下にあるという立場の表明、③は「興教」、④と⑤は「救国」という任務をそれぞれ意味し、協会が国民政府の指導下で「興教救国」を担う団体であることを表しているという¹⁸。この点からも協会は国民政府に近い立場を取っていたことが確認できる。そして、掲げられた「イスラームを発揚し抗戦建国に協力すること」という宗旨は団体の活動理念を端的に示している。ここから協会の中核となる二つ軸が存在していたと考えられる。一つはイスラーム教徒全体を会員とし、イスラームに基づく団体を目指とする宗教に関わる動機から出たもの、もう一つは日中戦争という時勢を反映した抗戦建国を目指とする動機から出たものである。

次に章程から団体の理念と具体的な活動の関係について見ていこう。業務については、A章程に「教義を宣伝し、教務を改良すること、イスラームの精神である抗戦建国の意義を宣伝すること、抗戦建国綱領に導いたムスリムの組織・訓練と抗戦建国工作へ参加すること、ムスリムに対する教育を提唱すること、国民経済の建設運動の促進と生産性を増加すること、ムスリムの救済事業を実施すること、中国と『世界』との文化を交流させること、その他の教義の発揚に関係すること、及び救国に関する事項を行うこと」¹⁹と規定された。A章程を改訂したB章程では「教義を宣揚すること、業務を改進すること、ムスリムを組織すること、国家を擁護すること、ムスリム教育を提唱すること、ムスリム経済の建設を促進すること、国民外交方式でイスラーム国家と連絡し、世界イスラーム文化を広めること」²⁰とある。さらなる再改訂版のC章程には「教義を宣揚し、業務を改善すること、ムス

た時のものである。改定された章程もこれをベースにしていると考えられるからである。日中戦争期の章程については、1939年7月の第一次全体会員代表大会通過の「中国回教救国協会章程」〔A章程〕（『中国回教救国協会会刊第一届全国代表会員大会特刊』25-29頁）、1942年8月29日の第二次全体会員代表大会で修正された「中国回教救国協会章程」修訂版〔B章程〕（『中国回教救国協会会刊』第4巻第4期、24-25頁）、1943年1月10日の第二届第二次理監事聯席会で通過した「中国回教協会章程」〔C章程〕（『中国回教救国協会会刊』第6巻第3-5期合刊、1944年、15-17頁）がある。

¹⁶A章程第2条。ただし、1942年と1944年の改訂版章程では「回教（イスラーム）を発揚する」という字句が「教義を発揚する」に変わり、「抗戦建国に協力すること」が取り除かれる（B章程およびA章程第2条）。

¹⁷王夢揚（1905-1989）：本名を孟揚、筆名を夢揚といった。北京出身のムスリムであり、成達師範学校、西北中学で教員を務め、『月華報』の主編を兼ねた。日中戦争期には協会の理事を務めた。1940年以降、前後して隴東師範学校、新疆学院文学系などで活動した。その後、新疆維吾爾自治区書法家協会理事、新疆宗教学会常務委員、新疆維吾爾自治区文史館館員、中国書法家協会会員などを歴任した（楊惠雲主編『中国回族大辞典』上海・上海辞書出版社、1993年、206頁参照）。

¹⁸王夢揚「救国与興教一对貴州分会第一届全国全体会員代表大会献詞」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第4期、1939年）9頁。

¹⁹A章程第4条。

²⁰B章程第8条。

リムを組織し、国家を擁護すること、ムスリム教育を提唱すること、ムスリム経済を発展させムスリムの生産救済事業を提唱すること、国民外交方式でイスラーム国家と連携し世界イスラーム文化を広めること、その他の本会宗旨に関する事項」となる²¹。最初の宗旨や業務に関する規定では、抗戦建国という時勢を反映した文言が存在していた。ところが、戦争終盤の章程ではその記述がなくなり、宗教に関するものとムスリムの経済と教育を含む生活の向上に関するものだけになる。これらによれば、日中戦争初期の協会の具体的な活動とは、宗教の宣伝、「イスラーム世界」との連携、ムスリムの組織化と抗戦参加への宣伝、ムスリム教育の推進・援助、貧民救済事業、生産力の増加等のムスリムの生活向上であり、それらは「宗教」、「抗戦」、「ムスリムの生活向上」に大別できる。

同様に第二次会員代表大会のスローガンでも、「宗教」・「抗戦」・「ムスリム生活の向上」の三つの標語が掲げられていた²²。例えば、その中で「宗教」に関わる標語には、「イスラームの精神—信徳・平和・奮闘」、「ムスリムはイスラーム固有の栄光を保持しなければならない」、「イスラーム世界と連合し、世界平和を促進する」、「世界イスラーム文化と交流する」があった。また、「抗戦」に関わるものには、「白理事長はムスリムを指導し、抗日戦争の勝利に参加させる」、「ムスリムはアッラーの道を遵守し、敵人を撃破する」、「ムスリムはムハンマドの遺志を受け継いで、外国からの侮辱に抵抗する」、「正義の為に犠牲になった者の精神は死なず」、「抗戦はムスリムの本分である」、「アッラーは正義に基づいて団結し抗戦する者を愛す」、「愛国は信徳に属す」、「アッラーとムハンマドに遵って指導者を擁護する」、「『保教』は必ず『保国』でなければならず、『殉国』はすなわち『殉教』である」、「難にあっても屈せず、死ぬと雖も後悔しない—これはただムスリムのみが持つ美德である」、「世界イスラーム文化によって侵略してくる悪魔を撃破する」、「国族を団結させ、国策を擁護する」、「生産に従事することは、後方における抗戦の重要な職務である」、「近東のイスラーム教徒の兄弟たちに呼びかけ、枢軸の企てを撃破する」、「ムスリム教育を提唱することは、建国事業に励むことである」、「教義の宣伝・発揚はムスリムの抗戦思潮を強めることである」、「ムスリムを組織・訓練することは、ムスリムの抗戦陣容を強めることである」、「ムスリムの戸口調査は、建国興教の基本業務である」、「西北は民族を復興する国防線であり、西北は中国ムスリムの始まりとなった場所であるので、西北を固めることはムスリムの責任である」があった。

「ムスリムの生活向上」に関するものには「生産に従事することは、後方における抗戦の重要な職務である」、「経済建設に対して努力することは、ムスリムの生計問題を解決することができる」、「ムスリムの戸口調査は、建国興教の基本業務である」、「ムスリム教育を提唱することは、建国事業に励むことである」である。

ただし、このような「抗戦」に関わるスローガンのほとんどは宗教と結びつけて語られている。「抗戦はムスリムの本分である」という文言も宗教と関わるものとしても見ること

²¹C 章程第 4 条。

²² 「大会標語」（『中国回教救国協会会刊』第 4 卷第 4 期）45 頁。

ができる。抗戦は宗教と結びつけることでこそ、その意義を備えることができると彼らが思ったからである。

以上のように、理念から実際の活動に至るまで団体の中で宗教と抗戦という二つの軸の結合がみられた。

四 機関誌『中国回教救国協会会刊』に描かれた「救国興教」

前述したように「章程」には三つの軸が見られたが、「ムスリムの生活向上」は彼らにとって大前提であり、それに加えて抗戦と宗教の二つの軸があるというものだった。その両者はどのように機能していたのか。協会の機関誌『中国回教救国協会会刊』には「救国興教」というフレーズが頻出する。さらに「救国興教」がタイトルに付けられた論説も少なくない²³。「救国」とは国を救うことであり、抗戦建国という国民政府の戦時スローガンに呼応したものである。「興教」とは宗教を振興することだが、戦時下ゆえ宗教を救うという「救教」に言い換えることもできる。それゆえ「救国興教」は理念中の二つの軸を端的に表したものと考えることができる。

理事長の白崇禧は1939年の協会の全職員向け訓話の中で、「本会は元々救国と救教に関する組織である。成立して1年以上経つのに、活動実績がまだ十分にあげていないのは誠に遺憾であり、今後さらなる努力を加えなければならない。ムスリムを覚醒させ、組織・訓練することは全て本会の責任である。救教には救国が必要である。国が滅びるならば宗教も滅びる。必ず全国のムスリムを組織して鉄の如き陣容とならしめ、必ず国家に貢献させる。従って職員が特に努力して任務を遂げることを願う」²⁴と述べている。彼が協会を「救国と救教」の組織であると強調し、「救教」には「救国」が必須であり、国家が存在することが宗教の存在できる前提であると考えていたことがここからわかる。白崇禧は別の論著の中でも、「全国のムスリムは抗戦に力を集中させ、救国救教を確定する手本となし、全国で一致団結して中国回教救国協会を組織し、一切の仕事を具体的に進めた」²⁵と述べている。また、「現在さらに一種の積極性を持つ救国救教の強固な組織に期待する必要がある。中国回教救国協会は今日全国ムスリム同胞の一致した必要性により生まれた。宗教の精神を発揚し、それを擁護しなければならない。そればかりか、我々一人ひとり是一个の強く力のある組織を作らなければならない。この点をムスリム同胞は切に認識する必要がある」²⁶と、協会が「救国興教」の組織であることを強調している。

彼は河南省での訓話の中でも、「[中国]回教救国協会は救教救国のために成立した。我々は救国には教派・老若男女・前線後方の別がないと考える。つまり回教救国協会の本質については、広義では救国という一種の政治活動であり、狭義ではイスラームそのものを救

²³王夢揚前掲「救国与興教」8-11頁、「興教与救国—白理事長对本会湖北分会訓詞」（『中国回教救国協会会刊』第2巻第12期）13-15頁など。

²⁴「理事長召集本会全体工作人員訓話」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第1期）29頁。

²⁵白崇禧「動員回教精神」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第5期）4-5頁。

²⁶同上。

う一種の方法である」²⁷と述べている。ここではさらに「帝国主義者の蹂躪を受けているため、我々の宗教の発展に制約を受けている。従って我々の救国協会の成立は救国のほかに、救教に従事するためでもある。組織があつて初めて力が生まれ、力があつてこそ輝かしい救国救教の真諦を発揮することができる」²⁸と付け加えた。協会の成立目的は「救国救教」のためであり、狭義の「救国」とは宗教活動を指し、これこそがイスラームを救う方法である。そのため「救国」と同時に「救教」に従事する必要があり、「救国救教」とは政治かつ宗教活動であり、両者とも重要な要素であると強調した²⁹。

また「本会の使命は救国と救教」であり、「早急に会を組織し、救教と救国に力を発揮させる。我々ムスリムの組織は非常に重要」³⁰であるとする。彼は、「我々が指す救教とはまた我々中華民族を救うことでなければならない。皆はムスリムであり、ムハンマドの何事も恐れぬ精神に基づいて、この救教救国の二重の使命を肩の上に背負っている。さもないと、我々の子孫が受ける害は限りない」³¹と述べ、さらに「現在本会の最重要任務は一つである。世界のイスラーム教徒人口3億5000万人のうち、トルコの1700万人だけが完全な独立国家を持っているだけで、その残りは未だに解放されていない。私たちは帝国主義の圧迫を受けているこれらの教胞と連合し、自由と解放を求めなければならない。従ってみな『興教救国』という、民族と世界人類の救いを深く心の上に置き続けることを希望する」³²と続けている。

彼はまた1942年1月11日の国立桂林成達師範学校での訓話の中でも、「興教救国がムスリム同胞の二大使命であり、宗教信仰と政治信仰は併存でき衝突するものではない」³³と語っている。加えて第二次全体会員代表大会における開会の辞の中で、協会は「ムスリムの勇敢な犠牲の精神を発揚するという救国興教の重大責任を担っている」³⁴とする。注目すべきは、彼が「政治信仰と宗教信仰が異なっていることを宣伝する。一般ムスリムは『政治信仰』と『宗教信仰』の区別があまりはっきりしていないが、進歩的国家は政治と宗教とを必ず分けていることを我々は知っている。政治は国家の根本であり、宗教は即ち自由である」³⁵と述べていることであろう。

白崇禧は「救国」と「興教」がムスリムの二大使命であると考えていた。彼の認識では「救国興教」というフレーズのうちの「救国」が抗戦建国、「興教」が宗教という理念と結びついていた。二つはともに協会の根本的な活動理念であり、政治と宗教の一致を基本

²⁷本会河南省分会記録「白理事長対河南省回教訓詞」（『中国回教救国協会会刊』第2巻第10・11期合刊、1940年）3-5頁。

²⁸同上。

²⁹白崇禧前掲「動員回教精神」4-5頁。

³⁰前掲「興教与救国」3-5頁。

³¹同上。

³²同上。

³³「白理事長向成達学生訓話」（『中国回教救国協会会刊』第4巻第1期、1942年）29頁。

³⁴「白理事長致開会詞」（『中国回教救国協会会刊』第4巻第4期）6-7頁。

³⁵同上。

に置くイスラームの概念を明瞭に表していた³⁶。

ところで、協会において「救国興教」を語るのは白崇禧ひとりに留まるものではなかった。副理事長であった唐柯三も「救国は興教を忘れず、興教はまさに救国のためである」³⁷と述べているように、彼もまた興教と救国を同列に扱っていた。また「錦」の筆名で書かれたある論説でも「救国興教とイスラーム世界との連携は真理を必要とする。真理が存在してこそ、大事業を迅速に成就することができ、さもなければ水泡と帰するだろう」³⁸と語っている。さらに1940年のラマダーンにおける全国のムスリム向けの宣伝文においても、「私たちは齋月（ラマダーン月）の高揚した気持ちと齋月によって鍛錬される忍耐強い情操をかりて、最高領袖蔣委員長並びに本会白理事長の指導の下、我々の潜在的な力を発揮し、『興教建国』の神聖な使命を完成する」³⁹とアピールしている。さらに第二次全体会員代表大会では、「宗教信仰は政治信仰と歩調を合わせるべきであり、宗教利益は国家の利益に帰着するべきである」と考える⁴⁰と宣言している。これはムスリムの二大使命である「救国」と「興教」を同列におき、政治と宗教を区別しつつも両者の歩調を合わせるということを意味していた。

このように、白崇禧以外の言説においても、「救国」と「興教」の両者は政治と宗教の双方にとって相互に必要であるという論調で語られていたことが明らかとなる。

おわりに

機関誌からうかがえる協会の基本理念として抗戦と宗教の二つの軸が挙げられる。抗戦のために宗教に関係するフレーズを頻繁に使用していたと同時に、宗教信仰のためにも抗戦を強調するフレーズを用いていた。抗戦と宗教という二つのうち、抗戦を強調すると宗教面が浮かび上がり、もう一方の宗教を強調しても抗戦的要素が浮かび上がるというように、両者は表裏一体の関係にあった。このように抗戦は宗教と結びつくことで意味を持った。抗戦建国を鼓舞するために宗教を用い、自分たちの宗教の立場を向上させるためにも抗戦建国を主張した。そのため抗戦も宗教もともになければならず、それらが複雑に絡み合った「救国興教」こそが、協会の二つの理念を体現するスローガンとなった。これらの理念を実践に結び付けるために前述のような抗戦シャヒード論を利用した。抗戦建国運動をジハードに置き換えることで、イスラーム的に「正しい」行為となり、抗戦は宗教と

³⁶白崇禧前掲「動員回教精神」4-5頁。前掲「白理事長致開會詞」7頁。編者記「西北問題—白理事長在陪都文化界十月份国民月会」（『中国回教救国協会会刊』第4巻第9-12期合刊、1942年12月）1-3頁。「中国回教協会—三、回教協會的工作」（賈廷詩他前掲書）581-582頁。

³⁷唐柯三「希望伊斯蘭青年會者—在中國伊斯蘭青年會開成立大會時講」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第10期、1940年）7頁。

³⁸錦「伊斯蘭青年的精神」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第10期、1940年）5頁。

³⁹前掲「一三五年齋月中国回教救国協會告全国同胞書」。

⁴⁰「中国回教救国協會第二屆全体會員代表大会宣言」（『中国回教救国協会会刊』第4巻第4期）2-3頁。

結びつけられた。

詳細は第五章に譲るが、実際の宗教行事の中でも両者の結合が見られる⁴¹。協会はイスラームの宗教活動である二大祭を主催し、これらの宗教行事中でも両者が結びつけられていた。彼らのこのような愛国的行動の選択は、彼らが長年抱いていた目標を達成するための戦略的思考の所産であった。元々の政治参加が限られていた状況からの脱却を目指し、現実の政治状況と宗教との折り合いをつけるためには両方をすり合わせる概念が必要であった。政府の側のスローガンを協会が政治参加のチャンスとして捉え、用いた選択肢が「救国興教」であった。これは中央政府が掲げる抗戦建国のスローガンをムスリム側が政治参加への道を確保する論理として用いたことを意味している。

こうした政治参加を求める動きの中で、以降に展開された具体的な政治参加の過程については第七章で考察する。

⁴¹矢久保前掲「日中戦争期の重慶における中国ムスリム団体の宗教活動とその特徴」（本稿83-90頁参照）。

第三章 中国回教国協会と孫文崇拜

[目次]

はじめに

一 国民政府と中国ムスリム団体における孫文崇拜

(1) 日中戦争期における国民政府の孫文崇拜

(2) 中国回教救国協会における孫文崇拜の実施

二 中国回教救国協会の孫文崇拜に対する見解・解釈

三 中国回教救国協会と政治儀礼

(1) 唐柯三の政治儀礼に対する認識

(2) 白崇禧の政治儀礼に対する認識

(3) その他の政治信仰と宗教信仰に対する言説

四 中国回教救国協会の孫文儀礼容認の背景

おわりに

はじめに

本章では日中戦争期に国民政府のすべての支配地域で中国ムスリムを統合しようとした団体であった協会の孫文儀礼へ対応について考察する。

本来、イスラームなどの宗教では偶像崇拜や個人崇拜を原則禁止している。しかし、国民政府は日中戦争期において孫文を神格化し、各種会議や学校教育の中で遺影への敬礼や遺言の詠誦という孫文崇拜を義務付けた。このように国民政府が政治シンボルとして孫文の遺言や遺影を政治儀礼の中で用い、これらを訓政体制と適合したイデオロギー装置とした。他方、戦時下における協会の全体会員代表大会や常務理事会などの非宗教的な行事においても孫文の遺言の詠唱などの孫文崇拜儀礼が実施された。これはまるで孫文を偶像として崇拜するかのように捉えられかねないものであった。ムスリムはこの状況に対してどのように受け止め、彼ら自身がそれをいかに処理したのか。日中戦争期の協会が非宗教的行事中において国民政府の政治儀礼としての孫文崇拜をいかに扱ったかを分析する。

ムスリムの孫文儀礼への関わり方はいかなるものであったのか。当時のムスリムは前章で述べたように、清末以来の逆境の改善に取り組むと同時に社会的・政治的地位の向上を望んでいた。本章では、ムスリムの社会的・政治的地位向上のためのあり方の一端という視点に着目する。その際に、協会幹部をはじめとしたムスリム知識人の議論に注目し、彼らの孫文崇拜への対応の仕方について検討する。

本章に関連する先行研究には、近代中国における政治シンボルと信仰・儀礼の政治利用に関するものがある。そこには近代中国における政治シンボル¹⁾や国民党による孫文崇拜や

¹⁾小野寺史郎「中国最初の国旗—清朝・黄龍旗について」（『中国研究月報』第57巻第10号、2003年）。同「南京国民政府におけるナショナル・シンボルの再編：青天白日滿地紅

個人崇拜²、革命根拠地での共産党による民間信仰や習俗の政治「利用」³などに関係する研究が少なくない。また、孫文崇拜の中身やそれに関する状況はすでに明らかにされている。しかし、ムスリムと孫文崇拜との関係をはじめとした戦時下の国民政府による宗教集団（民族、マイノリティ）と孫文儀礼との関係についてはあまり触れられていない。

一 国民政府と中国ムスリム団体における孫文崇拜

(1) 日中戦争期の国民政府及び国民党における孫文崇拜

まず孫文崇拜の政治儀礼化とその過程について先行研究の成果を用いながら概述する⁴。国民政府における政治シンボルの一つとしての孫文を挙げることができる。シンボル化された孫文は、彼の遺言や遺影を通して政治儀礼の中で使用された⁵。

旗をめぐる」（『史学雑誌』第113編第11号、2004年）。同「民国初年の革命記念日：国慶日の成立をめぐる」（『中国—社会と文化』第20号、2005年）。同「清末民初の国旗をめぐる構想と抗争：青天白日旗と五色旗について」（『歴史学研究会』第803号、青木書店、2005年）。同「最近十年來の近代中国政治シンボル研究の展開について」（『近きに在りて』第52号、2007年）。同『国旗・国家・国慶：ナショナリズムとシンボルの中国近代史』（東京大学出版会、2011年）。

²石川禎浩「死後の孫文—遺書と記念週」（『東方学報』第79冊、2006年）。陳蘊茜「時間、儀礼維度中的“総理記念週”」（『開放時代』2005年第4期、2005年）。同「国家典儀、民国儀式与社会記憶—全国奉安紀念与孫中山符号的建構」（『南京社会科学』2009年第8期）。李恭忠「“総理記念週”与民国政治文化」（『福建論壇』〔人文社会科学版〕2006年第1期）。同「孫中山：英雄形象的百年流變」（『江蘇大学学報』〔社会科学報〕第13卷第5期、2011年）。田海林・李俊領「儀式政治：国民党与南京国民政府对孫中山的祭祀儀礼」（『史学月刊』2007年第4期）。横山宏章「中国革命における個人崇拜と蔣介石」（山田辰雄・松重充浩編著『蔣介石研究』東方書店、2013年）。

³丸田孝志「陝甘値寧辺区の記念日活動と新曆・農曆の時間」（『史学研究』〔広島大学〕第221号、1998年）。同「華北傀儡政權における記念日活動と民族利用—山西省を中心に」（曾田三郎『近代中国と日本—提携と敵対の半世紀』御茶の水書房、2001年）。同「抗日戦争期・内戦期における中国共産党根拠地の象徴—国旗と指導者像」（『アジア研究』第50巻第3号、2004年）。同「時と権力（1）（2）—中国共産党根拠地の記念日活動と新曆・農曆の時間」（『社会システム研究』（立命館大学）第10号、第11号、2005年）。同「大行・大岳根拠地の追悼セレモニーと土地改革期の民俗」（『近きに在りて』第49号、2006年）。同『革命の儀礼—中国共産党の政治動員と民俗』（汲古書院、2013年）。

⁴石川前掲論文34-35及び45頁。小野寺前掲「南京国民政府におけるナショナル・シンボルの再編」8頁。金子肇「中華民國の国家統合と政治的合意形成—『各省の合意』と『国民の合意』」（『現代中国研究』第3号、1998年）13頁。久保亨・土田哲夫・高田幸男・井上久士『現代中国の歴史—兩岸三地100年のあゆみ』（東京大学出版会、2008年）68頁。横山前掲論文158頁。

⁵孫文の遺言とは、「私は国民革命のために尽力すること40年であり、その目的は中国の自由と平等を求めることにあった。40年の経験を積んだ今、この目的を達成するためには、民衆を立ち上がらせ、我々を平等に扱う世界上の諸民族と連合し、力を合わせて奮闘しなければならない、ということ深く理解している。現在、革命は未だ成功しておらず、全ての我が同志諸君が、私の書いた『建国方略』、『建国大綱』、『三民主義』及び『第一回全国代表大会宣言』に基づき、努力を継続し、その貫徹に務めなければならない。特に、国民会議を開き不平等条約を撤廃せよ、という最近の主張については、最短期間のうちに

1925年に孫文が逝去すると、国民党は彼への個人崇拜的傾向を強化した⁶。同年、孫文崇拜の政治儀礼化の流れが決定した⁷。同年5月25日、国民党第一次中央執行委員会第三次全体会議で「総理遺囑の訓令を受諾することに関する議案」を採択し、「本党各級党部、党団のすべての会議において、開会時にまず主席が恭しく総理遺囑を読み上げ、参加者は全員が起立して静かに聴かなければならない」ことを決定した⁸。かくして孫文崇拜は政治儀礼化された。それは国民党外にも拡大され、「総理記念週間」が創設されるなど、各種会議や学校教育の中で彼の遺言の詠誦や遺影への敬礼などが義務付けられた⁹。1929年3月21日、国民党第三次全国代表大会第七次會議で、総理の主要な遺教を訓政時期の中華民國の最高根本法案とする旨が採択された¹⁰。国民政府は至る所で孫文を強調し、三民主義を象徴する行事・儀礼として、それを国民政府の訓政体制に適合した政治装置として用いた。また日中戦争が始まると、「抗戦建国綱領」（1938年4月1日）によって三民主義及び総理遺教が戦争遂行のための一般的抗戦行動指針と国家建設のための最高原則として採択された¹¹。1940年4月、国民政府訓令で孫文に「国父」の尊称を付与することを決定した。

こうした孫文の政治儀礼化の流れに加えて、国民党は1926年1月4日に国民党第二次全国代表大会で国民党総章を改訂した際、第四章として「総理」の項目を増設することで孫文儀礼を規定した¹²。なかでも日中戦争期の孫文儀礼に関する規定は国民党総章の第26条

それが実現するように促さなければならない。以上、ここに遺言する」のことである。（「遺囑 民国14年3月11日」（中国国民党中央委員会党史委員会編訂『国父全集』第2冊、中央国民党中央委員会出版、1973年、1041-1043頁）。

⁶石川前掲論文34-35及び45頁。横山前掲論文158頁。

⁷「胡漢民等繼承孫中山遺志完成国民革命宣言」1925年3月21日（中国第二歴史檔案館『中華民國史檔案資料匯編』第4輯、南京・江蘇古籍出版社、1986年、原載：『陸海軍大元帥大本營公報』第9号、1925年）。

⁸「中国国民党第一屆中執会第三次全体會議接受孫中山遺囑宣言」1925年5月24日、及び「關於接受總理遺囑之訓令決議案」1925年5月25日（『中国国民党第一、二次全国大会會議資料』上、南京・江蘇古籍出版社、1986年、110-117頁）。

⁹久保亨「孫文の革命思想（1920年代）」（歴史学研究会編『世界史史料10—20世紀の世界I—ふたつの世界大戦』岩波書店、2006年）112-113頁。久保等前掲68頁。

¹⁰「根拠総理教義編制過去一切党之法令規章以成一貫系統確定総理主要遺教為薰製時期中華民國最高根本法案」民国18年3月21日第三次全国代表大会第七次會議通過（秦孝儀主編『革命文献』第76輯—中国国民党歴次全国代表大会重要決議彙編（上）、中国国民党中央委員会党史委員会編集発行、中央文物供給社、1978年、77-80頁）。

¹¹「中国国民党臨時全国代表大会決議之『中国国民党抗戦建国綱領』」1938年4月1日（中華民國重要史料初編編輯委員会編『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』第4編、戦時建設（一）、台北・中国国民党中央委員会党史委員会・中央文物供給社、1988年）48頁。

¹²「謹以至誠接受總理遺囑並努力以履行之案」中華民國15（1926）年1月4日第二次全国代表大会通過、「中国国民党総章修正案」中華民國15（1926）年1月18日第二次全国代表大会通過（『革命文献』第76輯、35-40頁）。「第二次全国代表大会修正中国国民党総章」中華民國15（1926）年1月16日第二次全国代表大会第一次修正、「第三次全国代表大会修正中国国民党総章」中華民國18（1929）年3月27日第三次全国代表大会第二次修正、「臨時全国代表大会修正中国国民党総章」中華民國27（1938）年4月1日臨時全国代表大会第三次修正（『革命文献』第70輯—中国国民党党章政綱集〔増訂本〕、59、70-71、81-82、

の附註に明記された。それはすなわち以下のものだった¹³。

総理を記念する儀式は以下のように規定する。

甲、総理儀式の規定：本党の国内外の各級党部の会議場において総理の遺影を掲示する。

乙、集会の開会時に総理の遺言を宣読しなければならない。

丙、本党の国内外の各級党部及び国民政府所属の各級機関・各軍隊は記念週を毎週一度挙行しなければならない。但し、特別な事情があるのならば、各地の上級の党部の許可を経て2週間に一度に改めることができる。

このほか孫文崇拜を徹底すると同時に彼を批判することを禁じている¹⁴。このように、国民政府によって孫文崇拜の強化、孫文の遺言の詠誦、遺影への敬礼という政治儀礼が実施された。こうした孫文崇拜に関する儀礼を、国民政府の外側にいた人々、特にいわゆる軍閥と呼ばれる地方勢力、少数民族、宗教勢力などはどのように受け止めたのか。

(2) 中国回教救国協会における孫文崇拜の実施

協会の機関誌の巻頭には孫文の遺影と遺言が掲載されている¹⁵。1939年7月26-29日と1942年3月29-31日の二度にわたって重慶で実施された全体代表大会¹⁶や常務理事会などの会議でも孫文の遺影への敬礼や彼の遺言の詠唱といった孫文儀礼が実施されている¹⁷。例えば、第二次全体代表大会で閉幕式のプログラムは、「1. 全体肅立、2. 主席就位、3. 唱国歌、4. 主席恭讀總理遺囑、5. 主席致詞、6. 通過宣言、7. 講演 8. 余興、9. 礼成」で

97-98、120-121 及び 138 頁)。また国民党総章は1929年3月27日の第三次全国代表大会で第二次修正、1938年4月1日の臨時全国代表大会で第三次修正されている。

¹³「第二次全国代表大会修正中国国民党総章」中華民國15(1926)年1月16日第二次全国代表大会第一次修正、「臨時全国代表大会修正中国国民党総章」中華民國27(1938)年4月1日臨時全国代表大会第三次修正(『革命文献』第70輯—中国国民党党章政綱集〔増訂本〕、59 及び 121 頁)。

¹⁴横山前掲論文 158 頁。

¹⁵「孫總理遺像(附遺囑)」(『中国回教救国協会第一屆全体會員代表大会特刊』) 像片 1 頁。

¹⁶楊敬之記録「白理事長閉幕典礼致詞」及び「大会日程」(『中国回教救国協会第一屆全体會員代表大会特刊』) 11-14 頁。「大会閉幕」(『中国回教救国協会会報』第4巻第4期、1942年) 26 頁。また全体會員代表大会とは、協会の最高決定機関であり、毎年1回開催される。必要時には臨時大会を召集できる。大会議決案は理事会より理事長に送られ執行される。この会議の職権は、理事会及び各地分会が報告すること、協会章程の修正を行うこと、協会の改善すべき事項を決定すること、理事・監事の選挙をすること。全体會員代表大会は日中戦争中に二度重慶で開かれ、第一次は1939年7月に前身の「回民協会」を改組して正式に協会が設立された会議であり、第二次は1942年8月であった(「中国回教救国協会章程」第15条・第16条『中国回教救国協会第一屆全体會員代表大会特刊』25-29 頁)。

¹⁷それは、会議の主席による総理の遺言と参加者全員によるその遺影への敬礼を実施されたことを指す(「主席恭讀、總理遺囑、全體肅立」)(『中国回教救国協会会刊』第1巻第1期、1939年) 25-27 頁。賈廷詩他編『白崇禧先生訪問紀錄』中央研究院近代史研究所口述歴史叢書4(台北・中央研究院近代史研究所、1984年) 下冊 581-582 頁。

あった¹⁸。理事会、常務理事会などといった協会の会議¹⁹での孫文の遺言の扱いは国民政府の集会・会議・学校での儀礼に準拠していた²⁰。また「全体肅立（敬礼のための起立）後、清真寺の馬教長がクルアーンの一段を詠唱し、抗戦勝利を祈祷し、詠唱が終わった後、ムスリムは皆『双手黙声』で祈祷した。その雰囲気はとても緊張して厳粛であり、始まって10分ほどで終わり、軍楽が奏でられる中で党歌を斉唱した。党旗・国旗及び総理の肖像に向って三跪九叩頭の礼をし、抗戦の前線で戦死した将兵に3分間の黙祷をささげた」とあるように、前身の「回民協会」の西康省分会の設立大会（1939年1月22日）でも孫文の肖像への三跪九叩頭礼が実施されていた²¹。以上の事実は、協会の非宗教的行事においては国民政府の儀礼に則して会議が進行されていたと考えられる。

しかしその一方で、宗教行事であったイスラームの祭りであるイードでは孫文の遺言の詠誦を行ったという記事は管見の限り見られない²²。イードなどの宗教行事では、偶像崇拜の禁止という宗教上の規範に配慮し、イスラームの儀礼を優先したため孫文崇拜は行われていなかったのではなかろうか。

二 中国回教救国協会の孫文崇拜に対する見解・解釈

では、ムスリム指導者たちが政治儀礼と宗教信仰の狭間で孫文崇拜をどのように調整・処理していたのか。まず、第一次全体会員代表大会の閉会式による理事長白崇禧の演説を例に見ていく。

彼は次のように述べている。

我々の〔中国回教〕救国協会は政治団体であり、党の規定に従って全て執り行うべきであり、総理の遺影に対して我々は尊重しなければならない。これは国家の一種の儀礼であり、決して偶像崇拜ではない。我々軍人が関羽・岳飛を崇拜することと同様である。我が宗教の教義に対して決して違反しておらず、信仰を決して妨害していない。かつ両者にとって有益であることは明らかである。一個人はいくつかの資格があり、

¹⁸「大会閉幕」（『中国回教救国協会会報』第4巻第4期、1942年）26頁。また規定から孫文儀礼削除後に行われた1948年5月2-6日の第三次全体代表大会（開会式、会議、閉会式）では孫文儀礼は行われた記述はない（「大会開幕典礼」、「第一次大会」、「大会閉幕式」（『中国回教協会会刊』第8巻第1期、1948年）7-8及び13頁。

¹⁹協会会議録に中における孫文儀礼に関する記述は以下である。1939年の記述は全17回で、そのうちの常務理事会15回、常務理事会談話会1回、理事会1回であった（『中国回教救国協会会刊』第1巻第1期、1939年10月～第6巻第12期、1944年12月中の会議録）。

²⁰前掲『白崇禧先生訪問記録』下冊581-582頁。

²¹「本会西康省分会一月二十二日開成立大会」（『中国回民救国協会通告』第26号、1939年）106頁。

²²宗教儀礼の中に抗日の要素も注入するなど、宗教信仰と抗日という時局的要素の双方を実施する。例として、「開齋節」にムスリムの烈士の追悼会の要素の挿入や抗戦勝利の祈祷の実施を挙げることができる。しかし、孫文の遺言の斉唱・遺影の使用といった孫文崇拜に関する儀礼は既見の限り見られない（矢久保前掲「日中戦争期の重慶における中国ムスリム団体の宗教活動とその特徴」（本稿84頁参照）。

地位にしたがって変遷するが、信仰には影響を与えない。以後談話会を除いて、もし正式に会議を開くのならば党の規定に従わなければならないが、我々が教外に白眼視される必要はないだろう。²³

これによると、彼は孫文の遺影に対する儀礼は偶像崇拜に当たらないと解釈し、談話会を除く会議では前述の党の規定（党総章第36条附註）に照らして孫文儀礼を実施する提案を行っている。

また彼は別の論説のなかでも次のように言っている。

宗教儀式と本党の儀式をどちらも同じように重んじなければならない。宗教の礼拝集会と本党の政治集会の二種の儀式をはっきり区別しなければならない。例えばイスラームの宗教聚礼、金曜礼拝は定まった形式と法則があり、これは宗教儀式である。普通集会で用いられるべき方法は、ある時国父の遺影への行礼であり、多くの同胞は偶像崇拜の教条を犯すと考えられるが、実際は国父の遺影への行礼は党の儀式であり、すなわち国父を記念する意志は崇徳報功からでており、決して迷信の成分ではなく、多くの同胞は政治集会時に国父の遺影への行礼をしないのは重大な錯誤である。現在それを分けて説明する。私たちは一人の良いムスリムにならなければならない、更に一人の良い国民にならなければならない。一人の良い国民になるためには国家の法令に服従しなければならない。協会は国父の遺影への行礼に対して協会の第一次全体会員代表大会時に長時間をかけて協議した。最後に宗教儀式は宗教集会で用い、党の儀式は普通の集会で使用することを決定した。この一点は特別に全国のムスリムの注意を提起しなければならない。²⁴

これから判断すれば、宗教の礼拝集会などの宗教儀式と国民党の政治集会などの政治儀礼との区別を主張していることがわかる。それは孫文の遺影への敬礼は偶像崇拜ではなく、党の儀式という解釈を示し、またこれに前述の解釈である第一次全体会員代表大会での党の儀礼を普通集会で使用することが決定されたことも付け加えられている。

彼はさらに『月華』中の「政治信仰と宗教信仰」という論説中でも次のように言う。

イスラームも先哲を崇め、領袖を尊重し非常に重視するが、しかし方法が異なっているのみである。例えば私たちが長官に敬礼するならば、長官は必ず答礼をする。この種の場合は偶像の解釈には当たらない。もしあなたが彼に対して敬礼し、彼は決して答礼を行わないのならば、これはまるで偶像一般のようであり、これは教法上相応しくない。経典の中に「あなたたちはただアッラーのみを拝まなければならない」とい

²³前掲「白理事長閉幕典礼致詞」12頁。

²⁴白崇禧「中国回教与世界回教一回教救国協會的中心工作」（『月華』第14卷第11-12期合刊、1942年）4-6頁。また「回協會的使命—在宗教立場上我們要興教、在政治立場上我們要救国」（『新穆民』創刊号、1943年、4-7頁（王正儒・雷曉静主編『回族歴史報刊文選—社團卷』上巻、銀川・宁夏人民出版社、2012年、339頁所収）は、タイトルは異なるが白崇禧前掲の「中国回教与世界回教」と同様の内容である。

うものがある。²⁵

このように政治儀礼と宗教儀礼を区別することで、政治儀礼では孫文の遺影や遺言に対する儀礼は偶像崇拜には当たらないという見解を示していたことが知られる。

三 中国回教救国協会と政治儀礼

(1) 唐柯三の政治儀礼に対する認識

副理事長であった唐柯三は次のように述べている。

ムスリム自身について論じると、今日実に二つの重大な責務を負っている。一点目は救国であり、二点目は救教である。救国があってこそ初めて救教ができ、愛教には必ず先に愛国がある。コーランの中には、我々に「愛国衛教」（国を愛し宗教を護る）を明示している訓言と人が物事を行ななければならない基準について述べ尽くすことができないほどある。我々は我が身に省みて自問してみよう。それは、国民としてはすでに抗戦救国の義務を尽しているかどうか、ムスリムとしてすでに「愛教護国」（宗教を愛し国を護る）の天職に尽しているかどうか、ということである。言い換えれば、我々は単に一つの純粋なムスリムあるいは一つの優秀な集団であることに満足すると考えるだけにとどまらず、特に我々は中華民国の健全な国民になることを願い、更に中華民国の優秀な集団でありたいと思っている。このようであれば、我がムスリムは単に宗教信仰を持つだけではなく、全ての国家・民族の利益を求める政治信仰つまり三民主義を持ってこそはじめて我々の神聖な使命に到達するのに十分である。我々の宗教信仰は国家と全民族に依拠するものであるため、もし不幸にも国家と民族が存在しなくなったのならば、完全な宗教信仰があったとしても、それはまさに頼るべきものがないことになる！今日の抗戦建国の時期に我々の宗教信仰と政治信仰の両者は互いに理解し合い、しっかりと定まっていって移り動かず、一種のつまずき倒れない不滅の理論を作り上げることが、我々に国家・民族の滅亡を救い生存の道を考えるための基準と考えられる。一つの強靱な精神を育成することは、我々に正義または理想のために一身を犠牲にし、正義を実行することに帰依しなければならない。そうであるのに、もし興国救教がほとんど頼るに値しない空言であるというのならば、他にどのような道があるのか。政治信仰と宗教信仰の理論をともに融合させ、更にどのような道において、この理論をムスリムの思考の中に広めさせ、その国家意識と宗教意識とを同時に強めさせることができるのか熟考してみると、意味と生命力のある組織を建立する以外に、実際に選んで従うべき他の道はない。²⁶

ここから、彼は宗教信仰と共に政治信仰（ここでは三民主義）を持つ必要性があり、宗教信仰は国家と民族に依拠するものであり、国家と民族が存在してこそ宗教も存在でき、宗教信仰と政治信仰はともに理解し合う必要があり、両者の理論を融合させ、国家意識と

²⁵「政治信仰与宗教信仰」（『月華』第12巻第22-27期合刊、1940年）1-3頁。

²⁶唐柯三「今日之回教組織」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第1期）13-14頁。

宗教意識を同時に向上させる必要があるという政治儀礼に対する認識が読み取れる。

(2) 白崇禧の政治儀礼に対する認識

既に見てきたように、白崇禧は協会を代表して孫文崇拜についての見解を示している。では、彼は政治儀礼に対してどのような認識を示していたのだろうか。白崇禧は、

一つは我々の教義を信仰することであり、もう一つは我々の中国の立国主義である、すなわち三民主義を「信仰」することである。白理事長はそれを各々の呼称を宗教信仰と政治信仰として定める用意がある。三民主義は我々の立国精神と建国の需要に適合しているので、我々はそれを信仰する。また宗教方面においても我々はムスリムであるため、基本条件として確立した信仰がある。²⁷

と述べている。これによると、彼はムスリムにとって必要な二つの信仰があるという見解を示している。すなわち彼が言うところの二つの信仰とは政治信仰と宗教信仰のことである。また彼は協会の第一次全体会員代表大会上で以下のように発言している。

宗教の信仰は政治の信仰から当然離れることはできない。歴史の巨論は、前に向かって推進することであり、時代は今日まで変遷しており、いかなる個人もみな政治生活から片時も離れることができない。……政治の影響を受けない時はなく、みなさんが中華民族であることはとてもはっきりとしている当然のことであるが、日本の帝国主義の侵略下で、全ての民族はすでに生死の分れ目を走っており、もし国家民族が滅亡してしたのならば、鳥の巣が落ちれば中の卵も全部割れてしまうかのように、どのような宗教の信徒も皆滅んでしまう。宗教の信仰はもともと私たちのただ一種の精神上の信仰であり、この種の精神上の信仰は私たちが人々と強調し道徳上の修養となすことを手助けできる。しかし、20世紀の人類の生存の競争に対応するのに十分ではなく、宗教家が宗教を信仰するほかに、ある種の正確な政治信仰をも持たねばならない。過去の多くの宗教家は宗教の信仰に対して異常に頑固であるがために、かえって政治信仰が軽く見られてしまい、全ての国家民族の盛衰に影響を与えていることと関係が少なくない。²⁸

これによると、宗教信仰と政治信仰は当然離れることができないという認識が示されており、宗教信仰のみだけでなく政治信仰も必要であったという。それに加えて、彼は協会の任務について述べるなかで、「国家の健全を要求するのならば、民族の存在はただ宗教信仰があるのみでは不足していて、政治信仰があればその力量を強められるだろう」と主張している²⁹。また彼は、政治信仰と宗教信仰の相違を理解する必要性を強調し、「進歩した

²⁷ 克行「論穆民公約」（『中国回教協会会刊』第5巻第1期、1943年）1頁。

²⁸ 白崇禧「中国回教今後の展望—在会会第一屆全体会員代表大会席上之講演」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第1期）7-11頁。

²⁹ 薛文波記録「中央当部歡宴記事—繼由白理事長致答辭大致如下」（『中国回教救国協会第一屆全体会員代表大会特刊』）43頁。

国家」では宗教信仰は政治信仰と分けなければならないと考えていた³⁰。それには、「本会の宣伝目的は全国の教胞が三民主義を信仰し、領袖に従い、国策及び抗戦建国綱領を擁護することにあり、これは政治方面での宣伝方式である。……政治信仰と宗教信仰の違いを宣伝しなければならない。それは一般ムスリムが政治信仰と宗教信仰 [の区別が] あまりはっきりしていないが、私たちは進歩した国家の政治と宗教とが分かれていることを知っているのである」³¹というように、政教分離的な発想が示されているといえる。

そして、彼は1941年12月11日の桂林・国立成達師範学校での訓話においても、「興教救国」がムスリムの二大使命であることを詳述し、宗教信仰と政治信仰は並列していて互いに衝突しないと認識し、これを強調した³²。

そのほか、甘肅臨洮での白理事長の講話でも次のように述べている。

西北の漢回紛糾に関する視察と今後の希望：漢（漢人）、回（ムスリム）の同胞の信仰は異なるといえども、政治信仰は共に同じであり、問題を発生させることはできない。宗教は政治に影響を与えず、政治は宗教に干渉できない。漢、回は団結して共に国難へ赴き、我々の全ての国力を負担することで敵に対処するに足ることを予想する。どうして再び争って自らの力量を削ろうとすることはありえるだろうか。³³

このように、宗教は政治に影響を与えず、政治も宗教に干渉できないという見解を示していた。

また白崇禧は『中国回教と世界回教』という著述の中でも次のように述べている。

ムスリム同胞の宗教と政治観念を樹立している。文明国家に属する国民は、宗教信仰に対して自由である。中国もこのようであり、歴史上で今までまだ宗教闘争がない。しかし私たちの政治信仰は一致しなければならないので、それは自由にはできない。三民主義は即ち救国主義であり、最も正確な政治信仰である。私たち全てのムスリムに三民主義の信仰を一致させなければならない。宗教信仰はそれ自身に影響を与えるだけでなく、つまり政治信仰は国家民族に影響を与えるので、宗教信仰はただ政治信仰を持たないのならば足りない。ムハンマドは「愛国はイマーニーに属す」といっている。イマーニーとはつまり信仰である。言い換えれば、愛国は愛教と同様に重要であり、二種の信仰を配合させるべきであり、今日の時代に適応させることができる。この二種の信仰は並行して衝突せず、持ちつ持たれつでこそ双方はますます立派になることができる。……私たちは正確な認識をもたなければならず、宗教信仰と政治信

³⁰「白理事長致開会詞」（『中国回教救国協会会報』第4巻第4期）7頁。編者記「西北問題—白理事長在陪都文化界十月分国民月会」（『中国回教救国協会会報』第4巻第9-12期、1942年）1-2頁。

³¹前掲「白理事長致開会詞」6-8頁。

³²「白理事長向成達学生訓話」（『中国回教救国協会会報』第4巻第1期、1942年）29頁。

³³弼記「白部長対臨洮民衆講話」（『中国回教救国協会会報』第3巻第2期、1940年）7頁。

仰が適合し、宗教利益は国家の利益をもって帰依となすのである。³⁴

ここでは宗教信仰と政治信仰（三民主義＝救国主義）を一致させる必要があり、両者ともに保持しなければならず、両者の信仰は並列していて衝突しないため、両者があってこそお互いを強化できるという両者の相互補完の関係であるという認識が示されていた。

さらに白崇禧は日中戦争が終わった後の口述筆記の回顧録（台湾の中央研究院近代史研究所が1964年から65年に聞き取りした箇所）の中でも、政治信仰と宗教信仰の区別について孫文の遺影への敬礼と偶像崇拝を区別すべきであるという事例を出して説明している。それは宗教儀式においていかなる像も掲げることは許されないが、非宗教的な国家や党の儀式において国父である孫文の肖像を掲げることは偶像崇拝にはあたらないというものであった。孫文への敬礼は尊敬の表示であり、偶像崇拝でも迷信でもなく政治儀礼であり、これは家の中で父母に対して礼をすることと同じようなものであると考えていた。このような論法で政治儀礼と宗教儀式を一緒にしてはならないと、彼は認識していた³⁵。

(3) その他の政治信仰と宗教信仰に対する言説

以上、協会幹部であった白理事長と唐副理事長の政治信仰と宗教信仰に関する言説を取り上げた。次にその他の政治信仰と宗教信仰に対する言説を見ていく。

『月華』に掲載された「政治信仰と宗教信仰」という巻頭論説³⁶において次のように述べられている。

「人類は政治の動物である」ので、中庸のあった宗教信仰の後ろに、さらに一種の正確な政治信仰をも持たなければならない。政治信仰とは何か。総理が作成した三民主義であることは疑いのないことである。三民主義は救国主義・建国主義であり、それは中国固有の政治と倫理の哲学の正統思想を淵源とし、同時に現代中国の国情を参酌している。……私たちは三民主義が乱世を治め、正しい世に戻すための重要な道であることを認め、三民主義の政治信仰を確定し、私たちの〔三民〕主義の長城を築かなければならない。イスラームは偏らない宗教であり、三民主義は折衷の極めて妥当な正当思想であり、全国5000万のムスリムは宗教を信仰する精神をもって〔三民〕主義をも信仰でき、共に民族復興・国家建国の大業を担い、これは実に党国にとっての大幸である。……私たちは党と団がムスリム大衆の中に深く入ることができ、大量にムスリムを吸収して〔彼らが〕参加することを望んでいる。また同時にムスリム大衆が

³⁴白崇禧前掲「中国回教与世界回教」4-6頁。

³⁵「中国回教協会」（前掲『白崇禧先生訪問紀録』下冊581-582頁）。

³⁶前掲「政治信仰與宗教信仰」1-3頁。

この論説の執筆者名は明記されていない。ただし1940年当時の『月華』の主編（主筆）は馬金鵬であった。馬金鵬（1913-2001）：字志程、筆名士心、大鳥、万里。山東済南出身のムスリム。1932年エジプトのアズハル大学に留学して、1936年に帰国して、成達師範学校でアラビア文教師になる。1939年5月に『月華』誌の主編となり、約3年間主編を務めた（馬博忠「『月華』創始人、歴任主編、編輯生平簡介」『回族研究』2015年第3期、137頁）。

宗教信仰を固く節操を守ることに変化がないことを希望する。表裏が一致した純潔な態度は「三民」主義の信仰と領袖に対する服従から来ている。かつ極力実践に努め、宗教と政治の二重の信仰を強固にし、終始変化させない。³⁷

それは宗教信仰の後ろに政治信仰を持つ必要性があり、その政治信仰は孫文の三民主義のことを指し、宗教と政治の二重の信仰を強固にする必要があることを指摘している。

また協会の第二次全体会員代表大会の「第二屆全体会員代表大会宣言」では、宗教信仰と政治信仰と共に歩調を合わせなければならず、宗教の利益は当然国家の利益の助けとなるべきであるとされた³⁸。

加えてラジオでの演説の中で、西北のムスリムの有力者であった馬步青³⁹が、政治信仰と宗教信仰に対して、以下の発言をしている。

個人の信仰は各々異なるが国家の側から見ると、皆中華民國という大家族の子女であり、いかなる宗教を信仰する者も政治上の共通信仰を決して忘れることはできない。宗教信仰のみで政治の共通信仰が無ければ悲惨なことになる。宗教信仰も政治の共通信仰の両方あればどの国家も必ず繁栄できる。国内の各宗族はみな三民主義という共通信仰の下でこそ共存共栄できる。⁴⁰

以上のように協会幹部の政治儀礼に対する認識は政治信仰と宗教信仰の区別といった論理（政教分離的な発想）を用いて政治儀礼と宗教の間で折り合いをつけていた。この論理を用いることで、宗教活動ではイスラーム式で行い、非宗教行事では国民政府の儀礼に則して実施するという判断につながったのだろう。

四 中国回教救国協会の孫文儀礼容認の背景

次にイスラームには偶像崇拜禁止があるにもかかわらず、政治信仰と宗教信仰の分離という論理を用いて孫文崇拜を容認した背景は何であったのか。その背景には、教内と教外の二方面に対する説明の必要があったと考えられる。第一は、ムスリム内部からの批判に対する反論と説明の必要であった。白崇禧ら協会幹部は、自分たちの団体が政治団体であるため、そこで行われる全ての世俗的な儀礼は国民党の規定に従って執り行うべきであると主張した。その理由に、国家の儀礼である孫文の遺影に対する儀式は偶像崇拜にあたらず、軍人が関羽や岳飛を崇拜するのと同様であり、宗教の教義に対して決して違反してい

³⁷同上。

³⁸「中国回教救国協会第二屆全体会員代表大会宣言」（『中国回教救国協会会報』第4巻第4期）2-3頁。

³⁹馬步青（1898-1977）：字子雲。甘肅臨夏出身のムスリム。青海のムスリム軍事勢力の指導者であった馬步芳の兄。1936年1月に陸軍中將に昇進、騎兵第五師師長、同年9月青海省政府委員を兼任。1937年騎兵第五軍軍長。1942年青海柴達木屯墾督辦を兼務、1943年第四十集團軍副總司令。1945年国民政府蒙藏委員会委員（徐友春主編『民国人物大辞典（増訂版）』石家莊・河北人民出版社、2007年、1160頁）。

⁴⁰「馬步青対全国播講：宗教信仰与政治信仰合一（中央社訊）」（『中央日報』〔重慶〕1944年6月24日）。馬步青「宗教信仰与政治信仰合一」（『突岨』第68期、1944年）13-14頁。

ないからであることを挙げている⁴¹。

このような認識は、以下の論説からも読み取ることができる。

この外、宗教儀式と本党の儀式をどちらも同じように重んじなければならない。宗教の礼拝集会と本党の政治集会の二種の儀式をはっきり区別しなければならない。例えばイスラームの宗教聚礼、金曜礼拝は定まった形式と法則があり、これは宗教の儀式である。普通集会で用いられるべき集会は、国父の遺影への行礼であり、多くの同胞は偶像を崇拜するという教条を犯すと考えるが、実際は国父の遺影への行礼は党の儀式であり、すなわち国父を記念する意志は崇徳報功からでており、決して迷信の成分ではなく、多くの教胞は政治集会時に国父の遺影への行礼をしないのは重大な錯誤である。現在分けて説明する。私たちは一人の良いムスリムにならなければならない、更に一人の良い国民にならなければならない。一人の良い国民になるには国家の法令に服従しなければならない。協会は国父の遺影への行礼に対して、協会の第一次全体代表会員大会時に長時間をかけて協議した。最後に宗教儀式は宗教集会で使用し、党の儀式は普通の集会で使用することを決定した。この一点は特別に全国のムスリム同胞の注意を提起しなければならない。⁴²

というものであった。これらの主張からもそれは孫文儀礼の容認に対する教内からの偶像崇拜批判を想定した反論であったことが明らかである⁴³。

また白理事長は、過去の多くの宗教家が宗教信仰に対して非常に頑迷であったため、国家と民族の盛衰に悪影響を与えていたとしきりに主張していた⁴⁴。これは宗教信仰へ固執しすぎる「保守的」な宗教家（「保守派」宗教指導者）を批判したものであるといえよう。

第二には、教外からの批判への反論や「蔑視」されないための弁明が必要であったことである。それは、前述の甘肅臨洮での白理事長の講話における政治信仰と宗教信仰の例でも、西北における漢回対立回避の必要がしきりに強調されたことから西北におけるムスリム問題を念頭に置いていたことが示唆されている⁴⁵。また前述の『月華』巻頭論文中でイスラームは礼節を重視せず、先哲（先賢、昔の優れた思想家や学者）に敬意を示さないという教外からの批判を意識した弁明や反論をしていたことから⁴⁶、教外から白眼視されることへの危機感があり、それに対して弁明する必要があったといえよう⁴⁷。

最後に、協会による孫文儀礼の実施の意味について考えてみたい。先に述べたように、

41前掲「白理事長閉幕典礼致詞」12頁。

42白崇禧前掲「中国回教与世界回教」5-6頁。

43前掲「白理事長閉幕典礼致詞」12頁。白崇禧前掲「中国回教与世界回教一回教救国協会的中心工作」5-6頁。

44白崇禧前掲「中国回教今後的展望」7-11頁。

45弼記前掲「白部長対臨洮民衆講話」7頁。

46「イスラームも先哲を崇め、領袖を尊重し非常に重視するが、しかし方法が異なっているのみである」（前掲「政治信仰与宗教信仰」1-3頁）。

47「もし正式に党の規定に従うのなら、我々が教外に白眼視される必要はないだろう」（楊前掲「白理事長閉幕典礼致詞」12頁）。

日中戦争の勃発が中国のムスリムの重要性をさらに高めた。そこで、彼らは国家がなければ宗教も存在できないという認識を抱き、国家と宗教双方の滅亡の危機から脱するため、戦争への「協力」を行った⁴⁸。その際に、彼らはムスリム意識と中華民国の国民という二重の意識や国家に貢献するという方法での生き残りを試みた⁴⁹。これは戦時という時代状況を利用した地位向上のための生存戦略ともいえよう。生命の危機的状況に際し、統治権力を擁護することで自分たちの現状を好転させることを企図し、それによって戦後の政治的・社会的地位を向上させることも視野に入れていた。ここからも、協会は単純な権力側への御用団体というわけでもなく、逆に純粋な理念のための行動でもなかったと考えられる。

おわりに

日中戦争期、協会は国民政府による孫文への個人崇拜的傾向（孫文崇拜）とイスラーム信仰の狭間で政治信仰と宗教信仰を区別し、世俗的・政治的行事では中華民国の「国民」として行動し、宗教行事ではイスラームを信仰するムスリムとして宗教の規範に従い行動するといった二つの「信仰」を使い分けて政治儀礼と宗教の狭間（現実と理想の間）で自己の調整をしていた。

民国前期以来のムスリム自身の境遇を改善するという目標（「抑圧されてきた」という自己認識からもたらされた「貧愚」からの脱却）を達成するために、統一的なムスリム組織を設立し、教育振興・社会救済などの事業を行った。政治的・社会的地位の向上を目指し、政府に働きかけを行うためには、日中戦争はムスリム知識人層にとってある種の「機会」であった。その際に、国家・政府の政策や理念を支持し、歩調を合わせる必要があった。それらが信仰心と矛盾する可能性がある場合、自己の地位向上のためには政治状況の中で折り合いをつけなければならなかった。そこで、生み出されたロジックこそが政治信仰と宗教信仰の区別という論理であり、孫文の遺影・遺言や孫文の思想や遺教（三民主義や三序構想など）が地位向上や政治参加のための担保でもあった。それはまた孫文崇拜と向き合う必要のあった白崇禧らムスリム知識人層の抗戦判断の一つでもあったといえるだろう。

「偶像化」（理想化）された孫文像は彼の実像と関係なく、協会が政治参加（政治的な地位向上）のための手段（三民主義、三序構想などの孫文の思想や遺教）として用いられた。孫文に対して「総理と彼による国民革命がなければ、イスラームにとっても今日はない」⁵⁰という認識をもっていたように、協会にとっても孫文は重要な存在であり、ムスリムたちは生き残り戦術の「口実」として彼を利用していた。

⁴⁸「もし国家民族が滅亡してしたのならば、鳥の巣が落ちれば中の卵も全部割れてしまうかのように、どのような宗教の信徒も皆滅んでしまう」（白崇禧前掲「中国回教今後の展望」7-11頁）。

⁴⁹「我々は単に一つの純粋なムスリムあるいは一つの優秀な集団であることに満足すると考えるだけにとどまらず、我々は中華民国の健全な国民であることを特に願い、更に中華民国の優秀な集団でありたいと思っている」（唐柯三前掲「今日之回教組織」13-14頁）。

⁵⁰常明遠「論建国興教」（『突岨』第8巻第71期、1945年）8頁。

第四章 中国回教救国協会の清真寺運営論

[目次]

はじめに

一 国民政府による中国イスラームへの宗教統制の企図

二 日中戦争期の中国回教救国協会とその清真寺認識

(1) 日中戦争期の中国回教救国協会とその組織

(2) 中国回教救国協会の調査事業と清真寺認識

三 中国回教救国協会による新たな清真寺運営構想—「清真寺管理辦法」制定をめぐる動き

四 中国回教救国協会の清真寺運営論とその意味

おわりに

はじめに

イスラームにおいて、モスクは金曜正午の礼拝等で人々に宗教活動の場を提供することが主要な機能であるが、クルアーンやアラビア語及び高等宗教の教授といった教育の場としての面も併せ持っている。さらにそれは人々に休息や交流の場を与える機能も兼ね備えている。ムスリムにとって、モスクの中国での呼称である清真寺もまた同様の場であるといえる。中国ムスリムの特徴の一つとして「大分散小集住」が挙げられ、彼らは中国全土に分散し、それぞれの地域で清真寺を核としてその周辺に集住している。そのため清真寺は各々の地域で「教坊」（ジャマーアティ）と呼ばれるムスリム・コミュニティの中央に位置し、礼拝や儀礼を行う宗教信仰の場とともに生活の中心でもある。

ところで、そのような場である清真寺は、日中戦争という非日常的な状況下におけるムスリムたちにとっていかなる意味を持っていたのだろうか。当時の彼らもまた全国に点在する清真寺を中心にそれぞれ生活していた。しかしそのあり方はただ単に彼らのコミュニティの中で完結しているだけではなかった。例えば、華北や蒙疆では日本が中国回教総聯合会や西北回教聯合会等といった団体を用いてムスリムに働きかけるイスラーム工作を行っていた。また日本国内においても大日本回教協会がイスラーム工作を担っていた。他方、国民政府側もムスリムに同様の働きかけを行っていた。それゆえ、ムスリムたちは彼らのコミュニティの外に位置する政治権力と無関係ではありえなかった。

日本占領地域のイスラーム工作についてのこれまでの研究では、政治権力と社会の関係に注目してきた¹。同時期の国民政府支配地域におけるムスリムやその団体を扱った研究は少なくないが、その多くは彼らの抗日・救国・愛国的な面を重視し、抗日活動への貢献に

¹華北のイスラーム工作に関する主な研究及び蒙疆におけるイスラーム工作と西北回教聯合会に関する主な研究については、18-19頁注48参照。

関して詳述したものであり、そこには不十分な点も少なくない²。なぜならば、ムスリムと国民政府などの国家権力や政治空間との関わり方にさらに注目する必要があると思われるからである。各地に居住するムスリムにとって戦時動員下の政治環境は宗教や生活と切り離すことはできなかった。それらの関係に注目することで、ムスリム自身の戦争との関わり方の多様な部分が明らかになる。

こうした中であって、協会は日中戦争期、清真寺を管理することでそれぞれの地域のムスリムを把握し、その統合を目指した宗教・社会団体であったとされる。協会にとっての清真寺の管理運営はムスリム社会における政治と宗教を結びつけるものであった。また、国民政府にとっての清真寺の管理運営は戦争遂行のための宗教統制の試みという面があった。こうした点からも、協会は清真寺の管理運営という問題に真摯に向き合わざるをえなかった。

本稿では戦時下の協会がどのように清真寺を管理運営することを理想としたのかについて、協会とそれに近い立場の知識人たちによる清真寺運営に対する認識と管理制度の制定過程を取り上げてその問題を明らかにする³。主な史料としては台北・国史館所蔵の『内政部檔案』に含まれる関係文書や⁴、協会の機関誌『中国回教救国協会会刊』所載の記事を使用する。

一 国民政府による中国イスラームへの宗教統制の企図

南京政府は1927年以来宗教管理や統制を試みてきた。それは民間信仰、仏教や道教に対するものが中心であり、1928年以降、具体的な制度運用が始まった。民間信仰に対しては、神祠存廃基準（1928年11月公布）を制定した⁵。また仏教・道教に対しては、一連の寺廟管理政策によって統制しようとした。すなわち、南京政府は1928年10月2日に①「寺廟登記条例」（全18条）を、1929年1月25日に②「寺廟管理条例」（全21条）をそれぞれ

²中国ムスリムの抗日貢献関係の研究については、18頁注47参照。また国民政府側のムスリム政策やムスリム団体に関する主要な研究については、19頁注51参照。

³清真寺管理運営に関する主要な先行研究は、岩村忍『中国回教社会の構造』上・下巻（日本評論社、1949-50年）や澤井充生「中国の宗教政策と回族の清真寺管理運営制度—寧夏回族自治区銀川市の事例から」（『イスラーム世界』第59号、2002年）、同「イスラームと現代中国—宗教管理機構と清真寺のポリティクス」（川口幸大・瀬川昌久編『現代中国の宗教—信仰と社会をめぐる民族誌』昭和堂、2013年）等がある。また筆者は日中戦争時期のイスラームの祭りを分析した論稿の中で、協会の清真寺管理について触れたが、それに対する認識に関しての具体的な検討は留保している（矢久保前掲「日中戦争期の重慶における中国ムスリム団体の宗教活動とその特徴」本稿第五章参照）。

⁴「中国回教救国協会陳述部訂監督回教寺廟条例實際情形困難擬由会自訂管理辦法」（『内政部檔案』台北・国史館所蔵、檔案番号：026000013228A）。

⁵酒井忠夫『酒井忠夫著作集』第6巻—近・現代中国における宗教結社の研究（国書刊行会、2002年）448-462及び468-477頁。陳金龍『南京国民政府時期的政教關係—以仏教為中心的考察』（北京・中国社会科学出版社、2011年）29-30頁。

公布した⁶。①は寺廟の登記に関するものであり、②は寺廟に対する管理方針を示すものであったが、仏教界からの多くの反発があった結果、それは1929年12月7日に③「監督寺廟条例」(全13条)として改正された⁷。③の内容は、「(1) 仏教・道教における宗教施設の名称、(2) 寺廟及びその財産の監督、(3) 条例の適用外の寺廟、(4) 荒廃した寺廟の管理、(5) 寺廟及び財産の登記、(6) 寺廟の財産所有、(7) 寺廟の財産収入の利用、(8) 寺廟における不動産等の処分と変更、(9) 寺廟の収支と事業の創設・経営に関する報告等、(10) 寺廟における公益事業・慈善事業の創設・経営、(11) 本条例5条、6条、7条、8条、10条に対する違反者への対応、(12) 本条例の適用外、(13) 本条例の施行と公布及び寺廟管理条例の廃止」の十二項目から成り立っていた⁸。これは②にあった「寺廟廃止あるいは解散に関する条項」を削除することで、寺廟保護としての性格をより強くするものだった⁹。また登記に関しては、1936年1月4日に①を廃止し、代わりに④「寺廟登記規則」(全14条)を公布した¹⁰。この他に⑤「修正寺廟興辦公益慈善事業実施辦法」という細則を制定し、関連法規を補足した¹¹。

南京政府はこうした法規を軸に仏教・道教をはじめとした寺廟の管理を試みた。しかし、政府によるこうした管理の試みは、決して順調に進んだわけではなかった。政府が制定した法規は信仰と宗教活動に一定の制限を与えるものであったため、仏教界からの反発を招いた¹²。それに対して、南京政府は文物や遺跡を積極的に保護するといった仏教文化に理解と支持を与える等の協調・懐柔政策を取った。その結果、仏教界の指導層の支持を獲得でき、仏教・道教等の寺廟向けの宗教政策を実施できた¹³。また内モンゴルやチベットのラマ寺院の管理に関しては、上述の寺廟管理法規とは別途に辺疆・民族政策を加味した蒙蔵委員会による法規を制定した¹⁴。

⁶『行政院公報』第19号(1929年1月30日)11-14頁。中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料滙編』第5輯第1編、文化(南京・江蘇古籍出版社、1994年)1017-1019頁。陳湛綺編輯『国民政府行政法令大全』[民国法律史料系列叢書]第1冊(北京・全国図書館文献縮微複製中心、2009年)484-490頁。酒井前掲書468-469及び480-482頁。陳前掲書37-41及び51頁。

⁷『行政院公報』第107号(1929年12月11日)16-17頁。蔡鴻源主編『民国法規集成』第40卷(合肥・黄山出版社、1999年)404頁。酒井前掲書469-474頁。陳前掲書58-60頁(『行政院公報』第108号(1929年12月14日)12頁)。

⁸『行政院公報』第107号(1929年12月11日)16-17頁。『民国法規集成』第40卷、404頁。酒井前掲書470-474頁。陳前掲書60-62頁。

⁹酒井前掲書472頁。陳前掲書62-67頁。

¹⁰『民国法規集成』第40卷、392-401頁。酒井前掲書475-477頁。陳前掲書42-44頁。

¹¹『行政院公報』渝字第2卷第19号(1939年11月1日)18頁。陳前掲書67-77頁。

¹²陳前掲書19-21頁。

¹³陳前掲書22-25頁。

¹⁴これには「蒙古喇嘛寺監督条例」(全18条、1931年6月15日国民政府同日施行)、「北平喇嘛寺廟整理委員会組織規則」(全8条、1932年8月蒙蔵委員会公布)、「喇嘛登記辦法」(全25条、1934年1月12日蒙蔵委員会公布)、「管理喇嘛寺廟条例」(全8条、1935年12月9日)等がある(『民国法規集成』第40卷、405-408頁。陳前掲書67-68頁。王

こうした南京政府による宗教統制は、伝統的な宗教や信仰だけではなく、キリスト宗教にも及んだ。それに対して、プロテスタント（中国語では「基督教」）を中心とした教会は自身による「本色化」（中国化）という動きを示した。これは、「自治」（宣教師の母国のミッションによる管理ではなく、中国人自身による教会の管理運営）、「自養」（教会の経済的な自立）、「自伝」（キリスト教徒がその信仰に基づき、自主的に考えて周囲に働きかけること）の三方面での完全な自立が行われることを目標とした。また同時に、各派教会の合同も進められ、1927年には「中華基督教会」が成立した¹⁵。これは政府による統制の動きに呼応したプロテスタント側からの反応であった。

このような統制の影は例外なくイスラームにも及び寄った。民国前期（1910年から1920年代）のイスラーム改革運動以来のムスリム組織であった中国回教倶進会は、ムスリム全体を代表し、指導することを目指して、ムスリム教育の普及、クルアーンの翻訳や啓蒙雑誌の発刊等の事業を展開した。その結果、中国回教倶進会は当時ムスリム社会で最も影響力があった団体となった。しかし、この団体は「1936年に南京政府が既に中華回教公会を批准した」という理由で、団体本部所在地の所管機関であった北京市政府によって解散させられた。それは政府が公認した団体によるイスラーム管理の試みの始まりであった¹⁶。

この時期、清真寺などの宗教施設は、仏教・道教の寺廟監督条例のような統一的な管理法規がなかったため在地のムスリムたちの自主管理になっており、政府もそれを黙認していた。しかし、日中戦争が勃発すると事態は一変した。日本側がムスリムを味方につけることで大陸政策を円滑に進めようとして、イスラーム工作を大々的に実施したからである。そしてその目的のため1938年2月、北京を中心とした華北地域に中国回教総聯合会が設立された。このような積極的な工作を脅威に感じた国民政府側はそれに対抗すべく、ムスリムに対する働きかけを強化し、清真寺とそこに集まる信徒の管理を目指すことになった¹⁷。つまり、それは国家がイスラームに対して再び統制を強めることを意味した。

その具体的試みは「回教寺廟監督条例」の制定であった。1939年11月、宗教を管轄した重慶政府内政部は協会に訓令を公示した¹⁸。それは、「回教寺廟を監督する法規制定のため、特に仏教・道教に対する寺廟関係法規を参照して、すぐにそれらに詳細な検討を加

欣田『近代以来中国辺疆民族宗教問題的歴史演進』北京・宗教文化出版社、2010年）121-122頁。

¹⁵山本澄子『中国キリスト教史研究：プロテスタントの「土着化」を中心に』（近代中国研究委員会・東京大学出版会、1972年）125-139頁。

¹⁶松本ますみ「中国イスラーム近代主義と中国近現代史に関する一考察—中国イスラーム宗教指導者の革命参加を考えるために」（『新瀾史学』第35号、1995年）30-31頁。同「中国イスラーム新文化運動とナショナル・アイデンティティ」（西村成雄編『現代中国の構造変動』第3巻、東京大学出版会、2000年）106-108及び110頁。劉東声・劉盛林・北京市政協文史資料研究委員会・北京市宣武区政協文史資料委員会編『北京牛街』（北京・北京出版社、1990年）94頁。

¹⁷矢久保前掲論文 56-57頁。

¹⁸「中国回教救国協会公函」（『月華』第13巻第4-9期合刊、1941年）19-20頁。

え、併せて全ての関係資料を捜し集め、1ヵ月以内に内政部に文書で[その検討結果を]申請し採択に備えよ」という内容であった¹⁹。またこの文書には上述した「監督寺廟条例」、「寺廟登記規則」、「修正寺廟興辦公益慈善事業実施辦法」が添付されていた²⁰。この点からも、重慶政府が南京政府時期の寺廟管理政策を援用した監督法規を作成して、清真寺の管理・監督を試みようとしたことがわかる。これらの法規は重慶政府にとって清真寺統制のためのモデルであったといえよう。

日中戦争の勃発は宗教やマイノリティといった国内諸勢力の統合や動員を強めた。重慶政府は、戦争を遂行するために他集団と同様にムスリムを取り込んでいく必要に迫られた。政府にとって清真寺の管理は彼らの動員を意味した。それは国家が宗教団体をどのように監督し、その活動を容認するかという国民統合や社会の組織化へとつながるものだった。人口調査を行い、戸籍を管理したのは、人の把握が必要なためだった。それゆえ宗教活動の場であった清真寺とそこに属する信徒を把握することが重要な課題であった。

重慶政府はこのような宗教政策を試みたが、その政策は伝統的な清真寺とそれに基づくムスリム・コミュニティにとって統制ととらえられるものであった。しかし、これらは逆に協会が自らの清真寺管理運営について再考する契機にもなりえた。

では協会は清真寺管理運営についてどのように考えていたのか。そこで以下協会の認識を読み解くことで、その点を明らかにしたいと考える。

二 日中戦争期の中国回教救国協会とその清真寺認識

(1) 日中戦争期の中国回教救国協会とその組織

協会は重慶政府と関係するムスリム指導者らによって設立された全国規模（実際には重慶政府の支配地域）でムスリムの統合を試みるための組織・団体であった。それは「国民政府の擁護、三民主義に適応した行動の促進、イスラームの発揚、ムスリム同胞の団結、抗戦建国に対する協力」という宗旨を掲げているように、イスラームに基づく宗教活動を担うばかりでなく、重慶政府への支持を表明しながら国内外のイスラーム教徒向けの宣伝工作をも行うものだった²¹。主目的はムスリムを組織化することであり、それは民国前期からの全国団体成立を希求する彼ら自身の動きと連動するものでもあった。先に述べたように、清末以来、ムスリム知識人たちは自分たちが周りの漢人社会から抑圧されているといった意識を抱いており、その劣悪な環境に置かれた原因が貧困と無知にあると認識し、生活の向上と改善のためには統一的な組織が必要であることを痛感していた。日中戦争以前から様々なムスリム組織・団体が設立されていたが、各地に分散し、横の繋がりを欠き、十分機能していなかった。重慶政府の指導下で、各分野における同じ宗旨や課題を共有す

¹⁹同上。

²⁰前掲「中国回教救国協会公函」19-20頁。

²¹矢久保典良「中国ムスリム団体にとっての宗教と『抗戦』—中国回教救国協会の理念を中心に」(『史潮』新74号、2013年)42-43頁(本稿第二章参照)。

る複数の社会団体をそれぞれ一つに統合していった時期、そのような役割を担う団体として協会が誕生した²²。

協会は重慶の総会の他に、全国に下部組織があり、各省市に分会、各縣市に支会、各郷鎮に区会を持った²³。協会ではそれらを「直接民衆と関係を生じるのは分会と支会である。民衆こそが組織の主体であり、民衆があつてこそ組織があり、民衆を離れた組織は必要ない。各省の分会・支会の活動の推進は本会の基幹であり、本会活動の主体である」と位置付けていた²⁴。実際の総会による下部組織への指導方針は「中国回教救国協会分支区会組織通則」によって規定された。それによると各省の全省会員代表大会は、総会の指導によって分会の新設及び改組を決定することができ、分会理事会及び支会・区会の報告を受け、事業内容を総会に転送し、地方の状況を斟酌して活動計画を制定し、毎月の活動概況を総会に報告する職責を担った。また支会や区会も分会と同様に各上級組織への報告義務を負った²⁵。

以上のように、総会と下部組織との関係は、総会が分会を、分会が支会を、支会が区会を指導監督するというものであった。

(2) 中国回教救国協会の調査事業と清真寺認識

協会にとって清真寺とはムスリムの心の拠り所であり、かつ信仰の実践の場であつて「教務遂行の中心」であつたとされた²⁶。なかでも協会の最も重要な役割は宗教団体としてのものであつた。それゆえ、宗教施設である清真寺の運営は協会の重要な事業の一つであつた。

協会理事長であつた白崇禧は、ムスリムの生活と信仰の中心である清真寺を管理することでそこに集うムスリムたちを把握できると考えていた²⁷。そこで、協会の具体的な活動として、「定期的に会刊を発行して原則・理論を樹立すること、各省分会及び各地支会を健全化すること、ムスリム調査という任務を完成させること、ムスリムの組織・訓練への注意を促すこと、積極的にムスリムを運用すること」があつた²⁸。とりわけ白崇禧は「本会成立以来、まずムスリムの人口と分布状況の調査に着手」し、「成立初期、調査活動が非常

²² 矢久保前掲「日中戦争期の重慶における中国ムスリム団体の宗教活動とその特徴」56-57頁。

²³ 「中国回教協会工作報告 民国31年4月-37年3月」(『中華民国史檔案資料滙編』第5輯第3編、文化)710-711頁。

²⁴ 浩「本会分支会工作應積極推動」(『中国回教救国協会会刊』第1巻第10期、1940年)5頁。

²⁵ 「中国回教救国協会分支区会組織通則」(『中国回教救国協会会報』第4巻第5-8期、1942年)27-28頁。

²⁶ 「清真寺管理法及寺董事会組織通則条例公佈施行」(『中国回教救国協会会刊』第3巻第7期、1941年)20頁。

²⁷ 「白理事長第一次大会致詞」(『中国回教救国協会第一屆全体會員代大会表特刊』1939年)8頁。

²⁸ 謝松涛「談本会已在推行的幾種需重要工作」(『中国回教救国協会会刊』第1巻第1期、1939年)20-21頁。

に重要であると感じ、人口調査表を作成し、各分会・支会が各清真寺を率いて詳しく調査したが、現在このような事業はまだ完成しておらず、以後各位が努力することを希望する」と述べている²⁹。つまり、これは協会の組織を機能させるためには調査事業が必要であるとの認識を示していたことを意味する。加えて「組織化と調査は本会の中心活動であり、全国ムスリムの総数を必ず確実に調査しなければならない。その総数と分布状況を把握してこそ、今後の私たちの活動計画を決定できる」とも論じている³⁰。このように彼は各地の清真寺の概況調査とムスリムの戸籍調査を重視していた³¹。これはムスリム・コミュニティの中心であった清真寺とそこに集まる信徒の人数を把握することが協会にとって重要な課題であったためである。そこで彼らは調査を行い、その結果をもとに教育や社会救済等の事業を展開した³²。この背景には、「貧愚」（貧困と無知）という状態から抜け出すために生活や現状を改善したいという長年の願望があったからであろう。

こうした調査事業の必要性に対して、協会の総会は各地の下部組織に実際の調査業務を担わせた。総会の依頼を受けた分会の担当者が清真寺へ赴き調査した³³。例えば、広西省では総会が省分会にムスリムの特殊性から寺院とその信徒数の把握までを含む調査を指示した。実際には省分会から事業を請け負った成達師範学校の教員と学生が清真寺を訪問した³⁴。

では、そこで彼らが見た当時の清真寺の管理運営とはどのようなものであったのだろうか。清真寺では教長が宗務者として教義上の儀式や行事を掌り、かつムスリムの集団としての社会秩序と個人の生活規範の維持を監督・指導するという宗教上の職務を司っていた。実務を担っていたのは「郷老」と呼ばれる人たちであった。その職務は月費の徴収、献金の募集、宗務者の俸給の支払い、清真寺の維持修理などの財務会計関係の処理や教長の招聘・罷免などであった。そのうち最も重要なものは教長の招聘であった。これは郷老が該当する清真寺の信徒の名で行うというように、彼らの総意の形式をとっていたが、実質的には郷老の意向によって決められた。郷老は選挙によって複数選ばれ、通常任期は一年、断食明けの祭りの際に改選され、再任も可能であった。この中から主席あるいは幹事が選ばれ、日常の事務処理を担当した。このように、一般的な清真寺は民国以前から伝統的に

²⁹前掲「白理事長第一次大会致詞」7-8頁。

³⁰「白理事長宴留渝理監事」（『中国回教救国協会会刊』第2巻第1期、1940年）23頁。

³¹白崇禧「中国回教協会八年来会務検討」（『清真鐸報』復刊周年記念号第19・20期合刊、1945年）5頁（馬建釗他主編『中国南方回族社会団体資料選編』成都・四川民族出版社、2003年、259頁、所収）。閃克行「抗戦四年来的回教」（『中国回教救国協会会刊』第3巻第9期、1940年）2頁。

³²「中国回教救国協会工作報告 自民国28年8月起至31年2月止」（王正儒・雷曉静主編『回族歴史報刊文選—社團編』下巻、銀川・寧夏人民出版社、2012年）157-158頁。「中国回教救国協会工作月報」（1939年12月—1943年2月）（『内政部檔案』台北・国史館所蔵、入蔵登録号：026000013142A）。

³³「為調査回民戸口告各教胞書」（『月華』第11巻第22-27期、1939年）12-18頁。

³⁴前掲「為調査回民戸口告各教胞書」12-18頁。

継承された郷老たちによって管理運営されていた³⁵。

清真寺を訪れた協会の担当者たちは調査の過程でこれらの内部に問題点を見出した³⁶。その主なものとして、教長の生活と待遇、清真寺の組織とその管理運営の二点を挙げた。前者については、教長などの宗務者は宗教のために一切のことを犠牲にしているのに、彼らの大多数の生活は苦しく、貧困にあえいでいるという問題が宗教活動の積極性に影響を与えているとの点を指摘した。そこで、各地の状況を考慮し賃金を規定して給付するなどの方策をとって解決しなければならないと主張した。後者については、一般的に寺内の管理運営のために多くの郷老が責務を尽くしているが、彼ら自身の時間の都合ですべての事務を処理しきれていないので、多くの不都合な事態を引き起こしかねないとの点を指摘した。そのような事態を避けるためには各清真寺の郷老が清真寺董事会を共同で組織し、その運営計画及び財産の管理に責任を持たなければならないと主張した³⁷。

以上のように、協会の調査担当者は、彼らが訪問した日中戦争初期の清真寺で行われていた運営には寺務に影響を与える問題があったと考えた。この見解は全国規模の一元的な管理運営システムを実施する必要性を意識させた。

三 中国回教救国協会による新たな清真寺運営構想—「清真寺管理辦法」制定をめぐる動き

上述のように、協会関係者やムスリム調査の担当者たちは、当時の清真寺運営に問題を感じていた。特に調査事業の経験から、協会も清真寺をよりよく運営していくためには一元的な管理運営システムが必要であると痛感した。同時に、当時は国民政府による宗教統制が清真寺にも及びかねないという状況にあった。これに対しても協会は対処する必要性に迫られていた。そこで、国民政府からの清真寺の監督に関する法規を制定する働きかけを受けたので、協会の幹部たちは何度も書簡や報告等を送って内政部と交渉した。

まず内政部訓令に対して、1939年12月14日に開かれた常務理事会においてどう対処するかが初めて議題に上った。この問題を早急に対照するために、王曾善³⁸、孫繩武、馬策、

³⁵岩村前掲書下巻、41-43頁。矢久保前掲「日中戦争期の重慶における中国ムスリム団体の宗教活動とその特徴」59-60頁。

³⁶馬全仁「由這次回民戸口調査談到寺政改良与發展回民小学教育」(『月華』第11巻第22-27期)18-27頁。

³⁷穆楽天「宗教師的待遇与清真寺組織問題」(『突岨』第7巻第5・6期、1940年)2頁。

³⁸王曾善(生没年不詳):山東省臨清県出身のムスリム。燕京大学卒業後、トルコに4年間留学した。1933年立法委員でとなった。1938年~1939年の中国回教近東訪問団の団長およびメッカ巡礼団を率いて、西アジア地域を訪問した。協会が重慶で組織した伊斯蘭青年会総会を主宰した。戦後新疆で民政庁長を務め、新疆が共産党によって解放された時、一部の教胞と共にパキスタンのカラチに行って教師になった。中国ムスリムを代表して会議に出席した。その後イスタンブール大学に招聘されたが、幾年もたたずに病死した(賈廷詩他編『白崇禧先生訪問記録』台北・中央研究院近代史研究所、1984年、588-589頁)。

馬松亭³⁹、王農村の五理事が仏教や道教に対する関係法規を検討し、次回の会議でこの件を討論すること、馬策の責任のもとで会議を召集することを決定した⁴⁰。それに基づき、2週間後の12月28日の常務理事会では、王曾善ら五理事によって検討された意見をもとに討論した⁴¹。ここでは、五理事の意見に照らして馬松亭・馬策を内政部へ派遣し、口頭で説明すると同時に馬宗融⁴²を推薦し、カトリックとプロテスタントの教会が政府の監督を受けているかどうかについて調査することとした。こうして常務理事会での二度の討論によって法規制定に関する大枠の方針を決定した。また1940年1月11日の常務理事会第三次談話会⁴³で、これまでの経過と今後の方針を参加者に報告した⁴⁴。それは、馬策、馬松亭が内政部に赴いて、「回教寺廟監督条例」による管理が困難である状況をすでに説明したということであった。

1940年2月1日、協会は理事長白崇禧の名義で周鐘嶽内政部長に宛てて書簡を正式に送付した⁴⁵。その中で協会は、「回教清真寺の性質・状況は特殊であり、一般の寺廟と異なっておりますので、その他の寺廟と一様に見なすことはできません。そのため以前の管轄機関が定めた寺廟の監督に関する条例法規は均しく回教清真寺には適用できません。これは回教教義や教条にとって実に不便であります。さらに条例による束縛も困難です」という見解を示した。ここでは重慶政府による「回教寺廟監督条例」に対する協会の団体としての清真寺運営認識が表れている。この中で協会は、性質と名称、組織及び管轄系統、主宰者の選出、主宰者の権限などの各項目、教規・寺規、教律を守らない場合の懲戒方法及び寺廟の主宰者が規律を守らない場合の懲戒方法などの各項目、回教寺廟の財産の来源・保管・収支及び監査などの各項目、寺廟間の財産トラブルの処理方法及び寺廟と外部との財産トラブルの処理方法などの各項目、回教寺廟の登記に関する各項目及び回教寺廟が出

³⁹馬松亭（1895-1992）：北京出身のムスリム、イスラーム学者、教育者、社会活動家。近代中国イスラーム四大アホンの一人と称せられる。1925年、済南で成達師範学校を創設し、1929年に北平に遷した。雑誌『月華』を創刊させ、民国期の中国イスラーム復興の中心的人材を育成した（松本ますみ「馬松亭」小松久男・小杉泰編『現代イスラーム思想と政治運動』イスラーム地域研究叢書第2巻、東京大学出版会、336頁）。

⁴⁰「第一四次常務理事会会議紀錄」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第6期、1940年）36頁。

⁴¹「第一五次常務理事会会議紀錄」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第7期、1940年）24頁。

⁴²馬宗融（1892-1949）：四川成都出身のムスリムの翻訳家、文学者、教育家。1933年に復旦大学で教員を務めた。中華全国文芸界抗敵協会理事と協会常任理事等の職を歴任した。1947年台北で台湾大学文學院の教員に任ぜられた（邱樹森主編『中国回族大詞典』南京・江蘇古籍出版社、1992年、722-723頁参照）。

⁴³常務理事の出席者が過半数以下の場合には常務理事会ではなく、談話会という非公式会議の扱いになる（『中国回教救国協会章程』第21条『中国回教救国協会第一屆全体會員代表大会特刊』）25-29頁。

⁴⁴「常務理事会第三次談話会紀錄」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第8期、1940年）26-27頁。

⁴⁵前掲「中国回教救国協会陳述部訂監督回教寺廟條例實際情形困難擬由會自訂管理辦法」。

資・創立し経営する事業に関する各項目などに関する意見をまとめ、清真寺管理運営への構想を示した。さらに、「あらゆるイスラームの教規、寺規及び財産管理の各事項あるいは経典の依拠に属すること、あるいは法律の遵守に属することに関しては、改めて監督条例を制定するというようなことは事実上本当に特殊な困難があります」と監督法規に対する見解を加えた。清真寺と一般の寺廟との違いを理由として、国民政府が企図した寺廟監督に関する法規は清真寺には適用できない点を主張したのである。ここからも、監督条例という法規という形態にも強い不満があったことが読み取れる。これらは協会による清真寺の管理運営に対する認識の現れであった。

また協会は内政部が監督条例を制定することの意義を、「一つは〔国民政府が〕監督の職責を全うすることであり、また一つに〔協会が〕それを保障する義務を尽くすこと」であると述べている。そこで彼らは以下のような反論とそれに基づく要求を示した。まず協会は「本会は前者に対してはすでに服従しており、後者に対しては最も望むものです。本会は理事会を招集し、議決を経て貴部の意旨を仰ぎ、実際のことと困難なことの双方に心を配るつもりです。本会が自ら立案した管理辦法によって適切に管理いたしますので、本会名義で貴部にお送りした原案を承認していただきたい」と要求した。これに続けて「貴部の監督の意味を含んだものでありますし、全国の回教清真寺が辦法の規定の下での更なる保障を獲得できるものでもあります。そこで、ご審査の上で新たなご指示を仰ぎたく存じます。この文書をもって回答とさせていただきます」という見解を示した。

これによれば、協会は内政部による清真寺の管理・監督の試み自体に対しては基本的に同意した。しかし、その運営に対しては彼らが自主的に方案を作成し、それによる運営を行うことを逆に求めた。これは協会とその幹部たちが考える清真寺管理運営のための構想の提示であった。

これに対して、3月1日には内政部から協会宛てに「監督条例実地の困難な状況を調べて実情に合せた草案を制定せよ。内政部は提出されたものを審議する」との返答があった⁴⁶。そこで、協会は自ら「清真寺管理辦法草案」を作成した。そして3月14日の常務理事会第四次談話会で現在までの経過が報告され⁴⁷、3月17日の常務理事会で、孫繩武、王夢揚が「清真寺管理辦法草案」の原案を審査し、次回の会議でそれについて決議することを決定した⁴⁸。一ヵ月後の4月18日の常務理事会で、孫繩武、王夢揚、王曾善が審査した「清真寺管理辦法草案」が修正通過した⁴⁹。

4月25日に、協会は聞鈞天内政部礼俗司長に宛てた書簡を送付した⁵⁰。そこでは、人員

⁴⁶同上。

⁴⁷「常務理事会第四次談話会紀錄」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第12期、1940年）21頁。

⁴⁸「常務理事会第二一次會議紀錄」（『中国回教救国協会会刊』第2巻第3期、1940年）17頁。

⁴⁹「常務理事会第二二次會議紀錄」（『中国回教救国協会会刊』第2巻第3期）17頁。

⁵⁰前掲「中国回教救国協会陳述部訂監督回教寺廟条例實際情形困難擬由会自訂管理辦法」。

を派遣し自分たちの構想を示した草案を持参して、内政部の担当者と面会・相談する機会を設定して欲しい旨を伝えた。翌 26 日礼俗司はこれを受理した後、聞司長が 4 月 30 日に内政部で面会すると協会へ回答した⁵¹。また協会が送った書簡には「中国回教救国協会清真寺管理辦法」（全 15 条、4 月 18 日第 22 次常務理事会通過）の草案（草案 A）と馬策の名刺が添付されていた。この草案は 4 月 30 日に協会から派遣された馬策理事が持参したと考えられる。馬策は協会総幹事名義で礼俗司長と面会した。その名刺の「委員長系桂林行営秘書」という肩書から、桂林行営主任であった白崇禧に近い人物であると思わせ、それを内政部側にアピールすることで自分たちの主張を通しやすくしたと考えられる。

約 5 ヶ月たった 9 月 10 日になってようやく内政部礼俗司から馬策宛ての返信が届いた。そこでは持参した草案に目を通したので、正式に「清真寺管理辦法」を提出することを指示してきた。これを受けて、同日、協会は白崇禧理事長名義で内政部周部長宛ての書簡に、「中国回教救国協会清真寺管理辦法」（全 14 条、1940 年 4 月 18 日第 22 次常務理事会通過）（草案 B）を添付し、正式に提出して審査を受けることになった⁵²。そして、10 月 15 日に内政部が 9 月 27 日に作成した書簡が協会に送付された。そこには 9 月 10 日に提出された「清真寺管理辦法」（全 14 条）に、10 月 15 日付けで内政部による修正の書き込みを入れたもの（最終版）が添付されていた。この修正された「清真寺管理辦法」（以下、管理辦法と略称する）こそが、内政部が受理したものであった⁵³。

そこで協会は管理辦法の内容⁵⁴を 1941 年 3 月 25 日刊行の『月華』第 13 卷第 4-9 期合刊号に掲載した⁵⁵。それには条文とともに制定過程も簡述されている。1941 年 5 月の『中国回教救国協会会刊』第 3 卷第 7 期で「清真寺管理法及寺董会組織条例公布施行」を掲載し、その顛末と施行について以下のように説明している⁵⁶。

「清真寺は教務を推進する中心である。しかし、各地の清真寺は管理の決まりがなく、教務の進展に影響を与えていた。それは、寺産関係で多くのトラブルを生みだし、すでにムスリム兄弟の親愛の精神は失われており、教外の笑いものになっている。その上、これ

⁵¹「事由：准函以清真寺管理辦法現既已草竣擬先派員会商請約期按見函復查派員来部会該由」（礼字 4287 号）同上所収。

⁵²同上。

⁵³同上。

⁵⁴この管理辦法は 1947 年 6 月に一部修正が加えられ、「中国回教協会清真寺管理暫行辦法」に改訂されたことを付け加えておきたい。1943 年 1 月 10 日に、協会は名称の変更や組織の部分的な改組をしたが、清真寺管理運営制度の変更はなされていない。制度の変更は、戦後に増補修正するまでは制定された当初のままであった（「中国回教協会清真寺管理暫行辦法」（1947 年 6 月 17 日、総 3 字 2268 号、協会→内政部）『中華民國史檔案資料匯編』第 5 輯第 3 編、文化、703-704 頁。「本会局部改組」『中国回教協会会報』第 5 卷第 1 期、1943 年、13 頁。「中国回教協会為改組理事、修改改組名事致重慶市政府函」（1943 年 7 月 21 日、中国回教救国協会→重慶市政府）（重慶市檔案館・重慶師範大学合編『中華民國戰時首都檔案』三編戰時社会、重慶・重慶出版社、2008 年、173 頁）。

⁵⁵前掲「中国回教救国協会公函」19-20 頁。

⁵⁶前掲「清真寺管理法及寺董会組織条例公布施行」20 頁。

らのことが宗教の発展を阻害している様は筆舌に尽くし難い。そこで本会は各寺の機構を調整し、清真寺を健全にするための唯一の方法として、『清真寺管理辦法』、『清真寺董会組織通則』及びそれらに付随した『推行清真寺管理辦法及清真寺董会通則応注意事項』八項を制定した。各分会・支会がこれに従って、切に施行するように発布する」⁵⁷。

つまり、自分たちの宗教の中心の場である清真寺に管理運営上の問題があり、それが原因で教務を阻害しているので、協会はそのような状況を改善するための唯一の方法として、清真寺の管理を改善するための一元的な規則が必要であるという認識を示した。そこから、この制定された内部規則は協会自身がよりよく運営できると思う構想を表したものであったとみなすことができる。

また管理辦法制定に関する事案は、理事長白崇禧よりも副理事長であった唐柯三らの理事たち、特に馬松亭や馬策が事案の解決に尽力していた。協会では実際の日常業務は白崇禧ではなく、副理事長や他の常務理事会出席メンバーの理事たちが担当していた。白崇禧は時折提案を送ってきており、会務に口を出すことも少なくなかったが、普段より基本的な運営は彼らに任せていた。ただし、当案件では内政部に書簡を送付して交渉する際、協会代表としての「理事長白崇禧」名義を用いていた。白崇禧は日中戦争以前には蒋介石ら国民政府中央に対抗し、戦時中も強調と対立を孕みながらの競合関係にあったが、政府内部では広西派のリーダーとして政治的・軍事的な影響力を保持し続けていた。また実際の草案の作成者の一人であった馬策は、協会総幹事として事務局長の立場におり、内政部と折衝・調整をしていた。

四 中国回教救国協会の清真寺運営論とその意味

上述の管理辦法をめぐる協会と内政部のやりとりから、協会による清真寺のよりよい管理運営についての認識をうかがうことができた。その中で、彼らはイスラームの教義や教条が仏教や道教とは異なる点があり、他宗教を監督する基準で清真寺を管理することはムスリムの生活にも大きな影響を与えるので、相応しくないと見なしていた。協会は、内政部が要求した「回教寺廟条例」はそのような理由から制定が事実上困難であり、監督条例という法規制定の実施は不可能であるので、せめて管理辦法という協会の内部規則で管理したいと一貫して主張していた。そこで、実際は内政部礼俗司による修正が加えられたとはいえ、一団体が自主制定した内部規則という形式を取った。

清真寺管理制度の軸になるものは全 13 条からなる管理辦法であったが、それを補足し、清真寺を管理する主体を定めるものとして、全 11 条からなる「清真寺董会組織通則」が 1940 年 12 月 19 日の常務理事会で採択され制定された。

管理辦法の条文は以下の通りある。「(1) 辦法による全国の清真寺の統一的な管理について、(2) 教長の招聘・解職及び寺内の人事の処理、(3) 董会の設置及び寺務の管理（詳細は董会の規則として別途制定）、(4) 各寺の収支の公開及び分会・支会から協会への報

⁵⁷同上。

告義務、(5) 寺基及び建物の登記、(6) 不動産納税証明書とその納付方法の処理、(7) 教育及び公益慈善事業の実施及び処理、収支状況の報告義務、(8) 寺院内部あるいは寺院間のトラブルの協会による処理、(9) トラブル発生時の裁判による解決、(10) 協会による人員派遣しての寺院の視察、(11) 清真寺の管理状況の内政部への報告、(12) 未完成事項がある場合の辦法の修正、(13) 本辦法は本会の常務理事会通過を経て、内政部に申請し審査の上で許可の後施行する」⁵⁸。

次に「清真寺董事会組織通則」の内容は以下の通りである。「(1) 清真寺董事会の組織について、(2) 清真寺居住区を『方』と呼称、(3) 董事の人数の規定、(4) 董事の候補に関する規定、(5) 清真寺董事の選挙・改選、(6) 清真寺董事の任期、(7) 清真寺董事会による清真寺管理について、(8) 清真寺董事会の職務、費日出納の揭示、(9) 会議の挙行及び会議の主席、(10) 通則の修正について、(11) 通則の施行：本通則は本会常務理事会の通過を経て施行する」⁵⁹。

また、さらに協会によって両規則に関する八つの注意事項が附されていた。その内容は、「分会・支会・区会から通則の清真寺への転送。辦法及び通則を保存することと紛失しないように注意すること。登記表の記入と期日内の提出。章程による組織の改組及び新設と組織状況の報告。収支の公布と実態調査。所属の清真寺の名称・住所等の提出。辦法を遵守しない場合の警告。辦法施行の遵守」であった⁶⁰。

以上が、協会が策定した清真寺の管理運営を規定する規則であった。ここから何が言えるのだろうか。清真寺董事会は選出された3-7人の董事によって組織され、彼らが職務を担い、必要時に董事の中から互選で常務董事3人を選ぶことができた。董事の候補資格は、該当するムスリムの居住地区に5年以上居住し、教律を守り公正誠実であると公認された者、1年以内に当該の居住区内の清真寺あるいは学校に国幣300元以上を寄付した者、教務・教育及び地方公益に熱心であると公認された者、当該のムスリム居住区域の清真寺或はムスリム学校の創立に関して特別な関係がある者であった。選出された董事たちによって構成された董事会が清真寺の事務、会計、審議などを管理した。具体的には、教長の招聘・解任、寺産の購入・売却、清真寺の経費の預金や貸出の管理と募集、各種事務の新設と改良などであった。董事会は毎月1回会議を開き、その構成員が輪番制でその主席を務めた。董事の選出・改選は断食明けの祭りの際に協会の分会・支会が派遣した監督者のもとで実施された。董事会はその組織状況を分会・支会に報告する義務を負っていた。経費の出納に関しては揭示して公開した上で分会・支会・区会に報告しなければならなかった。

ここで決められた管理運営方法こそが、協会がよりよいと考えた清真寺運営のあり方に対する認識と理想を反映したものであった。協会はこの内部規則を用いて全国の清真寺の

⁵⁸ 「清真寺管理辦法」（『月華』第13巻第4-9期合刊）21-22頁。

⁵⁹ 「清真寺董事会組織通則」（『月華』第13巻第4-9期合刊）20-21頁。

⁶⁰ 「推行清真寺管理辦法及清真寺董事会組織通則應注意事項」（『月華』第13巻第4-9期合刊）23頁。

管理や運営を試みようとした。そのため、各地の分会や支会は協会の規則であった「中国回教救国協会章程」とともに管理辦法を管轄区の清真寺に対して通知して一律に遵守させることが重要であった。実際、清真寺に人事上の問題が生じた際には各地の分会や支会が処理に当たり、それでも解決できないような重大案件の場合は総会が処理を担当することになった。各寺は収支を半年毎に分会へ報告する義務を負っていた。各寺は寺産の利用による教育及び公益事業を実施することができたが、その進行状況と収支を翌年最初の1ヵ月以内に協会へ報告する必要があった。また協会は人員を派遣して各寺の管理状況を視察した。各分会・支会は清真寺の名称・所在地等の情報をリスト化して協会へ送付する義務を負っていた。

清真寺董事会が清真寺を管理して、協会の下部組織である現地の分会や支会が董事会を監督・指導した。このように、清真寺は協会によって間接的に管理された。協会は清真寺の自主性を重んじた管理という形式をとることで、管理されることに対するムスリムたちの抵抗感に配慮していた。しかし、協会はこの規則を用いることで、人事や財政をめぐる紛争処理等といった際に直接関与することができた。この制度は各寺内部の自主性を強調しながらも清真寺の運営に関与できる点で、協会にとって意味があった。そして、協会自身は管理辦法に対して「本会は各地清真寺の寺産権の保護と統一管理」のために、「管理辦法を制定し内政部に受理していただき、全国清真寺に通知し一律に遵守実行」させ、「数年来、教務・教育及び慈善事業の推進に対する援助は著しい成果を得た」と評価している⁶¹。これこそが、協会とその幹部が痛感していた清真寺内部の構造上の問題を解決し、よりよい方向に清真寺を導くための彼らの理想の表れであった。

最後に、協会が清真寺の運営に関与した事例として、重慶における清真寺再建とその董事会の統合を挙げることができる（重慶清真寺の再建についての詳細は本稿第五章で紹介する）。戦時下の重慶市区内にあった西南の両清真寺は日本軍によって何度も空爆にあい、破壊と修復を繰り返した⁶²。このような状況を契機として、協会は別々に管理されていた両者を西寺所在地で統合し、陪都清真寺として再建した。その際に重慶内の各清真寺董事会を統合し、重慶市清真寺董事会に再編した⁶³。このように、清真寺管理辦法ができた時期、重慶は日本軍による度重なる空爆を受け、社会は混乱していた。戦時がもたらした社会変動の中で、在地のムスリムたち自身による伝統的な方法で運営されていた清真寺が協会に

⁶¹前掲「中国回教協会工作報告 民国31年4月—37年3月」731頁。

⁶²「補修重慶清真西寺」及び「紛紛電慰重慶西南兩寺之被炸」（『中国回教救国協会会刊』第2巻第8・9期合刊、1940年）24-25頁。前掲「中国回教救国協会工作報告 自民国28年8月起至31年2月止」196-197頁。矢久保前掲「日中戦争期の重慶における中国ムスリム団体の宗教活動とその特徴」61-62頁。

⁶³「修建陪都清真大寺」（『月華』第14巻第9-10期合刊、1942年）13頁。「修建陪都清真大寺」（『中国回教協会会報』第4巻第9-12期合刊、1942年）18頁。「同胞熱烈捐建陪都大寺」（『中国回教協会会報』第5巻第1期、1943年）13-14頁。矢久保前掲「日中戦争期の重慶における中国ムスリム団体の宗教活動とその特徴」61-62頁。前掲「中国回教救国協会工作報告 自民国28年8月起至31年2月止」193頁。

よる管理運営へと移行された。以後、協会が理想とする管理運営方法を試していくことになる。

おわりに

本稿は、管理辦法とその制定過程に焦点をあて、協会が清真寺運営に対してどのように考えていたかを論じたものである。そこから得られた結論は次の通りである。

国民政府による宗教統制に直面した協会は清真寺内部の管理運営における構造上の問題を痛感した。そのような事情を背景として生まれた管理辦法は協会の理想とする清真寺管理運営観が色濃く反映されたものであった。

清真寺の管理運営は以下のように位置付けられる。一つは民国前期からの課題であったムスリム自身の組織化や内部統合という目標を清真寺運営の改善によって推進しようというものである。もう一つは政府による清真寺及びムスリムの管理・統制という面である。ただし、協会が国家による直接的な介入や管理を嫌った結果、協会を通しての間接的な管理運営というところで落ち着いた。協会にとって他の宗教に適用された寺廟監督条例で一律に管理されることと、政府が使用した「監督」という言葉に抵抗感があり、自分たちが納得のいく規定作成を望んでいたことが交渉過程からもうかがわれる。そして、それを実現するために内政部と交渉を重ねた結果、最終的には協会による清真寺の管理運営という形を取るようになった。彼らは清真寺管理機構の不十分さが教務の推進を阻害しているとみて、そのような状況を乗り越えるための手段こそが管理辦法であると認識していた。協会による清真寺運営論は国民政府による宗教統制の試みを契機としたものであったが、それは彼ら自身が清真寺内部の問題を改善せんとする意識を明確に持っていたからであった。

内部規則とそれに基づく管理システムこそが協会による清真寺に対する理想の集大成であり、彼らの理念が反映されていた。この内部規則の制定は協会と国民政府の双方の思惑の一致による妥結点でもあった。両者は清真寺を管理運営するための規定を制定するという点で一致した。しかし国民政府側の目的は戦争遂行のための動員につながる宗教統制と宗教管理を試みることにあった。他方、協会は清真寺内部の構造上の問題を解決するために、内政部の承認・許可の下での自主的な管理を目指した。このような両者の思惑にはズレがあったが、結果として清真寺の管理運営システムを作成することができた。そのため、ここからも本稿で取り上げた事例における協会と国民政府の関係は「同床異夢」の関係であったといえよう。そしてこれらから、ムスリム自身によるムスリム社会の近代化と戦時下での国民政府による統制強化という二つの文脈の中で、協会がどのような理念をもって清真寺を管理運営しようとしていたかといった彼らの清真寺に対する理想像をうかがうことができた。

第五章 中国回教救国協会の宗教活動とその特徴—重慶における祭りを事例に

[目次]

はじめに

一 日中戦争期の重慶とムスリム

二 重慶のムスリム団体と清真寺

(1) ムスリム団体の系譜

(2) 中国回教救国協会と清真寺

三 重慶における宗教活動

(1) イスラームの祭り

(2) 断食明けの祭り

(3) 犠牲祭

おわりに

はじめに

満洲事変後の1934年、新たに成立された「満洲国」内のムスリムに対して日本は工作を行うために満洲伊斯蘭教協会を設立した(1936年に満洲回教協会に改組)。また1937年に「満洲国」に隣接する内モンゴルに「蒙疆政権」を樹立すると、1938年にそこに西北回教聯合会を設立した。西北地方は回民軍閥と呼ばれるムスリムの世俗軍事勢力が支配しており、国民政府の支配があまり及んでいなかった。信仰に基づく強い絆によって生み出されたムスリムの団結心、それに基づいて張りめぐらされるイスラーム・ネットワークを政治的・軍事的に自陣へ取り込むとともに、ソ連から中国へと続く中国側の補給路、いわゆる「西北ルート」を断つことが日本のもくろみであった¹。さらに1938年には華北地域にもムスリムを懐柔するため、中国回教総聯合会を設立した。こうした動きに危機感を抱いた国民政府側もムスリムに働きかけを行っていた。特に協会が重要な役割を果たした。

本章では協会とその一分会を中心に中国ムスリム団体の宗教活動における政治要素を分析し、その政治利用のあり方を明らかにしたいと思う。これに関連した研究として、中国における信仰や儀礼の政治利用に関する研究には、伝統王朝による祭天儀礼に対するものや共産党による民俗や民間信仰に対するものがある²。しかし、従来の研究では中国においてイスラームの宗教儀礼を政治利用した活動の分析はほとんどない。

¹日本占領下の蒙疆や華北における日本側からの中国ムスリムへの働きかけに関する研究については、18-19頁注48参照。

²王朝によるものは、妹尾達彦「帝国の宇宙論—中華帝国の祭典儀礼」(水林彪・金子修一・渡辺節夫編『王権のコスモロジー』比較歴史学大系第1巻、弘文堂、1998年)を参照。また共産党によるものは丸田孝志の一連の研究(本稿48頁注4参照)を参照した。

一 日中戦争期の重慶とムスリム

まずここで日中戦争期の重慶の状況を概観しておこう。日中間の全面戦争が勃発し、南京が陥落すると、国民政府の政府機関や文化機関は四川、雲南、広西、貴州などといった内地へ次々と移転していった³。その中でも重慶は重要な場所であった。1940年9月6日に国民政府が中華民国の臨時首都を重慶に置き、日中戦争期の中央政府の所在地となったため、「抗戦」の中心としての役割を担うことになったからである⁴。

戦時下のこの街は経済の急成長が見られた。それは戦火を避けた難民の流入による人口増加と工場の到来によるものだった。内地に移転した工場の約半数近くが重慶に集中し、その八割近くが重化学工業関係のものであった。国民政府は抗戦体制の維持強化のために積極的な経済発展政策をとり、工業化をはかろうとしていた⁵。日中戦争を要因とする政治・軍事・文化に関する諸機関とヒト・モノの大移動による集中が生じた結果、この時期の重慶は急速に発展していった⁶。

次に戦時下の重慶のムスリムについて見ていく。1939年当時の重慶市区のムスリムの状況は「戸数が約200戸、人口数約1000人で主な生計は商業であった」と描かれている⁷。当時の統計がどこまで実数を示しているかは考慮する必要があるが、この数は中国国内でムスリムの多く居住している西北地方や雲南に比べてはるかに少ない。しかし、前述したように重慶は戦時下の臨時首都となり、それに伴って政府機関や文化機関が各地から移転してきた場所であった。特に1937年に日中間の全面戦争が勃発し、ムスリムが比較的多く居住している華北が日本に占領されると、政治家、軍人、文化人など多くのムスリムの有力者や団体が戦火を避けてこの地に避難してきた。こうした状況下で、国民政府に近い立場をとっていたムスリムたちによって指導され、日中戦争下において中国ムスリムを統合・組織化し、全国規模の社会团体・政治団体となることを目指した協会も武漢よりこの地に遷ってきた。それゆえに「重慶は全国回教機関の中枢に変化した」と見なされるようになった⁸。かくして重慶は一時期中国のイスラームにおける中心になったといえるのである。

³石島紀之・久保亨編『重慶国民政府史の研究』（東京大学出版会、2004年）4-9頁、石島紀之『雲南と近代中国—“周辺”の視点から』（青木書店、2004年）232頁。

⁴前掲『重慶国民政府史の研究』1-2及び10頁。

⁵前掲『重慶国民政府史の研究』51-52頁。田中重光『近代・中国の都市と建築』（相模書房2005年）265頁。陳瀛濤主編『近代重慶城市史』（成都・四川大学出版社、1991年）258-270頁。

⁶前掲『重慶国民政府史の研究』1-2、4-5及び9-10頁。石島前掲書232頁。「国民政府移駐重慶宣言」（1937年11月20日）、「国民政府為改重慶市為直屬市給行政院訓令」（1939年5月5日）、「国民政府明定重慶為陪都令」1940年9月6日（以上、重慶市地方志編纂委員会『重慶市志』第2巻、重慶・西南師範大学出版社、2004年）341-343頁。

⁷潜「重慶市回教概述」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第5期、1939年）15-16頁。

⁸「重慶乃轉變為全国回教機関之樞紐」（伍儀彰「重慶回教源流（節録）」（李興華・馮今源編『中国伊斯蘭教史参考資料選編（1911-1949）』銀川・寧夏人民出版社、1985年、1679頁、原載『回民言論半月刊』第1巻第10期、1939年）。

る⁹。

二 重慶のムスリム団体と清真寺

(1) ムスリム団体の系譜

協会が成立する以前の重慶には、「教育を振興し、団体を固めて、漢回の親睦を図る」ことを宗旨として掲げていた全国規模のムスリム団体であった中国回教倶進会の支部が存在した。これは1926年に中国回教倶進会四川分会の命令によって組織されたもので、重慶西寺、南寺、北寺の郷老（清代及び民国期の清真寺の管理者）たちがこの支部を指導していた¹⁰。支部内には執行委員と監察委員がそれぞれ10名いて、支部の会長は設立当初より温鶴汀という人物が務めていた。しかし彼が死去した1934年以後、会長のポストは空席となり、それとともに組織の活動も衰退していった¹¹。

1938年8月、中国回教倶進会重慶支部が機能しなくなっていたところに「回民協会」が重慶に遷ってきて、この地で協会へと改組した。理事長は国民政府軍事委員会副参謀総長等の要職に就いていた軍人・政治家の白崇禧であり、実務は唐柯三ら成達師範学校関係者が担っていた¹²。協会の総会（本部）の所在地は重慶張家花園62号であった（のちに中興路へ移転した）¹³。重慶には総会の他にその下部組織であった重慶市分会もあった。これは重慶市のムスリムを組織することを目的とし、1938年12月に設立されたものである¹⁴。この宗旨は「イスラームを発揚すること、ムスリム同胞を団結させること、抗戦建国に協力すること」であった¹⁵。総会と分会との関係は前者が後者を指導し、後者は前者に活動状況を報告する義務を有するものであった¹⁶。

⁹ムスリム知識人の移動は例えば以下の通りである。馬松亭は1942年に桂林から重慶へ、唐柯三は1938年に武漢へ経由でその年の秋に桂林へ行き、その後に1939年重慶へ遷った。また達浦生は上海から1938年に平涼へ、その後1941年重慶、宝鶏に移動した。イスラーム系師範学校の移転についても以下の通りである。成達師範学校は1937年に桂林へ、上海伊斯蘭師範学校は1938年に甘肅平涼移転し平涼伊斯蘭師範学校と改め、1941年国立隴東師範に更に改名した。西北公学（中学）は1937年蘭州（蘭州西北中学）と成都（成都西北中学）に両分校を設置した。

¹⁰『重慶市志』第2巻、20-21頁。

¹¹同上。

¹²「中国回民救国協会宣言」（『新華日報』1938年1月16日）第4面。「中国回教救国協会第二屆理監事名單」（1939年8月）（『中国回教救国協会会刊第一屆全國代表會員大會特刊』）39頁。

¹³『重慶市志』第2巻、20-21頁。

¹⁴「中国回教救国協会一年来的工作報告」（『中国回教救国協会会刊第一屆全國代表會員大會特刊』）19-20頁。

¹⁵重慶市渝中区人民政府地方志編纂委員会編『重慶市市中区志』（重慶・重慶出版社、1997年）722頁。

¹⁶「中国回民救国協会各分支会組織程章」（『月華』第10巻第22-24期合刊、1938年）16頁。「中国回教救国協会各地分会支会区会組織通則」（『中国回教救国協会会刊第一屆全國代表會員大會特刊』）27-29頁。「中国回教救国協会分会支会区会組織通則」（『中国回

この他に、重慶には中国伊斯蘭青年会（1945年12月に「中国回民青年会」と改称）と中国回教文化研究会があった。前者は協会傘下の社会団体であり、1940年2月11日に成立した。設立された当初は固定された所在地が決まっていなかったが、1943年に総会の旧所在地（張家花園62号）に定まった。当初会員数は100人程度であったが、1944年には3000人ほどに拡大した。後者は1939年3月に協会副理事長唐柯三と常務理事馬宗融の提案によって、その指導下で設立された学術団体であり、イスラームの教義の紹介や学術研究を旨としていた。この団体にはムスリムだけでなく郭沫若や顧頡剛といった非ムスリムの文化人・知識人も会員となっていた¹⁷。

以上、重慶におけるムスリム団体について概観してきたが、日中戦争当時最も重要な役割を果たしたのは、やはり協会の総会とその重慶市分会であった。これらは日中戦争期に全国規模でムスリムを統合し動員と組織化を試みた団体であったからである。

（2）中国回教救国協会と清真寺

協会の重慶市分会の所在地は重慶十八梯清真寺にあった。協会が「清真寺が教務遂行の中心」¹⁸であると見なしていたように、清真寺、すなわちマスジド（モスク）はムスリムにとって心の拠り所であり信仰を实践する場であった。前章で見てきたように、清真寺の教義上の儀式や行事を掌り、かつムスリムの集団の社会秩序と個人の生活規範の維持を監督・指導するなどといった宗教上の職務を司っていたのは宗務者としての教長であった。元来、清真寺の管理運営を担っていたのは郷老と呼ばれる人たちであった。郷老の職務は月費の徴収、献金の募集、宗務者の俸給の支払い、清真寺の維持修理など財政会計に関する事項の処理や教長の招聘・罷免等であった。そのうち最も重要なものは教長の招聘であった。これは郷老が該当する清真寺の信徒の名で行うというように形式的には信徒の総意の形をとっていたが、実質的には郷老の意向によって決められた。郷老は選挙によって複数人選ばれ、通常任期は1年で断食明けの祭りの際に改選され、重任も妨げなかった。この郷老の中から主席者あるいは幹事が選ばれ、日常の事務処理を委ねられた¹⁹。一般に清真寺は郷老によって管理運営されていたとあってよい。

では、協会成立後の清真寺はどのように管理運営されていたのか。協会による清真寺董事会に関する規定と清真寺の管理に関する規定では、協会と清真寺との関係を以下のように定めていた²⁰。清真寺董事会は選出された3人から7人の董事によって組織され、彼らが

教救国協会会刊』第4巻第5-8期合刊、1942年）24-26頁。「補充支区会組織要点」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第9期、1940年）26-27頁。

¹⁷伍儀彰前掲「重慶回教源流」（『中国伊斯蘭教史参考資料選編』1676-1679頁）。『重慶市志』第2巻、20-21頁、また『重慶市市中区志』92-93頁及び720頁。

¹⁸「清真寺管理法及寺董事会組織通則條例公佈施行」（『中国回教救国協会会刊』第3巻第7期、1941年）20頁。

¹⁹岩村忍『中国回教社会の構造』社会構成史体系5・6、下巻（日本評論社、1950年）41-43頁。

²⁰「清真寺董事会組織通則」（1940年12月19日第三十三次常会通過）、「清真寺管理辦法」、

職務を担い、必要時に董事の中から互選で常務董事 3 人を選ぶことができた。董事の候補資格は、当該のムスリムの居住地区に 5 年以上居住し、教律を守り公正誠実であることが公認される者、1 年以内に当該の居住区内の清真寺あるいは学校に国幣 300 元以上を寄付した者、教務・教育及び地方公益に熱心であると公認される者、当該のムスリム居住区域の清真寺あるいはムスリム学校の創立に関して歴史があり特別な関係がある者であった。選出された董事たちによって構成された董事会が清真寺の事務、会計、審議等を管理した。具体的には、教長の招聘・解任、寺産の購入・売却、清真寺の経費の預金や貸出の管理と募集、各種事務の新設と改良などであった。董事会は毎月 1 回会議を開き、会議の主席は董事会の構成員による輪番制であった。董事の選出・改選は断食明けの祭りの際に協会の分会（省市レベル）・支会（縣市レベル）が派遣した監督者のもとで実施された。董事会の組織状況については分会・支会に報告する義務を負った。経費の出納に関しては掲示して公開した上で分会・支会・区会（郷鎮レベル）に報告しなければならなかった。他方、協会は自ら制定した「清真寺管理辦法」を用いて全国の清真寺の管理や運営を行おうとした。そのため、分会や支会も「中国回教救国協会章程」や「清真寺管理辦法」を管轄区の清真寺に対し一律に遵守させねばならなかった。清真寺に人事上の問題が生じた際には各地の分会や支会が処理に当たり、それでも解決できないような重大案件の場合は総会が処理を担当した。各寺は収支を半年ごとに分会へ報告する義務を負った。各寺は寺産の利用による教育及び公益事業を実施することができたが、その進行状況・収支状況を翌年 1 ヶ月以内に協会へ報告する必要があった。また協会は人員を派遣しての各寺の管理状況を視察した。各分支会は清真寺の名称・所在地等の情報をリスト化して協会へ送付しなければならなかった（なお、この清真寺の管理運営システムの成立過程については第四章で考察した）。

清真寺董事会は清真寺を管理して、協会の下部組織である現地の分会や支会が董事会を監督・指導した。清真寺は協会によって間接的に管理されていたのである。中国ムスリムの特徴の一つとして「大分散小集住」と言われるように、中国全土に分散し、それぞれの地域で清真寺を核にその周辺に集住して生活していた。それぞれの地域で清真寺はムスリム・コミュニティの中心に位置していた²¹。そのため、協会は清真寺を管理することを通して、その地域のムスリムを把握・管理するといった彼らの統合を試みていた。

以下、協会の機関誌『中国回教救国協会会刊』などを用いて、具体的に重慶の清真寺に

「推行清真寺管理辦法及清真寺董事会組織通則應注意事項」、以上『月華』第 13 卷第 4-9 期合刊、1941 年、20-23 頁。前掲「清真寺管理法及寺董事会組織通則條例公佈施行」20 頁。「修訂清真寺管理辦法」、「中国回教協會清真寺管理暫行辦法」、「清真寺董事会組織通則」及び「推行清真寺管理暫行辦法及清真寺董事会組織通則應注意事項」、以上『中国回教救国協会会刊』第 7 卷第 8-12 期合刊、1948 年、21-22 頁。

²¹岩村前掲書。澤井充生「中国の宗教政策と回族の清真寺管理運営制度—寧夏回族自治区銀川市の事例から」（『イスラム世界』第 59 号、2002 年 8 月）23-49 頁。

ついて見ていく²²。実際、重慶には西寺、南寺、北寺の三座の清真寺があった。西寺は十八梯という場所にあったので、重慶十八梯清真寺とも呼ばれていた。ここは明代万暦年間（1573年－1620年）に馬文昇によって「重慶清真寺」として建立されたといわれるが、後に南寺が成立したため清真西寺と称されるようになった。日中戦争期には陪都清真寺となり、戦後は中興路清真寺と呼ばれるようになった。ここは前述のように協会の重慶市分会の所在地であった。南寺は清代康熙年間（1661年－1772年）に馬化蛟・韓大考によって建立された。北寺は1914年に張星亭が提唱した募金によって建立された。ただし、北寺は江北城内にあったため、重慶市区内にあったのは西南両寺であった。三寺を比較すると、信徒の人口やアホン（宗務者）数は西寺、南寺、北寺の順であったが、収入面においては南寺が西寺を上まわっていた。これは南寺が比較的裕福であった江南からの移住者によって建立された寺院であったからといえる。

日中戦争中、重慶の清真寺は日本軍の爆撃にあい、破壊と修復とを繰り返した。例えば、1940年西南両寺はともに被災した。その時、協会の実務担当者の一人であった王夢揚は西寺董事会や重慶市分会の責任者と相談した。そこで、「重慶数百戸のムスリムにとって清真寺は必要である」や「全市ムスリムにとって礼拝寺は集会の中心である」²³といった意見が出され、西寺は修理されることになった。修建費は6000元を要し、その半分を協会が負担し、残りの半分を董事会が用意した。1941年7月8日に西寺は再び被災し全壊した。「重慶市のムスリムにとって清真寺は必要であり、斎月（ラマダーン月）に臨むうえで需要がある」²⁴というように、この時は断食月が近かったため、協会は修建費2000元を補助し、最短期間で礼拝殿及び水房の工程を完成させた。西南両寺は元々別々に管理されていたが、再び両寺が共に被災したため、1943年に協会の支持下で西寺所在地に両寺は統一され、陪都清真寺として再建された。その際、西、南、北三寺の董事会は統合して「重慶市清真寺董事会」を設けた。再建にかかる費用は60万元に及び、その半分は政府が補助し、残り半分は協会による募金で賄った²⁵。協会が清真寺の再建に対して資金面で積極的に関与していたことは明らかである。重慶の清真寺は協会が移転してくる以前から存在したが、日中戦

²² 潜「重慶市回教概述」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第5期、1939年）15-16頁、「補修重慶清真西寺」及び「紛紛電慰重慶西南両寺之被炸」（『中国回教救国協会会刊』第2巻第8・9期合刊、1940年）24-25頁、「本会城址暨陪都清真寺被炸」（『中国回教救国協会会刊』第3巻第10期、1941年）20頁、「修建重慶清真西寺」（『中国回教救国協会会刊』第3巻第11・12期合刊、1941年）20頁、伍儀彰前掲「重慶回教源流」（『中国伊斯蘭教史参考資料選編』1676-1679頁）、馬以愚「中国回教名礼拝寺：重慶清真寺」（『中国伊斯蘭教史参考資料選編』395-408頁、原載『東方雜誌』第42巻第3期、1946年）、「修建陪都清真寺大寺」（『月華』第14巻第9-10期、1942年）13頁。温少鶴「重慶清真寺史実簡述」（『月華』第16巻第1-3期、1946年）13頁、『重慶市志』第2巻、89-91頁、四川省地方志編纂委員会編『四川省志・宗教志』（成都・四川辞書出版社、1992-1996年）236-242頁を参照。

²³ 前掲「補修重慶清真西寺」24頁。

²⁴ 前掲「修建重慶清真西寺」20頁。

²⁵ 『重慶市志』第2巻、89頁。

争下で度重なる日本軍の空爆によって破壊され機能していなかったため、外部から多数の有力者や知識人が流入してきたことも関係し、協会が資金援助をすることで清真寺を再編し、管理しやすく利用できるようにしたと考えられる。

三 重慶における宗教活動

(1) イスラームにおける祭り

イスラーム世界で行われる祭りにはイードとマウリドがある。イードとは断食や巡礼などの五行と密接な関わりを持つものであり、イスラーム法に規定されている正統な祭りである²⁶。祭りには断食明け祭り（イード・アル＝フィトル）と犠牲祭（イード・アル＝アドハー）とがある。両イードに共通する儀礼は「イード礼拝」である。街区や村の共同体の成員は当日の日の出後から南中までの間にそろって礼拝用広場や大モスクに集まり、集団礼拝の後にイマーム（礼拝の導師）の説教を聴く。彼らはその後新しい服を身にまとい、親族・隣人・友人などと挨拶や談笑を交わして祝日を過ごす。一部には墓参もあり、夜には結婚式が行われることもある。他方、マウリドとは時代や地域によってかなりの相違が見られるが、預言者や聖者といった崇敬されるべきイスラーム教徒の誕生日や命日を祝って挙行される祭りである。イスラーム法に規定はなくファーティマ朝に始まる祝祭色の濃い行事であったが、イスラーム世界各地で行われてきたもので、厳格主義者の間ではマウリドを異端視する見解も存在する。それゆえイスラームの宗教活動としての祭りはその正統行事と見なされているイードであったと考えられる。そこでイードを宗教活動の事例として扱う。

断食明けの祭り、すなわちイード・アル＝フィトルは小祭（イード・サギール）ともいわれる。漢語ではこの祭りを「開齋節」と呼んでいる。五行のうちの断食と関係が深い行事で、ヒジュラ暦第10月（シャウワール）初日に行われ、この間に周囲の貧者に特別な喜捨（ザカート・アル＝フィトル）を与える。

他方、犠牲祭、すなわちイード・アル＝アドハーは大祭（イード・カビール）ともいわれる。漢語では「宰牲節」、「古爾邦節」、「忠孝節」などと呼んでいる。五行のうちの巡礼と関係が深い行事で、巡礼のクライマックスであるヒジュラ暦12月（ズー・アル＝ヒッジヤ）10日に行われる。犠牲祭では家族ごとに動物（多くは羊）を屠り、一族で食するとともに、一部の肉を貧者に施す。この供儀はイブラーヒームがアッラーの命に従って、息子を犠牲にしようとした瞬間、身代わりの犠牲獣が与えられたというクルアーンの伝承に基づいているとされる²⁷。

²⁶木村自「移民と文化受容：台湾回民社会における聖紀祭礼の変遷と回民アイデンティティ」（『年報人間科学』第25号、2004年）51頁および54頁。

²⁷この供儀の出典はクルアーン第37章第102-108節である（「[この子が] 彼（イブラーヒームー引用者）と共に働く年頃になった時、彼は言った。『息子よ、私はあなたを犠牲に捧げる夢を見ました。さあ、あなたはどうか考えるのですか。』彼（イスマイール）は[答えて] 言った。『父よ、あなたが命じられたようにして下さい。もしアッラーが御望みな

(2) 断食明けの祭り

では、協会とイードとはどのような関係をもっていたのか。協会の総会は断食明けの祭りに際して、各省の分会に開催の日時を通知し、それを各清真寺に転送させた。これは全国のムスリムを動員して祈祷大会を実施させるためであった。協会は断食明けの祭りの典礼を主催した。機関誌においても断食月（「齋月」）、断食明け（「開齋」）、断食明けの祭り（「開齋祭」）に関する記事が多く見られる²⁸。ここから協会が断食明けの祭りを重視していたことが見てとれる。

以下、重慶の断食明けの祭りの事例を『中国回教救国協会会刊』、『中央日報』、『新華日報』を用いて描いていく²⁹。日中戦争期の重慶では、1938年から1944年（ヒジュラ暦1357年からヒジュラ暦1363年）の間ほぼ毎年断食明けの祭りを実施し、協会の総会あるいは重慶市分会がムスリムを動員していた。そして、その主要な開催場所として十八梯清真寺を使用した。祭礼には協会幹部や一般のムスリムが参加した。儀礼を執り行っていたのは、十八梯清真寺の丁岐山ら地元の宗教指導者と馬松亭や王静齋ら協会幹部を兼ねる高名なアホンだった。重慶で行われた断食明けの祭りの内容は、その意義の説明や祭りにま

らば、私が耐え忍ぶことが御解かりでしょう。』そこで彼ら二人は〔命令に〕服して、彼（子供）が額を〔地に付け〕うつ伏せになった時、我（アッラー）は告げた。『イブラーヒームよ。あなたは確かにあの夢を實踐した。本当に我はこのように正しい行いをする者に報いる。これは明らかに試みであった。』我は大きな犠牲を贖い、未永く彼のために（この祝福を）留めた」（三田了一訳『日亜・対訳 聖訳クルアーン』〔改訂版第5刷〕宗教学法人日本ムスリム協会、1996年（カイロ版（標準エジプト版）、カイロ・アズハル版を利用した日本語訳）。

²⁸1939年の断食明けに関して「中国回教救国協会舉行開齋祈祷大会宣言」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第4期、1939年、2頁）という記事がある。また、会報には断食月に関して「一三五九年齋月中国回教救国協会告全国同胞書」（『中国回教救国協会会刊』第2巻第12期、1940年）という文章もある。これは1940年10月のラマダーン（ヒジュラ暦の第9番目の月名であり、1ヵ月間のサウムすなわち断食・齋戒が課せられた月。ラマダーン月の断食はムスリムに課せられた五行の義務行為である）に際して、協会が全国のムスリムに向けて発した宣伝文である（森伸生「サウム」および「ラマダーン」『岩波イスラーム辞典』岩波書店、2002年、395頁および1044頁）。

²⁹「回民開齋節祈祷抗戰勝利」（『中央日報』1938年11月24日）。唐柯三「開齋節舉行祈祷大会在大殿演講」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第3期、1939年）5-6頁。「発動開齋節祈祷大会」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第3期）14頁。前掲「中国回教救国協会舉行開齋祈祷大会宣言」2頁。「全国同胞祈祷利並追悼馬秉忠旅長」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第4期、1939年）26頁。「舉行開齋節日祈祷大会」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第4期）26頁。「全国同胞於開齋節日祈祷抗戰勝利並追悼馬秉忠旅長-晋回民組織抗日義勇隊」（『中央日報』1939年11月10日）。「慶祝開齋節祈祷抗戰勝利」（『中国回教救国協会会刊』第3巻第1期、1940年）23頁。「簡訊」（『新華日報』1940年11月2日）。「重慶同胞隆重慶祝開齋節」（『中国回教救国協会会刊』第3巻第11期、1941年）17頁。「市聞一束」（『新華日報』1942年10月13日）。「開齋節祈祷勝利」（『中国回教救国協会会刊』第5巻第9-12期合刊、1939年）28頁。「市聞一束」（『新華日報』1943年10月1日）。「陪都教胞熱烈慶祝開齋節」（『中国回教救国協会会刊』第6巻第10-12期合刊、1944年）16頁。「市聞一束」（『新華日報』1944年9月17日）。

つわる講演、礼拝における儀礼に関する講釈、クルアーンの講釈やその読誦、礼拝、協会の会務状況の報告などであった。例えばヒジュラ暦 1358 年の祭り（1939 年 1 月 13 日、午後 9 時-11 時、十八梯清真寺で開催、参加者 600 人余り）では、唐副理事長による断食明けの祭りの祈祷大会を挙げる意義の説明、艾宣裁³⁰による大会の順序の報告、丁岐三アホンによる礼拝儀礼の講釈、馬松亭の指導による礼拝、礼拝後の「呼徒白」（フトバ、金曜正午の集団礼拝や二大祭の礼拝に先立ってなされる説教）時に、馬松亭による断食明けの祭りの意義の講演、馬松亭・王静斎・丁岐山・王世明³¹・張秉鐸³²がクルアーンの読誦及び祈祷の挙行、最後に大殿内における参加者全体による集団礼拝といった手順で宗教儀礼を行った。

注目すべきは、この断食明けの祭りにおいてはムスリムを動員しての日中戦争勝利の祈祷が祭りの内容に含まれていたことであった。ヒジュラ暦 1357 年からヒジュラ暦 1363 年（1938 年から 1944 年）に実施された祭りでは、毎年日中戦争勝利の早期実現を願っての祈祷が見られた。ヒジュラ暦 1357 年（1938 年 11 月 24 日或は 25 日）の祭りでは「祈祷抗戦勝利の意義」なる一文が発表された。前述したヒジュラ暦 1358 年の祭りの事例でも、宗教儀礼と抗日に関する内容の両方が行われていた。またこの年の祭りの内容の中には国難に殉じたムスリム同胞（「同胞」）や抗戦の過程での戦死者の追悼と前線で戦死した馬秉忠（国民党騎兵暫編第二師第二旅旅長）というムスリムの烈士個人に対する追悼が組み込まれていた。ヒジュラ暦 1359 年の祭り（1940 年 11 月 2 日、十八梯清真寺）では、協会の理事であった王曾善や薛文波³³などをはじめ、重慶城内のムスリム 300 余名が参加して執り行われた。日中戦争勝利を祈祷し、国難に殉じた同胞に対する追悼の儀式を挙げる。

³⁰艾宣裁（生没年不詳）：1942 年 8 月改選で協会理事に選出された人物であった（「大会開幕階段」及び「第三次大会会議記録」『中国回教救国協会会刊』第 4 巻第 4 期、2 頁、4-5 頁、10 頁及び 19 頁）。

³¹王世明（1910-1997）：1932 年に北平成達師範学校からエジプト・アズハル大学に第二次中国留学生派遣団として派遣された留学経験者であり、1938 年に協会によって西アジア・南アジア地域に派遣された中国回教近東訪問団の構成員の一人であった。1939 年 10 月より 1950 年までサウジアラビアの在ジッダ中華民国領事館で勤務した。その後、在クウェート中華民国大使を務めた（趙振武「三十年来之中国回教文化概況」『禹貢（半月刊）』第 5 巻第 11 期、北平・禹貢学会、1936 年、18-19 頁。閃克行「抗戦四年来的回教」『中国回教救国協会会刊』第 3 巻第 9 期、1941 年、5 頁。賈福康編著『台湾回教史』台北・伊斯蘭文化服務社、2002 年、210-212 頁、参照）。

³²張秉鐸（生没年不詳）：1932 年に北平成達師範学校からエジプト・アズハル大学に第二次中国留学生派遣団として派遣された人物であった（趙振武前掲論文 18-19 頁）。

³³薛文波（1908-1984）：北京出身のムスリムの学者。1933 年北京朝陽大学法律系卒業。北京回民青年会理事長、北平成達師範学校校長、国民党青海省学務部執行委員兼書記長、西北軍政長官公署少将參議兼文教處處長を歴任した。1951 年民族顧問名義で軍に随い、チベットに入り、西蔵工委編輯、拉薩ムスリム小学教育主任に任ぜられた。1955 年に蘭州戻り、甘肅省人民政府參事室參事に任ぜられた。1980 年、1984 年の前後二度、甘肅省伊斯蘭教協会副主任・甘肅省政治協商會議委員に当選した（邱樹森主編『中国回族大詞典』南京・江蘇古籍出版社、1992 年、744 頁）。

また協会はこの祭りの際に、「開齋節告同胞書」なる文書を2000部印刷し、重慶のムスリム及び各地の分会や支会に配布した。

ちなみにこの年には重慶十八梯清真寺での祭礼とは別に、協会の事務所でも唐福理事長や職員20余名によって祭りが祝われた。ここでも、参加者全員による集団礼拝を挙行するとともに、日中戦争における最終的な勝利の早期実現を願っての祈祷、及び国難に殉じた同胞の追悼が行われた。

またヒジュラ暦1360年の祭り(1941年10月23日)では、林仲明³⁴と麦斯武徳がクルアーンを誦読し、唐副理事長や丁岐山アホンらが講和を行い、最後に参加者全体で集団礼拝を行うという形で行われた。500人以上が参加したが、各政府機関に勤務する知識人青年が特に多かった。ここでは祭りの宗教上の意義やムスリムに対してイスラームの宗教意識を発揚するといった宗教要素と抗戦建国に対するムスリムの貢献の必要性といった抗日の要素が同時に語られていた。さらに前線での戦死者と国難に殉じた同胞を追悼し、日中戦争の最終的な勝利が早期に実現するように祈祷を執り行った。

ヒジュラ暦1361年の祭り(1942年、参加者500人余)でも、戦争の勝利の祈祷が実施されていた。ヒジュラ暦1362年の祭り(1943年10月2日、午後8時開始、十八梯清真寺で開催、参加者500人余)でも、宗教儀礼(礼拝の前に馬松亭による「臥爾祖」(ワーズ、説教)の実施、孫繩武常務理事による会務報告、集団礼拝及び共食(「聚食」)の挙行)や抗日に関する内容(礼拝後に連合国の抗戦勝利と戦死者追悼のための祈祷の実施)の両者が見られた。ヒジュラ暦1363年の祭り(1944年9月20日、午後9時開始、十八梯清真寺)は、重慶在住の中国と外国の双方のイスラーム教徒男女約600人もの信徒が集まったため祭礼会場であった清真寺の大殿に入りきれなかったため、会場を臨時に殿外にもひろげて祭礼を挙行した。殿内では馬松亭が、殿外では定中明³⁵がそれぞれ指導して集団礼拝を挙行した。礼拝後には達浦生³⁶アホンが指導して日中戦争の勝利及び国難に殉じた同胞のた

³⁴林仲明(1912-没年不詳):字を子敏といい、雲南蒙自出身のムスリムであった。1931~1940年、アズハル大学文学院に留学した。後に、北京外語学院教授になり、退職後に昆明伊斯蘭経学院教授を務める(姚継徳「回族留学生与雲南現代伊斯蘭文化」『回族研究』1996年第3期、18頁。楊惠雲主編『中国回族大辞典』上海・上海辞書出版社、1993年、669頁参照)。

³⁵定中明(1912-2005):湖南常德出身のムスリム。上海伊斯蘭回文師範学校で学び、1934年アズハル大学に留学し、博士号を取得した。1942年に湖南常德に戻った後、国民政府外交部に就職した。後に台湾に行き、世界伊斯蘭教連盟理事会理事、台湾国民党外交部顧問、台北大学教授兼アラ伯文系主任、台湾伊斯蘭教総教長、台北市清真大寺伊瑪目を歴任した。たびたび台湾伊斯蘭教朝覲団を率いてサウジアラビアのメッカ巡礼に赴いた(楊惠雲前掲書、736-737頁参照)。

³⁶達浦生(1874-1965):名鳳軒。江蘇六合出身のムスリム。アホン、教育家、社会活動家。1894年、王寛アホンに師事した。1921-1925年の間、上海ムスリム商界の要請で南洋及び東南アジアに赴き、各国イスラーム教育を視察した。1928年、上海伊斯蘭回文師範学校を創建し、校長に任ぜられた。1937年浙江路清真寺「イスラーム難民収容所」を創建した。1937年12月に出国し、中東・インド各地に赴き、抗日外交宣伝を行い、エジプト

めの祈祷を実施した。

ちなみに、礼拝を行う前に協会はエジプト国王からの中国ムスリムに対する満洲事変（「九・一八」事件）からの復興を祝福するという表示を受けたことを公表した。このように、宗教的な内容の中に抗日運動の要素が組み込まれ、両者は密接に結びつけられるようになったのである。

断食明けの祭りにおいては戦死者の追悼会の役割が加えられている点が重要である。前述した祭りの内容から、こうした追悼がヒジュラ暦 1358 年、ヒジュラ暦 1359 年、ヒジュラ暦 1360 年、ヒジュラ暦 1362 年、ヒジュラ暦 1363 年とほぼ毎年実施されたことがわかる。祭りの中で烈士の追悼会の要素を組み込むことで、戦時下という状況の中で中国の同胞やムスリム同胞が犠牲になっている現状を知らしめ、彼らに実感させることによって、愛国心、抗日や抗戦といった意識を奮い立たせて、戦争を遂行していくためにムスリムを動員しやすくしようとしたと考えられる。協会が追悼会の要素を組み込むことによって、こうした祭りが間接的に国民政府による戦争動員に寄与していたことがうかがえる（[表 1 参照]）。

(3) 犠牲祭

他方、イブラーヒームとイスマイルの故事に由来する犠牲祭に対して協会は「イスラームの儀礼によって、イブラーヒームの教主（アッラー）に対する忠及びイスマイルの父イブラーヒームに対する孝を記念する」ものとし、さらに「国難は日に切迫し、忠孝を美德として提唱することが急務である。本会は各分支会に打電し、ムスリムが期日までに確実に忠孝節を挙行し、忠孝奨励の一助となるようにする」³⁷と述べている。ここでは、戦時下で忠孝を美德として提唱することが急務であると強調し、それを推進するために犠牲祭を挙行することを推奨している。協会は本来の故事の持つ宗教信仰心という点よりも、この故事の中から導き出される「忠孝」という点を力説した。それはまた「自分たち一般ムスリム同胞はただ宰牲（犠牲）を崇拜するという知識があるのみで、多くは忠孝の深い意味を理解せず、この精神の教訓は未だに十分発揚できていないので、犠牲における忠孝の偉大なる意義を記念する必要性がある」ことを強調している³⁸。

で『告全世界穆斯林書』をアラビア文で書いた。1939 年上海伊斯蘭回文師範学校が甘肅平涼に遷り、更に国立隴東師範学校に改名され、教師として招聘された。人民共和国成立後、第一・二次中国穆斯林朝覲団団長、中国伊斯蘭協会副主任、中国伊斯蘭教経学院院長、第一・二・三次全国人民大会代表、中国人民政治協商会議第二次全国委員会委員及常務委員を歴任した。1956 年、周恩来の顧問の身分でバンドン会議に参加し、前後エジプト・パキスタン・インド・シリア等に訪問した。「近代イスラーム四大アホン」の一人と呼ばれた（前掲『中国回族大詞典』960-961 頁。余振貴・楊懷中『中国伊斯蘭著訳提要』銀川・寧夏人民出版社、1993 年、609-610 頁参照）。

³⁷「中国回教救国協会一年來工作報告（五．關於教務部分：甲．提倡忠孝節）」（『中国回教救国協会会刊第一届全国代表會員大会特刊』）19-20 頁。

³⁸克「紀念偉大的忠孝節」（『中国回教救国協会会刊』第 3 卷第 3・4 期合刊、1941 年）8

「忠孝」とは中国で儒教における実践上の二大徳目であるとするのが一般である。儒教では「忠」とは、自分及び他人に対して誠実を尽くすことであり、これが転じて国家や君主のために尽くす忠義という徳目とされた。「孝」とは、子の親に対する規範で敬愛の感情に基づく行為であり、本来親子間にとどまる考えが儀式化・宗教化され、広く社会一般にまで拡大された徳目であった。これは国家から家族に至るまでを規定する最優先の教えとして中国人に血肉化した中国における独自の概念であった。このように一般的に考えられている「忠孝」という概念にクルアーンの故事に基づく犠牲を置き換えている点が注目されよう。犠牲の故事の主への信仰心に対して「忠」という言葉を用い、父親に対する孝行に対して「孝」を用いている。信仰の篤さに由来する宗教的なことを記念する祭りの犠牲を、「忠孝」という中国の伝統的な道德観に基づく論理によって説明したのである。またこの解釈の中では犠牲祭を直接意味する「宰牲節」や「古爾邦節」といった呼称ではなく、故事が含有する内容からくる「忠孝節」という呼称を用いたのも興味深い³⁹。この呼称は協会の会報の中でも頻繁に使われている。イスマイルとイブラーヒームの故事には父の「主」に対する忠と息子の父に対する孝が読み取れるので、そこから「アラビア語の原文による解釈だと『宰牲節』或いは『犠牲節』であるが、その実際に含んでいる意味に照らすのならば中国の倫理の名称を用いて解釈し『忠孝節』となる」⁴⁰と見なしていたところからも、犠牲祭が本来持っている犠牲の意味よりも忠孝を強調するためであったことがうかがえる。

これはイスラームの秩序観をすり替え、「忠孝」の概念を利用して中国ムスリム以外にもわかるように説明しようとしたものともいえよう。それは戦時下において漢回（漢人もムスリム）両者がともに一致団結して立ち向かわなければならない状況の中で、ムスリムが実践している宗教儀礼が漢族に理解できない奇異なことではなく、漢人の価値観でも理解できるものとして説明する必要があったからである。漢人には清末のムスリム反乱によって助長されたムスリムへの偏見や無理解がその後も根強く残っており、そうした雰囲気をもムスリムの側も切実に痛感していた。時には偏見や無理解が漢回両者の対立まで発展させようという現状があった。

そうした中で、故事の持つ「主」であるアッラーへの信仰心の篤さを明らかにするための犠牲を国家への「忠」としての犠牲に置き換え、またイスマイルの父への「孝」をムスリムによる国家への「孝」に変化させた。その裏で戦時下での「主」に対する信仰心に由来する犠牲を国家に対する忠誠心からくる犠牲へと転換する際に、「国家が成り立たなければ、宗教が成り立たない」という論理を用いることで、宗教の存続には国家が必要であるので、宗教のために国家へ貢献することが宗教に対する貢献であると説いたのである⁴¹。

頁。

³⁹同上。

⁴⁰同上。

⁴¹会務消息「二、理事長召集本會全体工作人員訓話」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第1期、1939年）29頁。

これは清末のムスリム反乱以来蔓延していた偏見・無理解や中国の中で絶対的なマイノリティとして生きなければならないムスリムにとって取らざるをえない生存の術であった。このように協会の指導層を構成したムスリムたちの側も国民政府に「すりよる」ための建前を内外に説いていた。

また「殉教」という概念も国家への犠牲という論理を補強するために利用された。聖戦であるジハードは神のために自己を犠牲にして戦うことをいい、それは信仰とウンマ⁴²の防衛・拡大のために共同体に課された連带的義務であり、健康な成人のイスラーム教徒がカリフまたはスルタンの指名によって従事するというものである。敵の侵略などに際して郷土を防衛するという個人の義務（ファルド）⁴³によってジハードへの参加が生じる。ジハードでの戦死者は殉教者となり、その後彼らには樂園が約束されていると考えられていた。この殉教をシャハーダと呼び、これは神の道における奮闘努力であるジハードにおいて、死して信仰を証明すること、クルアーンでは殉教者（シャヒード）はアッラーの祝福を受け、おおいなる褒美を与えられると述べられ、ハディース（ムハンマドの言行録）でも来世での至福が約束されていると言われている。イスラーム法学では、シャヒードはジハードでの戦死者とその他とに類別され、後者には礼拝中に死んだ者、信仰のゆえに殺された者、生涯をイスラームの教えに捧げた学者などが入り、病没・事故死であっても殉教者と称される。

日中戦争期の中国のムスリムもこの考え方に基づいて「抗戦シャヒード論」と呼ばれる理論を有していた。クルアーンのジハードに関する章句を引用することで日本の侵攻に苦しむ中国の一員としてのムスリムの行動規範を、「イスラーム共同体」全体の反植民地闘争や反侵略戦争の枠組みの中で再確認することを意図していた。地上の国家間のための戦争はアッラーの意思にかなう防衛のためのジハードとして受け止められていた。この犠牲者はシャヒードとして讃えられるという同時代のイスラーム復興の主流解釈が中国に導入され、中国の現実に照らし合わせて再構成された。背景には多くのイスラーム教徒の同胞が戦争によって犠牲になっているという現実があり、その解釈は中国のムスリムの中に浸透していた。このような状況下で、クルアーンを根拠とするジハードとそれによる殉教とい

⁴²ウンマとは、宗教に立脚した共同体のことをいう。現代アラビア語では、民族共同体も指す。アラビア語の古典では、「ムハンマドの共同体」とも呼ばれているが、通例「イスラーム共同体」といい、世界中のイスラーム教徒を含みこむボーダーレスでグローバルなものと認識されている。

⁴³イスラーム法上の義務には連帯義務（ファルド・キファーヤ）と個人義務（ファルド・アイン）の区別がある。イスラーム共同体（ウンマ）の構成員のなかの一部があるいは義務を果たすことにより、共同体全体が当義務を果たしたことになる場合（例えばジハードへの参加）にはその義務は連帯義務と呼ばれる。これに対し、個々のイスラーム教徒（のうち義務能力者）がそれぞれ果たすべき義務を個人的義務（礼拝、断食等）という。なお、特殊な状況において連帯義務が個人義務に転化する場合がある（例えば外敵侵入時の当該地域全員のジハード参加義務）。

う概念が宗教と抗戦を結ぶ役割を果すものであった⁴⁴。

これらの概念によって抗日がジハードに置き換えられた。ジハードや殉教という概念を利用し、抗日運動を「イスラーム的」なものにすることによって宗教と結びつけた。クルアーンの章句を根拠とすることで抗戦は聖戦となり、この戦争は宗教的に正しい行為となった。

それでは、次に前述のように解釈されていたとされる犠牲祭を協会はいかに実施したのであろうか。断食明けの祭りと同様に、協会が犠牲祭を主催し、全国のムスリムを動員した。以下、重慶の犠牲祭について『中国回教救国協会会刊』、『新華日報』を使用して具体的に見ていく⁴⁵。重慶においても犠牲祭は1940年から1944年（ヒジュラ暦1358年から1363年）の間執り行われていた。その会場は主に十八梯清真寺であった。犠牲祭の内容は、礼拝の指導、犠牲祭の起源とその意義の説明、宗教精神の発揚、クルアーンの読誦、礼拝、喜捨の実施、ムスリムを動員して日中戦争勝利のための祈祷などであった。

ヒジュラ暦1358年の祭り（1940年1月21日、午後9時開始、十八梯清真寺で開催、参加者300人余り）では、張秉鐸アホンによる礼拝の指導や丁岐山アホンによるクルアーンを読誦といった宗教要素が見られた。王曾善常務理事による「忠孝節」の起源と日中戦争期にはムスリムが指導者に服従し、個人を犠牲にして国家に尽くすべきであることの意義を講義したとあるように、ここでも宗教儀礼と抗日運動という時局的要素の双方が含まれていた。また日中戦争の最終的な勝利及びトルコの大地震（1939年12月26日のエルジンシャン地震）の被災者のための祈祷も執り行われた。ヒジュラ暦1359年の祭り（1941年1月13日、午後9時開始、十八梯清真寺で開催）では、喜捨の実施、犠牲とムハンマドを追慕する意の表示、クルアーンを読誦、「忠孝節」と「抗戦建国」事業の関係の説明、国難に殉じた同胞及び日中戦争の最終的な勝利を願っての祈祷といった内容が行われていた。ヒジュラ暦1360年の祭り（1941年12月30日、十八梯清真寺、参加者の多くは知識人）では、唐副理事長及び孫常務理事が講和の中で「忠孝節」の意義及び正義の為の犠牲という宗教精神の発揚と「興教建国」の使命への努力の必要性を力説した。ヒジュラ暦1361年の祭り（1942年12月20日、百齡餐庁で開催、参加者300人余り、唐柯三、時子周両副理事長の出席）では、唐副理事長に「忠孝節」の解釈、丁岐山アホンによる意見の補充と礼

⁴⁴松本ますみ「中国のイスラーム新文化運動—ムスリム・マイノリティの生き残り戦略」（小松久男・小杉泰編『現代イスラーム思想と政治運動』東京大学出版会、2003年）158-161頁。

⁴⁵「重慶同胞举行忠孝節典礼並為抗戦勝利祈祷」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第8期、1940年）37頁。「慶祝忠孝節」（『中国回教救国協会会刊』第3巻第3・4期合刊、1941年）48頁。「回教忠孝節将举行啓典」（中央社訊）（『新華日報』1941年1月10日）。前掲「忠孝節重慶同胞熱烈慶祝」（『中国回教救国協会会刊』第4巻第1期）29頁。「忠孝節渝市盛典志略」（『中国回教救国協会会刊』第5巻第1期、1943年）13頁。「発動各地拡大記念古爾邦節」（『中国回教救国協会会刊』第5巻第9-12期合刊、1943年）28頁。「陪都教胞熱烈慶祝犠牲節」（『中国回教救国協会会刊』第6巻第10-12期合刊、1944年）16頁。

拝儀礼の解説、日中戦争勝利及び戦死者追悼のための集団礼拝を挙行政した。唐副理事長による解釈の中身は「忠孝の二字が犠牲の意味であり、イスラームが忠孝の道徳の真理を提唱し、ムスリム同胞はムハンマドの偉大な精神に習って愛国愛教に努めるべきである」⁴⁶ということであった。また協会が国内と世界中のイスラーム教徒の同胞に打電し、各同盟国の「神聖」な抗戦の勝利のための祈祷の実施を要請した。ヒジュラ暦 1362 年の祭り（1943 年 11 月 8 日）では、犠牲祭を記念して七つの重要事項の実施を公布し執り行われた。それは、史実を述べて「忠孝」の「大徳」（普遍的な徳目）並びに「犠牲」の「大勇」（真の勇氣）を宣揚すること、犠牲の供犠と喜捨を確実に実行すること、メッカ巡礼の中身及びその意義を解説すること、巡礼体験者によるメッカ巡礼の実情の講演、日中戦争勝利の祈祷の儀式を挙行政すること、祭礼後に集団礼拝を挙行政して団結して親愛を重ねあうこと、機会を設けて教外に教義を宣伝すること、重慶市の各大新聞が特集号及び宣伝小冊子を発行することであった。ヒジュラ暦 1363 年の祭り（1944 年 11 月 27 日、10 時-12 時、十八梯清真寺で開催、参加者 600 人余り）では、イラン駐華公使納塞爾（ナーシル）とその秘書官やトルコ大使館秘書歐斯曼（オスマン）といった外国の使節も祭礼に参加した。この祭礼を馬松亭が主宰し、納塞爾がクルアーンを読誦した。また納塞爾が中国の戦争勝利を願って祈祷を行った。

犠牲祭の中でも断食明けの祭り同様に、国難に殉じたムスリム同胞や中国の同胞を追悼するための儀礼と日中戦争勝利のための祈祷を執り行っていた。前述のように、前者はヒジュラ暦 1359 年とヒジュラ暦 1361 年に、後者はほぼ毎年（ヒジュラ暦 1358 年、ヒジュラ暦 1359 年、ヒジュラ暦 1361 年、ヒジュラ暦 1362 年、ヒジュラ暦 1363 年）に見られた。

ここで特に注目されるのは、宗教活動と抗日運動の二つの「犠牲」の結合をしようとしていた点である。その事例は、前述のヒジュラ暦 1358 年の祭りの中の王曾善による講義からも見られる。王常務理事は「忠孝節」の起源を述べて、「日中戦争期のムスリムは指導者に服従し、個人を犠牲にして国家に忠を尽さなければならない」ことを説いた。またヒジュラ暦 1359 年の祭りの中でも「忠孝節」と「抗戦建国」事業の関係の説明がなされたということが記されていた。ヒジュラ暦 1360 年の祭りの中での『「忠孝節」の意義及び正義の為に犠牲になるという宗教精神の発揚をムスリムにし、興教建国の使命に対しての努力することを勧める』⁴⁷ことを唐副理事長及び孫常務理事がそれぞれ説いた。このように戦時下の犠牲祭においてイスラームの犠牲による宗教精神と抗戦の二つの発揚を結びつけて同時に語ったのである（[表 2 参照]）。

以上のように、協会はイスラームに関する祭りを主催していたり、挙行政の呼び掛けを行っていたりするなど宗教行事の開催に主導的立場にあった。そして、協会はこの立場を利用して抗日運動を宗教活動の中に組み込んでいった。戦争での戦死者の追悼といった抗日的要素や忠孝という中国の伝統的な秩序観をイスラームの宗教行事における儀礼の中に刷

⁴⁶「忠孝節重慶同胞熱烈慶祝」（『中国回教救国協会会刊』第 4 卷第 1 期、1942 年）29 頁。

⁴⁷前掲「慶祝忠孝節」48 頁。

り込むことで抗日と宗教とを切り離すことができないようにしたのである。またムスリムの側から見れば抗日運動の側面を持つもことで宗教活動をも同時に行うことができたともいえる。

おわりに

筆者が本章において焦点をあてた日中戦争期の重慶におけるムスリムの宗教活動の分析から得られた結論は次の通りである。

両イードの主催及び挙行の呼びかけは、国民政府に近い立場にありその指導下にあった協会によって実施されていた。それには宗教活動と抗日運動の二つの目的があり、宗教活動が抗日運動と結びついて、戦争動員に役立つことが意図されていた。これは宗教儀礼を用いたムスリムの秩序観を忠孝という中国の伝統的秩序観へとすり替え、「愛国」を挿入して「抗日」へと向かわせる意識の操作を試みた一例だったといえる。協会は宗教活動の場である清真寺を間接的に管理することで宗教活動を主催し、それを通じて抗日運動をムスリムに浸透させたのであった。また国民政府に協力したムスリムにとって抗日運動の側面を持つという建て前を用いることで宗教活動であったイードを実施できたといえるだろう。

本章で協会による清真寺の管理を通して実施した宗教活動を見てきたが、これは協会とそれを指導した国民政府が試みようとした、あるいは試みたかった政策のモデルである。重慶が従来在地のムスリムが少なく、国民政府とともに多数のムスリムが外部から流入し、彼らが主導権を握ることのできた特殊な地域であるという事情から、協会による実験的な試みを行うことができたと考えられる。

[表一覧]

(注) 表中の下線部：内容 (1)、内容 (2) のどちらの内容ともいえるもので、両者のどちらであると切り離すことができないものに対して下線部を引いて表示した。

表 1 断食明けの祭り

(出典)「回民開齋節祈祷抗戦勝利」(『中央日報』1938年11月24日)。唐柯三「開齋節举行祈祷大会在大殿演講」(『中国回教救国協會会刊』第1卷第3期、1939年)5-6頁。「發動開齋節祈祷大会」(『中国回教救国協會会刊』第1卷第3期)14頁。「中国回教救国協會举行開齋節祈祷大会宣言」(『中国回教救国協會会刊』第1卷第4期)2頁。「全国回胞祈祷利並追悼馬秉忠旅長」(『中国回教救国協會会刊』第1卷第4期)26頁。「举行開齋節日祈祷大会」(『中国回教救国協會会刊』第1卷第4期)26頁)。「全国回胞於開齋節日祈祷抗戦勝利並追悼馬秉忠旅長-晋回民組織抗日義勇隊」(『中央日報』1939年11月10日)。「慶祝開齋節祈祷抗戦勝利」(『中国回教救国協會会刊』第3卷第1期、1940年)23頁。「簡訊」(『新華日報』1940年11月2日)。「重慶回胞隆重慶祝開齋節」(『中国回教救国協會会刊』第3卷第11期、1941年)17頁。「市聞一束」(『新華日報』1942年10月13日)。「開齋節祈祷勝利」(『中国回教救国協會会刊』第5卷第9-12期合刊、1939年)28頁。「市聞一束」(『新華日報』1943年10月1日)。「陪都教胞熱烈慶祝開齋節」(『中国回教救国協會会刊』第6卷第10-12期合刊、1944年)16頁。「市聞一束」(『新華日報』1944年9月17日)。

表1 断食明けの祭り

西暦(年)	ヒジュラ暦(年)	月日(西暦)	時間	会場	参加者数	協会における祭りの挙行	内容(1)宗教・儀礼	内容(2)「抗戦」
1938年	1357年	(11月24日 或は25日と 定める。)				協会は断食明けの祭りを11月24日或は25日と定めて抗戦勝利の折禱を行う。		「折禱抗戦勝利的意義」(抗戦勝利を折禱する意義) という一文の発表。
1939年	1358年	11月13日	午前9時-11時	十八嶽清真寺	600余人	協会は各省分会に祭りの日時を通知し、各清真寺に転送させる。また協会は重慶市ムスリムを動員して折禱大会を挙行する。	唐副理事長による断食明けの祭りの折禱大会を挙行する意義の説明。文宣委員による大会の順序の報告。丁坂三アホンによる折禱儀礼の講義。馬松亭の指導による折禱。折禱後の「阿徒白」(フトラ、金曜正午の集団礼拝や二大祭の折禱に先立ってなされる説教)時に、馬松亭による「開斎節」の意義の講義。馬松亭・王静齋・丁坂山・王世勇・張秉燾によるグループの誦経及び折禱の挙行。最後に大殿内で全体による集団礼拝を挙行。一人一人が握手し、平安を祈る。	抗日戦争による戦死者と国難に殉じたムスリム同胞及び前線で戦死した馬松亭に対する追悼。抗日戦争の最終的な勝利の早期実現を願う折禱。
1940年	1359年	11月2日 (農曆10月3日)		十八嶽清真寺	重慶城内の信徒300人余り 王會華・薛文波等も参加)	同上	協会は「開斎節告同胞書」を二千部印刷し、重慶のムスリム及び各地の分会や支会に配布。	抗日戦争勝利の折禱、及び戦死者と国難に殉じた同胞の追悼の儀式を挙行。
同上	同上	同上		協会事務所	唐副理事長及び協会員各組職員20人余り	協会による祭りの挙行。重慶での折禱大会の実施。全国のムスリムを動員し、教義及び折禱の宣伝を実施。	参加者全体による集団礼拝の挙行。	最終的な抗日戦争の早期実現を祈禱、及び国難に殉じた同胞の追悼。
1941年	1360年	10月23日			500人以上(各機関に勤務する知識青年の参加が多い)	協会による全重慶ムスリムを動員しての祭りの祭礼の挙行。	「開斎節」の意義及びムスリム同胞のムスリム精神の發揚と抗戦建國への貢獻の必要性を説明。林子敬・張斯武によるグループの誦経。最後に全体で集団礼拝し握手し平安を祈る。	唐副理事長・丁坂山・黄アホンによる講義。「開斎節」の意義及びムスリム同胞のムスリム精神の發揚と「抗戦建國」への貢獻の必要性を説明。前線での戦死者・国難に殉じた同胞の追悼。「抗日戦争」の最終的な勝利が早期に実現するように祈禱。
1942年	1361年			十八嶽清真寺	500人余り	協会による祭りの典礼の挙行。		抗日戦争勝利の折禱の実施。
1943年	1362年	10月2日	午前9時開始	十八嶽清真寺	男女合わせて500人余り	協会による祭りの折禱大会の挙行。	礼拝の前に馬松亭による「取禱祖」(コーズ、説教)の実施。集団礼拝及び共食(「聚食」)の挙行。	孫耀武による会務報告。礼拝後に連合国の「抗戦」勝利と戦死者追悼のための折禱を実施。
1944年	1363年	9月20日	午前9時開始	十八嶽清真寺	600人余り(重慶内外の国内外のムスリム教徒の男女)	協会によるムスリムを動員しての祭りの挙行。	大殿に入りきれなかったため、臨時に殿外にも会場をひらけて班を設ける。殿内では馬松亭が指導し、殿外では定中明が指導しての礼拝の挙行。集団礼拝を挙行し、握手して平安を祈る。	礼拝後、達浦生アホンが指導して抗戦勝利及び戦死者・国難に殉じた同胞のための折禱を実施。また、礼拝前に協会はエジプト国王からの中国ムスリムに対する「一九・一八」の復興記念日を祝福する表示を受けたことを公布した。

表2 犧牲祭

(出典)「重慶同胞舉行忠孝節典禮並為抗戰勝利祈禱」(『中国回教救国協會会刊』第1卷第8期、1940年)37頁。「慶祝忠孝節」(『中国回教救国協會会刊』第3卷第3・4期合刊、1941年)48頁。「回教忠孝節將舉行啓典」(中央社訊)(『新華日報』1941年1月10日)。「忠孝節重慶同胞熱烈慶祝」(『中国回教救国協會会刊』第4卷第1期、1942年)29頁。「忠孝節渝市盛典志略」(『中国回教救国協會会刊』第5卷第1期、1943年)13頁。「發動各地擴大記念古爾邦節」(『中国回教救国協會会刊』第5卷第9-12期合刊、1943年)28頁。「陪都教胞熱烈慶祝犧牲節」(『中国回教救国協會会刊』第6卷第10-12期合刊、1944年)16頁。

表2 犠牲祭

西暦 (年)	ヒジュラ 暦	月日 (西暦)	時間	会場	参加者数	協会による祭りの挙行	内容(1)宗教・儀礼	内容(2)「抗戦」
1940年	1358年	1月21日	午前9時 開始	十八梯清真 寺	300人余り	協会による祭りの挙行。	張秉鐸アホソによる礼拝の指導。丁岐山アホソによるクルアーンへの読誦。	王會善による「忠孝節」の起源、抗日戦争時期には中国ムスリムが指導者に服従し、個人を犠牲にして国家に尽くすべきである意義を講義。 抗日戦争の最終的な勝利及びトルコの大地震の被災者のための祈禱。
1941年	1359年	1月13日	午前9時 開始	十八梯清真 寺		協会による全国のムスリムに対する犠牲祭の日時の通知と祭りの挙行。重慶市の信徒を集めて盛典を挙行。	宣徳の実施。犠牲とムハンマドを追慕する意志の表示。クルアーンへの読誦。	「忠孝節」と抗戦建國事業の關係の説明。戦死者・国難に殉じた同胞及び抗日戦争における最終的な勝利の祈禱。
1941年	1360年	12月30日		十八梯清真 寺	(多くは知識人)	祭りの挙行。		
1942年	1361年	12月20日		百齡餐廳	300人余り (唐・時河副 理事長出席)	祭りの挙行。	唐副理事長による「忠孝節」の解説。丁岐山アホソによる意見の補充と礼拝儀礼の解説。	礼拝後、抗日戦争勝利及び戦死者を祈禱するための集団礼拝を挙行、相互握手し、平安を祈る。協会による国内及び世界中のイスラーム教徒の同胞に打電し、正義と各同盟国の神聖な抗日戦争の勝利のための祈禱の実施を要請。
1943年	1362年	11月8日				協会による記念の典礼を拡大しての挙行の実施し、各地の教胞を動員して遵守させた。	犠牲祭を記念して七つの要点を公布 (i. 史実を述べて忠孝の「大徳」並びに犠牲の「大勇」の宣揚, ii. 犠牲の供養と喜捨の確実な実行, iii. メツカ巡礼の自身及びその意義の解説, iv. 巡礼経験者によるメツカ巡礼の実情の講演, v. 抗日戦争勝利の祈禱儀式を挙行, vi. 会礼後に集団礼拝を挙行し、団結して親愛を重ねること, vii. 機会を設けて教外に対して教義の宣伝), 重慶市の各大新聞は特集号及び宣伝小冊子を発行すること。	
1944年	1363年	11月27日	10時-12 時	十八梯清真 寺	600人余り (イラン駐華 公使納塞爾 (ナーヌイ カ) とその秘書 賽阿本爾、館 トルコ大使館 秘書歌斯曼 (オスマン) も祭りに参加)	犠牲祭を記念しての祭礼を挙行。	馬松亭による主宰。納塞爾によるクルアーンへの読誦。	イラン駐華公使納塞爾とその秘書賽阿本爾及びトルコ大使館秘書歌斯曼の三氏が講演。納塞爾による中国の抗日戦争勝利のための祈禱の実施。

第六章 中国回教救国協会の教育振興事業—湖北省分会における清真小学校創設を事例に

[目次]

はじめに

- 一 中国回教救国協会によるムスリム教育の重視と教育振興事業計画
- 二 中国回教救国協会による清真小学校建設運動の実施と教育部による支援
- 三 湖北省による対ムスリム初等教育事業と清真小学校設立情況
 - (1) 湖北省分会による老河口の崇真小学校
 - (2) 各県支会の清真小学の設立情況（房県、均県、松滋県）

おわりに

はじめに

先にも述べてきたように、清末以来、ムスリムに対して「負」のイメージがつきまとっていたことが民国期に入っても彼らの生活に影を落とした。それゆえ、これらの記憶が様々な漢回対立の火種になりうることもありえた¹。ムスリム知識人はそれらの状況を打破し自己の立場の向上に取り組むために教育振興の必要を訴えた²。教育施設として成達師範学校などの学校や中国回教倶進会などのムスリム団体が各地に設立されたが、民国前期の段階では各地に分散して存在するだけであった。日中戦争直前には全国規模でムスリムを包括できるような組織は存在していなかった。こうしたなか、日中戦争期に白崇禧らが創設した協会は教育振興を重要かつ主要な活動と位置付けていた。それは、彼らの目標であった自分たちムスリムの社会的・政治的地位の向上といった目標を遂行するための基礎となる事業であったからである。

そこで、本章では協会が実施しようとした教育振興事業がいかなるものであったかを明らかにする。協会が行った活動のうちその創設の目的の一つであった教育活動を見ていくことで、彼らの生存戦略として一端をみることができるだろう。また初等教育支援事業は教育活動であると同時に、難民の児童や教育の機会がなかった児童（「失学」児童）を救済

¹安藤潤一郎「『回族』アイデンティティと中国国家—1932年における『教案』の事例から」（『史学雑誌』第105編第12号、1996年）93及び97-96頁。

²安藤潤一郎「清代嘉慶・道光年間の雲南省西部における漢回対立—『雲南回民起義』の背景に関する一考察」（『史学雑誌』第111編第8号、2002年）46頁。松本ますみ「中国イスラーム新文化運動とナショナル・アイデンティティ」（西村成雄編『現代中国の構造変動3巻—ナショナリズム—歴史からの接近』東京大学出版会、2000年）104-105頁。同「中国のイスラーム新文化運動—ムスリム・マイノリティの生き残り戦略」（小松久男・小杉泰編『現代イスラーム思想と政治運動』東京大学出版会、2003年）146-147、153及び156頁。矢久保典良「日中戦争期の重慶における中国ムスリム団体の宗教活動とその特徴—中国回教救国協会とその重慶市分会を中心にして」（『史学』第79巻第1・2号、2010年）56-57頁（本稿第五章参照）。

するといった目的も有していたため、それは社会救済活動としての側面も兼ね備えていたとも考えられる。本章では具体的には湖北省における初等教育を事例として協会による教育支援の試みを分析する³。日中戦争初期の湖北省は協会副理事長の時子周が省内の教育行政の責任者である省教育庁長を務めた地であった。それゆえ本省の教育事業に着目することで、協会が試みようとした教育振興の一端を明らかにすることができると思われるからである。

一 中国回教救国協会によるムスリム教育の重視と教育振興事業計画

前述のように、民国前期以来ムスリム知識人たちは自分たちの置かれた不遇の原因は教育の立ち遅れにあると認識していた。こうしたなか、戦時下で生まれた協会はやそこに関係するムスリム知識人たちは教育に対してどのように考えていたのだろうか。

まずその背景には「ムスリムの教育レベルは立ち遅れていて、全国どこにでも文盲がいる。国民に教育を受けさせない、あるいは教育を受ける機会を獲得させていないのは国家の前途にとって利するものではない。もっとも抗戦建国に処する今日には余計な言葉は必要ないのだが、ムスリム教育に関していえばそこには重要性和可能性を有している」という認識があった⁴。

協会及び成達師範学校に関係するムスリム知識人の一人であった王静斎は、「我が国には新式の学校がある。それは戊戌政変期より始まり、40年前後の歴史に過ぎない。我が国の新式学校が発展し始めた頃、ムスリムが自主的に創設した学校の萌芽もあった。しかし、この40年来我が国の全ての新教育はすでに安定的な基礎を持ったが、ムスリム教育に関しては依然として停滞して前進できなかった。その最大の原因はイスラームの人材と財力が欠乏していたからである。またムスリム学校は動乱により停滞し、発展を継続できなかった。清末の草創期以来から現在に至るまで絶えず発展している学校は湖南の階進学校だけである。ムスリム教育〔の発展〕は階進学校の開設に及ばない。この学校は馬振五や他の先進たちがそのムスリムの子弟を育成するために設立した。ただし、これは全国におけるムスリム教育との関連が大きかった。現代のムスリム教育の展開の系統的な歴史を述べるのなら、最近の30年を範囲とするのがよいだろう。……過去のイスラームの教長たちは青年が求学することに反対していた」と述べていた。

また彼は、「民国前期よりムスリムが多く居住する地方では彼ら自ら小学校を創設していたが、学生はムスリムの子弟が多数を占めているとは限らなかったのも、名称は新式学校の形式をとっていた。しかし、その性質は私塾と経堂の間であった。国民革命に成功

³補論で、湖北省における協会の分会（「回民協会」湖北省分会と協会湖北省分会）の設立の状況や経過を詳述したので、省分会についてはそれを参照せよ。

⁴馬軼塵「以清真寺為中心的回民小学教育之实施」（『回民言論半月刊』第1巻第4期、1939年）20-23頁。「回教救国協会的中心工作」（『回教文化』第1巻第3・4期合刊）3-6頁。「中国回教救国協会工作報告（1948年）」（中国第二歴史檔案館編『中華民国史料檔案資料匯編』第5輯第3編、文化）735頁。

した後、各地のムスリムが自ら創設した小学校はますます増加したが、教育に関して統一的な計画を行う機関が存在しなかったため継続的な発展はなかった。それに加えて定まった経費もなかった」と付け加えた⁵。

この王静斎の見解と同様に、他の協会の幹部たちも過去に一部の教長が主張していた「漢文を学ぶことは即ち反宗教である」という言説は誤りであり、これも文化水準を低くする原因であるとし、ムスリムが貧困と無知（「貧愚」）に到った原因は無教育による思想と知識が立ち遅れていることにあり、貧困と無知はムスリムの生存を脅かしているため、正さなければならないという認識を示していた。彼ら協会幹部たちはムスリム教育の重要性を提示し、そのなかでも特に初等教育と師範教育を振興することが最優先であると主張した。初等教育では各清真寺を一単位として一小学校を設置し、教長に対して彼らがその地位を利用してムスリムの子弟を入学にさせるように尽力することを期待していた。また彼らは師範教育では小学校で教える教員の育成が重要課題であり、専門的な教師を養成することによって、さらに多くの小学校教育を行うことが可能になると考えていた⁶。

また協会湖北省分会も「国難にある中華民族は一主義一政府一指導者の指導の下で、抗戦の力量を発動し、国家至上・民族至上の意識の中で奮闘し国家の独立と民族を生存させるという信条教訓を求めるムスリムは積極的に救国の運動に参加するために協会を組織し、抗戦教育の実施を企図し、イスラームの前途のために忠党忠国の基礎を策定し、漢回（漢人とムスリム）の間の文化と民族意識の隔たりを削除する。崇徳小学校の創設は地方文化の啓発と民衆教育の促進のためであり、ムスリム民衆にとって文運啓発の嚆矢である」というように教育の重要性をしきりに主張していた⁷。このように、自己の立場を改善するためにムスリムの子弟に普通教育を施していくことを最優先の事業とみなしていた。

協会は総会を設立して以来、教育を衰退させた要因は清朝の「抑圧」に起因するムスリムの消極性と保守性にあると認識していた。彼らはそのような状況を克服するためにはムスリム教育を振興しなければならないと痛感していた。なかでも中小学教育を振興する計画と教育に関する統一的な計画を実施し、それを指導するための協会内部及び中央における組織を設置しなければならないと主張した。それはムスリム教育を発展させることが国家・社会とムスリムの双方にとっての福利を増進できると考えていたからである⁸。そこで、1938年11月に「中国回民救国協会発展回民教育計画」という教育振興計画を作成した⁹。協会はこれに関して「協会は白理事長の支持を受け、ムスリムの大学教育、中小学教育、

⁵王静斎「三十年来的回民中小学教育」（『回民言論半月刊』第1巻第2期、1939年）14-19頁。

⁶「回教救国協会的中心工作」（『回教文化』第1巻第3・4期合刊）3-4頁。

⁷「中国回民救済協会請求補助発展回民中小教育暨職業教育案」（『湖北省教育庁檔案』LS10-4-601、1939年5月-1946年4月）

⁸王静斎前掲「三十年来的回民中小学教育」14-19頁。

⁹「中国回民救国協会発展回民教育計画（特載）」（『回民言論半月刊』第1巻第2期）34-39頁。LS10-4-601。

職業教育、社会教育を發展させるための具体計画を制定し、1938年11月に白理事長名義で公函を教育部に送付し、実施の協力を要請した。陳立夫教育部長が白理事長に、各項目の計画を採択するという返電をした。これはムスリム教育の發展史上の一大事件であった」と自画自賛した¹⁰。

これは協会が作成したムスリムに対する小学教育、中学教育、職業教育、社会教育の各レベルの教育を振興するための具体的な計画であった。そのなかで、ムスリムに対する教育の水準が立ち遅れている遠因は清朝時代の当局による圧迫を原因とするイスラーム文化が停滞し、ムスリム精神が後退したこと、教長が保守的であること、ムスリムの経済能力が貧弱であることによる生活苦などによるものであると述べている。そして彼らが考える弊害を取り除く方法は、教育を提唱し、イスラーム精神を鼓舞し、ムスリム子弟を熱心に勉学させ、宗教教育と学校教育を融合させることで、教長をみな学校振興の賛助者に変えさせることであると主張した。これは協会によるムスリム教育重視の表れであった。協会は各レベルの教育の中でも初等教育の振興が最優先であると考えて、これをもとに各地に小学校建設を企図した¹¹。1939年1月にはこれを教育部に「中国回民救国協会公函」として転送した¹²。

また協会は「回民小学教義課程標準草案」を作成し、そのなかで教義課程の教授方法と教義課程教材の編集に関する構想を示した。清真小学校では教育部の頒布する課程のほか、教義課程を加えることできた。その目的はイスラームの真理の認識、イスラーム精神の発揚（勤労、人助け、世の救済、勇敢、犠牲などの「入世」の精神など）、イスラーム教義を児童に認識させ、社会と国家に対する責任を持たせるための民族感情の融合等であった。その内容は、一般認識（信仰の独一、クルアーンの認識など）、イスラームの五功（読念、礼拝、齋戒、天課、朝覲）、ムハンマドの略伝とムハンマドの美德と遺訓（ハディース）、イスラーム文化の概要（イスラームの制度、礼節、平等観、婦女の権利、イスラームの著名学術書及び学術に対する貢献など）、アラビア語初歩（アラビア文の読み書き、重要語句の学習）などであった。ただしそれは毎週90分を越えて教授することができなかった。また協会は教義教材編輯委員会を組織して教材の作成に従事した。教材は教育部に送られ、そこでの審査が通過された後、正式に採用され、各地分会に送付された。それに加えて協会は輔導委員会を組織し、各校が教義教材を使用するのを手助けし、教義教材に関する意見を集めて随時修正した¹³。

¹⁰同上。

¹¹LS10-4-601。前掲「中国回民救国協会發展回民教育計画（特載）」34-39頁。王静斎「三十年来的回民中小学教育」（『回民言論半月刊』第1巻第2期）14-19頁。「回教救国協会的中心工作」（『回教文化』第1巻第3・4期合刊、1943年）3-6頁。

¹²LS10-4-601。

¹³馬軼塵「以清真寺為中心的回民小学教育之实施」（『回民言論半月刊』第1巻第4期、1939年）20-23頁。馬軼塵「回民小学教義課程標準草案」（『回民言論半月刊』第1巻第7期、1939年）16-17頁。

清真小学校の経費に関して、以下の見積もりを立てていた。清真寺内の資産はその経常費として用いるので、附設小学の経費は別途の予算を用意しなければならなかった。それは国家が補助し、協会によって各校に支給された。協会が編成した予算は教育部が審査の上で許可し専用の予算を指定し、月々協会から各校に分けて発給するというものであった。また個人による寄附あるいは一時的な義捐金、月々の寄付等といったこの種の義捐はムスリムに限らず、非ムスリムの教育に熱心な人士からも自由な寄付を受け付けてよいとした。ただし各学校自身が集めることができる資金は不足しており、各学校は統治の地方政府に月々の補助を請求できるとした¹⁴。

この計画を基に清真小学建設運動を展開することになった。

二 中国回教救国協会による清真小学校建設運動の実施と教育部による支援

前述のように、総会は設立以来ムスリム教育を振興する必要を痛感していた。そのなかでも特にムスリムの初等・中等教育を重視し、各地に小学校を建設することを試みた¹⁵。この過程の中で、協会はムスリムの信仰と生活の核であった清真寺を教育の中心と定め、そこに小学を併設するという「一清真寺一小学」建設運動を実施することを提唱した¹⁶。都市、郷鎮を問わず、20、30～50、60戸以上のムスリムの居住する地域ならば少なくとも一座の清真寺があり、コミュニティの中心に位置する清真寺はムスリムの児童を育成し、彼らに初等教育を実施するのに適切であったというのが、その理由である。また白崇禧も「一清真寺に一小学を設立し、あらゆる地方で清真寺を中心としてムスリム小学教育を実施できる」と主張していたといわれている¹⁷。

以上の認識の下で、ムスリム知識人たちは清真寺に小学を創設する場合にその行政組織に対して以下のようなイメージを想定していた。

(〔参考図〕 参照)

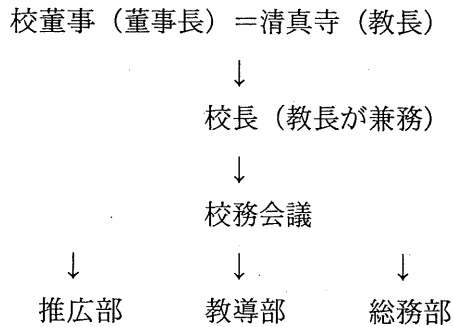
¹⁴馬軼塵前掲「以清真寺為中心的回民小学教育之實施」20-23頁。

¹⁵王静齋前掲「三十年来的回民小学教育」19-23頁。前掲「回教救国協會的中心工作」3-6頁。

¹⁶馬軼塵前掲「以清真寺為中心的回民小学教育之實施」21-26頁。前掲「回教救国協會的中心工作」3-6頁。「中国回教救国協會工作報告(1948年)」(『民国史料檔案資料匯編』第5輯第3編、文化)735頁。

¹⁷馬軼塵前掲「以清真寺為中心的回民小学教育之實施」20-23頁。前掲「回教救国協會的中心工作」3-6頁。前掲「中国回教救国協會工作報告(1948年)」735頁。

[参考図]



ムスリム知識人たちは学校の設立の手順については、公立学校は地方政府によって設立されたが、私立学校は清真寺とムスリムが政府に申請して設立する。各清真寺には教長がいて、彼らは清真寺内の全ての教務を管理している。清真寺に小学校を附設するのならば、学校内の全ての校務を管理する校長が必要である。その人選は教長が校長を兼ねるという方法が最善の策であり、清真寺内で学校側と清真寺側との連絡が取りやすく、両者の責任者を 1 人が兼務するのが最も適切である。ただし、教長が校長を兼任できない場合もある。その場合には学校側は教長とは別に校長を招聘する方法もある。それでも校長と教長の連繋は密接であるべきである¹⁸

と考えていた。

またムスリム教育の振興こそが協会の中心事業の一つであったので、協会と各地の分会はできる限り小学校を創設することを目指した。その背景にはムスリム民衆による切実な要求とムスリム知識人たちの熱心な提唱があった。その結果、各地の分会が続々と小学校を設立したので、その数は 100 ヲ所に達した。そのため協会総会は統一的な計画を立て、全国のムスリム学校を調査することにした。総会は各地分会などの下部組織に各地の小学校の実態を調査し、報告することを命じた。その際に各地分会は通知を出し、各地の中小学校に報告書を提出するように促した。実際に調査した結果、1941 年 5 月時点で小学校がすでに成立したと報告した支会は 15 県であった。そのうち湖北省では鈞県、竹山、松滋の三支会がそうであった¹⁹。その後、協会に報告された各地で成立したムスリム小学校の総計は 147 に上った²⁰。

このような状況で清真小学建設運動を効果的に展開していくために、協会は自ら作成した前述の「回民教育振興計画」を教育部に提出し、ムスリム教育に便宜を図るよう補助を

¹⁸馬軼塵前掲「以清真寺為中心的回民小学教育之實施」20-23 頁。

¹⁹LS10-4-601。「調査全国回民学校」（『中国回教救国協会会刊』第 2 卷第 8・9 期合刊、1940 年）23 頁。「各地回民小学紛紛成立」（『中国回教救国協会会報』第 3 卷第 7 期、1941 年）25 頁。前掲「中国回教救国協会工作報告（1948 年）」735 頁。

²⁰前掲「各地回民小学紛紛成立」25 頁。前掲「中国回教救国協会工作報告（1948 年）」735 頁。

請願した²¹。それに対して、教育部は協会の振興計画の精神と最高指導者の希望が適合しているという理由で彼らの計画への支持を表明して申請を受理した。そしてムスリム教育の補助に関する訓令（1939年の教育部令）を發布し、各省市の教育庁にムスリム小学校へ補助するように命じた²²。その訓令の内容は、「教育部によると中国回民救国協会函によるムスリム中小学教育補助の請願は以下のようであった。査定した辦法は（1）中小学校教育に関して、まず小学校を設置することを原則とし、各省教育庁は各県清真寺に小学校を附設することを促し、その必要経費は義務教育の補助費の中なら斟酌して補助し、（2）教師の育成に関して教育部が統一的に計画して処理するべきであり、（3）中学生の奨学金、各大学及び教育庁が章則に照らして処理し、優待を与えるべきであり、（4）社会教育部、各省教育庁をできるだけ協力援助し、各省教育映画を教区に設置し、随時各清真寺に派遣し放映するよう命令する」というものであった²³。

また協会自身もムスリムの初等教育を支援するために「中国回教救国協会補助各地回民小学辦法」（1941年1月30日、第三十六次常会修正通過）を制定し、ムスリム教育を補助した²⁴。その辦法の中身は以下のようであった。

第1条 本会はムスリム教育を提唱し発展させるために、各地の経費が困難であるムスリム小学校に対して本辦法を定めて補助を与えることを斟酌する。

第2条 本会は暫時□〔空白〕万元を中央銀行に預けて定期の利子がつき、この利息金を補助費に充てる。

第3条 本会は各地のムスリム小学校への補助に関しては、以下の各項目の基準となる者に対して、まず先に利息金から補助し、利息金が底をついたら終わりとする。

一、学校の歴史が比較的長い者。二、学校のクラス数及び学生主要定員数が比較的に多い者。三、学校経費の不足額が多い者。四、学校の処理成績が優良な者。五、学校が設立した地位が比較的重要なもの。六、その他。

第4条 各校が補助を請求し、本会が審査し通過した後、各該当学校の実情に照らして、毎校40元から200元以内を補助する。

第5条 本会の補助金は1941年度前期より支給を開始する。

第6条 本会は毎学期終了前に、本会に印刷した申請書及び教職員学生一覧をそれぞれ支会に送付し、補助の請求が許可される各校は毎学期終了後1ヵ月以内に分支会から上

²¹『中国回民救済協会請求補助発展回民中小教育暨職業教育案』（『湖北省教育庁檔案』、LS10-4-601、1939年5月－1946年4月）。

²²LS10-4-601。「国内新聞：教部令全国補助発展回民教育」（『緑旗』1939年第1期）7頁。「中央和地方当局對於發展回民教育的贊助」（『回民言論半月刊』第1巻第6期、1939年）11-12頁。

²³LS10-4-601。前掲「国内新聞：教部令全国補助発展回民教育」7頁。前掲「中央和地方当局對於發展回民教育的贊助」11-12頁。

²⁴「中国回教救国協会補助各地回民小学辦法」（『中国回教救国協会会報』第3巻第6期、1941年）31頁。「制訂補助回民小学校及中学生辦法」（『中国回教救国協会会報』第3巻第6期）33頁。

項の申請書の様式を受け取り、詳細に記入し手続し、所在地の分支会より本会に転送する。また、その他の分支会がなく、組織する者は本会に申請しなければならない。

第7条 本会は毎度一学期分、毎年二学期分を限度として補助金を発給し、補助の継続を希望する場合は章程に照らして申請する必要がある。

第8条 本辦法に不足な点がある時は随時常務理事会に提出し修正することができる。

第9条、本辦法は常務理事会での通過後に施行される。

1941年前期よりこの辦法を施行開始することを決定した。協会は各国公私立学校に通知を出すほか、各分支会にこの辦法を伝達した²⁵。これに従って、協会は一度その経費を補助したが、その後備蓄が枯渇したため補助できなくなった。そこで、資金の欠乏した協会は1942年に教育部へ専用の資金を補助してくれるよう再び請願した。教育部は各省市教育庁に義務教育費の項目より補助を出すように通達し、各県政府及び教育局に転送するように要請した²⁶。その内容は

- (1) 規定に照らし、ムスリム小学校を実際に補助するように命令する。
- (2) ムスリム小学校の立案に対して、特別な融通を与えて立案を猶予し取り締まらず。
- (3) 各地の教育を主管する人員は努めて誠心誠意団結する意義を理解し、漢とイスラームの境界をなくし、第2項の「しばらく立案を猶予し、取り締まらず」の一点を後で議論しなければいけないことを除いて、その他はすぐに必要であり、各省教育庁に命令をだし、申しつけの通り従え。

というものであった²⁷。

このように、教育部をはじめとした中央政府は協会の清真小学校建設運動を支持し、各省政府に対して補助するよう命令したが、命令を遵守して処理する省市は多くなかった。各省市政府に補助命令を遵守するあるいは補助費を増額させるために、総会が分会に代わって各省政府と交渉を行った。その結果、全国で多くの清真小学校が創設された(戦時中のムスリム小学は約300所余りに達したという)。しかし動乱の時局であるため、物価が高騰したので、各地のムスリムは学校運営が困難であったと痛感していた。大部分のムスリムは自給自足であり、経済能力に限りがあったので、わずかな補助費を頼りにしていただけであった。そのため学校を維持するための経費は不足していた²⁸。

²⁵前掲「制訂補助回民小学校及中学生辦法」33頁。

²⁶LS10-4-601。「教育文化消息(国内方面):教育部通令各地切实扶助發展回民小学」(『广西教育通訊』1940年第2期(7,8))55頁。「国内新聞滙報:教部通令各省切实扶助回民教育」(『綠旗』1940年第1期(7,8))12頁。「教部通令各地切实扶助發展回民小学」(『成師校刊』第6卷第7期,1940年)166頁。前掲「中国回教救国協會工作報告(1948年)」735頁。

²⁷LS10-4-601。前掲「教育文化消息:教育部通令各地切实扶助發展回民小学」55頁。

²⁸前掲「中国回教救国協會工作報告(1948年)」735頁。

三 湖北省による対ムスリム初等教育事業と清真小学校設立情況

協会は教育部の支持を獲得した後、具体的にはどのような施策を行っていたのだろうか。本稿補論では日中戦争期の湖北省分会を「回民協会」とその後継の協会の湖北省分会の成立過程とその変遷について後述する。湖北省分会の活動内容は宗教活動から社会活動まで幅広い方面に及んでいたが、その中の難民児童や教育の機会がなかった児童の救済を目的とした清真小学校の建設を試みようとした。湖北省は戦争の前線であったが、その湖北で協会の教育事業はどのように進行されたのか。この点にも注目することによって、戦時という特殊環境下で、宗教を基盤とした団体・組織が社会に対しどのような働きかけをしようとしていたのか、その一端を垣間見ることができるだろう。そのような視点から、清真小学建設活動の事例として湖北での清真小学校建設を取り上げたい。

(1) 湖北省分会による老河口の崇真小学校

湖北省分会は光化县老河口鎮で改組・再建されて以来、省分会は積極的に会務を推進した。その中で学齢児童を救済し、ムスリム教育の発展に貢献するために、老河口鎮で崇真小学校の創立を計画した。その準備の前に、教育情況の事前調査に着手したが、教育の機会がなかったムスリム児童は計 300 余名を下らないということを発見した。省分会第三次常務会で小学校及び民衆学校を各 1 ヲ所と董事会の創設を決定した。設立計画と予算を編成し、1940 年 3 月 15 日に開講した。4 月時点での学生総数は 60 名であったが、翌年になると初級全四班で、学生総数は 160 名、教員総数 7 名に拡大した。この学校の授業内容は教育部による教務規定を順守するほか、教義に関する一科目も教授できた。張漢岑が董事長を、馬啓端・馬驥誉・張鼎岑・馬海翹の 4 人が副董事長を、李谷盒等 31 人が董事を務めた。また馬崇昭が校長に、馬万才を教導主任に選ばれた²⁹。

この学校の経費に関して、1941 年度の省教育庁が教育部の訓令を遵守し、国民教育経費の項目から小学校に直接支給することを決めた。しかし、1942 年度に関して省政府がまず各県に分配した該当項目の経費を支給し、各県はその経費を省補助費と合わせて、県地方概算内に編入したが、崇真小学校所在地の光化县は一切補助費をその小学校に発給しなかった。老河口鎮にあった協会湖北省分会は「本会主辦の崇徳学校が社会教育事業及びその經常各費を補助し、教内人士は熱心に寄付する。経費の支出は増加し、近年来困難を感じている。もし政府が維持に尽力しなければ、推し進めることは容易ではない」³⁰ので、省令に照らし当校に月毎経費を支給するよう県政府に請願した。

これを受けて県政府は省分会による「教育部訓令に従って各省教育庁が清真学校に補助を与えることを希望する」という内容（協会からの崇真学校に対する経費補助の申請）の公函³¹を湖北省政府に転送すると同時に、「湖北省が実施した新県制の各県郷鎮中心学校編

²⁹「鄂分会創辦崇真小学校」（『中国回教救国協会会報』第 2 卷第 1 期、1940 年）28 頁。

³⁰LS10-4-601。

³¹この鄂文字第 79 号公函の内容は「昨年（1941 年）ムスリム小学校の補助費は国民教育経

成及び月支経費概算表規定の一等郷鎮小学民教两部八班の概算に依拠し、毎月当校の補助に関して 534 元の県予備費項目下より支出してよいか」と省政府に伺いを立てた。省政府は湖北省実施の新県制に照らして、各県郷鎮中心学校に対して編成を進めた。併せて省政府は月の支出経費概算表の中の一等郷鎮郷小学民教两部八班の規定に照らして、毎月県予備費項目より当校に対して補助するかどうかを決定した。

1942 年 10 月 5 日、省政府は光化县政府に対して県制一等郷中心学校の概算規定に照らし、県予備費項目下から毎月当校に補助を支給することを指示した³²。省政府は各県に 1942 年度国民教育経費項目を分配し、各県は各省補助費科目を併合して県地方概算に編入していた。そのため、1942 年度、崇真小学所在地の光化県は補助費を当校に発給していなかった。当校は县政府に省令を順守して毎月補助費を支給するよう要請し、省政府は湖北省が実施した新県制に準拠して各県郷鎮中心学校に対する月支出の経費概算表中の一等郷鎮小学の規定概算に照らして、毎月予備項目から当校に支出するかどうかを決定した。

1945 年春、老河口が陥落した後、当校教室 8 間、「童軍棍」（ボーイスカウトで用いる手旗棒）320 条及び机・椅子 178 セット及び損失見積もり額 80 万元以上分の用具・設備が破壊され、学校基金 120 万元が跡形もなくなった。1945 年 6 月 25 日夜、日本軍機により当校の教室 4 間が被災し全焼した。当校は 1946 年春に授業を再開し各地のムスリム同胞による募金 100 万元によって教室 6 室を開設し、六班の学生全 410 名を収容した。当校教職員は全 16 名であったが、給与分の経費が困難であり、期日通りに支給できなかった。1946 年春、当分会は未だなお固定の収入はなかったが、必要経費として毎月 18 元前後支出しなければならなかった。この費用に関して、ムスリムたちから募集した臨時の寄付金によって賄っていく必要があった³³。

(2) 各県支会の清真小学校の設立情况（房県、均県、松滋県）

各県支会が省内各県で創設できた小学校は房県健生小学、松滋県西斎清真小学、均県崇徳小学、随県新城鎮崇心抗戦小学、竹溪县進化初級小学、谷城県崇正小学などがあった。このうち主に房県健生小学、松滋県西斎清真小学、均県崇徳小学の三つの設立状況を見てみよう。

費から支出し教育庁が直接発給した。本年（1942 年）度当項目経費は既に分配しており、各県は省補助科目を合併し、県地方概算内に偏入しており、この案件は教育部より本庁に書類で伝達された。省政府は各県の在巻に依って処理し、すべての各県ムスリム小学校が不足経費は管轄县政府に補助を請求するべきである」というものであった（LS10-4-601）。

³²LS10-4-601。「中国回教協会主辦崇真小学請求救済附教職員生調査表」（『善後救済総署湖北分署檔案』湖北省檔案館所蔵、LS30-1-1643）。

³³LS30-1-1643。

①県立健生小学³⁴

当校の沿革については以下のようなものである。房県にはムスリムが約 1000 人居住しており、大部分は貧困と無教育であったので、彼らを救済するため中国回教倶進会が 1912 年にムスリム公立初級小学を創建した。税の一種であった「羊捐」を設立し、学校の経費にあてた。しかし、1931 年から事務が滞り運営が困難に陥った。1939 年春、総会の白理事長による「抗戦期間は一致して救国しなければならない」という訓告を受け、房県のムスリムたちが支会に小学校を設立させた。県内のムスリム子弟は貧苦なものも教育機会に恵まれなかった児童も多いので、湖北省の時子周教育庁長に清真小学校設立の計画を上申した。その小学校は白崇禧理事長の号である「健生」から名をとって健生小学と定めた。学校の所在地は城外西関健生街であった。清真寺内の正殿を借りて教室とし、県政府は馬鴻臣を正教員に任命して、9 月上旬より授業を開始した。1941 年 10 月に県政府が新県政を実施し、当校を第十三保国民学校に改組した。これに対して、総会及び分会は支会名義で宗教的な特殊性を理由に名称の変更を保留してほしいと請願した。そこで学校は 1944 年冬まで維持されたが、1942 年 3 月の時点では第十三保国民学校に改組済みであった。1945 年春に活動を停止した。

当校の行政組織は極めて簡単であった。例えば、教務、訓育と事務を正教員 1 名が担当した。教務に関しては、単級複式制教学を採用し、作業と教材に十分注意を払っていた。教育部及び湖北省教育庁が制定した初級小学教材標準に準拠していた。訓育に関しては、年齢が最も若い男女の学生が午前・午後の休息時に体格の健全な発達のために身体訓練の運動を率いた。教員 2 名、学生数は全 26 名であった（1 年下班 12 名（男 10 名、女 2 名）、2 年下班 8 名（男 5 名、女 3 名）、3 年下班 6 名（男 6 名））。1939 年 10 月 1 日、当校は馬鴻臣を正教員に、馬忠孝を副教員にそれぞれ任命した。校舍はしばらく清真寺正殿を借りた。しかし、殿宇が雨漏りしており、建物の修理が急務であった。そのほか、本来 3 部屋の教室と記念堂があったが、来客室 1 部屋、寝室 2 部屋、厨房として使用した。ただし、みなどれも修復が必要であった。校門と体育場も同様の状況であった。経費は限られていたので、学校の設備は簡素であった。わずかに学生用のテーブル 12 卓、黒板と講義机各 1 卓、総理の遺影 1 張、校鈴 1 つと大時計 1 つがあっただけであった。そこで、校牌と掛図などといったその他の備品に関しては県政府に購入を請求した。

経費に関していえば、県政府は正教員に毎月 16 元、副教員に毎月 8 元、事務費毎月 2 元、校工 1 名毎月 6 元を含む毎月全部で 32 元、毎年計 384 元を支出した。教職員の給与は極めて低かった。しかし、清真寺自身には経費がなく、県政府も費用を工面するすべがなかったので省政府へ補助を請求した。加えて羊捐を実施することを認めるよう要求した。それは羊を屠殺するとき 1 角を付加し、「残廢耕牛捐」、すなわち「残廢耕牛」（四肢に欠損がある等の障がいがある耕牛）を屠殺するものには毎頭 2 元 2 角を課税し、それを当校の

³⁴LS10-4-601。「湖北省中国回教救国協会房県支会呈恢復健生小学」（『湖北省教育庁檔案』湖北省檔案館所蔵、LS10-4-1121）

経費にあてるというものだった。当県は「残廢耕牛捐」による税金は多くないので、それを経費として見積もることはできなかったが、羊捐は年計 400 頭を請け負うので、毎頭 1 角を付加すると、年 40 元を収集できた。省政府は「残廢耕牛捐」に関しては、省財政庁が決算するのを待つべきと指示してきた。省教育庁はこうした付加税以外に 1939 年 10 月から省義務教育経費毎月 20 元を補助し、1940 年 2 月までの全 100 元を県政府経由で支出した³⁵。

②松滋県西斎清真小学³⁶

協会の機関誌によると、当校は 1941 年以前にすでに成立しており、1941 年後期には予定通りに開校した。正副の教員各 1 名の全 2 名を招聘し、生徒は男女合計 76 名を受け入れた。

1942 年 3 月 2 日に開講し、中級と低級の 2 班による複式学級で教授が行われた。1942 年後期は 8 月 20 日より正式に開講した。生徒は男女 63 名で、前学期と同じく中級と低級の二班による複式学級であった。教員 3 名を招聘した。ムスリムも漢人の生徒ともに受け入れ、総数は全部で 63 名、うちムスリムは 40 名、残りは漢人であった。

<松滋県西斎私立清真初級小学学生数と教員数>

1942 年度	学生数 (名)					教員人数 (名)
	総数	1 年級	2 年級	3 年級	4 年級	
前期	86 (男 56、 女 30)	上班 22 (男 11、女 11 : 難童江陵 籍 1 (男)、 広済籍 2 (男))	上班 16 (男 11、女 5 : 難童宜昌籍 1 (男))	上班 12 (男 9、女 3 : 難 童宜昌籍 2 (男))	上班 5 (男 3、女 2 : 難童宜昌籍 2 (男))	2 (正副教員各 1)
		下班 17 (男 10、女 7 : 難童宜昌籍 2 (男女各 1)、沙市 籍 1)	下班 4 (男 3、女 1)	下班 5 (男 4、 女 1)	下班 5 (男 9 : 難童江 陵籍 1 (男))	
後期	63 (男 44、 女 19 : ム)	下班 24 (男 15、女 9 :	下班 18 (男 11、女 7 :	下班 10 (男 9、女 1 : 難	下班 11 (男 9、女 2 :	3 (校長兼員 : 馬御人 (如))

³⁵LS10-4-601。

³⁶LS10-4-601。「各地回民小学紛紛成立」(『中国回教協会会報』第 3 卷第 7 期) 25 頁。「中国回教救国協会工作報告」(『民国史料檔案資料滙編』第 5 輯第 3 編、文化) 735 頁。

スリム学生、40漢人学生23)	難童宜昌籍4(男3、女1)、広済籍1(男)、松滋籍1(男))	難童宜昌籍2(男女各1)、松滋籍1(女))	童宜昌籍2(男))	難童宜昌籍1(男)、江陵籍2(男))	(国民党員、松滋籍、男)、阿文教員：王振華(男、河南上蔡籍)、助理教員：陳仁甫(松滋籍、男))
-----------------	--------------------------------	-----------------------	-----------	--------------------	---

当校の経費とその来源は、董事・教員などを含む地域の熱心なムスリムたちの援助と当県に属する龍馬郷清真寺が所有する42畝の公田から得られる収入であった。それに加えて政府は毎月35元を補助した。1941年5月、省政府は県政府に同年1月から5月分の補助費毎月35元総計175元を発給した。そのあと6月分も到達した。11月県支会は省政府にすぐに当年下学期の補助費の支給を催促し、1942年に省教育庁は1941年7月分から12月分の補助費計210元を発給した。1942年6月、県支会は省教育庁に本年度1月から6月までの補助210元の発給を申請した。しかし、7月県政府は当県支会の名簿中に学生86名であったが、調査によるところの実際の授業に出席している学生数は28名にしかいないと省政府に報告した。当県支会の名簿中の学生数と県政府の調査による実際の出席の学生数が極端に少なかったため、省政府はこの報告を受け取った後、8月に補助費の減額を決定し、1年に省補助項目により一時的に補助を支出するだけにした。この決定に対して、11月県支会は再度小学校務の情況(1942年度下学期)を報告した。あわせて1942年度下学期の学生名簿及び履歴表を添付した。しかし、1942年、この補助項目の補助費の支出方式は各県政府が計画する統一的な支出へと変更された。県支会は県政府に補助を要求したが、未だ獲得することできなかった。それでも当校の運営は数年間継続することができた。例えば日本軍の二度の空襲による被害に遭っても、県支会と当小学校は困難を克服しながらその発展と維持に尽力した。その結果、戦禍の中でも每学期期日通りに開講できた³⁷。

また1942年5月以来資金不足という困難を軽減のために清真小学校の学田に対する雑税の減免を要求した。湖北省教育庁は「公購(公共購入、専売)の免除に関して松滋県政府に調査をして処理せよ」と指示した。1943年4月、県支会総幹事朱順が本県龍馬郷清真寺の公産45畝を小学校の経費とすること、公購及びその他支出の免除することを省政府に申請した。1943年7月、省政府は、県政府が「本省清理公学款産暫行通則」に従い、当清真寺公産の権利を暫く免除することを許すことができると県政府に指示した。また1945年6月、県支会と清真小学校は教育庁に当小学校に属する学田のからの税の徴収及びその他の雑捐の減免を申請したが、1945年8月と9月、省田糧処は当県支会に回答してきた。1944年度の「随賦征借」を調べ、中央の規定に照らしてみると、地方における共有の田産及び

³⁷LS10-4-601。「各地回民小学紛紛成立」(『中国回教協会会報』第3巻第7期)25頁。

学産は均しく徴収しなければならないので、当校学産は実物を徴収し終えるべきある。そのため徴収を免除することを許可できないが、負担する能力がないのならば、県政府及びに省田糧処に減免を申請できるということであった³⁸。

③均県崇徳小学³⁹

教育の機会がない多くの児童のため清真寺内に小学校を附設するという教育部による通令を根拠として均県では城内横両街の清真寺内に崇徳小学校を設立した。中文教員 1 名とアラビア文（阿文、経文）教員 1 名を招聘することで、漢回（漢人とムスリム）民衆の間にある民族意識を除去してお互いの文化を発展させることへ協力した。全二班であった。毎月 90 元費用が必要であり、総会による県支会への 20 元補助のほか、県政府も毎月 20 元を県教育経費から補助した。その他本会所属のムスリムたちによる寄附金が 20 元あったが、それでもまだ 30 元が不足していた。1941 年 1 月生徒を募集し、2 月開学した。

開設予算については、会議の決定を経て各項目の予算書を作成した。開設予算は全部洋 200 元であり、特筆すべき経費は以前校舎を修理した時に徴収した自由募金中の余剰からの支出であった。小学校経費に関して、中文教員 1 名に月 26 元を、アラビア文教員 1 名に毎月 18 元を給与として支給した。事務経費は毎月 12 元であり、毎月合計 56 元で年 672 元の支出であった。また歳入予算書と歳出予算書各一部をそれぞれ作成した。経費は総会からの補助を毎月の事務費用 20 元、ムスリムからの教胞による献金毎月 16 元であったが、なお 20 元が不足していた。省分会は県政府に、省政府が 1940 年 5 月 18 日の教育部訓令の省義務教育費項目より 1941 年 1 月分から毎月の補助を発給するように要求した。その際に、開設設備予算書を添付した。1941 年 1 月 26 日に省政府に請願が到達し、2 月 27 日はまだ受領されていない 20 元に対しても県教育項目下から毎月補助するように提示した。省政府は県政府に 1941 年 1 月からを県教育項目下から毎月 20 元支給を要請した。経文教員の招聘の承認及びその他課程は教育部標準を遵守した教授を指示し、科目や授業時間の減少は認めなかった。そのほか、1941 年 4 月以前に総会が当県支会に一時補助 80 元を支給することを認めた⁴⁰。

<崇徳小学開学設備予算及び 1941 年度經常予算（均県支会総幹事馬松甫名義で 1940 年 12 月 20 日に作成）>

予算名	年度	部門	費用項目（元）	明細（元）
設備予算	1940	支出 臨時門	臨時 設備費 200	工具 130, 教具 70（経費は校舎を修理する時募集した自由献金の余剰部分から支出）

³⁸LS10-4-601。前掲「中国回教救国協会工作報告」733 頁。

³⁹LS10-4-601。「扶助均竹文三県支会小学成立」（『中国回教協会会報』第 3 卷第 6 期）33 頁。

⁴⁰LS10-4-601。前掲「扶助均竹文三県支会小学成立」33 頁。

歳出予算	1941	歳出 經常門	經常費用、年 672 (月 56)	教員給料 528 (月 44 ; 中文課程を担当する専任教員、月 26, 附属の経文課程を担当する教員、月 18), 事務費 144 (月 12) (うち書籍、ノート、筆、墨、紙年 96) (月 8)、薪と墨、茶水年 48 (月 4)
歳入予算	1941	歳入 經常門	共 672	補助費 480 (総会による補助 240 (月 20), 県政府による補助 240 (省義務教育費用項目より毎月 20 を補助)), 教胞による義捐金 192。

1941年4月、当会が教育庁に公函を送り、補助を要求した。5月、省政府は県政府に房県と松滋県等の清真小学の前例に従って補助するように命令した。省政府は義務教育費項目中より毎月35元支出し、県政府へ送りそこからの転送という形をとった。1941年2月に小学校を開設した後、支会は県政府より1941年5月分から9月分の補助費を受領した。1941年12月、協会は県政府に1942年1月から7月分の毎月35元の補助の支給を要求した。それに対して、1942年5月9日、省教育庁は前年まで省国民教育費から支出していたが、今年度より均県国民教育費項目より自ら支出するよう指示した。しかし、実際はすでに均県に今年度国民教育費項目を送付済みであった。そのため県政府が全面的に計画して支出しなければならず、省政府が小学経費に対して別個の予算を組むことは困難であると回答した。6月24日、県支会は再び省政府に同年1月分から7月分の毎月35元分の補助を早急に支給するよう請願した。

上述した以外のその他小学校については以下の表にまとめる。

<その他各県で成立した各清真小学校の状況⁴¹⁾>

県名	小学名	成立年月	学生数(名)	教員数(名)	経費	備考
随県	新城鎮崇心 抗戦小学	1941年2 月6日正式 開講	100(四級 編制、1941 年2月) →115(初 級四班、 1942年4 月時点)	教師3	房県と松滋県の先例に照らして、省政府は省義務教育費項目より毎月35元を補助：1941年2~9月分の補助費280元を受領済み(注1)	清真寺内に教室6間を設置

⁴¹⁾LS10-4-601。「回教寺院及回教概況調査表式案」(『湖北省民政庁檔案』湖北省檔案館所蔵、LS3-1-1059)。前掲「扶助均竹文三県支会小学成立」33頁。前掲「各地回民小学紛紛成立」25頁。

竹溪	進化初級小学	1941年2月20日正式開校 →1942年3月時点で保国民学校に改組済み			省政府は省政府經常費より毎月35元を補助：1941年7～8月分の補助費90元を受領済み	
竹山	興華小学	1940年3月	40余(全一班、1940年3月) →108(初級四班、1942年4月時点)	教員1、助教1(1940年3月) →5(1942年4月時点)	経費総額は毎月約70元余り(経費の来源は僅かに動産500元の毎月の利息金15元及び募集した義捐金毎月10元分があるのみ)	(注2)
谷城	崇正小学		84(初級四班、1942年4月時点)	3(1942年4月時点)	省政府は毎月16元を補助(1942年6月時点)	
棗陽	崇大小学		72(初級二班、1942年4月時点)	2(1942年4月時点)		
鄖西	経漢学校(欧東郷楊家清真寺)		40(初級四班、1942年4月時点)	6(1942年4月時点)		
	経漢学校(十八鹽清真寺)		43(高級二班、初級三班、1942年4月時点)	4(1942年4月時点)		

(注1) 1944年随県政府は省政府に国民教育項目費中より80元を支出し当小学校に補助するように要求した。しかし、省政府は県政府に対して、ムスリム小学も国民教育に含まれているので、1944年度小学補助費は当県中心小学及び国民学校経費項目より補助するように指示した。

(注2) 竹山清真寺は経費が困難に陥っていたので、多くの事務も停頓状態に陥った。小学1カ

所の経費は毎月僅か 20 元があるのみで 50 元には足りない。その外、支会は総会の補助があるが毎月 10 元を集めるすべがなかった。

その外、1939 年 4 月教育部訓令とそれに対する 1935 年 5 月の省令の通知後、各県政府から続々と回答がきた。恩施、宣恩、利川、興山、感豊、保康、長陽、潜江、建始等の各県は県内に清真寺がないことあるいはムスリムがいないこと、または少ないことを理由に清真小学校を創設するすべがないとのことであった⁴²。また 6 月、五峰県政府は省政府に対して「県内に清真寺がないので、小学校を附設する方法がないが、当地の情況に照らして別途設置すべきかどうか」と諮問してきた。省政府は「貴県にはその他ムスリム団体や集住のムスリムが比較的多いので、別途小学校を計画設置すべきであり、実際の情況と創設計画をたてて報告せよ」と回答した。しかし、7 月、県政府は省政府に県内に清真寺がないことを理由に小学校の設立が困難であると再び報告した。そこで、省政府は、「清真寺はないが集住するムスリムが比較的多いという県内の状況に照らして小学校を別途設置すべきかどうか」という 6 月の報告と、「清真寺もなく県内のムスリムも多くないので設置するしない」という 7 月の報告が矛盾していると指摘した。結局、当県には清真小学は創設されなかった⁴³。

実際、協会は分会に多少の援助をすることができたが、少額であったため必要な経費に足りず、大部分の清真小学校は資金難に陥っていった。教育部の訓令に照らして、省政府と県政府はみな補助金を提供しなければならなかった。しかし各県政府は常に補助金を発給しなかったり、その期日を遅らせたりしたので、省分会及び県支会（ある時は総会理事長名義）は省政府と県政府に毎月訓令を順守して期日通りに支給するよう度々要請した。

おわりに

以上、日中戦争期の湖北省分会の活動状況を清真小学校建設運動に注目して分析した。ムスリムたちは戦時期という特殊環境下における時局の混乱と物価上昇などの原因による学校運営の困難さを痛感していた。そこで、湖北省分会とその支会はムスリム教育、特に初等教育を重視し、小学校建設運動を積極的に支援した。協会はムスリムの信仰と生活の中心であった清真寺を初等教育の実施の場所とし、清真寺ごとに 1 ヲ所の小学校を附設することを提唱した。本章で取り上げた湖北省内では、支会を持つ房県、松滋県、均県、随県、竹溪县、谷城県等で清真小学校が創設された。これは教育事業であるだけではなく、貧困難民の救済を含む社会活動の一つという面も持っていた。このような戦時下の前線における非常に困難な状況下において、分会、支会及び各清真寺の資金には限りがあったため、学校経営にはいつも資金が不足していた。元々総会が分会等への補助を試みたが、それでも小学校の経費は足りず、大部分小学校は資金不足難に陥っていた。協会はこれらの

⁴²LS10-4-601。

⁴³同上。

小学校を振興するため、省分会と支会はその実現に苦心していた。総会が政府に小学校への補助を要求すると、教育部は彼らの「教育振興計画」を支持し、各省政府に補助を命じた。しかし、省政府と各県政府は補助金を命令通りに発給しない場合があり、運営が困難な小学校がなお少なくなかった。省分会及び県支会（ある時は総会理事長名義）は省政府や県政府に毎月訓令を順守して期日通りに支給するよう要請した。時には、総会が分会に代わり各級政府と交渉し教育部訓令の順守及び補助費の増加を求めた。このように分会とその支会は小学校教育を振興するために絶えず努力をしたが、良好な成果を獲得しえなかった。

とはいえ、上述の教育振興活動をについて二つの方面から評価できる。第一は、協会の視点から見ると、自分たちの社会・政治地位を向上させるため、ムスリムの組織化と教育振興が清末民初以来のムスリムの目標であったことから、日中戦争期に彼らの長年の目標は一定程度実現できたと思われる点である。彼らは教育活動実施することができることを望んでいたが、日中戦争以前に資金難に陥り、この願いを実現するすべがなかった。後に「戦時」の特殊状況を利用して、「戦時の救済と戦時動員のために、戦時教育を振興しなければならない」という理念を借りて、政府の援助を得ることができ、湖北省内でもいくつかの学校の創設が実現した。ここで注意すべき点はこれらの県には全て支会があり、いわばムスリム団体の存在が小学校を設立し、現地の初等教育活動を発展させたといえる。

第二は、各県レベルの政府がムスリム教育を支援したことである。ここからは、日中戦争期のムスリム組織と各レベルの政府との関係をうかがうことができる。国民政府と密接な関係のあるムスリムたちを協会総会の中心人物とし、当協会は「国民政府を擁護し、三民主義に適應する行動を促進し、抗戦建国へ協力する」ことを宗旨となした。彼らは国民政府の声を代弁する役割も果たしながら、活動を進行した。これに加えて、補論で後述するが、当分会の成立に対して、第五戦区司令官部も少なくない費用を補助した。ここから、総会と分会の成立に関しても政府及びそれに関係する組織が少なからず関与していた。

第七章 中国回教救国協会の戦後構想 1—ムスリムにとっての憲政論：1939-1940

[目次]

はじめに

一 中国ムスリム言論界における憲政議論の隆盛

二 論説「回民（ムスリム）と憲政」から見る中国ムスリムの憲政観

三 中国ムスリムにとっての憲政論：1939—1940

おわりに

はじめに

日中戦争の勝利が確実視されるようになった1945年5月の国民党第六次全国代表大会で、蒋介石は戦後構想を提示した。そのなかで1943年9月の国民党第五期第十一回中央執行委員会全体会議（五期十一中全会）での「戦争終結1年以内の国民大会の開催と憲法制定を実施する」という公約に基づき、1945年11月12日に憲法制定国民大会（制憲国大）を開催することを決定した（しかし、実際の開催は1946年まで延期された）。1945年8月に戦争が終結すると、憲政¹への移行に向けた準備は本格化され、特に憲法の制定と国民大会の位置付けが盛んに議論されるようになった。

こうした状況下で、ムスリムも民国前期以来の彼らの悲願であった社会的・政治的地位の向上のために、戦後の政治参加の拡大を目指し、「漢人回教徒説」²を採用しつつもムスリムの特殊性を強調し、国民大会での代表枠の獲得を狙うという、いわゆる「国大回民代表（定数）問題」が発生した。最終的には1947年の憲法施行国民大会（行憲国大）での「内地における生活習慣の特殊な代表」という特殊議席を獲得することになる³。このような憲政実施後の政治参加を目指す具体的な動きであった国民大会におけるムスリム代表（「回民代表」）問題は戦争終結後に表面化した⁴が、その淵源は戦時下から見られる⁴。そこには、

¹憲政とは、広義では憲法に基づく政治であり、狭義では立憲主義の内実としての国家権力の濫用を制約し、国民の権利・自由を保障する法規範であると定義されている（石塚迅・中村元哉・山本真編『憲政と近現代中国：国家・社会・個人』現代人文社、2010年、78頁）。

²1930年代のムスリム知識人による「漢人回教徒説」に関する議論を扱った研究には、山崎典子「近代中国における『漢人回教徒』説の展開：1930年代のムスリム・エリートによる言説を手がかりに」（『年報地域文化研究』第17号、2014年、136-156頁）がある。

³陳紅梅「近代回族政治意識与国家認同一以1946年国民大会回民代表名額之爭為例」（『北方民族研究』第21卷第4期、2010年）126頁。

⁴ただし、南京政府時期（特に1936年前後）にもムスリムの間で国民大会及びそこにおけるムスリム代表について取りあげられている（「国民大会代表全国回民競選大会敬告国内政府暨教胞書」『突岨』第3巻第9期、1936年、43頁。「回教總會籲請規定回民代表參加国民大会」『晨熹』第2巻第6期、1936年、30-31頁。張仲和「回民電爭国民大会代表」『伊斯蘭青年』第2巻第9期、1936年、3-4頁。「再論回民請定国大代表之必要」『伊斯蘭青年』第2巻第10期、1936年、3-4頁）。

このような成果を獲得できる前提として、戦争中からのムスリムたちによる憲政運動による土壌があったと考えられる。

戦時下でムスリムの統合を試みた団体であった協会幹部をはじめとしたムスリム知識人たちは、1940年前後から1945年にかけて盛り上がりを見せた憲政運動に呼応した動きをしていた。戦後の憲政実施下での国民大会への参加を想定した試みとして、ムスリム知識人たちの憲政に対する議論が注目される。これは彼らがどのように「戦後」を想定していたかを知る上で重要な示唆を与え、全国規模のムスリム団体の戦後構想を考察するための基礎になるからである。そこで本章ではムスリム知識人たちが憲政についてどのように考えていたかを検討する。ここでは憲政自体に対する議論ではなく、協会とこの団体に近い立場をとったムスリム知識人たちのそれに対する論理を扱う。

本章に関連する先行研究として、国民大会ムスリム代表に関する研究を挙げることができ。これらは戦後の制憲国大や行憲国大でのムスリム代表の定数をめぐる問題に関わるものである⁵。ただし、その前提となる戦時下のムスリムの憲政運動に関して、特に重慶政府下で憲政という問題をムスリムたちがどのように考えていたかはあまり注目されていない。重慶政府下における憲政をめぐる動きや議論に関する研究蓄積は豊富である⁶。それらは近現代中国と憲政との関係に主眼を置いたものや憲政と独裁や専制と民主に注目したも

⁵松本ますみ氏は、中国イスラーム改革運動とムスリムのナショナル・アイデンティティについて論じた研究の中で南京国民大会時期の国民大会についてのムスリム代表に関して紹介している（松本ますみ「中国イスラーム新文化運動とナショナル・アイデンティティ」西村成雄編『現代中国の構造変動』第3巻、東京大学出版会、2000年、117-118頁）。また中国ムスリム研究会編『中国のムスリムを知るための60章』（明石書店、2012年）の中でも、国民大会におけるムスリム代表について紹介されている（松本ますみ「回族とは何か？—民族識別工作とエスニシティ」、木村自「回族か？回教徒か？—台湾回民のアイデンティティ」（前掲『中国のムスリムを知るための60章』38頁及び329頁）。さらに国民大会の代表とその定数をめぐる問題に関して、陳紅梅氏は近代におけるムスリムの政治意識について分析した一連の研究の中で、1946年の制憲国大でのムスリム代表問題について詳細な分析を加えている（陳紅梅「民国時期回族的自我認同与国家認同」『北方民族大学学报（哲学社会科学版）』2010年第2期、13-18頁。同前掲「近代回族政治意識与国家認同」125-129頁。同「論近代回族国家認同的発生機制」『中南民族大学学报（人文社会科学版）』第33卷第5期、2013年、13-18頁）。その他にも、木村自「台湾回民のエスニシティと宗教—中華民国の主体から台湾の移民へ」（庄司博史編『移民とともに変わる地域と国家』（国立民族学博物館調査報告第83号）国立民族学博物館、2009年、69-88頁）でも、戦後の国民大会におけるムスリム代表について紹介されている。

⁶主なものに、前掲『憲政と近現代中国：国家・社会・個人』、久保亨編『1949年前後の中国』（汲古書院、2006年）、久保亨・嵯峨隆編『中華民国の憲政と独裁：1912—1949』（慶應義塾大学出版会、2011年）、曾田三郎『立憲国家中国への始動：明治憲政と近代中国』（思文閣出版、2009年）、中村元哉『戦後中国の憲政実施と言論の自由：1945—1949』（東京大学出版会、2004年）、金子肇「知識人と政治体制の民主変革—『憲政』への移行をめぐる」（村田雄二郎編『リベラリズムの中国』有志舎、2011年、286-306頁）、横山宏章『中華民国史—専制と民主の相克』（三一書房、1996年）、李在全『法治与党治—国民党政権的司法化（1923—1948）』（北京・社会文献科学出版社、2012年）、聞黎明『第三種力量与抗戰時期的中国政治』（上海・上海書店出版社、2004年）などがある。

のなどである⁷。本章では重慶政府下での憲政運動の動きに関してこれらを参照して以下に述べていきたい。

一 中国ムスリム言論界における憲政議論の隆盛

1939年秋頃から国民参政会で憲政への早期移行を要求する声が高まった。1939年9月9日、第一期国民参政会第四回会議で、「国民大会を開催し、憲法を制定し憲政を実行する提案」が通過した⁸。これに呼応して、1939年10月には青年党、国家社会党、救国会、職業教育社の関係者たちが統一建国同志会を結成し、来たるべき憲政の実施に備えた（この組織は、1941年に民主政団同盟に改組された）⁹。また諸準備として、1939年11月の五期六中全会で「党・政・軍の行政機構を調整する」という決議がなされた¹⁰。1940年4月には、国民参政会に設置された憲政期成会によって、この時期の憲政運動の最大の成果といわれる「五五憲草修正案」が提出された¹¹。

こうした重慶政府下での諸勢力による憲政の実施を視野に入れた動きに対して、ムスリムたちも反応することになる。彼らは前述の第一期国民参政会第四回会議での国民大会の召集、憲法の制定や憲政の実施を請求するという重大な決議に呼応して、憲政運動を開始した¹²。それは全国各地で憲法と憲政を議論するためにムスリムの立場から憲法に対する検討を加えることとその討論の場である憲政討論会を成立させること、憲法と憲政に関する文章を發表すること、各分会・支会レベルでの憲政討論会を組織して討論させることなど

⁷主なものとして前者には、中村前掲書、前掲『1949年前後の中国』、曾田前掲書、前掲『憲政と近現代中国：国家・社会・個人』があり、後者には、横山前掲書、前掲『中華民国の憲政と独裁：1912-1949』がある。

⁸「第一屆第四次大会—關於内政事項者（共42件）」（秦孝儀主編『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期』第四編戦時建設（一）、台北・中国国民党中央委员会党史委员会、1998年）754-755頁。

⁹段瑞聡「太平洋戦争前期における戦後構想（1941-1943年）」（『中国研究』第5号、2012年）9頁。久保亨・土田哲夫・高田幸男・井上久士『現代中国の歴史：兩岸三地100年のあゆみ』（東京大学出版会、2008年）96頁。

¹⁰「調整党政軍行政機構案—民国28年11月20日通過」（秦孝儀主編『革命文献』第80輯—中国国民党歴屆歴次中全会重要決議案彙編（二）、中国国民党中央委员会党史委员会、1979年）21-22頁。中村前掲書、62頁。

¹¹「憲政期成会提『中華民国憲法草案（五五憲草）修正草案』」（秦孝儀主編『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期』第四編戦時建設（二）、台北・中国国民党中央委员会党史委员会、1988年）754-755頁。金子肇「国民党憲法体制の統治形態—孫文の統治構想、人民共和国の統治形態の対比から」（前掲『1949年前後の中国』所収）32頁。中村元哉「近代中国憲政史における自由とナショナリズム」（前掲『憲政と近現代中国：国家・社会・個人』所収）33頁。吉見崇「中華民国憲法制定と司法権の独立—司法行政部の帰属問題を中心に」（『中国研究月報』第68巻第12号、2014年）1頁。

¹²「発動憲政討論」（『中国回教救国協会工作報告』1938年8月-1942年2月（王正儒・雷曉静主編『回族歴史報刊文選—社団卷（下）』銀川・寧夏人民出版社、2012年、188-189頁、所収）。「参考：中華民国憲法草案（上）」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第8期、1940年）40頁。

を内容とした。1940年1月11日の協会常務理事会第三回談話会でも、憲政研究会を組織して抗戦建国と憲法を認識すること、およびムスリムを指導して選挙の運用を補助することが提案され、王曾善がメンバーを召集した¹³。このように国民参政会における議論をはじめとした重慶政府下での憲政運動に対して、ムスリム言論界でも憲法や憲政に関する討論が開始された。民意を少なからず反映したとされる機関であった国民参政会にムスリム知識人も参加した¹⁴。

重慶政府下での憲政運動は西南の各都市を中心に展開され、1939年から1940年にかけてが運動の一つのピークであった。1942年になると、国民参政会は改組されて、リベラル派であった民主政団同盟のメンバーの一部が排除されたことなどによって、国民参政会が弱体化した。それに加えて国家総動員法が公布され、統制が強化された。これらによって憲政運動に対しても国民政府の態度が厳しくなり、運動は一旦下火になった¹⁵。

憲政運動が展開された時期、ムスリム知識人の間でも憲法や憲政に関する議論が活発になった。日中戦争期のムスリム団体であった協会の機関誌『中国回教救国協会会刊』やアホン・教師といったムスリム知識人養成のための高等教育機関であった成達師範学校の機関誌『月華』などの定期刊行物をはじめとしたムスリムの言論界において、1939年頃から「ムスリムと憲政問題」に関係するテーマの記事が多く見られるようになる。その議論の盛り上がりを見せた時期は、1939年から1940年にかけて¹⁶と1943年以降¹⁷との二期に分けることができ、少なくとも前期は重慶政府下で憲政運動の熱気が高まった時期と重なっている。

¹³ 「常務理事会第三次談話会記録」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第8期）26-27頁。

¹⁴ 「国民参政会举行第三次大会」（『回民言論』第1巻第4期、1939年）12-13頁。

¹⁵ 「国防最高委員会所擬『關於修正国民参政会組織条例之決議案』『關於召集第二届国民参政会之決議案』（前掲『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』第四編戦時建設（一））925-929頁。久保ら前掲『現代中国の歴史：兩岸三地100年のあゆみ』96頁。

¹⁶ 主なものに、謝松涛「談憲政憲法問題」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第5期、1939年、5-8頁）、「論壇：回民与憲政」（『月華』第12巻第1-3期合刊、1940年、1-2頁）、天行「回民与憲政運動」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第7期、1940年、5-6頁）、馬英泉「憲政運動与回民」（『中国回教救国協会会刊』第2巻第5期、1940年、13-16頁）、王宝琦・馬全仁「我們對於現階段憲政憲法運動應有之認識」（『成師校刊』第5巻第11-12期、1940年、91-94頁）、丁增慶「回教青年与憲政運動」（『成師校刊』第6巻第8期、1940年、168-169頁）、馬松亭「回教与五五憲草」（『国民公論』第3巻第11期、1940年、356頁）、馬松亭「站在回民立場對於五五憲草貢獻一点意見」（『月華』第12巻第13-18期、1940年、6頁）、などがある。

¹⁷ 主なものに、「伊斯蘭教胞与憲政運動」（『回教青年』第6巻第3-6期、1944年、2-3頁）、中国回教救国協会・国民大会代表回教同仁「憲法已明定回民政権」（『中国回教協会会報』第7巻第2期、1946年、14頁）、「本会重視政治運動健全常務理事会成立憲政促進会」及び「全国回胞一致力爭憲法地位」（『中国回教協会会報』第7巻第3-4期、1947年、4頁）、以斯馬・野牧「論回胞在憲法中地位」、「從憲法135条說到中国回胞的将来」及び「為憲法一三五條覆我全国回胞」（『回民青年』1947年第3期、3-7頁）、趙明遠「來論：回民對憲法之願望」及び「回協總會正式提出聲明回民地位憲法應有保証」（『清真鐸報』新30号、3-4及び11-12頁）などがある。

『中国回教救国協会会刊』は、1940年の第1巻第8期と第9期の二期にわたって「中華民國憲法草案」を参考資料として掲載した¹⁸。これは1936年5月5日に公布された中華民國憲法草案（「五五憲草」）である¹⁹。この記事では、憲法草案の掲載の意義を、「憲法は一国の根本大法であるので、制定時に各方面を顧み、慎重に審査を加えなければならない。現在我々全国のムスリムたちにムスリムの立場にたつて詳細な検討を加えるために、本刊は憲政と憲法に関する文章を続々と発表していくほか、特に1936年5月5日の国民政府が宣布した『中華民國憲法草案』及び1937年4月30日に立法院で修正通過した『国民大会代表選挙法』をここに掲載して、各地のムスリムが憲法と憲政問題を検討するための参考とする」²⁰ためだと説明している。憲政運動が盛り上がる中で、協会傘下の青年組織であった中国伊斯蘭青年会の広西省分会が、1940年には「ムスリムの憲政問題の認識を促すため、国内ムスリム名士の憲政問題への意見を収集」して『回民と憲政』という書籍を出版した²¹。このようにムスリムにおける憲政論議は重慶政府下での憲政運動に呼応したものであったと考えられる。

二 論説「回民（ムスリム）と憲政」から見る中国ムスリムの憲政観

次に、ムスリムによる憲政論議とはどのようなものであったのだろうか。1939年から1940年にかけてのムスリム言論界での憲政論に焦点をあてて検討する。

謝松涛は「憲政・憲法問題を論じる」という論稿の中で、これまでの憲政運動の展開と国民大会の組織について紹介し、憲法に関して注意すべき点を説明した上で、全国ムスリムのあるべき努力のあり方について次のように論じている²²。「中国には5000万という多数のムスリム民衆がいて、全人民の10分の1を占めている。憲政運動に対して、自ら喜んで参加し、憲法問題の検討に対して研究して共に努力するべきである。実にこれは抗戦建国中の最も重要な工作である。ムスリム知識人は憲政問題の検討に従事するほかに、合

¹⁸前掲「中華民國憲法草案（上）」40-44頁。「参考：中華民國憲法草案（下）」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第9期、1940年）34-38頁。

¹⁹「中華民國憲法草案（全147条）」（繆全吉編著『中国制憲史料彙編—憲法編』台北・国史館、1989年）547-563頁。金子肇「国民党憲法体制の統治形態—孫文の統治構想、人民共和国の統治形態との対比から」（前掲『1949年前後の中国』）29-32頁。楊天石「1946年政治協商会議後の憲法草案修改原則をめぐる論争」（山田辰雄・松重充浩編著『蔣介石研究—政治・戦争・日本』東方書店、2013年）209-211頁。

²⁰前掲「中華民國憲法草案（上）」40頁。

²¹本書はまだ入手できていないが、新刊紹介の広告などに記されている目次では以下である。それは、光禹「前言」、[唐]柯三「對於實施憲政之我見」、馬松亭「站在回民立場對於五五憲草貢獻一點意見」、謝松涛「談憲政憲法問題」、鄭道明「關於回民與憲政的三言兩語」、王汝新「回民對憲法認識與努力」、明增「編後記」である（「新刊紹介」及び「伊斯蘭青年會桂分会近訊」（『月華』第12巻第22-27期合刊、1940年、19及び24頁）。ここに収録された論説の大部分は、『月華』や『中国回教救国協会会刊』などのムスリム定期刊行物上に掲載された文章の転載であると思われる。

²²謝松涛前掲「談憲政憲法問題」5-8頁。

せて特別に努力するべきである。憲政・憲法に対する事業を一種の普遍的な行動とならしめ、未だ教育を受けていない大衆に至っては啓発・宣伝の仕事とすべきであり、憲政・憲法の内容をみなに明瞭にさせ、その純潔の見地を発揮させる」。これによると、中国における全人口に対するムスリムの比重の大きさを強調することで、憲政運動へのムスリムの参加の必要性を訴えている。また、「全国イスラーム同胞が三民主義を共に信じて共に守り、政府に協力し、憲法を推進し、革命の基礎を保証する道具を打ち立て、抗戦建国の使命を完成する」²³憲法が必要であると論じている。ここから、ムスリム知識人が憲政問題を検討することに従事すること、及び彼らが一般民衆に憲法や憲政を啓発し宣伝する任務を負っていると考え、自分たちムスリムも憲政運動に参加することが必要であると主張していたことがわかる。

このように各ムスリムが尽力すべき努力としての憲政運動への参加が主流な論調であった。それを象徴するような文章として、『月華』誌に掲載された巻頭論説「回民と憲政」がある²⁴。これを題材にムスリムにとっての憲政に関する議論について分析する。

それはまず以下のように述べられている、「憲政を実施して団結を強めることは、国を挙げての一致した要求である。単に憲法の制定・公布・施行では決して満足することができない。それは必ず国を挙げて上から下まで種族を分たず、階級を分たず、宗教を分たず、農民・労働者・実業界全般・教育界兵士を分たず、[全ての者に]みな憲政の実施の精髓をなしている意義を深く理解させることができる。その結果、[全ての者に]みな誠意があり、かつ率直な意見を提出させることができ、[彼らは]代表を選び、国家と民衆の利益になる国家の大法を制定できる」²⁵。ここでは、憲政の目的は単なる憲法の制定・公布・施行ではなく、憲政の実施によってもたらされる「国民」の団結強化であり、これは「国民」全体の要求であると主張している。後述の「9分の1の使命」という主張からも、ここでの「国民」は漠然としたものではあったが、ムスリム自らを含む中華民国に居住する全ての人々を想定していたと考えられる。

またこの論説では次のことも述べられている。「憲法を実施する先決の問題は、まず民衆が憲法を擁護できるかどうかにある。幾人かの知識人が文章を作り、座談会を開くこと、あるいは公開で講演することだけで、決して目的が達成できるのではない。憲政の実行は、ただ某人、或は某派閥のためだけでなく、すなわち全民のためであり、憲政の基礎を強固にしたいのであれば、民衆の訓練から始め、まず事前に一般人に小集団のことを成し遂げさせる。そして、その後再び国家の大政に参加させる。私はこの点をととても重要であると考えているので、イスラーム運動に従事する人はこれを特に注意すべきである」²⁶。これは当時流行していた憲法運動の主流の様式であった幾人かの知識人による座談会や公開講演

²³同上、8頁。

²⁴前掲「回民与憲政」1-2頁。

²⁵前掲「回民与憲政」1頁。

²⁶同上。

という方法とは異なる運動の様式を提示していた。これに加えて、地方自治の訓練から始めることによって、身の周りの人たちのことを表す「小集団」による民主主義を成し遂げることができると主張して、ムスリムの国政への参与を求めている。ここにおける「小集団」とは「民族性」を強調せず、文化的・宗教を基盤とする社会集団としての自己集団を意識した言葉遣いであったと考えられる。このように、ここでは憲政における主流の議論を補う意味があるとともに、ムスリムを含むマイノリティ側からの視点での憲政に対する要望（ここではムスリムの国政への参加）が垣間見える。

「憲政を早く成し遂げようとするならば、第一に、人民に十分な意見を発表する機会を与える必要がある。五五憲草は以前の約法などと比べれば当然進歩しているけれども、抗戦前と抗戦後の状況もまた多く異なっている。憲法は国民の公共の意志の反映であり、もし多方面で民意を求めず、みな各々に言葉を尽し意見を示させないのであれば、きっと全民からの擁護を獲得できないだろう。第二に、全民の力が推し進められるのならば、中国には4億人の広大な群衆がおり、ムスリムは9分の1[の人口]を占めている。盧溝橋事件が勃発すると、ムスリムは抗戦上で大きな貢献があり、前線・後方にかかわらず、みな政府の擁護と犠牲・奮闘の精神を表現できた。それゆえ憲政の問題の展開においては、ムスリムが少なくとも9分の1の使命を負わなければならない」²⁷と述べている。ここでは国民の意見に耳を傾けなければ憲政の実施はうまくいかないと論じている。また憲法は国民の公共の意志の反映であり、それはムスリム及びマイノリティにとっても憲法によって擁護された中華民国が公共性のある公共的な空間であることを想定している。前述のように、彼らはこの「国民」の中に自分たちムスリムをも含め、中華民国という公共的空間を共有できる存在として自分たちが負う「9分の1の使命」を強調し、人口の比重の大きさをアピールしている。この文章では、憲政の早期の実施のための要件として人民が意見を述べる機会の獲得と、抗戦への貢献とその因果としての憲政への参加という二つの権利を強調していた。これは、彼らによる国家へ尽くす「義務」（抗戦への協力）とその見返りとしての「権利」（政治参加）の主張と言えられる。

また、「憲政運動は我が国の数十年來の民主運動の一貫した努力であり、今日すでに抗戦建国中の一つの重要な部門となった。憲法草案第5条は『中華民国の各族は、均しく中華民国国族の構成分子となす』と規定していた。これは中華民族が崇高な平和精神の最高観念を有していることを表現している。一部の不正確な政治、或は學術における偏見を打ち破ることができ、中華民国の各民族に平等な発展を獲得させ、文化を共有できる機会を向上させ、政府と人民の距離はますます接近し、人民と人民の間もますます密接に結びつき、これらの全ては以前の我が国の歴史上にはないところである。これは世界大同のスタートラインに到達することである。これによって憲政運動の熱烈な展開がムスリム自身にとっての中国イスラーム運動中の喫緊の工作となる」²⁸といい、「一部の不正確な政治、あ

²⁷同上。

²⁸同上。

るいは学術における偏見」を打破し、社会的・政治的な地位を向上させるために憲政運動が役割を果たしていることを述べている。憲政運動は民主運動の一貫した努力であり、抗戦建国の重要な部門であると同時に中国イスラーム改革運動の中の喫緊の工作であるというように、憲政運動とイスラーム運動を結びつけていた。ここでは五五憲草第5条によってムスリムを含む中華民族の各族が中華民国の「国族」と規定されているので²⁹、これは中華民族が崇高な平和精神の最高観念を保有していることの表明であると論じている。ここからも自分たちムスリムを中華民国の国民に位置付けている。これこそが憲政の論理による自己の目的を展開するための大前提であった。

またこの論説で注目すべき点として、これらの文章中で孫文の遺教と蒋介石の訓話がいまに引用されていることである。蒋介石の訓話を用いて、憲政に対する主張を述べた箇所には次のようなものがある。「私たちはこの訓話³⁰を読んで、領袖がイスラームの精神をどのように重視しているかが見てわかる。憲政の実施を保証することを有効にするために、国民大会はムスリム代表を増やす必要がある。調べてみると国民大会は最高の民意機関である。その任務は〔孫文の〕『政権』の行使と『治権』の監督であり、もっとも憲法の制定並びに憲法の施行期日を決定する特種な資格（国民大会組織法を見よ）を備えている。だから必ず代表が参加してはじめて、5000万のムスリムの意見を表現する機会が与えられ、真正な団結を獲得し、かつ建国の基礎をかためることができる。それと同時に、ムスリム同胞も自己の責任が重大であると当然認識しなければならない。憲法は全民による政治に対する意思表示であるため、憲政運動中で私たちはイスラームの政治上の地位を注意しなければならない。国家を愛護する熱意と誠意をもって選挙に参加し、国民大会召集の前に、我々はムスリム団体の組織を強化しなければならない。イスラームの既成組織を利用して、清真寺を中心団体となし、四大民権の行使と運用の常識を練習し、並びに五権憲法の精髓をなしている意義を注入し、わけのわからないことになって皆が意見を言うだけになることを避ける」³¹。

この文章で引用された蒋介石の訓話とは以下のものである。「辛亥革命はまず五族共和を唱えられ、国民政府が成立したが、そこでは更に総理の遺教である各民族の一律の平等について重ね重ね言っている。だから、現在の中央政府による各民族に対する措置が、ただ帝政時代のなすところに反対し尽くすのみならず、民国15（1926）年以前の軍閥時代と比べて明らかに異なるところでもある。ムスリムに対して、例えばムスリム教育の提唱のように、ムスリム人材を育成し、イスラーム信仰を尊重し、イスラームの賢才を抜擢して任用するなどの事実があり、全国イスラーム同胞はみな切実に理解できる」及び「ムスリムの人数の増加率はとても高く、しだいに全国人口の多くを占めるだろう。彼らは身体の強壯に加え、勇敢に善戦し、全国民衆の中でも傑出して、それにしっかりと定まった

²⁹「中華民国憲法草案」第5条（繆全吉前掲書）548頁。

³⁰前掲「回民与憲政」1-2頁。

³¹同上。

信仰と団結の精神がある。大いに成熟できる民族の長所とすることができる。ある人が言うには、仮に全国のムスリム同胞を集めるのならば、日本と相拮抗するのに十分である。ここに、中国イスラームの力量の偉大さを見ることができる。……抗戦以来、全国ムスリムの軍民は抗戦に対するあり方が特に顕著で広く遍いている。これは精神誠意団結し、外から受ける侮りに共に抵抗するという良い現象であり、最後の勝利を勝ち取る前ぶれである」³²。これは1938年10月17日の甘寧青抗敵救国宣伝団代表が西北軍民を代表して旗を献上する儀式（献旗典礼）上で蒋介石が行った訓示であった³³。

これらの訓話を引用することで、憲政の実施の保証を有効なものとするために、国民大会はムスリム代表の議席を増やす必要があり、憲政へのムスリムの参加を求めるといった意見を提示している。蒋介石の訓話をういた上で、国民大会とムスリムの特殊性を強調し、憲政の実施とムスリムの議席の獲得とを結合させ、政治上の地位の保証を求めている。

またこの他には、「私たちは全ての力を尽くして政府に協力し、訓政工作を強化しなければならない。では訓政の具体的な工作とは何か」という自らの問いに対して、「いわゆる訓政工作の具体的な方法は、まさに地方自治を実施し、人民による四権の行使を訓練することである。しかし訓政の意義は、人民に国家政治を担当する資格を備えさせることを確実に訓練させることである。この任務は中国の経済・文化のあらゆることでの立ち遅れた状況下で、とりわけその数千年の専制によって腐敗した政治の後ではとても難しく、かつ一朝一夕では完成できない仕事である」³⁴という蒋介石の訓話を引用して答えていた。「訓政綱領」で形成され制度化された訓政は「抗戦建国綱領」でさらに強化された³⁵。その前提としての立憲制の実現を規定する論理的な要因として、孫文の三序構想（軍政→訓政→憲政の三段階の国家建設構想）があったが、憲政実施は孫文の国家建設論の完成を意味し、国民党及び国民政府が主体的に取り組むべき課題であった³⁶。この論説中で、蒋介石の訓話を引用することによって、今すぐの憲政への移行を主張するのではなく、訓政を経た上で憲政へと移行するという孫文の三序構想への支持を表明していた。ここでは、訓政活動を強化し、ただ単に宣伝に頼るだけでは不十分であり、訓政を経てこそ憲政の基礎を築くことが可能となり、協力してその憲政運動の一端を担う必要があるという主張であった。このように、ムスリムたちも三序構想への支持を表明していた。そのような主張は別の論稿

³² 「蔣委員長対全国回民的訓示」（『回民言論』第1巻第1期、1939年）2-3頁。

³³ 「甘寧青救国宣伝団告全国回教同胞書」（『辺疆半月刊』第3巻第10-12期、1938年）1-4頁。前掲「蔣委員長対全国回民的訓示」2-3頁。

³⁴ 前掲「回民与憲政」2頁。

³⁵ 「訓政綱領」（繆全吉前掲書）318頁。「中国国民党中央執行委員会提『中国国民党抗戦時期綱領草稿』（提案58号）」及び「中国国民党臨時全国代表大会決議通過之『中国国民党抗戦建国綱領』（前掲『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期』第四編戦時建設（一））39-51頁。

³⁶ 「建国大綱（1924年4月12日）」第5条（秦孝儀主編『国父全集』第1冊、台北・近代中国出版社、1989年）623頁。久保ら前掲『現代中国の歴史：兩岸三地100年のあゆみ』56頁。前掲『憲政と近現代中国：国家・社会・個人』7頁。中村前掲書10頁。

でもたびたび行われており、「憲政運動はただ宣伝に頼るだけなら、何の役にも立たないものである。必ず訓政を経ることが必要であり、憲政の基礎を確立できる」³⁷という点からもわかる。このことによって、政府への協力を表明すると同時に、訓政を経た憲政の実施を主張することによる三序構想への支持を示すことで、政治参加を求めているものと考えられる。

また蒋介石の訓話を引用するだけではなく、「ムスリム同胞は総理の遺教、とくに民権の初歩と五権憲法が最も重要であるということの研究に努めなければならない。民主政治は公共意見を最も重んじる。もし会議を開くことの常識をみな備えていないのならば、その状況では民権をいかに論じられるのか。またその五権憲法は総理が各国の憲法を研究し各国の政治の得失の源流を考査し、自ら作ったものである。未だかつてなかったのであれば、詳細に研究をしたとしても本当の意味を理解できないに決まっている」³⁸というように、孫文の遺教に触れて意見を述べている。ここでは孫文の四大民権を擁護することと憲政の公共性を主張することで、憲法を盾にして憲政に関する議論への参加をはじめとした政治参加を求めている。

孫文の遺教の擁護をはじめ、1938年10月17日の甘寧青抗敵救国宣伝団代表による西北ムスリムの軍民を代表して挙行された旗献典礼での訓示³⁹、1939年7月26日の協会第一次全体会員代表大会の開幕典礼及び各省代表を招待した茶会での訓辞⁴⁰、1940年に華北のムスリムたちに対して配布した『告戦区回教同胞』⁴¹などの蒋介石の訓話をを用いることによって、憲政議論への参加とそれを発展させた国民大会のムスリム代表の議席を求めるなどといった自己の要望を伝えていた。これらの利用はその発言の正当性の担保と「抑圧」を逃れるための論法であったと考えられる。このことによって、国家の枠組みの中（支配者側の論理を逸脱しない範囲内）で権利を要求している⁴²。これは侮教事件への対応⁴³や初等教育実施の要求⁴⁴などと同様であった。

ムスリム知識人たちは、「約束された憲政」の象徴であった国民大会の実施を擁護する

³⁷前掲「回民与憲政」2頁

³⁸同上。

³⁹前掲「蔣委員長対全国回民的訓示」2-3頁。前掲「甘寧青救国宣伝団告全国回教同胞書」1-4頁。

⁴⁰薛文波記録「蔣総裁開幕典礼訓詞」及び薛文波「蔣総裁在招待本会招待各省代表茶会時訓詞」（『中国回教救国協会第一届全国代表会員大会特刊』1939年）5-6頁。

⁴¹蔣総裁（蒋介石）「告戦区回教同胞」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第11期、1940年）7-10頁。

⁴²「桂分会举行第一屆代表大会」（『中国回教救国協会刊』第2巻第8-9期）26頁。常明遠「論建国興教」（『突嶺』第8巻第71期、1945年）8頁。

⁴³矢久保典良「侮教事件—中国近代史上の回漢対立」（前掲『中国のムスリムを知るための60章』）248-252頁。

⁴⁴矢久保典良「近現代湖北回教社団与其社会活動—以中日戦争時期的中国回教救国協会湖北省分会和其初等教育工作為例」（胡春恵・周恵民主編『2012 兩岸四地歴史学研究生研討会論文集』台北・国立政治大学歴史系・香港珠海書院巫州研究中心、2013年）83-98頁。

ことと戦争の功績による因果としての権利の主張の双方を生存戦略の論理として結合させて利用していた。彼らはその時の政治状況を判断しつつ、生き残りをかけての論理として憲政を用いながら、自分たちの地位向上を目指す道へと帰着した。

三 中国ムスリムにとっての憲政論：1939－1940

前節で取り上げた「回民と憲政」という論説中で、孫文の思想の擁護や蒋介石の訓話を言いながら、中国ムスリムの憲政運動への参加とその後の参政権の獲得へと結び付けようとする憲政観が描かれていた。では、その憲政観は彼らにとっていかなるものであったか。この時期の憲政に関する他の論稿を交えて明らかにしたい。

「回民と憲政」では、「中国のムスリムはすでに統一組織—中国回教救国協会を持っている。さらに各省分会・支会が相継いで成立し、地方自治を推し広め、ムスリム教育を普及し、兵役を施行し、国民道徳などを向上させている。当面は党政機関と協力してそれらをみな進めている最中である。憲政運動は日に日に拡大している。これは国家百年の大業であり国民一人一人みな密接な関係がある」⁴⁵というように、憲政運動を進展させるために、ムスリムの組織化の必要性とそのような団体として協会の重要性を強調している。この団体は教育振興、社会救済、職業訓練等の実践によって貧愚からの脱却と地位の向上を目指すという目的を遂行しようとしていた。しかし、あくまでも中央の政治権力の方針から逸脱したものではありえず、それゆえ彼らの言説は国民政府や国民党の主張に沿ったものでもあった。ここでは、そのような組織であった協会は憲政運動という面らみても重要な組織であったことが明かされている。

ムスリムの憲政運動への参加という主張にはどのような背景があったのだろうか。1940年元旦の国民月会において、当時桂林の成達師範学校の訓育主任であった謝激波は、「私たち全国4億人の同胞の中でムスリムは〔中国における〕重要な構成要素を占めている。そこで、まだ国民代表大会を挙行されず、憲政を討論する前に、当然私たちの意見と要求をできる限り述べるべきである。国家への貢献により当局が我々の意見を取り入れるのを斟酌することを、皆さんは知らなければならない」⁴⁶と述べている。それに加えて、「現在、政府は我々が意見を述べるのを待っている。我々はこの機会に率直な意見を提出せず、憲法公布の後に再びそれを言うのであれば、愛護と擁護を知らないことになり、それは根本的な誤りである。私はこの種の悪状況を徹底的に取り除くことを希望している。現在はまさに皆の意見を取り集め、より大きな成果を得られる公開討論を行う時期であり、最低でも一つの憲政・憲法の意義を了解する」⁴⁷概念を明白にしなければならないと強調していた。ここには、国民大会に関する討論の前に、ムスリムたちも意見と要求を述べる必要があり、この機会に乗らなければ不利益が生じるとの危機感があった。ここでも憲政への参加の要

⁴⁵前掲「回民与憲政」2頁。

⁴⁶王・馬前掲「我們對於現階段憲政憲法運動應有之認識」91頁

⁴⁷同上。

求をする際に、中国全体の人口に占める自分たちの地位の重要性を主張していた⁴⁸。また、前述のようにムスリムの憲政論議は重慶政府下で活発化した憲政運動への対応であることも表明していた⁴⁹。

加えて1940年4月16日に桂林で馬英泉という人物によって書かれた「憲政運動と回民」の中で、憲法と憲政やその実施についての説明、ムスリムの憲政に対する希望と、ムスリムが政治に参加する是非、ムスリムがどのように政治に参加するべきなのかについての意見などが述べられている⁵⁰。その中で、ムスリムたちが、憲政は民主と法治の精神を備え、性別、エスニシティ、階級、宗教信仰にかかわらず中華民国の全ての民衆に対して政治的に平等であることを求めており、憲政のための法律である憲法が全ての人々に適合した法律であることを希望していると主張した⁵¹。さらに「今後、憲政が阻害されずに実施できるだけではなく、全民衆にとって遵守できるものにするためには、全国の意見を広く集め、全国の人材を召いて目的の実現に共同で取り組む必要がある。それと同時に、[私は]ムスリムたちが誠意をもって、共同で協議することによって自分自身の憲政に対する態度と意見を決定することを希望している」⁵²という見解を提示していた。ここでもムスリムたちが憲政に対する意見と態度を表明する必要性を強調している。

ムスリム知識人たちの間でこのような議論が出てくる背景に重慶政府下での憲政論議の隆盛という政治及び社会状況があるが、そこにはその機運に乗り遅れてしまったのならば、自分たちだけが取り残され多大な不利益を被るとの危機感があった。

また、これらの意見に加えて、憲政運動をマイノリティの問題と結びつけた記述がある。それは、「憲政運動の実施は国内の少数民族の団結のために彼らを動員し、抗戦に参加させることととも重大な関連がある。国内における少数民族問題を正確に解決するために、憲法内に明文規定がある。それは、一方で国内の少数民族に彼らが国家に占める地位を認識させ、同時に彼らに抗戦建国が負うところの重大使命を理解させ、他方で敵人による国内少数民族問題に対する挑発や離間の口実を断ち切り、同時に新しい中国の民族問題に一つの基礎を打ちたてるものであった。私たちは中国国民党臨時全国代表大会宣言中の民族問題の再決定がいかにか正確であるか知っている。それは、『民族主義には二方面の意味があり、一つに中国民族の自救解放であり、二つに中国国内の各民族の一律な平等である。』とある。……1936年5月に公布された中華民国憲法草案第1章総綱第5条の条文の中で『中華民国の各民族は均しく中華国族の構成分子にとって一律平等である』。ここから私たちは憲政の実施と少数民族はいかに緊密な関係にあるかを知ることができる」⁵³というものである。

⁴⁸同上。

⁴⁹同上。

⁵⁰馬英泉前掲「憲政運動与回民」13-16頁。

⁵¹馬英泉前掲「憲政運動与回民」14-15頁。

⁵²馬英泉前掲「憲政運動与回民」16頁。

⁵³天行前掲「回民与憲政運動」5頁。

そして、このような民国期における少数民族問題を解決するためには、「私たちは憲政運動において中国イスラーム方面でなすべきいくつかの工作を建議している」というように、ムスリムの憲政運動について言及することでその必要性を指摘した⁵⁴。その建議とは、全国のムスリムを召集し、憲政促進会を成立し、憲政研究の宣伝を推進すること、全国のムスリムの総人口と各地区の概況の調査を確実に進行すること、全国規模のムスリム新聞を発行することという三つの工作である。これらがムスリムによる憲政運動を促進する必須の事業であり、その実行が彼らの運動推進に繋がることを希求していた⁵⁵。彼らは全体の政治に対する意欲を高めることと、現実の政治の中で生き抜く感覚を身につけることが等しく求められていた。そして、それと同時に彼らはマイノリティの動員手段としての憲政を主張し、抗戦と憲政を結合させ、その少数民族と憲政のなかで、マイノリティ集団としてムスリムを位置付けていた。これは議席を獲得し、特定団体の代表枠につながる論理へと発展できる可能性があった。

先に述べたように、民国時期のムスリム知識人における自己認識には「回教民族論」と「漢人回教徒説」という二つの潮流があった。なかでもこの時期、理事長白崇禧をはじめとした協会幹部たちや国民党及び国民政府に近い立場の知識人たちは後者の立場をとっていた⁵⁶。それはある意味で「民族性」を否定したものだだったため、特定の地域（「領土」）を持たないことで、マジョリティの漢人に埋没してしまうのではないかとという恐れを彼らに抱かせたと考えられる。この危機感からも、少数民族問題を文化・宗教に基づく社会集団としてのムスリム自身に広げることで憲政運動への自らの参加を主張していた。

また著名なアホンであり、協会の活動に協力していた馬松亭は五五憲草に対する意見を何度も述べている⁵⁷。その中で、ムスリム教育を提唱し、ムスリム人材を育成し、ムスリムの信仰を尊重するという規定が憲法に必要であると主張している⁵⁸。それは五五憲草の第15条⁵⁹の規定とそれに対する補足（ムスリム教育への補助に対する憲法での保証）を希望

⁵⁴天行前掲「回民与憲政運動」5-6頁。

⁵⁵同上。

⁵⁶例えば、白崇禧は「『回民』は『回族』であり、回族は全てイスラームを信奉するというのは、この種の誤った思想である。私たちは徹底的に正さねばならない。本会の名称—[中国]回民救国協会—の『回民』の二字が含む意味を、『回教人民』なのか、それとも『回教民族』であるのか、と現在私は考えてしてしまう。表面上より混同するのを見ると、私は『[中国]回教救国協会』に改めることを主張するというような「回民」に対する認識を持ち、日中戦争当時の主流だった「漢人回教説」を主張していた（「白理事長第一次大会致詞—『回教』与『回族』之区分」（『中国回教救国協会会刊第一届全国代表會員大会特刊』）10頁。賈廷詩他『白崇禧先生訪問記録』（台北・中央研究院近代史研究所、1984年）576-577頁）。

⁵⁷馬松亭前掲「回教与五五憲草」356頁、馬松亭前掲「站在回民立場對於五五憲草貢獻一点意見」6頁。

⁵⁸前掲「回民与憲政」1頁。馬松亭前掲「回教与五五憲草」356頁。馬松亭前掲「站在回民立場對於五五憲草貢獻一点意見」6頁。

⁵⁹この条文は「人民は宗教を信仰する自由があり、法律に依らなければこれを制限すること

するものだった。具体的な要求は漢人との平等的な権利の条文への明文化を獲得することを目指していた。ここから、自分たちへの差別の回避を望んでいたことがわかる。ただ具体的な要求とそのためビジョンは抗戦の勝利の確信とともにさらに具体化していった。これは1943年以降の憲政に対する彼らによる言説に表れてくる。

1942年前後からの戦況と国際環境が変容したことによって、国民政府を取り巻く内外の環境にも変化が起り、再び憲政運動が盛んになった⁶⁰。これらが契機となって、ムスリム知識人の間でも再び憲政論が展開されるようになる。それは戦争勝利の確信とともに戦後の憲政の実施に向けた動きであった。彼らは戦後における解決が急務の問題の一つとして、憲政の実施を挙げ、それは中華民国の公民としての権利の問題に関わると考えた⁶¹。その後、これらの動きはムスリムの選挙への参加などを視野に入れた参政権の問題へと発展し、本章の冒頭で紹介した国民大会のムスリム代表を巡る議論へと深化することになる⁶²。

最後に、本章で取り上げた論説の大部分は桂林で展開されたものであることを指摘したい。実は1939年から1940年のムスリムの憲政論の主要な中心地域は桂林であった。ムスリムの憲政論の主要なものが桂林で生まれた意味を考えると、この都市は成達師範学校やムスリム論壇の中心にあった『月華』の出版地であると同時に、蒋介石と距離を置く白崇禧をはじめとした広西派（新桂系）の指導下にあった桂林という政治空間に数多くの第三勢力と呼ばれる人々が集まり、憲政運動を展開した。そのような都市の雰囲気はムスリムによる憲政論を支える土壌であった。この点も少なからず重要であると思われる。

おわりに

本章で紹介した1939年から1940年までの間のムスリムによる憲政論をどのように考えることができるだろうか。この期間の改革派ムスリム知識人たちによる日中戦争と自分たちとのバランスの採り方は、社会的・政治的地位の向上のため日中戦争と宗教信仰とを結びつけることであり、そのために抗戦に対する自分たちの責任をしきりに強調することであった。それは抗戦建国論と抗戦シャヒード論とを結びつけた「救国興教」という理念を全面的に押し出したり⁶³、二大祭などの宗教活動への抗戦的な要素の導入を行ったり⁶⁴、孫文崇拜における「政治信仰」と「宗教信仰」の分離という論法を使用したり、「漢人回教徒

ができない」というものである（「中華民国憲法草案」第15条、繆全吉前掲書、549頁）。

⁶⁰中村前掲書2、9-10及び41-42頁。中村前掲「近代中国憲政史における自由とナショナリズム」35頁。石島紀之「総論：重慶国民政府論」（石島紀之・久保亨編『重慶国民政府史の研究』東京大学研究会、2004年）19頁。久保ら前掲『現代中国の歴史：兩岸三地100年のあゆみ』96頁。段瑞聡前掲「太平洋戦争前期における蒋介石の戦後構想」1及び24頁。

⁶¹「社論：勝利獲得後待解決的回教問題」（『清真鐸報』新17号、1945年）2-4頁。

⁶²「中国回教協会工作報告（1948年）：辦理回民国代選挙」（中国第二歴史檔案館編『中華民国檔案資料匯編』第5輯第1輯、文化、南京・江蘇古籍出版社、1994年）719-727頁。

⁶³矢久保前掲「中国ムスリム団体にとっての宗教と『抗戦』」37-52頁。

⁶⁴矢久保前掲「日中戦争期の重慶における中国ムスリム団体の宗教活動とその特徴」55-86頁。

説」を採用すしたりる⁶⁵などの方法を用いながら、抗戦への「積極」参加を主張することで自己の政治参加の拡大を図ろうとしていた。

これが1943年以降になると、戦争の勝利を意識し、戦後における団体を存続させるために、参政権の拡大を見据えた生存戦略としての意味も持つようになった。そして、それは自分たちの社会的・政治的地位の向上という悲願の達成のための手段として、戦後に実施されるであろう憲政や「戦後の構想」を視野に入れたものとなった。その中で、憲政運動への参加から国民大会での議席確保問題へと繋げることのできる政治的な「戦略」をとるようになった。これは自分たちの「利益」を維持するために政治参入する手段としての選挙の重要性を意識したものと考えられる。戦時下での宗教団体や社会団体が戦後の自分たちのあり方も視野に入れつつ、政治的な権利や地位の向上を目指す試みの一環であった。

戦争という時局こそが、自己の目標を達成できるかもしれないチャンスであり、自分たちが理想とする「近代化」のために「戦時」という時代状況を利用するものだった。そのためには自分たちの宗教心と現実状況との間で折り合いをつける必要性が生じ、中華民国という国家の中で生き残るための選択として、侮教案の解決、教育振興、清真寺の管理制度の制定と同様に、政府が掲げた公式見解や法律などといった近代的なルールに則った上で自己の地位の向上と権益の維持を目指すことになった。これは憲政に関する議論においても同様であった。特に彼らはムスリムの中国国内での重要性を強調しながら、憲政論議への参加を求めている。

一貫した政治空間ではなかった中華民国は統一性と多様性を持っていたが、現実の社会状況や政治状況の中で、ムスリムたちはその時々時代の状況に合わせてながら集団自体も自分たちを変化させつつ、「民族性」や「文化的な固有性」を用いながらしたたかに生きていた。自分たちを「国民」の一部として位置付け、「国民」の権利である「約束された憲政」の実施を標榜しながら、戦争への貢献と功績を強調することで、それに伴う自己の地位を向上させるための政治的な権利の獲得を主張していた。

本章で取り上げたムスリム知識人による論説からも、彼ら社会的・政治的地位の向上及びその憲政運動の隆盛に乗り遅れることの危機感から、このような憲政論議への参加と憲政擁護の主張を繰り返したことがわかった。そこでは、孫文や蒋介石への支持を表明しながら、政府側の論理や法律を使用することで、支配者側の論理を逸脱しない範囲内で権利を主張した。ただ彼らにとって憲政自体の中身を議論することが目標ではなく、蒋介石や中央政府を意識した論理を展開しながら、手段として憲政を使用したしたたかな行動であったと位置付けられる。彼らにとって憲政は単なる政治体制選択の問題であるだけではなく、自己集団の長年の目標を実現するための論理であり、その主張こそが政治的・社会的な地位を挙げるための手段の一つであった。それは、政府と自己集団の双方に向けた発言であり、憲政運動の論理的利用であると言い換えられる。

そして、ムスリムにとっての「約束された憲政」としての国民大会の実施を擁護する方

⁶⁵前掲「白理事長第一次大会致詞」10頁。前掲『白崇禧先生訪問記録』576-577頁。

針と戦争への功績による因果としての権利の主張という双方を、生存戦略の論理として結合させて利用した。その時の政治状況を判断しながら生き残りをかけた論理として憲政と憲法を用いながら、自分たちの目標の達成のために憲政を目指す道へと帰着した。その結果は、戦争終結後には憲法制定国民大会における「内地における生活習慣の特殊な代表」⁶⁶という枠の獲得に収斂した。このような議席獲得問題は政府中央の側から見ると多様な政治勢力をどう取り込むかという問題でもあり、またさまざまな政治勢力の側から見ると彼ら自身が中華民国の中でどう生き残りを図ろうとしたかという問題でもあった。そのような中華民国の領域内の各勢力を結合させる接点として憲政の機能を見出すことができると考えられる。

⁶⁶「制憲国民大会代表之選挙及選定」及び「国民大会組織法（民国36年3月31日国民政府公布、全14条）」「国民大会代表選挙罷免法—民国36年3月31日公布、全47条」（中華民国重要史料初編編輯委員会編『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期』第7巻、戦後中国（二）、中国国民党中央委員会党史委員会、1981年）600-635及び775-784頁。

第八章 中国回教救国協会の戦後構想 2—1943 年以降の言説を事例に

[目次]

はじめに

- 一 1943 年以降の憲政議論
 - 二 1943 年以降の中国ムスリムの憲政論
 - 三 戦後における憲政の実施に向けた動き
- おわりに

はじめに

中国ムスリム自身による彼らの近代化と国民政府や戦争との関係という二つの文脈の中で、協会が憲政に対してどのような認識を示したのか。これに対して、前章では 1939 年～1940 年頃の中国ムスリムの憲政観をムスリム言論界の議論をもとに分析した。日中戦争下でムスリムの統合を試みた団体であった協会の幹部をはじめとしたムスリム知識人たちは、1940 年前後から 1945 年にかけて、当時盛り上がりを見せた憲政運動に呼応した動きをとっていた。それに対する具体的な要求とそのためのビジョンは戦争の勝利の確信とともに次第に具現化していくことになった。

1942 年秋以降から戦況と国際環境が変化したことによって、重慶政府は近い将来の戦争勝利を認識するようになった。これに対して、1943 年 1 月に協会は部分的に改組し、名称を「中国回教協会」に変更した。現実はまだ戦時下にあったが、「救国」の看板を取り下げて救国・抗戦団体の側面を薄めた¹。これは戦後団体を存続させるために、政治参入を見据えた生存戦略と考えられる。1943 年以降になると再び憲政論議が盛り上がり、その内容もさらに具体化していくことになる。これは戦争の勝利が近づいてきた 1943 年以降の憲政に対する彼らによる言説に表れてくるだろう。そこで、本章では 1943 年以降のムスリム知識人たちの憲政に対する議論に注目することで、全国規模のムスリム団体の戦後構想を考察する²。

一 1943 年以降の憲政議論

1942 年前後から戦況及び国民政府を取り巻く内外の環境に変化がもたらされ、憲政運動も高揚した。アメリカが蒋介石に対して内戦を回避することや憲政を速やかに実施することを要請したため、蒋介石ら国民政府側も四大国（アメリカ、ソ連、イギリス、中国）の一員という国際的な位置付けを意識しはじめた。1943 年秋以降になると第三勢力等による

¹「本会局部改組」（『中国回教協会会報』第 5 巻第 1 期、1943 年）13 頁。「中国回教協会為改組理事、修改改組名事致重慶市政府函」（1943 年 7 月 21 日、中国回教救国協会→重慶市政府）（重慶市檔案館・重慶師範大学合編『中華民国戦時首都檔案』第三編、戦時社会、重慶・重慶出版社、2008 年）173 頁。

²本章に関係する先行研究については、113 頁注 6 参照。

憲政を求める世論が再び高揚し、統制強化に対する反発を強めた。それに対し国民政府側も自由主義的な戦後秩序を模索していた。これらの動きの相互作用によって言論統制が緩和される方向へと転換した³。

1943 年秋以降の国民政府における憲政論議の流れは以下の通りである。1943 年 9 月 6 日～13 日に国民党は五期十一中全会を開催した。その間の 9 月 8 日には国民政府は「戦争終結 1 年以内の国民大会を開催することと憲法を制定すること」を約束した。このように、抗戦勝利が確実視されるようになると、蒋介石は終戦を待たずに国民大会の召集や憲法を制定・発布といった憲政の実施を公約した⁴。9 月 17 日には、張君勱・左舜生が国民政府と国民参政会が共同で憲政実施のための準備機関を設置するように提案した。9 月 25 日、蒋介石は第三期第二回国民参政会で憲政を準備する機関の設置を明言した⁵。10 月 10 日、蒋介石は正式に国民政府主席に就任した。そして「全国軍民同胞に告げる書」を発表し、全国地方自治の推進、国家統一の強化及び民主政治の実現などを宣言した。10 月 20 日には憲政実施協進会のメンバーの名簿を公表した。10 月 25 日、国防最高委員会第百二十二回常務会議で憲政実施協進会を正式に設立することを決定した。11 月 22 日には、国防最高委員会に直属する憲政実施協進会が成立した。そこでは、憲法草案の宗旨の宣伝、憲政問題に対する意見の収集、県級民意機関の設置状況の調査報告、法治と自由の増進についての研究、民意の発揚、民治の定礎、早期に戦時から戦後に移行する準備などを決定した。1944 年元旦には、憲政実施協進会は全国民による五五憲草を検討する活動を展開した⁶。このように 1943 年度前後から戦争末期にかけて重慶政府でも憲政論議が再び盛んになっていった。

1943 年以降の憲政運動が契機となってムスリム知識人の間でも憲政について再び議論が

³中村元哉『戦後中国の憲政実施と言論の自由：1945－1949』（東京大学出版会、2004 年）2、9-10 及び 41-42 頁。同「近代中国憲政史における自由とナショナリズム」（石塚迅・中村元哉・山本真編『憲政と近現代中国：国家・社会・個人』現代人文社、2010 年）35 頁。石島紀之「総論 重慶国民政府論」（石島紀之・久保亨編『重慶国民政府史の研究』東京大学研究会、2004 年）19 頁。久保亨・土田哲夫・高田幸男・井上久士『現代中国の歴史：兩岸三地 100 年のあゆみ』（東京大学出版会、2008 年）96 頁。段瑞聡「太平洋戦争前期における戦後構想（1941－1943 年）」（『中国研究』第 5 号、2012 年）1 及び 24 頁。

⁴「關於実施憲政工作進程之總報告案」（秦孝儀主編『革命文献』第 80 輯—中国国民党歴屆歴次中全会重要決議案彙編（二）、中国国民党中央委員会党史委員会、1979 年）332 頁。

⁵「国民参政会第三届第二次大会—開会式国民政府主席蔣中正訓詞」及び「憲政実施協進会會員名單」（秦孝儀主編『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』第四編戦時建設（二）、台北・中国国民党中央委員会党史委員会、1988 年）1238-1242 及び 1783-1784 頁。中村前掲書 11 及び 41-42 頁。同「戦後国民党政権の文化政策（1945－1949）—憲法実施と『党国体制』」（『中国研究月報』55 卷 12 号、2001 年 12 月）12-13 頁。段瑞聡前掲論文 9-11 頁。

⁶「蔣委員長中正国防最高委員会常務会議報告憲政実施協進会之組織規則及會員、常務會員並召集人名單」「蔣委員長中正憲政実施協進会第一次全体会致詞—民国三十二年十一月十二日」（前掲『中華民國重要史料初編—対日抗戦時期』第 4 編戦時建設（二））1781-1782 及び 1787-1790 頁。中村前掲「戦後国民党政権の文化政策」1 頁。同前掲書 42 頁。段瑞聡前掲論文 10-11 頁。

盛り上がった。それは勝利を確信したことによって生じた戦後構想をムスリムたちも必要としたからである。そこで、彼らは戦後すぐに解決しなければならない問題の中で、憲政を民国の「公民」の権利の問題として認識した。彼らの憲政論はムスリムが選挙へ参加することを視野に入れた参政権をめぐる議論や戦後の国民大会のムスリム代表の定数をめぐる議論へと展開していく兆しがあった⁷。1943年以降の憲政に対する言説は、具体的な要求とそのためのビジョンが以前のものよりもさらに具体化したといえよう。

二 1943年以降の中国ムスリムの憲政論

先にも述べたように、ムスリム言論界において憲政論議が隆盛した時期は重慶政府下で憲政運動が盛り上がった時期と重なっていた。ピークは1939年から1940年頃までと1943年以降とであった。それに呼応してムスリム言論界においても、憲法や憲政に関する議論が活発になった。両時期には定期刊行物などで「ムスリムと憲政問題」関係のテーマの記事が見られるようになった。1938～1940年頃の憲政論議では以下のような論点が見られた。すなわち、自分たちを「国民」の一部として位置付け、「国民」の権利である「約束された憲政」の実施を標榜しながら、戦争への貢献と功績を強調し、それに伴う自己の地位を向上するための政治的な権利の獲得を主張していた。彼らにとって憲政は単なる政治体制選択の問題にとどまらず、自己集団の長年の目標を実現するための論理であり、それを主張することこそが政治的・社会的な地位を上げるための手段であった。それを憲政運動への参加から国民大会での議席確保問題へとつなげることのできる政治的な戦略として採用していた⁸。

これに対し、1943年以降に再び重慶政府で憲政運動が盛り上がるようになると、ムスリムの中でも憲政論議が再び繰り広げられることになる。本節では、まず1944年に『回教青年』という雑誌に掲載された「イスラーム教胞⁹と憲政運動」という論説をとりあげ、そこに見られる憲政観を見てみよう¹⁰。

この論説は冒頭で、「憲法は一国百年の基本法典であり、国内の各人や各事柄とみな関係がある。具体的に言うと、国家の領土範囲を確立・経済制度・政府組織・行政の権限・人民の権限と職責などの一般制度を確立する総合的な法律である。憲法によって政治を施行

⁷「中国回教協会工作報告（1948年）：辦理回民国代選挙」（中国第二歴史檔案館編『中華民国檔案資料滙編』第5輯第1集、文化、南京・江蘇古籍出版社、1994年）719-727頁。

⁸矢久保典良「日中戦争時期の中国ムスリムにとっての憲政論：1939-1940」（『史学』第84巻第1・2・3・4号—文学部創設125年記念号（第1分冊）、2015年、307-329頁）。

⁹イスラーム教胞の原文は「伊斯蘭教胞」である。「イスラーム教を信仰する仲間たち」という意味であるが、日中戦争当時協会とそれに近いムスリム知識人たちは自分たちの「民族性」を否定して「漢人回教徒説」を採用していたので、民族よりも宗教徒であることを強調したと考えられる表現である。

¹⁰「伊斯蘭教胞与憲政運動」（『回教青年』第6巻第3-6期、1944年）2-3頁。また『回教青年』は1936年4月に創刊した『回教青年月報』で、第2巻第17期より現名に改名した。当初の出版地は南京であり、1938年に蘭州に遷り、1946年に南京に戻った。

することは即ち憲政であり、民主政治でもある。目下、憲法草案を研究することが盛り上がり、各省に広く行き渡り、全国人民の間でも憲法に強い関心を示すようになっている。筆者はイスラームを信仰しているが、また中国の『公民』でもある。イスラーム教胞の憲法草案に対する認識及び希望を以下で大要を述べる¹¹と記されている。これは全国的な憲法に対する関心の高まりとその議論へ自分たちも参加する意義と必要性があることを主張している。これに続けて、ムスリムたちの憲法草案への認識と彼らに対する筆者の希望を「憲法制定に関する意見」、「全国の教胞に対する期待」及び「どのように憲政工作を促進するのか」という具体的な三つの項目に分けて論じている。

第一の「憲法制定に関する意見」では、以下の六点の項目に分けて述べている。

(1) 憲法の制定は、国父の遺教・総裁の訓示を原則とする。すなわち国父は最初に憲政を提唱した人物があり、三民主義こそが抗戦建国の最高原則がある。それは実際にもとづいて需要に適合させ、憲法において徹底的に「三民主義を」運用するのならば、すなわち憲法は抗戦という現在の環境に適合し、抗戦建国は必ずうまく達成できる。

(2) 憲法は「公共の意志」の表現であり、全国人民の生活意志を反映しなければならず、全国人民は当然種族や宗教の区別がなく、均しく国民としてその内に含まれている。しかし全国人民の生活意志は各省で異なり、憲法は人民の「生活の意志」(生活の要求)に適合し、全国の様々な代表は憲法制定の事業に参加するようになってはじめて全国人民の要求に到達することができる。

(3) 憲法はいったんできてしまったら絶対に変わらないものではない。目下、憲法を制定させ、抗戦建国の要求とできる限り一致させ、時代環境の必要性に適合すればよいのであって、10年あるいは100年後の事態を考えるには必ずしも及ばない。

(4) 憲政の実行は民主と法治の精神を備えなければならない。同時に憲政の法律—憲法は全国人民の法律に適合しなければならない。空間・時間・地域・宗教信仰にかかわらず、ひとしく適合させること、換言すれば弾力性に富んでいなければならないということである。

(5) 国民大会の代表に関して、憲法草案は僅かに各縣市・蒙藏・華僑を組み入れているだけである。しかるに、国民大会の組織は憲政の前途に大きく関係しているので、人民団体の代表を組み入れるべきである。文化団体・宗教団体・農工商の各種団体及び抗戦への大きな貢献があった団体のごときは、みな出席する代表を選んで出席させる。この抗戦時期において、全国イスラーム教胞の中では抗戦に資するものははなはだしく、しかも5千万以上に上る。その生活制度も多く面で特異であり、血統・生活・風俗習慣及び遵守するところの信仰のどの方面においても、明らかに特殊な性格を有するので代表を選出すべきであり、総意を集め、三民主義の新中国の発展を図らなければならない。

(6) モンゴル・チベット・新疆の人民は、生活信仰がそれぞれ特殊であり、国父の「自決自治」の遺教を遵守し、自治領域の一面を区切り、彼ら国内少数民族に国家で占める

¹¹前掲「伊斯蘭教胞与憲政運動」2頁。

地位と負うべき使命を認識させ、外人（外部の勢力）による少数民族に対する外部の挑発・威嚇・陰謀を阻み断ち切り、外人がこの地域で活動する機会を消滅させ、辺疆での事件の発生を減少させ、同時に中国の民族問題上での新しい基礎を作り、辺境地帯の国防上の永遠の安寧を保障する」¹²。

この論説の著者は、三民主義を「抗戦建国」の最高原則とみなし、憲法の中で運用させることで抗戦建国という目的が達成できると考えていた。ここには憲法を目標達成のための手段として認識していたことが表れていた。また憲法は「公共の意志」の表れであり、民族・宗教の違いにもかかわらずすべての国民に享受されるものであり、生活への要求は全国で異なるために、様々な代表が憲法の制定に関わるべきであると主張した。ここには生活共同体としての自分たちを想定し、「生活の意志」を利用して自らの憲政論議への参加を目指していたことが読み取れる。その前提に、彼らは空間・時間・地域・宗教信仰の違いにもかかわらず、時代環境の弾力性のある憲法を想定していた。そして、憲法草案における各省市・蒙蔵・華僑だけが個別に代表枠を持っていることに対する不満を示し、自分たちの人口数を強調して国民大会の代表枠を設定することを要求した。そこでは文化団体・宗教団体・農工商の各種団体と抗戦に貢献した団体はその団体から代表を選んで国民大会へ出席させるべきであるという論法に借りて、ムスリムもそのような団体の中に組み込もうとする試みであった。加えて、モンゴル・チベット・新疆などの中国国内における少数民族が国家に対する貢献の使命を負っていることも論じた。

第二の「全国の教胞に対する期待」では、「戦争終結後、中央は国民大会を召集する準備をし、目下国際情勢は日増しに好転し、連合国の勝利の日は遠くない。全国イスラームの各団体に希望することは、いまここで憲法問題についての検討と研究について団体を組織し、憲政を研究する運動を展開し、そして教胞に政府と協力してともに地方自治を推進させ、並びに四権の行使の訓練を強化して徹底し、宣伝と啓発の活動を行ない、人々に憲政・憲法の内容を理解させることである。もし純然たる思いを貫くのならば、それは研究結果をもって憲政運動に参加するための準備とする。最後に全国教胞の憲法に対する意見と願望を集め、政府に渡すことによって、当局に多くの人民の意向を理解させることができ、損益を考慮することによって、施行を採択し、人民と党政の努力とを一致させ、真正な憲政の実効を発揮させる」¹³と述べている。これは遠くない戦争の勝利を確信し、戦後に施行される憲政に参加するために、ムスリムたちがその運動に加わることの必要性を説くものであった。その際にも政府と協力して憲政運動を進めていくことを強調していた。

この論説の最後の「どのように憲政工作を促進するのか」では、

- (1) 中国回教協会は広く全国教胞に呼びかけ、憲政研究や宣伝事業を推し進め、ムスリム同胞の政治に対する関心を向上させ、同時に憲政の発動を促進し愛国興教の信条を奮起させ、抗戦建国の事業に参加する。

¹²前掲「伊斯蘭教胞与憲政運動」2-3頁。

¹³前掲「伊斯蘭教胞与憲政運動」3頁。

(2) 全国イスラーム教胞の人口数を調査すると、全国の教胞は5000万と公称しており、乾隆年間の雑記に見られるが、今に至るまで長年、未だに正確な調査がないので、7000万や5500万やあるいは4000万に足りないというものもいて一様ではない。現在憲政を間もなく実施しようとする時期であり、教胞の人数を正確に知るために、地域ごとの分布の概況を調査し、宣伝・動員を推進し、そしてそれは生活状況については以下のことを希望する。それは全国の教胞との連繫を建立し、政治の認識を注入し意識を高めることである。全ての事業にとって調査は不可欠である。

(3) イスラーム日報を設立し、日報の設立はイスラーム言論を代表し、全国の教胞の意見と要求を反映している。また広く教胞を教育でき、政治の精髓をなしている意義を注ぎ込むことを借りて、文化水準を向上する。

と論じている¹⁴。ここでは具体的な憲政運動への参加方法を提示している。前章で取り扱った1939年～1940年の憲政論議の中で憲政運動を促進するための必要な事業として、「全国ムスリムを広く招集し、憲政促進会を成立すること。全国ムスリムの人口数の目的と調査の進行を確定すること。全国規模のムスリムの新聞を設立すること」¹⁵が挙げられていたが、これはそれをさらに具体化したものであった。

このように、この論議は協会とそれに近いムスリム知識人の憲法に対する認識とそれへの希望の表れを示したものであった。ここでは彼らが憲政運動を進めていくにあたって、全国のムスリムたちに期待すること及び具体的な運動への参加方法を具体的に提案していた。なかでも憲法を検討する活動を展開していくことを望み、国民大会への代表権の獲得を目指していく兆しがみえた。それによって、戦後に憲政が実施された後に自分たちの政治参加の権利が獲得できると考えていたことが読み取れる。

三 戦後における憲政の実施に向けた動き—戦後の国民大会開催を視野に

1945年5月5日～21日の六全大会では、日中戦争の勝利の完遂、憲政の実施、労働者・農民等といった民衆の支持の獲得について議論した。そして訓政体制を維持しつつ憲政への移行を目指すという政治課題を国民党主導下で一党独裁的に実現する戦後構想を提示した。しかし、それは「民主組織を強化し、国家統一を完成させる提案」、「憲政実施のための新たな国民大会代表の選出方法を確定する提案」、「国民大会選挙法の修正を請願し、実際の必要性に応える提案」等が党内部から提起され、当時の世論を一定程度反映するものであったとはいえ、玉虫色の要素が強いものであった¹⁶。

¹⁴同上。

¹⁵天行「回民与憲政運動」（『中国回教救国協会会刊』第1巻第7期、1940年）5-6頁。

¹⁶「中国国民党六次第九會議關於国民大会召集日期案之討論速記録—民国34年5月14日」

（前掲『中華民国重要史料初編—対日抗戦時期』第4編戦時建設（二））1794-1798頁。

「關於国民大会召集日期案」、「総裁交議：促進憲政実現之各種必要措施案」（秦孝儀主編『革命文献』第76輯—中国国民党歴次全国代表大会重要決議案彙編（上）、中国国民党中央委員会党史委員会、1978年）407-408及び413-414頁。中村前掲「戦後国民党政権の

以上のような戦後に向けた政府の動きの中で協会やムスリム知識人たちは戦後の憲政に対してどのような眼差しを向けていたのだろうか。1945年に掲載された協会雲南分会の機関誌に掲載された「戦争の勝利獲得後すぐに解決しなければならないイスラーム問題」¹⁷という論稿がある。そこでは、「憲政の実施はまず民選を重んじる。およそ中華民國の公民は、みな選挙権を享受し運用する権利を持っている。ムスリム同胞も中華民國の一分子であり、中華民國の国族を構成する一員であるので、当然同様の権利を有している。また選挙に参加する権利を持っている。もし正常な状況であるのなら、我々が法律上での代表定数を要求することは余計なことであろう。しかし我々の要求は以下に述べるような正常ではない状況から生まれたものである」¹⁸と述べている。ここでは中華民國の公民としての選挙に参加する権利と自分たちの代表枠の規定を設けることを要求していた。

このような要求をした理由は以下であると述べている。「清朝の専制政府による虐待と圧迫がムスリム同胞に大災禍を嘗め尽くさせ、[ムスリム同胞の]教育・文化・経済の諸々が日増しに低落していった！清政府による分化政策の利用によって、漢回間の感情における目に見えない大きな溝があり、[それが]イスラームを信奉する同胞に影響を与えるため、[彼らは]平等な待遇を享受できていない。かつムスリム同胞は清朝政府（「満清政府」）の愚民政策の害毒に苦しみ、[それによって]ますます「貧愚」[の状態]となり、今日の教育・文化・経済の各方面を低落させた。イスラーム人材は極めてまれであり、少数の人材が選挙に参加するものの、伝統の錯誤観念を形成した蔑視の心理が阻害されることによって、選出されることを難しくしている。同時に、全国各地では数少ない地域においてムスリム同胞が比較的多数を占めていることをのぞき、残りの大部分の地域では中国ムスリムの人口は少数である。人口の多寡に比例にして、少数のムスリム代表を誕生させにくい。もとより、国民参政会でもムスリム同胞が1人いる。国民大会代表の丁項規定の中、及び二、三の省区の臨時参議会でも少数のムスリム同胞が参加している。しかし[これは]みな法定機関が生み出したところによらなければならない。ムスリム同胞の多くの人数の中で、僅か少数の参加があるのみであり、これは速やかに考慮しなければならない問題である。もしこの時に合理的な解決を探し求めていないのなら、以後民選を実施する際に、様々な先入観が関係して、ムスリム代表をおのずから生み出すという希望を更に難しくするので、不公平が更なる解決が難しい問題を形成するだろう。そこで、その唯一の方法は、国内の人士が特別の注意を要求しなければならない。憲法上でムスリム代表の定員を規定することは、民主の精神を示すことができる」¹⁹。

ここでは清朝の「愚民」政策以来、中国のムスリムの文化、教育、経済などあらゆる面で停滞したことによって、「貧愚」の状態に陥ったため選挙に参加できる人材が少ないと

文化政策」2及び9頁。中村前掲書 11-12 及び 61 頁。

¹⁷「勝利獲得後待解決的回教問題」（『清真鐸報』新 17 号、1945 年）2-4 頁。

¹⁸前掲「勝利獲得後待解決的回教問題」2 頁。

¹⁹前掲「勝利獲得後待解決的回教問題」2-3 頁。

いう状態に陥った。このような状況下では民選を実施した際でもムスリムの代表が選出されることは難しいので、憲法上でムスリム代表の定数を規定しなければならないと主張した。これは憲政を戦後すぐに解決が待たれるイスラーム問題の中で中華民國の公民の権利の問題として捉えていた。彼らがこのような理解を持っていたため、この憲政運動の動きに自分たちも参加しないと民選が実施された後に人口の多寡などによって自分たちの力だけでは代表を選出することが難しくなるということを認識していた。そのため憲政運動と国民大会のムスリム代表枠獲得問題を結合させ、自分たちの政治的・社会的な地位向上のための手段として戦後の構想の中でそれらを位置付けていた。

おわりに

戦争が終結すると、重慶政府の中でも憲政を巡っての議論がさらに活発化していった。憲法施行体制の統治形態を巡っては、1946年1月31日、政治協商会議で「憲法修改原則」を決議した。それは五権憲法構想下での強い権限を有した總統中心の五五憲草を根底から見直し、「大統領一議院内閣制」の要素を織り込んだ三権分立型の内容へと修正し、国民大会を無形化したものであった²⁰。1946年3月の六期二中全会では、政治協商会議での修正案に対する不満が噴出し、国民大会の有形化へ回帰すること及び行政院と立法院の関係を調整することなどが要求された。その結果、行政府優位型の内容の草案へと戻された。しかし、11月18日の憲法草案審議委員会で最終草案を作成した。それは蒋介石の政治判断や立法院内部における孫科らの仲介によって「政協憲草」を一定程度反映したものであった。そして、1946年12月の制憲国大で「中華民國憲法」を正式に決議し、1947年1月1日に中華民國憲法が公布された²¹。

このことによって、1947年秋以降からは訓政から憲政への移行期に入った。1947年11月に国民大会代表の直接選挙、12月に監察院委員の間接選挙が実施され、12月15日に中華民國憲法が施行された。1948年1月には立法院委員の直接選挙が実施された。1948年3月には、第一回憲法施行国民大会（行憲国大）が開催された。その国民大会では国民党内の熾烈な派閥抗争を伴いながらではあったが、正副總統の選挙を実施することができた。

²⁰ 「政治協商会議憲草修改原則」及び「中華民國憲法草案（政協憲草）（全151条）」（繆全吉編著『中国制憲史料彙編一憲法編』台北・国史館、1989年）591-594及び597-615頁。「政治協商会議協議事項一關於国民大会問題者、關於憲法草案者、關於国民大会及憲法草案不報告大会並不發表之商定事項」（中華民國重要史料初編編輯委員會編『中華民國重要史料初編一対日抗戰時期』第7卷戦後中国（2）、中国国民党中央委員会党史委員会、1981年）239-242頁。金子前掲論文36-40及び45-46頁。中村前掲書11-12、80、83及び183頁。同前掲「戦後国民党政権の文化政策」2-9頁。同前掲「近代中国憲政史における自由とナショナリズム」37-38頁。薛化元「憲法の制定から憲法の施行へー『政協憲草』とりべラリストの憲政主張（1946～1972）」（前掲『憲政と近現代中国：国家・社会・個人』）46-53頁。楊天石前掲「1946年政治協商会議後の憲法草案修改原則をめぐる論争」216-217頁。

²¹ 「中華民國憲法（全175条）」（前掲『中国制憲史料彙編』）617-640頁。

同年5月20日から憲法施行体制が正式に開始された。しかし、1949年7月16日に、蒋介石が広州で国民党中央常務委員会・中央政治委員会を召集し中央非常委員会を成立させ、憲法施行体制は事実上放棄された²²。内戦下という状況下において実施された戦後の憲政体制は長くは続かず、以上の結末を迎えることになった。

本章で考察した戦争末期から戦後にかけての憲政の展開をムスリムはどう位置付けるのか。1939年～1940年頃のムスリムの憲政論は抗戦への責任を強調することで、自己の政治参加の拡大を企図していた。それは漠然とした政治的・社会的地位の向上のために憲政運動への協力を主張するものであった。それが戦争における勝利が現実的なものになってきた1943年以降になると、重慶政府下における憲政の実施に向けて動きが現実的な問題となり、ムスリムたちもそれに合わせて、想定される戦後の状況に合わせて自分たち集団の生存戦略も変化させていかなければならなかった。そこで、戦後団体を存続させるために参政権の拡大を見据えた議論を展開するようになった。憲政運動への参加を具体的な政治参加の問題としてとらえ、戦後に実施される憲政下での国民大会でのムスリム代表枠とその定数を要求するものへと具体的な主張に変わっていった。現実的になりつつあった戦後の憲政を視野に入れ、選挙を意識した政治的な戦略を採っていた。

そのような主張も戦争が実際に終結すると構想の段階からさらに現実の問題へと変わっていくことになる²³。戦後の主要な課題としてムスリムの参政権問題が主題にあがるようになった²⁴。なかでも憲政実施下での国民大会におけるムスリム代表の定数を巡る議論が中心であり、具体的な議席の獲得を目指した²⁵。その結果、「民族性」を否定しつつもムスリム

²²中村前掲書、10、70 及び 87 頁。金子前掲論文 36-42 頁。陳謙平「一党独裁制から他党『襯託』制へ」（久保亨編『1949年前後の中国』汲古書院、2006年）58-68頁。

²³中国回教救国協会・国民大会代表回教同仁「憲法已明定回民政権」（『中国回教協会会報』第7巻第2期、1946年）14頁。以斯馬・野牧「論回胞在憲法中地位」、「從憲法一三五條說到中国回胞的将来」及び「為憲法一三五條覆我全国回胞」（『回民青年』第3号、1947年）3-7頁。趙明遠「回民對憲法之願望」及び「回協總會正式提出聲明回民地位憲法應有保証」（『清真鐸報』新30号、1947年）3-4 及び 11-12頁。「本會重視政治運動健全常務理事會成立憲政促進會」及び「全國回胞一致力爭憲法地位」（『中国回教協会会報』第7巻第3-4期、1947年）4頁。

²⁴「回民参政之頁」（『中国回教協会会報』第7巻第6-7期、1947年）4-8頁。「社論：對回民参政問題的感想」（『清真鐸報』新31号、1947年）2頁。「社論：為回民参政権問題的質疑」（『清真鐸報』新33号、1947年）2頁。丁珍亭「國民参政與回教復興」（『回民青年』2号、1947年）7頁。

²⁵「回胞國大代表問題—回協滇分会馬理事長伯安陳總會白理事長健生函」（『清真鐸報』新18号、1945年）4-5頁。「社論：政府漠視回胞國大代表名額嗎」（『清真鐸報』新23号、1945年）2頁。「回民代表名額不另規定」（『中央週刊』第430期、1946年）11頁。「國民大會召開聲中回胞對代表產生不平的呼吁」（『清真鐸報』新28-29号、1946年）2-4頁。「小統計：回教國大代表調查、回教參議員」（『中国回教協会会報』第7巻第1期）14頁。「社論：對於回民國大代表的希望」（『月華』1947年11月号）1頁。「中国回教協會雲南省分会快郵代電」（『清真鐸報』新30号、1947年）2頁。「回民國代名單正式公佈」（『清真鐸報』新36期、1947年）12頁。疏遙「國民大會與回民自覺」及び「國大回教代表提案原文」（『回民青年』第2号、1947年）3-4 及び 17-18頁。「回胞國大代表選舉辦法」（『回

の特殊性を強調することによって、制憲国大での「内地における生活習慣の特殊な代表」といった代表枠と17人分の議席配分を獲得した²⁶。

それに加えて、実際に憲政が始まるとムスリムにとっての関心は選挙へと向けられていくことになった²⁷。それは憲政実施の下で行われる様々な議会選挙における自分たちの代表を選出し、議会に送り出す必要があると認識していたからである。このように議会と選挙が彼らにとっての憲政に関する問題の中での最重要事項であった。なかでも、国民大会を重視していた。自分たちの「利益」を維持するための政治参入する手段として、国民大会代表選挙や立法院選挙といった戦後に実施された選挙とその重要性を認識していた。選挙に際しては、階層の利害の調整、権益の維持や選挙人名簿の管理などが重要な課題であった。そのために選挙のための「団体」の結成が必要であった。それは他の「職能団体」がその役割を果たしたように、ムスリムたちにとっては協会がその役割を担ったのではないかと考えられる。民意を反映する機関としての議会に関する問題は、政治協商会議や中国人民共和国成立後の全国人民代表大会などといったものにおけるムスリムを含むマイノリティの代表がどうであったかという問題にもつながるもので、会議史や選挙史の視点にも関ってくる重要な視角である。

民青年』第3期、1947年）19頁。「關於回民国大代表」及び「回民国代名單公告」（『中国回教協會會報』第7卷第8-12期、1948年）2及び28頁。「社論：行憲与回民国大代表的任務」（『月華』1948年1-3月号、1948年）2-3頁。「中国回教協會工作報告（1948年）：辦理回民国代選舉」（中国第二歴史檔案館編『中華民国檔案資料匯編』第5輯第1集文化、南京・江蘇古籍出版社、1994年）719-27頁。

²⁶「制憲国民大会代表之選舉及選定」、「国民大会組織法（民国36年3月31日国民政府公布、全14条）」及び「国民大会代表選舉罷免法（民国36年31日公布、全47条）」（中華民国重要史料初編編輯委員會編『中華民国重要史料初編一対日抗戰時期』第7卷戦後中国（二）、中国国民党中央委員会党史委員会、1981年）600-635及び775-784頁。陳謙平前掲「一党独裁制から他党『襯託』制へ」70-71頁。

²⁷「接受憲法一三五条結果同胞参加普選竟遭遇拒絕」（『清真鐸報』新35期、1947年）13頁。「社論：回民与選舉」（『清真鐸報』新36号、1947年）1-2頁。王孟揚「本会对回民各種代表選舉法的意見」（『中国回教協會會報』第7卷第3-4期、1947年）。「尊重135条立法精神提出回民選舉法具体辦法」（『中国回教協會會報』第7卷第3-4期、1947年）4頁。

補論 中国回教救国協会の下部組織—湖北省分会を事例として

[目次]

はじめに

一 日中戦争初期の湖北省におけるムスリム団体とその設立過程

(1) 武漢における抗戦活動

(2) 湖北省におけるムスリム団体及び成立過程

二 老河口における中国回教救国協会湖北省分会の改組再建とその過程

(1) 中国回教救国協会湖北省分会の改組再建とその過程

(2) 中国回教救国協会湖北省分会の活動

三 湖北省分会傘下の下部組織

おわりに

はじめに

本章では、協会の下部組織の設立過程とその活動がどのようなものであったかを湖北省分会を事例に考察する。それは個別の省分会の設立過程・変遷とその活動を見ることで、第一章で考察した協会における分会の具体的な位置付けや総会との関係の一端を明らかにすることができると思われるからである。

なぜ湖北省分会に焦点をあてるのか。先に述べたように、戦時下で全国に下部組織を持つムスリム団体として協会が設立した。その前身であった「回民協会」の誕生の地は湖北省の漢口（武昌、漢陽とともに武漢三鎮の一つ）であった。戦時下の湖北省は、「国統区」（国民政府及び国民党統治地域）、「淪陷区」（日本軍及び対日協力政権の占領地域）、「辺区」（中国共産党の根拠地）といった三勢力が併存する地域であり、この三者に明確な境界線はなく、軍事的な展開にあわせて勢力圏が推移した前線を代表する省の一つであった。なかでもそれは前線における国民政府統治地域を代表する省であった¹。このように、様々な勢力が入り乱れる戦争の最前線においてムスリム団体がどのような活動をしていたのか、あるいは試みようとしていたのか。この点に着目することで、宗教を基盤とした社会団体・組織が戦時という非日常的な環境に置かれた社会に対してどのような働きかけを試みていたのかの一端を明らかにできるだろう。

協会の総会とその分会に関する先行研究は少なくないが、分会の専論には関してわずか寧夏、陝西、安徽などの各省の分会に関して分析されているのみであり、その他の分会に関する研究はあまり多くない²。なかでも湖北省分会に注目した研究はほとんどなく、各分

¹劉宗武『湖北新民主革命史—抗日戦争時期卷』（武漢・華中師範大学出版社、2007年）。徐旭陽『湖北国統和淪陷区社会研究』（北京・社会科学文献出版社、2007年）。三橋陽介「日中戦争前期、湖北国統区における司法権の行使とその限界—戦区検察官と県長の摩擦を手掛かりに」（『史境』第60号、2010年、53-54頁）。

²協会に関する先行研究については、17頁注44参照。

会を紹介した論文と湖北回族に関する概説書の中で概略が紹介されているだけであり、分会の設立過程や活動内容に関しては明かされていない³。しかし、『湖北回族古籍資料輯要』⁴といった湖北ムスリムに関する史料集は出版されている。加えて『中国南方回族古籍叢書』⁵の中でも湖北省分会に関係する記事がある。このように湖北省分会について参考にするべき史料は少なくない。本章では、これらの史料に加えて協会機関誌や『月華』などのムスリム雑誌の記事や湖北省檔案館所蔵の公文書中のムスリムに関する記事などを用いて、「回民協会」と協会の湖北省分会の設立状況及びその経過を明らかにしていきたい。

一 日中戦争初期の湖北省におけるムスリム団体とその設立過程

(1) 武漢における抗戦活動

第一章で述べたように、1938年5月の「回民協会」の正式に成立する以前にも戦火が迫りつつあった武漢で、対日戦争に関わるイスラームやムスリムの活動が行われていた⁶。例えば、時子周が発起した「中国回民救国協会」も1938年2月6日の反侵略運動宣伝周宗教日において反侵略活動への支持・擁護を表明した。2月14日には、漢口民権路清真寺にてイスラーム反侵略大会が開催され、全国各地からムスリムの代表と来賓1000人余りが参加した。参列者の中には白崇禧や劭力子（当時国民党中央宣伝部部長）など政府要人の姿もあった。当大会は唐柯三が主席を務め、白崇禧と孫繩武が講演し、馬松亭、王静斎の両教長が陣没将校の追悼及び戦争勝利と世界平和のために祈祷した。それに続いて、李某教長も抗戦将校のために祈り、劭力子と鐘可托が講演した。大会終了後には、参加したムスリムたちがデモを実施した⁷。このように武漢のムスリムたちは抗戦を支援して「愛国心」を示した。

その他の抗戦活動の事例には、1938年4月に漢口で設立した漢口市回民戦地服務団を挙げることができる。これは武漢でムスリムを組織し、彼らを前線に送って抗日救亡活動に従事させるものであり、同年8月に「回民協会」の傘下となって「中国回民青年戦地服務団」に改組・改名した⁸。その主要任務は、イスラームの教義と抗戦の意義を民衆に宣揚す

³孫穎慧前掲「中国回教救国協会分会概述」。答振益『湖北回族』（北京・中央民族学院出版社、1993年）。

⁴14頁注33参照。

⁵『中国南方回族古籍叢書』シリーズについては、14頁注34参照。

⁶湖北省地方志編纂委員会編纂『湖北省志・宗教』（武漢・湖北省人民出版社、1996年）224-225頁。

⁷「反侵略宣伝周举行宗教日耶佛兩教徒為国難祈祷」（『申報』〔漢口版〕1938年2月6日）。「伊斯蘭教徒举行反侵略祈祷大会」（『新華日報』1938年2月15日及び『回教大衆』第1巻、1938年2月25日）12頁。「27年伊斯蘭教忠孝周举行伊斯蘭教反侵略祈祷大会宣言」（『中国回民救国協会通告』第6号、1938年）20頁。『湖北省志・宗教』224-225頁。

⁸前掲『湖北回族』93-95頁。湖北省民族宗教事務委員会編（答振益主編）『湖北回族古籍資料輯要』（銀川・寧夏人民出版社、2007年）198頁脚注。白靈「抗日中的武漢少数民族」（編輯部編『武漢文史資料』第59輯、武漢市政協文史資料委員会、1995年）22-23頁。「回教青年服務団成立」（『新華日報』1938年8月29日）。「中国回民青年戦地服務団訪問記」

ること、負傷戦士と出征人員及びその家族の慰労すること、物資的及び精神的な援助をすること、難民を救済することや戦地に赴いて救護活動に従事することなどの宣伝、慰労、救済、救護に関するものであった。具体的には、河南で宣伝と難民に関係する服務活動に従事したことや受難したムスリムの生計問題を解決するために漢口でイスラーム難民招待所を設立したことなどである。それに加えて馬鴻章、楊国端、魏雲剛などの現地ムスリム有力者たちも救済を含む多くの抗戦活動に積極的に参加していた⁹。

(2) 湖北省におけるムスリム団体及び成立過程

先に述べたように、1938年1月、時子周はムスリムの団結の必要を痛感して、「回民協会」を發起し、『中国回民救国協会通告』を刊行した。そして同誌上で『中国回教救国協会宣言』を発表して協会の設立宣言と宗旨を説明した¹⁰。しかし、当時その組織の所在地はまだ定まっておらず、具体的な活動は行われなかった。同年4月から5月になると、孫繩武が西北地区から戻ってき、白崇禧も武漢に駐屯するようになった。こうしたムスリム有力者が武漢に至った機会を借りて、彼らは救亡活動について協議した。そしてその場で時子周が發起した団体をムスリムによる活動の全国的な中心に拡大することを決定した。5月、武漢で「回民協会」成立大会を開催し、理事・監事を選出し、白崇禧が理事長、時子周、唐柯三が副理事長に選出された¹¹。戦時下で全国に下部組織を持つ全国規模のムスリム団体の発祥の地は湖北省の武漢であった。このように団体の発祥の地であるという意味で、武漢はこの時期のムスリムにとって象徴的な意味のある場所の一つであるといえよう。

「回民協会」総会成立後、全国各地で分会が設立した。そこで、総会は武漢で湖北省分会の建立を計画した。その準備委員は、馬鴻章、尹国武、白澤民、楊国端、魏雲剛、賈良などであった¹²。「回民協会」湖北省分会は1938年秋に創建された。陳経畚を理事長に、馬漢三¹³を副理事長に任命され、彼らが活動に責任を負って準備したが、活動はあまり展開す

(『回教青年月刊』第2巻第12・13期合刊、1939年(『湖北回族古籍資料輯要』199-203頁及び『中国南方回族社会団体資料選編』27-30頁、所収)。「回青服務団工作近況」(『中国回教協会会刊』第1巻第10期、1940年)36-37頁。「中国回民救国協会青年服務団工作総報告」(『回民言論半月刊』第1巻第12期、1939年)22-30頁。

⁹前掲『湖北回族』93-96頁。

¹⁰「中国回民救国協会宣言」(『中国回民救国協会通告』第1号、1938年、1頁)及び「中国回民救国協会宣言」(『新華日報』1938年1月16日)。「湖北省志・宗教」220-221頁。

¹¹「復刊辞」(『中国回民救国協会通告』第14号、1938年)43頁。「中国回民救国協会臨時簡章」(『中国回民救国協会通告』第1号)4頁。「全国回民団結—中国回民救国協会正式成立」及び「歡迎全国回民大団結(新華社短評)」(『新華日報』1938年6月19日)。「湖北省志・宗教」220-221及び224-225頁。

¹²『中国回民救国協会通告』第15号、1938年、86頁。

¹³馬漢三(生没年不詳):河南南陽出身のムスリム。商工業者。湖北武漢で宏昌皮貨を開設し、毛皮業を經營した。時子周・唐柯三・王静齋等の人と共同で準備し、1938年に漢口で「回民救国」第一次理事会を開き、当組織の正式な成立を宣布した。常任理事の1人に当

ることができなかつた¹⁴。

続いて漢口市分会が漢口民権路清真寺において成立した。当会は「『抗日救国』を宣伝すること、ムスリム教育を向上すること、『漢文を学ぶことは即ち反宗教であり、ムスリムは宗教を争って国を争わず』といった誤りを訂正すること、宗教信仰と政治信仰を同時に実施してもお互いに矛盾しないことを宣揚すること、三民主義は救国主義であることを説明すること、ムスリムが教派の境界線を除去し、民族団結を強化することを希望すること、共に救国興教の使命を完成すること」という宗旨を持ち、抗戦活動を組織することを試みた。しかし10月、日本軍が武漢を占領したため活動を停止しなければならなくなつた¹⁵。

武漢陥落前夜の10月22日には、「回民協会」傘下の青年服務団は宜昌へ赴き、27日そこでの分会の設立を準備した¹⁶。12月31日、宜昌県府路小学大礼堂で「回民協会」湖北省分会の成立を正式に宣言した¹⁷。湖北省の党・政府当局の関係者が現場で指導し、各機関団体を招待し、200人前後参加した。典礼のプログラムは以下の通りある。午後3時に儀礼を開始し、成立大会の主席は分会幹事の魏雲剛が担当し、準備経過と今後の活動について報告を行った。続いて省党部代表葉桐、省政府代表及び辺署代表がそれぞれ訓辞を述べ、その後來賓が講演し、それらに対して主席が答辞を述べた。議案を討論し大会宣言を通過し、国民党中央党部、国民政府、蒋介石委員長及び白崇禧副参謀長へ返礼を述べた¹⁸。

宗教活動として、宜昌分会は1939年の犠牲祭を執り行った。1939年2月1日、分会はムスリムたちを招集し宜昌天后宮清真寺及び肅家巷清真寺で犠牲祭（「忠孝節」）の典礼をそれぞれ挙行し、約200人が参加した。典礼のプログラムは以下の通りであった。まず早朝に沐浴をした後、8時に大殿へ集合し、教長王振華、李秋山が犠牲祭の意義とその由来についてそれぞれ講演し、9時からは礼拝を開始し、11時に茶会を行なった。その後、分会幹事祥興瑞、魏雲剛らが日本の行為を説明し、ムハンマドの指示である「アッラーに忠じ、国家人民に孝ずる」に依拠し、ムスリムが犠牲を恐れず、抗戦力量を強化する必要性を鼓舞した。儀礼の終了後、牛羊10頭を屠殺し各教胞へ配布した¹⁹。

また日中戦争の勃発によって中国回教進会湖北省支部が活動を停止すると、その傘下の各県分部（省支部に属する各県レベルの下部組織）の大多数が「回民協会」の各県市会に改組された²⁰。宜昌分会に所属する支会は、1939年6月1日にまず房県（馬鴻臣を総幹

選した（邱樹森主編『中国回族大詞典』南京・江蘇古籍出版社、1992年、430頁、参照）。

¹⁴武漢地方志編纂委員会主編『武漢市・社会志』（武漢・武漢大学出版社、1997年）249-251頁。孫穎慧前掲「中国回教救国協会分会概述」121及び123頁。

¹⁵『武漢市・社会志』249-251頁。『湖北省志・宗教』224-225頁。

¹⁶前掲『湖北回族』96-97頁。

¹⁷『湖北省志・宗教』219-221及び224-225頁。

¹⁸「分会成立状況」（『中国回民救国協会通告』第22号、1939年）86頁。

¹⁹『中国回民救国協会通告』第27号、1939年、107頁。

²⁰前掲『湖北回族』174頁。

事に選出²¹⁾で成立した後、竹山・谷城・光化・江陵・松滋・石首・襄陽・南漳などの各県で続々と設立した²²⁾。

このように、「回民協会」湖北省分会は宜昌県で成立したが、宜昌における分会は戦況が悪化したため、実際には機能しなかった。

二 老河口における中国回教救国協会湖北省分会の改組再建とその過程

(1) 中国回教救国協会湖北省分会の改組再建とその過程

協会総会の支持下で、老河口清真寺の韋誠榮が湖北省の西北地区の10余県のムスリム代表を招集し、会務について協議した²³⁾。1939年末、重慶の総会と光化県老河口鎮の第五戦区司令長官部が老河口清真寺で新しい組織を設立することを求めた。それによって当地で従前の湖北省分会を「中国回教救国協会湖北省分会」と改名して改組再建した²⁴⁾。また総会は馬万才を省分会常駐幹事として派遣し、会務の処理に援助・協力させた²⁵⁾。同時に総会は200万元を常用資金として支給し、第五戦区司令長官部も300万元を補助した²⁶⁾。第五戦区司令長官部は老河口で現地の軍政を処理したため、政府機関がムスリム団体の設立に対しても、支援と関与が少なくなかったといえよう。

実際、韋誠榮と馬万才が責任を負って準備委員会を組織し、当委員会は会員代表大会の開催に向けて各準備事項を分担した²⁷⁾。こうした準備を経て、1940年1月25日に予備会議を実施し、26日から湖北省分会第一次代表大会を老河口清真寺で招集開催した。随県、襄陽、宜昌、均県、鄖県、竹山、竹溪、谷城などの12県の代表36名が出席した²⁸⁾。大会開幕前、25日に予備会議を挙行了した。26日、大会開幕典礼を挙行了した。総会視導員李廷弼が出席して指導監視し、大会の主席を担当した。各機関と各法団の100余名代表と500余名の教胞が参加した。開幕典礼後、主席が致辞し、第五戦区司令長官部（第五戦区司令長官は李宗仁）代表の高級参謀黄敬修、当政治部主任章永成などが相次いで講演し、大会は蔣総裁と李司令長官及び協会理事長に電報を送った。5時半頃スローガンを高らかに叫び、集合写真を撮影した。6時より議案27件を相次いで討論した²⁹⁾。27日、幹事を選挙で達永華等の23人を選出した。韋誠榮、張漢岑、馬海翹、馬啓瑞、劉雨三の5人を常務理事に任命し、

21 『湖北省志・宗教』220-221頁

22 『湖北省志・宗教』219-221及び224-225頁。『中国回民救国協会通告』第36号、1939年、144頁。

23 『湖北省志・宗教』219-221頁。

24 湖北省老河口市地方志編纂委員会編（徐海泉主編）『老河口市志』（北京・新華出版社、1992年）630頁。

25 『湖北省志・宗教』220-221及び224-225頁。

26 『湖北省志・宗教』219-221及び224-225頁。

27 「鄂分会举行第一届代表大会」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第11期、1940年）21頁。

28 前掲「鄂分会举行第一届代表大会」21頁。孫穎慧前掲「中国回教救国協會分会概述」121頁。

29 前掲「鄂分会举行第一届代表大会」21頁。

その中の韋誠榮を幹事長に、馬啓瑞を副幹事長に選出した³⁰。分会は総務、組訓、文化、婦女の四股（下部部門）を設置し、抗日救亡に関する会務を処理した。27日午後、幹事宣誓就職典礼を挙行し、李視導員が宣誓し、宣誓の重要性及び会訓である「公誠」の意義の解釈について講演し、その後大会は閉幕した³¹。

(2) 湖北省分会の活動

次に湖北省分会はどのような活動を行っていたのか。省分会の活動は宗教活動から社会活動に到るまでの多方面に及んでいたが、宗教活動以外では教育活動に特に力を注いでおり、老河口などの省内各地で小学校を創設した（詳細は第六章で考察した）³²。当分会は『回声報』を出版するなどの抗日宣伝を行ったり、省分会所属の支会と区会は光化などの各県でムスリム戦時服務隊や担架隊などを組織したりしていた³³。例えば、省分会傘下の支会・区会は光化県などの各県でムスリム戦時服務隊及び担架隊を組織した³⁴。これは45歳以下のムスリムを選んで、10人を一小隊とし、3～4個の小隊を一大隊として編成した。全部で二個大隊を組織し、それぞれ海建賓、鎖金安を隊長に任命した。各県の入隊したムスリムは、随県125人、老河口80人、鄖県50人、襄陽37人、房県17人などの合計309人であった。各県戦時服務隊は、救護、偵察、宣伝、防空、運輸、慰労、戦死した将士と戦難にあった同胞の埋葬などの任務を実行していた³⁵。救済活動には、傷病兵を慰問すること、義捐金と冬着を募集すること、日本軍の空襲に遭遇した同胞を救護することなどが含まれていた。このように、省分会は積極的に抗日宣伝と救済活動を実施していた。

総会と省分会の活動範囲は広範囲に及んでいたが、大後方にあった重慶の総会と戦争の前線にあった老河口の省分会とは置かれていた環境は異なり、その活動の重点事項も同じではなかったと筆者は考える。理想的なスローガンを掲げることができた大後方と比べて、前線の分会は現実的な活動に重点を置いていた³⁶。その活動は戦時服務隊と担架隊などの直

³⁰前掲「鄂分会举行第一届代表大会」21頁。孫穎慧前掲「中国回教救国協会分会概述」121頁。『湖北省志・宗教』220-221頁。

³¹前掲「鄂分会举行第一届代表大会」21頁。『湖北省志・宗教』220-221頁。

³²孫穎慧前掲「中国回教救国協会分会概述」121頁。前掲『湖北回族』97頁（原載『襄陽市回族志概況』1985年）及び174-175頁。『老河口市志』630頁。

³³「中国回教救国協会工作報告（1948年）」（中華民国史檔案資料匯編）第5輯第3編、文化）28-729頁。「中国回教救国協会分会支会戦時服務隊簡章」、「中国回教救国協会分会支会戦時服務隊規則」及び「通函分会支会組織戦時服務隊」（中国回教救国協会会報）第3巻第7期、1941年）19-20頁。「支会・区会・戦時服務隊」（『中国回教救国協会会報』第4巻第9-12期合刊、1942年12月）28頁

³⁴前掲「中国回教救国協会工作報告（1948年）」728-729頁。前掲「中国回教救国協会分会支会戦時服務隊簡章」、前掲「中国回教救国協会分会支会戦時服務隊規則」及び前掲「通函分会支会組織戦時服務隊」19-20頁。前掲「支会・区会・戦時服務隊」28頁。

³⁵『湖北省志・宗教』220-221及び224-225頁。

³⁶孫穎慧前掲「中国回教救国協会分会概述」121頁。前掲『湖北回族』97頁及び174-175頁。『老河口市志』630頁。

接の動員および救済と宣伝といった間接的な戦時支援が主たるものであった。

戦時救済の一つとして教育活動がある。なかでも清真小学校建設運動は日に日に増加する難民とその子弟を救済するだけでなく、後の抗戦のための動員やそのための人員育成へと結びつく可能性を持つ種を撒くことにつながり、社会貢献のための意義を有していた（清真小学校建設運動については、第六章で考察した）。

三 湖北省分会傘下の下部組織

老河口の省分会傘下の支会と区会に関して、省分会が成立する前後に隋県ら各県が続々と支会を成立したほか、江陵、石首、竹溪、襄陽、谷城、南漳、房県などの各県で支会を再建した³⁷。日中戦争時期の湖北省内で設立された支会は、随県、谷城、均県、棗陽、襄陽、竹山、房県、竹溪、松滋、鄖県、鄖西、南漳、江陵、石首、宜昌の全 15 支会であった³⁸。その他に当時省内の各郷鎮でも全 15 の区会を成立した³⁹。老河口の上鎮・中鎮・下鎮・竹林橋鎮及び谷城県の冷家集等の郷鎮で省分会直属区会を成立した⁴⁰。省分会傘下の主要な支会および分会直属区会の設立過程について以下のようなものである。

〈省分会所属の主要支会の成立過程〉⁴¹

支会	成立日時	総幹事	幹事	注釈
房県	1939年5月1日	馬鴻臣	劉長明、趙先儒、馬俊臣、海朋拳、聞邦富、劉長青等	
竹山	1939年7月21日	呉子卿	馬福田、馬文勝、馬玉坤、聞邦賢	(注1)
谷城	1939年9月20日	鄭華堂	樊雨亭、李堂、馬祥兆、馬守礼、馬有塵、馬西元、馬啓林、馬漢臣等	
石首	1939年6月10日	馬雲田	丁長青、李乾三、徐玉芝等	
江陵	1939年12月29日	玉風貴	丁長榮、羿譚臣、馬子龍、海朝光、馬占海、馬占江、丁子清、徐海亭	(注2)
松滋	1940年5月20日	朱潤之	楊敬三、楊德堂、朱躍堂、楊恒(恆)山、	(注3)

³⁷『湖北省志・宗教』219-221 及び 224-225 頁。

³⁸前掲「中国回教救国協会工作報告(1948年)」710-748 頁。『湖北省志・宗教』220-221 頁。

³⁹前掲「中国回教救国協会工作報告(1948年)」710-748 頁。

⁴⁰『湖北省志・宗教』219-221 及び 224-225 頁。

⁴¹「県支会活動近況-湖北：房県、竹山県、谷城県支会」(『中国回教救国協会会刊』第1巻第4期、1939年)33頁。「県支会活動近況-湖北：石首県、江陵県、宜昌県支会」(『中国回教救国協会会刊』第1巻第6期)38頁。「各省支会動態状況-鄂：江陵県支会召開第二届會員代表大会、松滋支会成立」及び「宜昌支会成立」(『中国回教救国協会会刊』第2巻第5期)22-23頁。『回教寺院及回教概況調査表式案』(『湖北省教育庁檔案』、湖北省檔案館、LS3-1-1059)。湖北省松滋県志編纂委員会主編『松滋県志』(湖北省松滋県印刷廠、1986年)704頁。

			楊振初、楊主階、朱国富、馬長春、馬長義、楊志高等	
宜昌	1940年5月25日	劉西園	艾潔清、左明華、馬惠明、馬景琛、法正松、楊詩廉、艾受昌、武建亭等	(注4)
襄陽	1939年10月12日		(準備員：定宏章、馬耀德、張榮彬、劉銘之、馬建洲等)	

(注1) 当支会は総幹事1人、幹事4人と会計1人を任命した。毎月の経費は30元前後必要であり、総会は毎月15元を補助した。

(注2) この総幹事及び幹事名簿は1940年5月25日に実施された第二次会員代表大会で選出されたものである。会員180人余及び機関代表が代表大会に参加した。

(注3) 1940年5月20日、県党部は人員を派遣し会議を指導し、当支会が成立した。事務機構に総務、組訓、文化の三股を設置した。各股に股長各1人を設置。1945年2月16日、会員大会を開催し改選を行い、選挙の結果、全ての幹事を再任した。また幹事を理事と監事に改組改称した。

(注4) 1940年5月25日、当支会は成立大会を挙行し、党政機関の代表及び当会会員213人が参加し、大会に蒋介石委員長、白崇禧理事長に電報を送り、汪精衛を討伐するという一案を通電した。各幹事は職務を分担し、全体人員で就職の宣誓を行った。

〈省分会直属区会の成立過程〉⁴²

直属区会名称	所属県	成立日時	主任幹事	幹事
老河口上鎮	光化	1940年3月8日	海治平	馬書鈞、王全盛
老河口中鎮	光化	1940年3月9日	唐光鴻	李明堂、鎖金安
老河口下鎮	光化	1940年3月15日	哈潤齋	吳逸萍、吳金安
竹林橋	光化	1940年4月10日(注1)	馬文韜	魏煥章、李振榮
冷家集	谷城	1940年3月7日	楊金鏊	楊少山、楊得潤

(注1) 竹林橋直属区会に関して、湖北省分会は組訓股長達少民を派遣し現地ムスリムと相談し区会の組織を準備した。4月10日午後2時から竹林橋鎮清真寺にて成立大会を挙行した。

おわりに

先に述べたように、1938年5月、戦火が迫りつつあった特殊な状況下の武漢で「回民協会」が成立したが、8月には戦況の悪化により総会は重慶へ遷っていた。それに加えて、同年10月に武漢が陥落した。その前夜には省分会も武漢を離れ、12月に宜昌県で「回民協会」湖北省分会を誕生させた。しかし、戦況は日々悪化していったため、当地での省分会は機能しなかった。そのため、改組後の総会と第五戦区司令長官部の協力と支持の下で、光化

⁴²「各地支会紛紛成立一鄂：冷家集直属区会、老河口上鎮直属区会、老河口中鎮直属区会、老河口下鎮直属区会、竹林橋直属区会」(『中国回教救国協会会刊』第2巻第2期)26頁。

県老河口鎮で協会湖北省分会として改組した。

当分会は宗教活動から社会活動に到るまでの多方面に及ぶ活動を行っていたが、特に宗教各地における小学校を創設などの教育活動が特筆できるものであった。また省分会の下部組織のうち、支会については、随県、谷城、均県、棗陽、襄陽、竹山、房県、竹溪、松滋、鄖県、鄖西、南漳、江陵、石首、宜昌の15支会を創設した。その他にも、省分会に直属する区会が老河口の上鎮・中鎮・下鎮・竹林橋鎮及び谷城県の冷家集等の郷鎮で創られた。以上のような過程を経て、前線にあった湖北省分会は設立し、そのもとで戦時服務隊と担架隊などの直接的な動員および救済と宣伝といった間接的な戦時支援といった両面での抗戦活動を積極的に実施していた。それとともに社会救済の一環として教育活動にも尽力していたが、これは前述したように第六章で別個に章を設けて扱った。

最終的に湖北省分会は以下のような顛末を迎える。戦争が終結して武漢が国民政府によって回復された後、省分会も老河口から武漢へ帰還した。1946年2月17日に漢口民権路清真寺内に漢口市分会が設立した。主要な活動は教胞の戸口調査をすること、義勇消防隊を成立すること、基金募集の推進すること、武漢における補習学校を運営すること、『伊理月刊』を発行するなどであった。老河口から戻ってきた省分会と漢口市分会が統合され、協会湖北分会を改名し、漢口市分会とした。また1947年7月には再び武昌で省分会を設立した（1947年以降、漢口市分会と湖北省分会は同じものではなく、両地域にそれぞれ分会レベルの下部組織が存在することになった）。しかし、1949年5月に武漢が共産党によって陥落した後、活動を停止した⁴³。

⁴³前掲「中国回教救国協会工作報告（1948年）」710-748頁。孫穎慧前掲「中国回教救国協会分会概述」121-123頁。

終章

[目次]

- 一 本稿の到達点
 - (1) 内容の整理
 - (2) 結論
- 二 今後の課題と展望

一 本稿の到達点

(1) 内容の整理

第一章では、協会という全国規模の団体の設立と展開の意味と組織の全体像について、協会とその幹部の視点から明らかにした。日中戦争勃発以前よりムスリム知識人たちは清末以来の自分たちが置かれた状況とそこから生じる危機感を解消するためには、「貧愚」からの脱却が最低限の目標と見なしていた。しかし、彼らは自分たちがまとまりのない存在という意識を抱いており、改革運動を実施するためにはそのようなムスリムたちを組織化する必要を痛感していた。そこで、知識人を含むムスリム有力者たちは全国規模でムスリム統合を目指す団体として協会を成立させた。協会成立は彼らなりのムスリムの統合の試みといえよう。この契機は日本の華北占領と日中戦争の勃発にあった。国家が戦争遂行のためムスリムを「国民」へと組み込む必要が急務になり、従前からのムスリム自身の目標であった宗教意識に基づく自己集団の統合という試みがそれと交叉したからであった。彼らは戦時という時代状況を正確に認識し、国民政府の意に沿った活動も併せて行うことで国家によるマイノリティの「統合」とムスリム自身による自己集団の「統合」という二つの次元での「統合」を巧みに結びつけ、自己集団の目標を達成するための生存戦略とした。本章ではこの一端を全国規模のムスリム組織としての協会の成立と展開の過程から知りえた。

第二章では、抗戦という政治状況と宗教とが複雑に絡み合う相互関係に注目しながら、協会が堅持した理念とはいかなるものであったかを考察した。ここでは主として協会の理念に焦点をあて、その中での宗教と抗戦の相互作用を彼らなりの生存戦略として位置付けた。日中戦争期、戦時という状況において、ムスリムは自己の目標を達成するために政治体制と折り合いをつける必要があった。彼らは中東のような政教一致を理想とするイスラム国家の樹立を望めなかった。そのため、少数派として異教徒が統治する国家の枠組みの範囲内で生きるよりほかななく、それには体制へ少なからず譲歩しなければならなかった。自己の地位を向上することと権益を最低限維持することが最小目標であった。そこで、三民主義や抗戦建国論といった国家の理念を包摂する概念として、ムスリム知識人たちは「救国興教」を掲げた。協会のこの基本理念の中に、抗戦と宗教の二つの軸が存在した。それは抗戦のために宗教に関係するフレーズを頻繁に使用すると同時に、宗教信仰の

ためにも抗戦を強調するフレーズを用いたと言い換えられる。抗戦建国を鼓舞するために宗教を用い、自分たちの宗教の立場を向上させるためにも抗戦建国を主張した。それゆえ宗教も抗戦もなければならず、それらが複雑に絡み合った「救国興教」こそが協会の二つの理念を体現するスローガンとなった。彼らはこれらの理念を実践に結び付けるために抗戦シャヒード論を利用した。抗戦建国運動をジハードに置き換えることで、イスラーム的に「正しい」行為となり、抗戦は宗教と結びつけられて意味を持った。彼らの「愛国的行動」の選択は、彼らが長年抱いていた目標を達成するための戦略的思考の所産であった。従来の政治参加が限られていた状況から脱却を目指し、現実の政治状況と宗教との折り合いをつけるためには両理念をすり合わせる概念が必要であった。統治者側のスローガンを被統治者であった協会が政治参加のチャンスと捉え、用いた選択肢が「救国興教」であった。これは中央政府が掲げる抗戦建国というスローガンをムスリム側が政治参加への道を確保する論理として用いたことを意味した。

第三章では、協会が国民政府の政治儀礼としての孫文の遺言詠誦と遺影の掲示・敬礼をどのように扱ったかを分析した。国民政府は孫文崇拜を徹底し、至る所で彼の肖像や遺言を強調し、各種会議や学校教育の中でそれへの敬礼や遺言の詠誦を義務付けていた。これらは国民政府の訓政体制に適合したイデオロギー装置であり、それはあたかも孫文を「偶像」として崇拝しているかのようであった。これに対し「個人崇拜」を原則禁止していたムスリムたちは、世俗的な行事では中華民国の「国民」として行動し、宗教行事ではイスラームを信仰するムスリムとして宗教規範に従い行動するといった二つの「信仰」を使い分け、政治儀礼と宗教心の狭間で折り合いをつけていたことを明らかにした。民国前期以来の政治的・社会的地位の向上という目標の達成を目指し、政府に働きかけを行うために、日中戦争はムスリム知識人層にとってある種のチャンスであった。その際には、政府の政策を支持し、歩調を合わせる必要があり、信仰心を政治状況の中で折り合いをつけていかなければならなかった。そこで、生み出されたロジックこそが政治信仰と宗教心の区別であった。そして、孫文の遺言や三民主義等の「孫文遺教」が地位向上のための担保でもあり、これは孫文崇拜と向き合う必要があった白崇禧らムスリム知識人層の抗戦判断でもあった。

第四章では、協会とそれに近い立場の知識人たちによる清真寺運営に対する認識と管理制度の制定過程を取り上げて、日中戦争下の協会がどのように清真寺を管理運営していくことを理想としていたのかを明らかにした。国民政府による宗教統制に直面した協会は清真寺内部の管理運営における構造上の問題を痛感していた。そのような事情を背景として生まれた管理辦法は協会の理想とする清真寺管理運営観が色濃く反映されたものであった。清真寺の管理運営の目的の一つは民国前期からの課題であったムスリム自身の組織化や内部統合という目標を清真寺の運営改善によって推進しようというものである。もう一つは政府による清真寺及びムスリムの管理・統制という面である。ただし協会が国家による直接的な介入や管理を嫌った結果、協会を通しての間接的な管理運営というところで落ち着

いた。協会にとって他の宗教に適用された寺廟監督条例で一律に管理されることと、政府が使用した「監督」という言葉に抵抗感があり、自分たちの納得がいく規定の作成を望んでいたことが交渉過程からもうかがえた。そして、それを実現するために内政部と交渉を重ねた結果、最終的には協会による清真寺の管理運営という形を取るようになった。彼らは清真寺管理機構の不十分さが教務の推進を阻害しているとみて、そのような状況乗り越えるための手段こそが管理辦法であると認識した。協会による清真寺運営論は国民政府による宗教統制の試みを契機としたが、彼らが清真寺内部の問題を改善せんとする意識を明確に示す結果となった。協会は内政部の承認・許可の下での自分たちによる自主的な管理を目指したとみなせるような態度をとった。内部規則とそれに基づく管理システムこそが協会による清真寺に対する理想の集大成であり、彼らの理念が反映されていた。この内部規則制定は協会と国民政府の双方の思惑の妥結点でもあった。

第五章では、日中戦争下の協会の宗教活動の事例として総会と重慶市分会におけるイスラームの二大祭（断食明けの祭りと犠牲祭）を分析した。協会は二大祭を主催したり、挙行の呼び掛けを行ったりするなど宗教行事の開催に主導的な立場にあり、第二章で取り上げた「救国興教」といった理念上だけでなく、実際の宗教行事の中でも抗戦と宗教の結合を行った。そして協会はこの立場を利用して抗日運動を宗教活動の中に組み込んでいった。これは宗教儀礼を用いたムスリムの秩序観（イブラーヒームとイスマイールの「犠牲」の故事等）を「忠孝」という中国の伝統的秩序観へと置き換え、また戦死者の追悼といった抗日的要素や「愛国」を挿入して抗日へと向かわせる意識の操作を試みた一例だったといえる。これらの祭りには宗教活動と抗日運動の二つの目的があり、宗教活動が抗日運動と結びついて、間接的な戦争動員に役立つことが意図されていた。これらの宗教行事中でも両者が結びつけられていた。第四章で見てきたように、協会は宗教活動の場である清真寺を間接的に管理することで宗教活動を主催し、それを通じて抗日運動をムスリムに浸透させた。また国民政府に協力したムスリムにとって抗日運動の側面を持つという建て前を用いることで二大祭を実施した。

第六章では、協会の悲願の一つであった教育振興事業とそれに対する政府の対応について、湖北省における清真小学校建設運動を事例として分析した。戦時下で協会の分会と支会はムスリム教育を非常に重視し、特に初等教育を支援したため、小学校の建設を推進した。その際に、ムスリムの信仰と生活の中心の場であった清真寺を初等教育の場と定め、各清真寺内に小学校を附設することを提唱した。これは教育事業であるばかりでなく、教育の機会に恵まれなかった児童など貧困層を救済する意味も含むものであり、社会活動をも兼ね備えていたといえることができる。戦時の前線は非常に困難な時局に置かれていたため、湖北省分会とその傘下の支会や清真寺の支援には限りがあったので、これらは再三資金難に陥っていた。本来、総会が分会への補助を試みたが、予算に限りがあったので、協会は中央政府に小学校へ補助するように要求した。教育部は彼らの教育振興計画を支持し、各省政府に補助するように命じたが、各省政府と各県政府は期日通りには決して補助しな

かった。分会とその支会は教育振興のために尽力したが、結果として良好な成果を獲得できなかった。しかし、これについては二つの点から評価できる。第一点は、清末以来の社会的・政治的地位を向上させるための手段であった教育振興という長年の夢を抗戦時期に一定程度実現できたことであり、第二点は、各級政府がムスリム教育を少なからず支援したことである。

第七章と第八章では、日中戦争の勝利が確実視されるようになった1943年1月以降、協会とムスリムたちが「戦後」をどのように考えていたのかについて、彼らの戦後構想を彼らの憲政論と政治参入という視点から分析した。「戦後構想」につながる憲政論議に見られる認識を1939年～40年と1943年～1945年前後の二つの時期における憲政論として取り上げた。協会とムスリムたちは、社会的・政治的地位の向上及びその憲政運動の隆盛に乗り遅れることの危機感から、このような憲政論議への参加と憲政擁護の主張を繰り返した。そこでは、孫文や蒋介石への支持を表明しながら、政府側の論理や法律を使用することで、支配者側の論理を逸脱しない範囲内で権利を主張した。ただ、彼らにとって憲政自体の中身を議論することが目標ではなく、蒋介石や中央政府を意識した論理を展開しながら、手段として憲政を使用したたかな行動であったといえる。彼らにとって憲政は単なる政治体制選択の問題であるだけでなく、自己集団の長年の目標を実現するための論理であり、その主張こそが政治的・社会的地位を挙げるための手段の一つであった。それは、政府と自己集団の双方に向けた発言であり、憲政運動の論理的利用であると言い換えられる。そして、ムスリムにとっての「約束された憲政」としての国民大会の実施を擁護する方針と戦争への功績による因果としての権利の主張という双方を生存戦略の論理として結合させて利用した。当時の政治状況を判断しながら生き残りをかける論理として憲政と憲法を用いながら、自分たちの目標の達成のために憲政を目指す道へと帰着した。結果は戦争終結後には制憲国大における「内地における生活習慣の特殊な代表」という枠の獲得に収斂した。このような議席獲得問題は政府の側から見ると多様な政治勢力をどう取り込むかという問題でもあり、また多種多様であった政治勢力の側から見ると、彼ら自身が中華民国の中でどう生き残りを図ろうとしたかという問題でもあった。

補論では、協会とその傘下の組織について、分会の設立とその変遷及びそのもとでの支会の展開を通して考察した。日中戦争期、全国で下部組織を持ったムスリム団体の発祥の地は武漢であった。1938年5月の「回民協会」成立以前にも、戦火が迫りつつある状況下の武漢で、対日戦争に関係するムスリムたちの活動が行われていたが、団体誕生から間もない8月には戦況の悪化により、総会は武漢を離れることになった。10月の武漢陥落前夜、漢口にあった分会もこの街を離れ、12月に宜昌県で協会湖北省分会を設立した。しかし、戦況が日々深刻化していったため、ここでの省分会も次第に機能しなくなった。その後、重慶で改組された協会総会と第五戦区司令長官部の支持と協力の下で、光化县老河口鎮に遷って協会湖北省分会として改組・再建した。第五戦区司令長官部等が費用を補助していたことから、省分会の再建には政府及び関係機関が少なからず支援と関与をするものだ

った。

(2) 結論

本稿では、近現代と戦争、中国のイスラーム及びムスリムにとっての近代、国家と宗教、戦争と宗教という視角の中で、近現代中国におけるムスリム・マイノリティという問題を考察したものである。なかでも清末以来の近代化の流れとその土壌を受け継いでいた時期におけるムスリム近代化への協会のまなざしを日中戦争との関係において位置付けた。言い換えれば、それはムスリム自身によるその社会の近代化と戦争・国民政府との関係という二つの文脈の中で協会がいかなる認識を示したかを考えるものであった。ここから国民統合を目指す政治状況の下、ムスリムを含むマイノリティの政治と宗教とに関係する行動と認識を通して、彼らのまなざしを読み取ることができる。

本稿で取り上げた抗戦認識（抗戦建国に対する認識など）、宗教管理構想とその認識（宗教行事、清真寺運営とコミュニティ認識など）、教育振興に対する認識、憲政認識と戦後構想などといった協会の認識から、彼らをとりにまく社会や政治状況が見出せる。彼らがそれをどのようにとらえていたのか、どのようにすることを望んでいたのか。これこそが彼らの戦争や国家との向き合い方であり、「二つの文脈」との折り合いの付け方ともいえる。ここに中国ムスリムが中国という社会で生きていくための彼らの生存戦略があったとみなすことができよう。

清末民初以来の「抑圧されている」という自己意識と「貧愚」からの脱却、社会的・政治的地位の向上などの目標こそが長年の悲願であった。自分たちが置かれた状況を改善するために統一的なムスリム組織を設立し、教育振興、社会救済、職業訓練を行っていくことを試みた。そのなかでムスリムたちは国家の側のスローガンや政策を自分たちの側に則した読み替えを行った。彼らも中央集権化や総力戦体制をはじめとした国をまとめあげる手段としての諸々のスローガン（新生活運動、抗戦建国綱領、憲政など）等のような概念をある種の「借り物」として用いた。これは国民統合、社会の近代化、戦争などを含む清末民初以来の中国の置かれた政治状況の中で、この政治変動期に生じた社会状況に起因する問題への解決の手段として捉え、自己の地位の改善を目指すことにつながるものとして用いたものである。

1937年から1942年にかけての協会とそれと関わる改革派ムスリム知識人たちによる日中戦争への取り組みは、自らの政治的・社会的地位の向上のため戦争を宗教信仰と結びつけることであり、抗戦に対する自己責任を強調した。言い換えれば、これは戦時という状況を利用して国家と宗教の折り合いをつけようとしていた。それは具体的には抗戦建国論と抗戦シャヒード論を結びつけた「救国興教」という理念を全面に押し出したり（第二章）、孫文崇拜における「政治信仰」と「宗教信仰」の分離という論法を用いたり（第三章）、二大祭などの宗教活動への抗戦的な要素の導入を行ったり（第五章）、「漢人回教徒説」を採用するなどの方法を用いたりしながら、抗戦への「積極」参加を主張することで自己の政

治参加の拡大を図ろうとした。

1942年後半から1943年にかけて国民政府にとって転機となり、政治や社会の状況に変化があった。国際関係の変化の中で、1942年に汪精衛政権が日本と、1943年1月に重慶政府がイギリス、アメリカ（中英新約、中美新約）との間で不平等条約を撤廃した。それと同時に、国民政府と蒋介石は戦後に向けたビジョンを示すことになった。これはいわゆる国民政府にとって「戦後」が開始した時期であるといえる。第八章で分析したように、ムスリムにとっても1943年以降は憲政を含めた「戦後」を考える必要があった時期であった。

このような状況変化のため、1943年から1945年には、ムスリムたちも戦争の勝利を意識した。それゆえ戦後における団体を存続させるために、政治参入、具体的には参政権の拡大)を見据えた生存戦略を採用した。それは戦後に実施されることになっていた憲政をはじめとした「戦後構想」を視野に入れたものであった。そして憲政運動への参加から国民大会での議席確保問題へとつなげることのできる政治的な「戦略」を採るようになった。これは自らの「利益」を維持するために政治参入の手段としての選挙の重要性を意識したものである。戦時下での宗教団体や社会団体が戦後の自分たちのあり方も視野に入れつつ、政治的な権利や地位の向上を目指す試みの一環であった。これは戦時という非常時における抗戦団体から平時の宗教団体・社会団体への脱皮を図ったものともいえる。

戦争という時局こそが自己の目標を達成できるかもしれないチャンスをもたらしたため、自分たちが目指す「近代化」の実現に戦時という時代状況を利用した。そのためには自分たちの宗教心と現実状況の間で折り合いをつける必要性が生じた。そこで、中華民国という「国家」の中で生き残るための選択として、漢回対立事件の解決、教育振興や清真寺の管理運営規定の制定のように、政府が掲げた公式見解や法律などといった近代的なルールに則りながら、自己の地位の向上と権益の維持を目指した。これは憲政に関する議論においても同様であった。特に彼らはムスリムの中国国内での重要性を強調しながら、憲政論議への参加を求めている。一貫した政治空間ではなかった民国期の中国は統一性と多様性を持っていたが、現実の社会状況や政治状況の中で、ムスリムたちはその時の時代状況に合わせてながら集団自体も自分たちを変化させつつ、「民族性」や「文化的な固有性」を用いながら「したたかに」生きていた。自分たちを「国民」の一部として位置付け、「国民」の権利である「約束された憲政」の実施を標榜しながら、戦争への貢献と功績を強調することで、それに伴う自己の地位を向上するための政治的な権利の獲得を主張した。

本稿で見てきた協会の認識とあり方はそれに基づく国民政府との関係を反映したものであった。そこで、ムスリム自身によるムスリム社会の近代化と戦時下での国民政府による統制強化という二つの文脈の中で、ムスリムたちと国家との関係を見てみると、本稿で取り上げた事例における両者の関係は「同床異夢」という関係であったといえる。対立・妥協だけではなく、目指すところの目標は同じであっても両者の思惑は異なるものであったのかもしれない。国家と宗教の関係は多様な価値観を持つもの同士の共生・共存・協調と

いう視点にもつながる。単なる協力でも妥協でも対立でもなく、同床異夢という手段をとりながら、生き残るための戦略であっただろう。国民政府の枠組みのなかで限定されたかたちではあったが、彼らは最大公約数の権利を獲得できた。これはムスリム社会全体に位置付けたときにこの認識について意味付けを更に理解することができるだろう。

二 今後の課題と展望

最後に本稿に残されたいくつかの課題を述べ、今後の展望を明らかにしたい。

本稿では協会のあり方を日中戦争期の活動や認識に焦点を当て考察した。協会は前述のように、大陸においては1949年まで存続しその後台湾へ移ることになった。1945年以降～1949年までのいわゆる国共内戦期は日中戦争期とは団体の性格が変わっていくので、本稿ではほとんど取り上げなかった。それは団体の成立した契機でもあった日中戦争が終結したことによって協会の核の一つであった抗戦が意味を失い、団体の性格が変容していくからである。戦時下における生存戦略には時間の経過とともに変化があったが、彼らはその時々々の戦局を判断し、序章でもとりあげた伸縮自在の存在であった「中国」の中であいまいな存在であった自分たちを国家と関係の中に位置付けながら、彼らはその言動を自己の社会的・政治的向上のために戦略的に用いた。それに対し、台湾に移ってからは地域に則した団体となり、大陸における「全国性」を失ったので本稿では扱わなかった。しかし、戦後の協会のあり方は戦前からの連続性もあった。中華民国と関係を見ていくのなら戦後台湾における協会やそこでの生存戦略認識も見ていかなければならない。また、団体の全貌を見ていくには、内戦期から台湾へ遷ったあとの時期を扱う必要もある。それは、具体的には戦後の団体の性質と構造の変化（ムスリム知識人層の目標の多様化、戦前と戦後の協会下部組織の連続性と非連続性など）、台湾移転後の協会の指導層の変化、国民政府色や国民党色の強い団体からの脱却などを挙げることができる。

他方、戦時期に協会の活動に携わっていた一般構成員であった大部分のムスリムたちは中国大陸に残った。そこで新しく建国された中国人民共和国の枠組みのなかでムスリムたちが自分たちの社会的・政治的な地位を向上させるための新たな場をどのように模索したのかも見ていかなければならない。1949年以降の中国ムスリムには台湾へ遷った協会本体（幹部層を含む）と大陸に残った一般ムスリムの構成員もいた。戦後の中国のムスリムを考えるにあたって、両者をともに注目する必要がある。

加えて、本稿で考察した諸々の認識とあり方は理念的な側面が強く、実態と乖離していた可能性もないとはいえない。具体的には、第四章で扱った清真寺管理などの規則が実際に適応されたのかという問題などである。またこのような「上」（国家や協会）からの管理に対して、現地ムスリム社会とその代弁者としての清真寺の反応がいかなるものであったかなどといった清真寺側の動きにも注目する必要がある。それは協会の理念とその活動の実態は必ずしも一致していたとは限らないからである。第三章では協会幹部の孫文崇拜に関して取りあげたが、反対派の具体的な声を汲み取ることができなかった。ムスリム内部

（「保守派」ムスリムなど）による協会の理論や政策・施策への批判や反論の有無があったのかどうか、保守派の声が「見えてこない」理由との関係（漢文教育への不浸透と識字の問題など）をもう少し掘り下げる必要があると考える。このように、理念と実態の乖離の有無や理念がどこまで実態を示していたのを解明していく必要が当然あるが、以上の点は稿を改めて検討したい。

協会設立の目的は広い意味でのムスリム社会の統合と組織化であった。このムスリム社会とはどのような社会であったのだろうか。本稿で考察したムスリムとその社会のあり方は協会とそれに近い知識人の認識や行動様式であった。ムスリム社会とは基層社会だけが社会であるだけではなく、中間団体などといった中間的な位置にある「集団」による漠然とした民意も社会の一部を反映したものではないだろうか。基層社会で暮らすの「個人」だけではなく、それをとりまく「集団」の声もある種の社会なのではないだろうか。社会集団を中間的な存在の位置付けることができるのならば、協会も社会集団にあたるだろう。国民政府側に近いといった要素は強いが協会のあり方もムスリム社会の一側面を示し、彼らの声を反映していると考えられる。このような視点から、本稿ではイスラームやムスリム社会を協会に近い立場をとったコミュニティという限定をかけた上で一括りにして分析した。それゆえ本稿では教派や「民族」の差異にはあえて触れていない。この点も今後注意を払っていく必要があるだろう。

その他、各章で残された課題として以下をあげることができる。第五章に関して、国民政府と協会による宗教管理のモデルケースを提示したが、重慶以外の地域でこのモデルがどのように行われていたかも見ていく必要がある。第六章に関して、小学校の各活動の詳細な考察と戦時湖北で普通教育を実施する意義を更に解明していく必要がある。また第七章に関してムスリムたちの憲政論への外部からの影響があったかどうか、広西派による憲政論との類似性の有無や戦後を視野に入れた団体の性格や構造の変化（ムスリム知識人層の目標の多様化、指導層の変化など）も見ていかなければならないだろう。日中戦争期のイスラーム以外の宗教（キリスト教・仏教等）を基盤とした「救国」や抗戦のための団体はどのようなあり方や認識を基に活動していたのだろうか。これもイスラームを基盤とした協会の実態を見るにあたって、比較対照として見ていかなければならない。以上の諸問題も今後の課題としていきたい。

最後に、今後の展望として本稿から発展できる論点を挙げていく。

第一に、日中戦争時期のマイノリティをみていく意味とその後の歴史的展開への視座という点を挙げるができる。序章でも提示した日中戦争期の「中国」とは何を指すのかという問題がある。どのように戦時下の中国を描くのがふさわしいのか。日中戦争下の社会や民衆を考察するにあたっては、各地域を個別に分析するだけでなく、中国全体を視野に入れて考察していく必要があると考える。それは、中国は面積が広大であり、大後方や前線という差異や華北・華中・華南などの地域によっても戦況の影響など社会状況・政治状況といった局面が異なっていた。国民政府、共産党根拠地、日本占領地区、汪精衛

政権などの対日協力政権、満洲国など統治者の政策や当地の戦況の違いによって戦争に対する人々の感じ方も異なっていた可能性があった。一つの地域における社会の状況や民衆の反応が日中戦争期の中国の社会や民衆の全てを表しているわけではないのである。それぞれの地域で日中戦争期の展開した場面が異なるので、切り口・切り方によって戦争そのもののイメージも異なってくだろう。そこで、日中戦争の多様性をふまえなければならない。では、戦時下の多様な社会全体を包括して論じるにはどうすればよいのだろうか。各地域において生じた事柄を合わせてみていくといった比較の視点が重要になってくる。各地域を比較しながらも、それぞれの対象が決して単純に並列し得るものではないことをも指摘しなければならない。日中戦争期の一つの地域での時間軸上における社会状況や政治状況の変化やその民衆などに対する影響を明らかにすると同時に、各地域間の比較の視点をもって分析する必要もある。そこで浮かび上がった人々の心性などの複雑性と多様性に注目しなければならない。このように、多様な日中戦争像をどのように統合し相対化していくことが今後の課題である。

第二に、協会と中国ムスリムにおける戦後の中国の自画像と国家における認識という視角である。第七章と第八章で扱った憲政や国民大会・立法院の選挙と議席定数という問題は、戦後のムスリムたちのあり方や構想をどう考えたかに繋がっていくものであった。これは戦後の国民政府における国民大会だけでなく、政治協商会議や全国人民代表大会などをはじめとした戦後の大陸の議会や代表選出制度などといった国会・議会研究にも広がる論点である。

第三に、多文化理解、多文化共生の視点を挙げるができる。中国のムスリムたちは民族的な性質は保持するものの固有の領域・領土を持たず、他集団との折り合いをつけながら生きていかねばならなかった。そこで、対立と支持だけではなく、複雑で多様な関係を同床異夢の関係として見なしていくことこそが、国家やマイノリティの関係を理解するのに重要なのではないか。宗教的マイノリティが異教徒であった多数派が統治していく国家の共生・共存していくための生存戦略であると同時に、多文化理解や多文化共生というテーマを考えるためのある種の視座を与えてくれると思われる。

第四に、第三の論点とも通じるものであるが中国ムスリムが持つ二つの性質とそこからもたらされる彼らのあり方への更なる着目という点である。彼らの二つの性質とは、民族と宗教という特徴である。先にも述べたように、民国期以来民族集団なのか宗教徒なのかという彼らの性質を巡る問題が、自己認識においても他者からの認識においてもつねに重要なテーマであった。例えば、その性質は政府側からすると宗教と民族のどちらの政策の対象にもなりうるものであった。これをムスリムの側からすると「二重の統制」と受けとられる可能性もあった。この二つの性質は民族的な面から見てもモンゴル、チベット、壮（チュアン）族等の他の民族集団とも異なる特徴であり、また宗教的な面から見てもキリスト教徒、仏教徒等の他の宗教集団とも異なるものであっただろう。ここからも比較の視点を持ちながら他の集団の状況とあわせてみていくことで、民族と宗教の二つの性質をも

つ中国ムスリムの中国という国家の中でのあり方とそこからもたらされた彼らの生存戦略の持つ意味が一層際立ってくると考える。ここに中国ムスリムに着目していく意義があるだろう。

また本稿では彼らが近代化を目指した日中戦争期に焦点をあてて彼らの国家との関係の中でのあり方を分析してきたが、それが国共内戦期、中華人民共和国の成立を経験した後どのようなものになっていったのかも考えていく必要がある。彼らが国家とどのように向き合おうとしていたのかを通史的に位置付けていくことで、近現代中国の中でマイノリティとして生きる中国ムスリムの生存戦略が更に明らかにできるだろう。この解明も今後の目標としていきたい。

本稿では中国ムスリムと国家の関係を協会のまなざしを通して見てきたが、中東をはじめとしたイスラーム教徒がマジョリティを占める地域ではなく、イスラーム教徒が少数派である地域における国家と「ムスリム・マイノリティ」との関係やそこで生きるイスラーム教徒たちとマジョリティの関係といった諸問題を見ていくことに通じるのではない。例えば、近代において「帝国」から「国民国家」へという以降を目指した中国とロシア（清朝、ロシア帝国から中華民国、ソ連など）といったユーラシアの「超大国」に通じる視点である。近代という時期は、「国境」・「国民」・「民族」の確定の作業が行われ、そこに住む人たちを国民国家という枠組みにあてはめていく時期であったからである。

そのような国民国家とマイノリティという視点はグローバル化していった21世紀の現代社会と現代世界を再考する上でも示唆に富んでいる。例えば、シャルリーエブド事件やIS（イスラミック・ステイト）の拡大など昨今の世界情勢からもイスラーム教徒と非イスラーム教徒、国民国家とマイノリティの関係といったテーマは重要になってきている。そのため、これらの両者の関係に着目していく必要も更にでてくるであろう。国家と宗教の関係を宗教的マイノリティ集団の生存戦略からみていくことも、彼らの「共存」への試みを理解することであり、多文化共生や多文化理解に役立つだろう。これは共存のための折り合いを付け方であり、他者認識と自己認識との関係を抑えることも重要でもある。国家とマイノリティの様々な時代、地域における両者の共存の関係における研究は最近盛んであるので、これらの成果を取り入れて議論していきたい¹。中国史、日本史、ロシア史といった「一国史観」を越える歴史を見つめていく方法論（大英帝国研究、オスマン帝国研究、ロシア帝国・ソ連圏研究などを含む帝国論、ユーラシア研究、イスラーム地域研究、両岸

¹こうした視点の主な研究成果には以下のものがある。佐原徹哉『近現代バルカン都市社会史—多元主義空間における宗教とエスニシティ』（刀水書房、2003年）、菅瀬昌子『新月の夜も十字架は輝く—中東のキリスト教徒』（イスラームを知る6）（山川出版社、2010年）、濱本真実『共生のイスラーム—ロシアの正教徒ムスリム』（イスラームを知る5）（山川出版社、2011年）、鶴見太郎『ロシア・シオニズムの想像カーユダヤ人・帝国・パレスチナ』（東京大学出版社、2012年）、中西竜也『中華と対話するイスラーム：17—19世紀中国ムスリムの思想的営為』（プリミエ・コレクション37）（京都大学学術出版会、2013年）等。

三地あるいは兩岸四地研究) などの試みとも通じる視点であるだろう。以上を今後の展望
としたい。

あとがき

本稿のテーマは日中戦争期における中国回教救国協会についてである。国家・政治・戦争との関係についての宗教的マイノリティの認識やまなざしを通じて、中国ムスリムと近現代中国との間の関係の一端を描いたものである。慶應義塾大学に入学して以来、私は中国におけるイスラームとムスリムに関心を持って勉強してきた。特に大学院の修士課程に進学してから、中華民国期における中国ムスリムについて関心を抱くようになった。そこで、修士課程、後期博士課程とともに日中戦争期の中国回教救国協会を具体的な考察対象として研究してきた。

このような中で、本博士学位請求論文を執筆するにあたって、実に多くの方々から様々なご助力・ご教示を頂いたことを、紙面を借りて深い感謝の気持ちを表したい。

特に、学部、修士課程、後期博士課程から今までの10年以上に渡って指導していただいている指導教員の山本英史先生（慶應義塾大学文学部教授）には学術研究の仕方、研究論文をはじめとした文章の書き方・作法から学問とは何たるか、研究者のあり方・心構えについてまでの多くのことを日々教えていただいた。この長年の学恩について、この場で重ねて感謝を申し上げたい。

また学部時代から修士課程にいたるまでゼミに参加させていただいた坂本勉先生（慶應義塾大学名誉教授）にもひとかたらぬ学恩を頂戴してきたことを深く感謝したい。

以上の先生方のほかにも、本学位論文を執筆するまでの研究生活において学恩を賜った先生方は大勢おられる。紙幅の都合で全ての方のお名前を挙げるができないが、なかでも研究会などで特にお世話になった方々について、お名前を挙げて感謝の意を示したい（以下、それぞれ50音順でご紹介させていただきたい。所属・肩書きは2016年2月時点のもの）。中国現代史研究会でお世話になった久保亨先生（信州大学人文学部教授）、高田幸男先生（明治大学文学部教授）。中国ムスリム研究会でお世話になった木村自先生（人間文化研究機構特任助教）、澤井充生先生（首都大学東京都市教養学部助教）、新免康先生（中央大学文学部教授）、松本ますみ先生（室蘭工業大学ひと文化系領域教授）。修士課程の時代にゼミに参加させていただいていた故並木頼寿先生（当時、東京大学大学院総合文化研究科教授）。

他にも研究会をはじめとした様々な場面でお世話になった多くの諸先生、諸先輩、研究仲間、友人の皆様に感謝を申し上げたい。特に中国現代史研究会でともに勉強してきた今井就稔氏（群馬大学教育学部准教授）、久保茉莉子氏（東京大学大学院博士課程）、鈴木航氏（一橋大学大学院博士課程、文教大学・千葉商科大学非常勤講師）、関智英氏（日本学術振興会特別研究員）、三橋陽介氏（神奈川大学・中央大学非常勤講師）、吉見崇氏（日本学術振興会特別研究員）。中国ムスリム研究会で幹事としてお世話になった海野（山崎）典子氏（東京大学大学院博士課程、ハーバード・イェンチン研究所客員研究員）、田中周氏（愛知大学国際中国学研究センター研究員）、奈良雅史氏（北海道大学メディア・コミュ

ニケーション研究院助教)。イスラーム地域研究・若手研究者の会で一緒に幹事をしてきた幹事の皆様。

そして、慶應義塾大学文学部東洋史学専攻の先生方、大学院の山本英史ゼミでともに勉強してきた先輩方と仲間たちに感謝を申し上げることを忘れてはならない。長年の大学院生活の中でくじけそうになったときも皆さまがいたからこそ諦めずに研究を続けることができたからである。これまでに世話になった人は数えきれないが、公私で世話になった慶應義塾大学東洋史学専攻に関係する先生方と先輩方の名前を挙げさせていただきたい。岩間一弘先生（慶應義塾大学文学部教授）、桐本東太先生（慶應義塾大学文学部教授）、佐藤仁史先生（一橋大学大学院社会学研究科教授）、長谷部史彦先生（慶應義塾大学文学部教授）、村松弘一先生（学習院大学国際教育研究機構教授）、山本真先生（筑波大学大学院人文社会科学研究科准教授）。小林晃氏（熊本大学文学部准教授）、小二田章氏（早稲田大学文学部助手）、五味知子氏（日本学術振興会特別研究員）、戸部健氏（静岡大学人文社会科学部准教授）、水野卓氏（愛媛大学法文学部専任講師）、山口元樹氏（日本学術振興会特別研究員）、吉田建一郎氏（大阪経済大学経済学部准教授）の各先輩方。そして、長年一緒に机を並べて勉強し、切磋琢磨してきた友人・仲間たち（小野亮介氏（慶應義塾大学大学院後期博士課程）、魏郁欣氏（慶應義塾大学大学院後期博士課程）、藤井元博氏（慶應義塾大学大学院後期博士課程）、持田洋平氏（慶應義塾大学大学院後期博士課程）、矢島明希子氏（慶應義塾大学大学院後期博士課程）、湯川真樹江氏（学習院大学国際教育研究機構 PD 共同研究員）ら）にも支えられてきた。彼らに感謝を申し上げたい。

それから、中国湖北省武漢市に留学した際にお世話になった劉家峰先生（華中師範大学中国近代史研究所教授）をはじめとした華中師範大学の皆様にも深甚なる感謝を申し上げたい。

そして、最後に長年の大学院での研究生生活を続けさせてくれた両親と兄弟たちに感謝の念に堪えない。

以上のように、本学位論文は様々な方々のご助力によって執筆しあげることができた。皆様の学恩に応えることができるように今後とも真摯に研究をしていきたい。

2016年2月 著者識す

<参考文献一覽>

一 史料

1 未公刊史料

- ・『中国回民救济協會請求補助發展回民中小教育暨職業教育案』（1939年5月－1946年4月）（『湖北省教育庁檔案』武漢・湖北省檔案館所蔵、檔案番号：LS10-4-601）。
- ・『湖北省中国回教救国協會房県支会呈恢復健生小学』（『湖北省教育庁檔案』武漢・湖北省檔案館所蔵、檔案番号：LS10-4-1121）。
- ・『中国回教協會主辦崇真小学請求救济附教職員生調查表』（『善後救济總署湖北分署檔案』武漢・湖北省檔案館所蔵、檔案番号：LS30-1-1643）。
- ・『回教寺院及回教概況調查表式案』（『湖北省民政庁檔案』武漢・湖北省檔案館所蔵、檔案番号：LS3-1-1059）。
- ・『中国回教救国協會陳述部訂監督回教寺廟条例實際情形困難擬由会自訂管理辦法』（『国民政府内政部檔案』台北・国史館所蔵、入蔵登録号：026000013228A）。
- ・『中国回教救国協會工作月報』（1939年12月－1943年2月）（『国民政府内政部檔案』台北・国史館所蔵、入蔵登録号：026000013142A）。

2 定期刊行物

- ・中国回民救国協會編『中国回民救国協會通告』（重慶、1938年－1939年）。
- ・中国回教救国協會編『中国回教救国協會第一屆全体會員代表大会特刊』（重慶、1939年8月）（のち北京・中華全国図書館縮微中心からマイクロフィルム版が2002年に再版）。
- ・中国回教救国協會編『中国回教救国協會会刊』、『中国回教救国協會会報』及び『中国回教協會会報』（重慶→南京、1939年－1948年）（北京・中華全国図書館縮微中心からマイクロフィルム版が2002年に再版）。
- ・中国回教救国協會主辦『回教文化』（重慶、1941年－1943年）。
- ・回教論壇社（回民言論社）主辦、孫繩武、王夢揚主編『回民言論半月刊』及び『回民論壇』（重慶・蘭州、1939年－1941年）。
- ・中国回教俱進会滇支部主辦（のちに、中国回教救国協會雲南省分会主辦）『清真鐸報』（昆明、1929年－1948年）。
- ・沙蕾主編（沙茜濛編輯）『回教大衆』（武昌・漢口、回教大衆出版社、1938年－1939年）。
- ・中国回教救国協會湖北省分会主辦（馬全仁主編、後に張兆理主編）『伊理月刊』（漢口、1946年－1948年）。
- ・成達師範学校主辦、北平月華社編輯『月華』（北平→桂林、重慶、1929年－1949年）。
- ・石覺民主編『回教青年月報』（後に『回教青年』へ改名）（南京→蘭州→南京、1936年－1947年）。
- ・中国回民青年会主編『回民青年』（南京、1946年－1948年）。

- ・成達師範学校編『成師校刊』（桂林、1939年－1942年）。
- ・突岨社編『突岨』（南京→芷江→重慶、1934年－1944年）。
- ・劉伯余主編『晨熹』（1935年－1937年）。
- ・楊玉書編輯・発行『緑旗』（上海、1939年－1941年）。
- ・『東方雜誌』
- ・『広西教育通訊』
- ・『辺疆半月刊』
- ・『国民公論』
- ・『中央週刊』

3 新聞及び公報など

- ・『中央日報』
- ・『申報』
- ・『大公報』
- ・『新華日報』（漢口・重慶版）1938年1月16日－1947年2月28日（のち、新華日報群衆周刊史学会編で上海・上海書店から1987年に再版）。
- ・『行政院公報』19号（1929年1月30日）、107号（1929年12月11日）、108号（1929年12月14日）。

4 公刊資料集

（中国ムスリム関係）

- ・湖北省民族宗教事務委員会編（答振益主編）『湖北回族古籍資料輯要』（銀川・寧夏人民出版社、2007年）。
- ・『回族歴史報刊文選』（王正儒・雷曉静主編『回族歴史報刊文選』銀川・寧夏人民出版社、2012年）シリーズ
 - 王正儒・雷曉静主編『回族歴史報刊文選』經濟卷
 - 『回族歴史報刊文選』社会卷・調査（上・下巻）
 - 『回族歴史報刊文選』社会卷・青年（上・下巻）
 - 『回族歴史報刊文選』抗戦卷（上・下巻）
 - 『回族歴史報刊文選』教育卷（上・下巻）
 - 『回族歴史報刊文選』社団卷（上・中・下巻）
- ・馬博忠・李建工編『抗戦時期穆斯林期刊広西資料輯録』（香港・香港天馬出版有限公司、2007年）。
- ・馬強主編『広州穆斯林報刊行資料輯録』（銀川・寧夏人民出版社、2009年）
- ・『中国南方回族古籍叢書』シリーズ
 - 馬健劍主編『中国南方回族譜牒選編』中国南方回族古籍選書第1巻（桂林・広西民族

出版社、1998年)。

答振益·安永漢主編『中国南方回族碑刻匾聯選編』中国南方回族古籍選書第2卷(銀川·寧夏人民出版社、1999年)。

白先經·翁乾麟主編『中国南方回族歷史人物資料選編』中国南方回族古籍選書第3卷(桂林·廣西民族出版社、2000年)。

德爾基彭錯·郭嵩明主編『中国南方回族文化教育資料選編』中国南方回族古籍選書第4卷(成都·四川民族出版社、2001年)。

段金錄·姚繼德主編『中国南方回族經濟商貿易資料選編』中国南方回族古籍選書第5卷(昆明·雲南民族出版社、2002年)。

馬建劍·孫九霞·張菽暉主編『中国南方回族社会团体資料選編』中国南方回族古籍選書第6卷(成都·四川民族出版社、2003年)。

陳樂基主編『中国南方回族清真寺資料選編』中国南方回族古籍選書第7卷(貴陽·貴州民族出版社、2004年)。

馬建劍·張菽暉主編『中国南方回族古籍資料選編補遺』中国南方回族古籍選書第8卷(北京·民族出版社、2006年)。

中国南方回族古籍選書叢書編委会編『中国南方回族古籍資料選書』上·下卷(桂林·廣西人民出版社、2013年)。

中国南方回族古籍選書叢書編委会編(馬建劍·張菽暉主編)『中国南方回族团体与宗教場所文史資料編輯』(廣州·廣東人民出版社、2015年)。

- 李興華·馮今源編『中国伊斯蘭教史參考資料選編(1911-1949)』(銀川·寧夏人民出版社、1985年)。

(国民政府關係)

- 蔡鴻源主編『民国法規集成』第40卷(合肥·黃山出版社、1999年)。
- 陳湛綺編輯『国民政府行政法令大全』民国法律史料系列叢書第1冊(北京·全國圖書館文獻縮微複製中心、2009年)。
- 重慶市檔案館·重慶師範大學合編『中華民國戰時首都檔案』第3編、戰時社会(重慶·重慶出版社、2008年)。
- 秦孝儀主編『国父全集』第1冊(台北·近代中国出版社、1989年)。
- 中国第二歷史檔案館編『中国国民党第一、二次全國代表大会會議史料』上·下卷〔中華民國檔案史料叢刊〕(南京·江蘇古籍出版社、1986年)。
- 『中華民國史檔案資料匯編』第4輯(南京·江蘇古籍出版社、1986年)。
- 『中華民國檔案資料匯編』第5輯第1編、文化(南京·江蘇古籍出版社、1994年)。
- 『中華民國史檔案資料匯編』第5輯第3編、文化(南京·江蘇古籍出版社、2000年)。

- ・中国国民党中央委员会党史委员会編訂『国父全集』第2冊（台北・中国国民党中央委员会出版、1973年）。
- ・中国国民党中央委员会党史委员会編（秦孝儀主編）『革命文献』第70輯—中国国民党党章政綱集〔增訂本〕（台北・中央文物供應社、1976年）。
- ・———『革命文献』第76輯—中国国民党歷次全国代表大会重要決議彙編（上）（台北・中央文物供應社、1978年）。
- ・———『革命文献』第80輯—中国国民党歷屆歷次中全会重要決議案彙編（二）（台北・中央文物供應社、1979年）。
- ・中華民國重要史料初編編輯委员会編（秦孝儀主編）『中華民國重要史料初編—対日抗戰時期』第4編、戦時建設（一）（台北・中国国民党中央委员会党史委员会・中央文物供應社、1988年）。
- ・———『中華民國重要史料初編—対日抗戰時期』第4編、戦時建設（二）（台北・中国国民党中央委员会党史委员会・中央文物供應社、1988年）。
- ・———『中華民國重要史料初編—対日抗戰時期』第7卷、戦後中国（二）（中国国民党中央委员会党史委员会、1981年）。

5 新編地方志、文史資料など

- ・白靈「抗日中の武漢少数民族」（『武漢文史資料』〔武漢市政協文史資料委员会〕第59輯、1995年）22-23頁。
- ・重慶市地方志編纂委员会『重慶市志』第2卷（重慶・西南師範大学出版社、2004年）。
- ・重慶市渝中区人民政府地方志編纂委员会編『重慶市市中区志』（重慶・重慶出版社、1997年）。
- ・答振益『湖北回族』（北京・中央民族学院出版社、1993年）。
- ・湖北省地方志編纂委员会編纂『湖北省志・宗教』（武漢・湖北省人民出版社、1996年）。
- ・湖北省老河口市地方志編纂委员会編（徐海泉主編）『老河口市志』（北京・新華出版社、1992年）。
- ・湖北省松滋県志編纂委员会編『松滋県志』（松滋・湖北省県印刷廠、1986年）。
- ・武漢地方志編纂委员会主編『武漢志・社会志』（武漢・武漢大学出版社、1997年）。
- ・四川省地方志編纂委员会編『四川省志・宗教志』（成都・四川辞書出版社、1992年—1996年）。

6 補足資料

- ・傳統先『中国回教史』（商務印書館、1940年）（のち、銀川・寧夏人民出版社から2000年に再版）。
- ・顧詒剛「回漢問題と目前應有的工作」（『禹貢』半月刊、第7卷第4期、北平・禹貢学会、1937年）179-181頁。

- ・寧夏省政府秘書処編（煎敦道等主編）『十年來寧夏省政述要』（寧夏・寧夏省印刷局、1942年）。
- ・金吉堂『中国回教史研究』（北平・北平成達師範学校出版部、1935年、のち銀川・寧夏人民出版社から2000年に再版）。
- ・———「回教民族説」（『禹貢』半月刊第5巻第11期、北平・禹貢学会、1936年）9-39頁。
- ・馬鴻逵「西北兩問題一回漢糾紛与禁煙問題」（民国23年6月寧夏省主席馬鴻逵在紀念週中之講演）（『開發西北』第1巻第6号、1934年6月（中国国民党中央委員会党史委員会編『西北建設』（1）-（3）（『革命文獻』第88輯-第90輯 抗戰期前国家建設資料）、台北・中央文物供應社、1981-1982年、107-113頁、所収）。
- ・民族問題研究会『回回民族問題』（延安・民族問題研究会、1941年、のち北京・民族出版社から1984年に再版）。
- ・李維漢「關係于回回民族問題的提綱」（『李維漢選集』北京・人民出版社、1984年）。
- ・趙振武「回教民族四個字的釈語」（『月華』第1巻第5期、1929年、のち沈避熙名誉主編・余振貴・楊懷中主編『伊斯蘭歷史報刊萃編』第2輯第1冊、銀川・寧夏人民出版社、1993年、71頁）。
- ・———「三十年來之中国回教文化概況」（『禹貢』半月刊、第5巻第11期、北平・禹貢学会、1936年）15-28頁¹。

二 工具（目録・辞書類）

- ・石井米雄・高谷好一・前田成文・土屋健治・池端雪浦監修『東南アジアを知る事典』（平凡社、1986年）。
- ・大塚和夫・小杉泰・小松久男・東長靖・羽田正・山内昌之編（『岩波イスラーム辞典』岩波書店、2002年）。
- ・辛島昇・前田専学・江島恵教・応地利明・小西正捷・坂田貞二・重松伸司・清水学・成沢光・山崎元一監修『南アジアを知る事典』（新訂増補版）（平凡社、2002年）。
- ・小松久男・梅村坦・宇山智彦・帯谷知可・堀川徹編『中央ユーラシアを知る事典』（平凡社、2005年）。
- ・竹之内安巳『中日欧対照世界地名人名辞典』（国書刊行会、1978年）。
- ・日本イスラーム協会・嶋田襄平・板垣雄三・佐藤次高監修『新イスラーム事典』（平凡社、2002年）。
- ・平凡社編『アジア歴史事典』（新装復刊版）全12巻（平凡社、1984年）。
- ・諸橋轍次（鎌田正・米山寅太郎修訂）『大漢和辞典』（修訂第2版）（大修館書店、1989-2000年）。

¹これは、李興華・馮令源編『中国伊斯蘭教史参考資料選編』（銀川・寧夏人民出版社、1985年、948-966頁）に転載されている。また、同時代の日本語訳文として、趙振武（研究調査部訳）「三十年來の中国回教文化概況」（『回教圈』第4巻第5号、1940年）がある。

年)

- ・山田辰雄編『近代中国人名辞典』(財団法人霞山会、1995年)。
- ・「附章 現代イスラーム思想家群像」(小松久男・小杉泰編『現代イスラーム思想と政治運動』イスラーム地域研究叢書第2巻(東京大学出版会、2003年)313-335頁。
- ・郭卿友主編『中華民国時期 軍政職官誌』上・下巻(蘭州・甘肅人民出版社、1990年)
- ・霍郁華主編『日英漢世界地名詞典』(北京・商務印書館、1990年)。
- ・蕭德榮主編『世界地名翻譯手冊』(北京・知識出版社、1988年)。
- ・徐友春主編『民国人物大辞典』(石家莊・河北人民出版社、1991年)。
- ・———『民国人物大辞典』〔増訂版〕石家莊・河北人民出版社、2007年)。
- ・邱樹森主編『回族大詞典』(南京・江蘇古籍出版社、1992年)。
- ・雷曉静主編『回族近代報刊目錄提要』(銀川・寧夏人民出版社、2006年)。
- ・楊惠雲主編『中国回族大辞典』(上海・上海辞書出版社、1993年)。
- ・余振貴・楊懷中『中国伊斯蘭著訳提要』(銀川・寧夏人民出版社、1993年)。
- ・張憲文・方慶秋・黄美真主編『中華民国史大辞典』(南京・江蘇古籍出版社、2002年)。

三 著作・論文

1 日本語文献 (50音順)

- ・味岡徹『中国国民党訓政下の政治改革』（汲古書院、2008年）。
- ・阿南友亮「論評：中国近代史研究と『総力戦』概念—奥村哲編『変革期の基層社会—総力戦と中国・日本』の射程・意義・論点」（『中国研究月報』第68巻第2号、2014年）19-28頁。
- ・安藤潤一郎「『回族』アイデンティティと中国国家—1932年における『教案』の事例から」（『史学雑誌』第105編第12号、1996年）67-96頁。
- ・———「清代嘉慶・道光年間の雲南省西部における漢回対立—『雲南回民起義』の背景に関する一考察」（『史学雑誌』第111編第8号、2002年）46-71頁。
- ・———「中華民国期における『中国イスラーム新文化運動』の思想と構造」（堀池信夫他著『アジア遊学第129号—中国のイスラーム思想と文化』勉誠出版、2009年）123-145頁。
- ・———「日本占領下の華北における中国回教総聯合会の設立と回民社会—日中戦争期中国の『民族問題』に関する事例研究へ向けて」（『アジア・アフリカ言語文化研究』〔東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所〕第87号、2014年）21-81頁。
- ・石川禎浩「死後の孫文—遺書と記念週」（『東方学報』〔京都〕第79冊、2006年）1-62頁。
- ・———『革命とナショナリズム—1925—1945』シリーズ中国近現代史 3（岩波書店、2010年）。
- ・石島紀之『雲南と近代中国』（青木書店、2004年）。
- ・———『中国民衆にとっての日中戦争—飢え、社会改革、ナショナリズム』（研文出版、2014年）。
- ・石島紀之・久保亨編『重慶国民政府史の研究』（東京大学出版会、2004年）。
- ・石塚迅・中村元哉・山本真編『憲政と近現代中国：国家・社会・個人』（現代人文社、2010年）。
- ・飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『グローバル化と中国』シリーズ20世紀中国史（東京大学出版会、2009年）。
- ・岩村忍『中国回教社会の構造』上・下巻〔社会構成史体系第5・6巻〕（日本評論社、1949-1950年）。
- ・小川原正道『近代日本の戦争と宗教』（講談社、2010年）。
- ・———『日本の戦争と宗教 1899—1945』（講談社、2014年）。
- ・奥村哲編『変革期の基層社会：総力戦と中国・日本』（創土社、2013年）
- ・小野寺史郎「中国最初の国旗—清朝・黄龍旗について」（『中国研究月報』第57巻第10号、2003年）21-31頁。
- ・———「南京国民政府におけるナショナル・シンボルの再編：青天白日満地紅旗をめぐる

- って」(『史学雑誌』第113編第11号、2004年)1869-1891頁。
- ・————「民国初年の革命記念日：国慶日の成立をめぐる」(『中国—社会と文化』第20号、2005年)208-224頁。
 - ・————「清末民初の国旗をめぐる構想と抗争：青天白日旗と五色旗について」(『歴史学研究会』第803号、2005年)33-48頁。
 - ・————「最近十年來の近代中国政治シンボル研究の展開について」(『近きに在りて』第52号、2007年)59-67頁。
 - ・————『国旗・国家・国慶：ナショナリズムとシンボルの中国近代史』(東京大学出版会、2011年)。
 - ・白杵陽「戦時下回教研究の遺産—戦後日本のイスラーム地域研究のプロトタイプとして」(『思想』第941号、2002年)191-204頁。
 - ・————「戦前日本の『回教徒問題研究』—回教圏研究所を中心として」(岸本美緒編『帝国日本の学知』第3巻—東洋学の磁場、岩波書店、2006年)215-251頁。
 - ・ウイン—チット=チャン(福井重雅訳)「第5章 イスラム教の新しい目覚め」(『近代中国における宗教の足跡』〔叢書・仏教文化の世界〕金花舎、1972年)189-222頁(原書はWing-tsit Chen, *Religious Trends in Modern China*, Columbia University Press, 1953, Octagon Books, New York, 1964)。
 - ・エズラ・ヴォーゲル(平野建一郎訳)『日中戦争期中国の社会と文化』日中戦争の国際共同研究第3巻(慶應義塾大学出版会、2010年)。
 - ・加藤博『イスラム世界論—トリックスターとしての神』(東京大学出版会、2002年)。
 - ・————「現代文明批判の手段としての「イスラム世界」—羽田正『イスラーム世界の創造』に触発されて」(『UP』(University press)第396号、東京大学出版会、2005年)31-37頁。
 - ・金子肇「中華民国の国家統合と政治的合意形成—『各省の合意』と『国民の合意』」(『現代中国研究』第3号)2-17頁。
 - ・————「知識人と政治体制の民主変革—『憲政』への移行をめぐる」(村田雄二郎編『リベラリズムの中国』有志舎、2011年)286-306頁。
 - ・————「国民党憲法体制の統治形態—孫文の統治構想、人民共和国の統治形態との対比から」(久保亨編『1949年前後の中国』汲古書院、2006年)29-31頁。
 - ・岸本美緒「中国中間団体論の系譜」(岸本美緒編『帝国日本の学知』第3巻—東洋学の磁場、岩波書店、2006年)253-291頁。
 - ・————『地域社会論再考—明清史論集2』〔研文選書第113巻〕(研文出版、2012年)
 - ・木村自「移民と文化受容：台湾回民社会における聖紀祭礼の変遷と回民アイデンティティ」(『年報人間科学』〔大阪大学〕第24号第1分冊、2003年)49-65頁。
 - ・————「モスクの危機と回民アイデンティティ—在台湾中国系ムスリムのエスニシティと宗教」(『年報人間科学』第25号、2004年)199-218頁。

- ・————「台湾回民のエスニシティと宗教—中華民国の主体から台湾の移民へ」（庄司博史編『移民とともに変わる地域と国家』（『国立民族学博物館調査報告』第83号、2009年）69-88頁。
- ・————「回族か？回教徒か？—台湾回民のアイデンティティ」（中国ムスリム研究会編『中国ムスリムを知るための60章』明石書店、2012年）327-331頁。
- ・久保亨編『1949年前後の中国』（汲古書院、2006年）。
- ・久保亨訳・解題「中国国民党抗戦建国綱領」（歴史学研究会編『世界史史料』第10巻、岩波書店、2006年）325-327頁。
- ・久保亨「孫文の革命思想（1920年代）（原載：孫文「国事について遺言（1925年3月11日）」『孫中山全集』第11巻、北京・1986年、639-640頁）」（歴史学研究会編『世界史史料』10-20世紀の世界Ⅰ—ふたつの世界大戦、岩波書店、2006年）112-113頁。
- ・久保亨・土田哲夫・高田幸男・井上久士『現代中国の歴史兩岸三地100年のあゆみ』（東京大学出版会、2008年）。
- ・久保亨「総論 全球化の奔流と主体としての中国」（飯島渉・久保亨・村田雄二郎編『グローバル化と中国』シリーズ20世紀中国史（東京大学出版会、2009年）1-12頁。
- ・久保亨・嵯峨隆編『中華民国の憲政と独裁：1912-1949』（慶應義塾大学出版会、2011年）。
- ・久保亨『戦時期中国の経済発展と社会変容』（日中戦争の国際共同研究第5巻）（慶應義塾大学出版社、2014年）。
- ・黒岩高「械闘と謠言—19世紀の陝西・渭河流域に見る漢・回関係と回民蜂起」（『史学雑誌』第111編第9号、2002年）61-83頁。
- ・————「『学』と『教』—回民蜂起に見る清代ムスリムの地域相」（『東洋学報』第86巻第4号、2004年）99-133頁。
- ・ゲルナー,A（宮治美江子ほか訳）『イスラム社会』（紀伊国屋書店、1991年）。
- ・小浜正子『近代上海の公共性と国家』（研文出版、2000年）
- ・小村不二男『日本イスラーム史』（日本イスラーム友好連盟、1988年）。
- ・斉藤道彦「中国近代と大中華主義—清末から中華民国へ」（中央大学人文科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』研究叢書21、中央大学出版部、1999年）223-292頁。
- ・————「民国後期中国における国民党政権の鳥瞰図」（中央大学人文科学研究所編『民国後期中国国民党政権の研究』研究叢書35、中央大学出版部、2005年）1-48頁。
- ・————「孫文と蒋介石の三民主義建国論」（中央大学人文科学研究所編『民国後期中国国民党政権の研究』研究叢書35、中央大学出版部、2005年）49-104頁。
- ・酒井忠夫『酒井忠夫著作集第六巻—近・現代中国における宗教結社の研究』（国書刊行会、2002年）。
- ・坂本勉編『日中戦争とイスラーム』（慶應義塾大学出版会、2008年）。
- ・————「アブデュルレシト・イブラヒムの再来日と蒙疆政権下のイスラーム政策」（坂

- 本勉編著『日中戦争とイスラーム—満蒙・アジア地域における統治・懐柔政策』慶應義塾大学出版会、2008年) 1-81頁。
- ・ 笹川裕史「中国の総力戦と基層社会」(久保亨・波多野澄雄・西村成雄編『戦時期中国の経済発展と社会変容』日中戦争の国際共同研究 5 (慶應義塾大学出版会、2014年) 231-249頁。
 - ・ 笹川裕史・奥村哲『銃後の中国社会：日中戦争下の総動員と農村』(岩波書店、2007年)。
 - ・ 佐藤仁史『近代中国の郷土意識—清末民初江南の在地指導層と地域社会』(研文出版、2013年)。
 - ・ 澤井充生「中国の宗教政策と回族の清真寺管理運営制度—寧夏回族自治区銀川市の事例から」(『イスラーム世界』第59号、2002年) 23-49頁。
 - ・ ———「イスラームと現代中国—宗教管理機構と清真寺のポリティクス」(川口幸大・瀬川昌久編『現代中国の宗教—信仰と社会をめぐる民族誌』(昭和堂、2013年) 129-153頁。
 - ・ ———「日本の回教工作と民族調査：戦前・戦中期の内モンゴルを中心として」(『人文学報』〔首都大学東京人文科学研究科〕第468号、2013年) 55-86頁。
 - ・ ———「日本の回教工作と清真寺の管理統制—蒙疆政権下の回民社会の事例から」(『人文学報』第483号、2014年) 69-107頁。
 - ・ ———「清真寺の地元有力者と駱駝業—蒙疆政権下の回民社会の事例から」(『人文学報』第498号、2015年) 87-124頁。
 - ・ 澤井充生・奈良雅史編『「周縁」を生きる少数民族：現代中国の国民統合をめぐるポリティクス』(勉誠出版社、2015年)。
 - ・ 佐原徹哉『近現代バルカン都市社会史—多元主義空間における宗教とエスニシティ』(刀水書房、2003年)。
 - ・ 島田大輔「戦中期の西アジア向け宣伝ラジオ放送と大日本回教協会」(『メディア史研究』第25号、メディア史研究会、2009年) 92-111頁。
 - ・ ———「『全方位』回教政策から『大東亜』回教政策へ—四王天延孝会長時代の大日本回教協会 1942—1945」(早稲田大学アジア研究機構『次世代アジア論集—早稲田大学アジア研究機構「次世代アジアフォーラム」研究成果報告論文集』第8号、2015年) 3-26頁。
 - ・ ———「明治末期日本における対中東政策構想—宇都宮太郎『日土関係意見書』を中心に」(『政治経済史学』第578号、2015年) 27-61頁。
 - ・ ———「昭和戦前期における回教政策に関する考察」(同志社大学—神教学際研究センター『一神教世界』第6号、2015年) 64-86頁。
 - ・ ———『戦時下日本の回教政策 1938-1945—外務省と大日本回教協会を中心に』(島田大輔発行、私家版、2015年、原載は中央大学大学院総合政策研究科に2008年1月提出の修士論文)。
 - ・ 島田美和「日中戦争期榆林における大漢族主義とモンゴル族の自治」(『現代中国』第

80号、2006年) 83-98頁。

- ・————「『統合』と『自立』(批判と討論「民国後期」をめぐる討論の広場:石島紀之・久保亨編『重慶国民政府史の研究』及び中央大学人文科学研究所編『民国後期中国国民党政権の研究』をめぐる)」(『現代中国研究』第18号) 121-125頁。
- ・辛亥革命百周年記念論集編集委員会編『総合研究辛亥革命』(岩波書店、2012年)。
- ・新保敦子「日中戦争時期における日本と中国イスラム教徒—中国回教総聯合会を中心として」(『アジア教育史研究』第7号、1998年) 15-26頁。
- ・————「西北回教聯合会におけるイスラム工作と教育」(『早稲田大学教育学部 学術研究』〔教育・社会教育・体育学編〕第48号、1999年) 1-17頁。
- ・————「蒙疆政権におけるイスラム教徒工作と教育—善隣回民女塾を中心として」(『中国研究所月報』第53巻第5号、1999年) 1-13頁。
- ・————「日本占領下の華北におけるイスラム青年工作—中国回教青年団をめぐる」(『早稲田教育評論』第14巻第1号、2000年) 133-150頁。
- ・————「日本軍占領下における宗教政策—中国華北のイスラム教徒をめぐる」(『早稲田大学教育学部 学術研究』〔教育・社会教育学編〕第52号、2003年) 1-15頁。
- ・新免康「ウイグル人民族主義者エイサ・ユスブ・アルプテキンの軌跡」(毛里和子編『現代中国の構造変動—アイデンティティの再編』東京大学出版会、2001年) 151-178頁。
- ・新免康「アルプテキン」(小松久男・梅村坦・宇山智彦・帯谷知可・堀川徹編『中央ユーラシアを知る事典』平凡社、2005年) 42-43頁。
- ・菅瀬昌子『新月の夜も十字架は輝く—中東のキリスト教徒』イスラームを知る6(山川出版社、2010年)。
- ・妹尾達彦「帝国の宇宙論—中華帝国の祭典儀礼」(水林彪・金子修一・渡辺節夫編『王権のコスモロジー』比較歴史学大系1巻、弘文堂、1998年) 233-255頁。
- ・薛化元「憲法の制定から憲法の施行へ—『政協憲草』とりべラリストの憲政主張(1946~1972)」(石塚迅・中村元哉・山本真編『憲政と近現代中国:国家・社会・個人』現代人文社、2010年) 46-53頁。
- ・曾田三郎『近代中国と日本』(御茶の水書房、2001年)。
- ・————『立憲国家中国への始動:明治憲政と近代中国』(思文閣出版、2009年)。
- ・高橋伸夫『救国、動員、秩序—変革期中国の政治と社会』慶應義塾大学東アジア研究所・現代中国研究シリーズ(慶應義塾大学出版会、2010年)。
- ・竹内好「顧詒剛と回教徒問題」(回教圏巧究所編『回教圏』第5巻第3号、回教圏巧究所、1941年) 14-24頁、のち1986年ビブリオから再版)。
- ・田坂興道『中国における回教の伝来とその弘通』上・下巻(東洋文庫、1964年)。
- ・田島大輔「『満洲国』初期の回民教育問題—『満洲伊斯蘭協会』の事例を中心に」(『立命館東洋史学』第32号、2009年) 63-85頁。
- ・————「『満洲国』のムスリム」(『アジア遊学』第129号、2009年) 146-159頁。

- ・———「『満洲国』における回民墓地遷移問題—『建国』当初の事例を中心に」（『立命館文学』第 619 号、2010 年）552-559 頁。
- ・田中重光『近代・中国の都市と建築』（相模書房、2005 年）。
- ・田村愛理「回教圏研究所をめぐる—その人と時代」（『学習院史学』第 25 号、1987 年）16-35 頁。
- ・段瑞聡「太平洋戦争前期における戦後構想（1941—1943 年）」（『中国研究』第 5 号、2012 年）1-29 頁。
- ・中央大学人文科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』（中央大学出版部、1999 年）。
- ・———『民国後期中国国民党政権の研究』（中央大学出版部、2005 年）。
- ・———『中華民国の模索と苦境：1928—1949』（中央大学出版部、2010 年）。
- ・中国ムスリム研究会編『中国のムスリムを知るための 60 章』（明石書店、2012 年）。
- ・陳謙平「一党独裁制から他党『襯託』制へ」（久保亨編『1949 年前後の中国』汲古書院、2006 年）58-68 頁。
- ・土田哲夫「抗戦期の国民党中央党部」（中央大学人文科学研究所編『民国後期中国国民党政権の研究』研究叢書 35、中央大学出版部、2005 年）105-156 頁。
- ・土田哲夫訳・解題「抗戦建国綱領」（『新編原典中国近代思想史』第 5 巻、岩波書店、2010 年）44-46 頁。
- ・鶴見太郎『ロシア・シオニズムの想像力—ユダヤ人・帝国・パレスチナ』（東京大学出版社、2012 年）。
- ・寺島英明「近代回族の民族問題—寧夏を中心に」（岡本敬二先生退官記念論集刊行会編『アジア諸民族における社会と文化』国書刊行会、1984 年）483-507 頁。
- ・———「近代寧夏の回族」（辛亥革命研究会編『中国近代史論集 菊池貴晴先生追悼論集』汲古書院、1985 年）465-480 頁。
- ・———「甘肅回族軍閥の支配と実態」（『東洋史論』第 8 号、1992 年）1-14 頁。
- ・羽田正「歴史学・東洋学とイスラーム地域研究」（佐藤次高編『イスラーム地域研究の可能性』東京大学出版会、2003 年）40-46 頁。
- ・———『イスラーム世界の創造』（東京大学出版会、2005 年）。
- ・濱本真実『共生のイスラーム—ロシアの正教徒ムスリム』イスラームを知る 5（山川出版社、2011 年）。
- ・姫田光義・山田辰雄編『中国の地域政権と日本の統治』日中戦争の国際共同研究第 1 巻（慶應義塾大学出版社、2006 年）。
- ・平山光将「回民社会と新生活運動—河南省開封市を事例に」（『東洋学報』第 91 巻第 4 期、2010 年）501-531 頁。
- ・———「南京国民政府の『宣慰』について：華北・華中の回民社会への『宣慰』を事例に」（『中国研究月報』第 66 巻第 9 号、2010 年）34-46 頁。

- ・藤井元博「重慶国民政府軍事委員会の『南進』対応をめぐる一考察：『中越関係』を手がかりに」（『史学』第 82 巻 4 号、2014 年）589-615 頁。
- ・————「重慶国民政府による広西省の統制強化と軍事機構：桂南会戦を中心に」（『歴史学研究』第 919 号、2014 年）1-17 頁。
- ・藤本勝次・伴康哉・池田修訳『コーラン I・II』（中公クラシックス、2002 年）。
- ・ベネディクト・アンダーソン著・白石さや・白石隆訳『想像の共同体：ナショナリズムの起源と流行』〔ネットワークの社会科学〕増補版（NTT 出版、1997 年）。
- ・堀池信夫他著『アジア遊学第 129 号—中国のイスラーム思想と文化』（勉誠出版、2009 年）。
- ・中田吉信『回回民族の諸問題』（アジア経済研究所、1971 年）。
- ・————「中国における回族問題」（『就実論叢』〔其二・社会編〕第 22 号、1992 年）131-159 頁。
- ・————「西北回民軍閥台頭の過程」（『就実女子大学史学論集』第 9 号、1994 年）105-181 頁。
- ・中西竜也『中華と対話するイスラーム：17-19 世紀中国ムスリムの思想的営為』（プリミエ・コレクション 37）（京都大学学術出版会、2013 年）。
- ・中村元哉「戦後国民政府の言論政策」（『史学雑誌』第 110 編第 4 号、2001 年）63-80 頁。
- ・————「戦後国民党政権の文化政策（1945-1949）—憲法実施と『党国体制』」（『中国研究月報』第 55 巻第 12 号、2001 年）1-13 頁。
- ・————『戦後中国の憲政実施と言論の自由：1945—1949』（東京大学出版会、2004 年）
- ・————「中華民国憲法制定史にみる自由・人権とナショナリズム—張知本の憲法論を中心に」（『近きに在りて』第 53 号、2008 年）16-28 頁。
- ・西村成雄・石島紀之・田嶋信雄編『国際関係のなかの日中戦争』日中戦争の国際共同研究第 4 巻（慶應義塾大学出版会、2011 年）。
- ・松本ますみ「中国イスラーム近代主義と中国近現代史に関する一考察—中国イスラーム宗教指導者の革命参加を考えるために」（『新潟史学』第 35 号、1995 年）23-41 頁。
- ・————『中国民族政策の研究—清末から 1945 年までの「民族論」を中心に』（多賀出版、1999 年）。
- ・————「中国イスラーム新文化運動とナショナル・アイデンティティ」（西村成雄編『現代中国の構造変動』3、ナショナリズム—歴史からの接近、東京大学出版会、2000 年）99-125 頁。
- ・————「中国のイスラーム新文化運動—ムスリム・マイノリティの生き残り戦略」（小松久男・小杉泰編『現代イスラーム思想と政治運動』イスラーム地域研究叢書第 2 巻、東京大学出版会、2003 年）141-166 頁。
- ・————「『近代』の衝撃と雲南ムスリム知識人—存在—性論の普遍思想から近代国家規

- 格のエスニック・アイデンティティへ」(人間文化研究機構連携研究「ユーラシアと日本：交流と表象」研究プロジェクト編集・発行『ユーラシアと日本：境界の形成と認識—移動という視点：シンポジウム報告書』2008年) 90-100頁。
- ・————「佐久間貞次郎の対中国イスラーム工作と上海ムスリム」(『上智アジア学』第27号、2009年) 115-134頁。
 - ・————「回族とは何か?—民族識別工作とエスニシティ」(中国ムスリム研究会編『中国のムスリムを知るための60章』明石書店、2012年) 36-40頁。
 - ・————「1930年代の中国ムスリム向け漢語雑誌にみる国際認識：イスラーム改革・国家建設・反帝国主義の中の回民漢語知識人」(小林寧子編著『アジアのムスリムと近代：1930年代出版物から考える(NIHU Program Islamic Area Studies SIAS working paper series 19)』上智大学アジア文化研究所・イスラーム地域研究センター、2013年) 27-48頁。
 - ・松本ますみ編『1920年代から1930年代中国周縁エスニシティの民族覚醒と教育に関する比較研究』(平成24年度~26年度 日本学術振興会科学研究費補助金 基盤研究(B) 研究成果報告書、研究代表者松本ますみ、室蘭工業大学、2015年)。
 - ・丸田孝志「陝甘値寧辺区の記念日活動と新暦・農暦の時間」(『史学研究』第221号、1998年) 16-39頁。
 - ・————「華北傀儡政権における記念日活動と民族利用—山西省を中心に」(曾田三郎『近代中国と日本—提携と敵対の半世紀』、御茶の水書房、2001年) 291-326頁。
 - ・————「抗日戦争期・内戦期における中国共産党根拠地の象徴—国旗と指導者像」(『アジア研究』第50巻第3号、2004年) 1-20頁。
 - ・————「時と権力(1)(2)—中国共産党根拠地の記念日活動と新暦・農暦の時間」(『社会システム研究』第10号、第11号、2005年) 27-46、57-73頁。
 - ・————「大行・大岳根拠地の追悼セレモニーと土地改革期の民俗」(『近きに在りて』第49号、2006年) 69-81頁。
 - ・————『革命の儀礼—中国共産党の政治動員と民俗』(汲古書院、2013年)。
 - ・三田了一訳・注解『日亜・対訳 聖訳クルアーン』〔改訂版第5刷〕(宗教法人日本ムスリム協会、1996年)。
 - ・水林彪・金子修一・渡辺節夫編『王権のコスモロジー』(弘文堂、1998年)。
 - ・三橋陽介「日中戦争前期、湖北国統区における司法権の行使とその限界—戦区検察官と県長の摩擦を手掛かりに」(『史境』第60号、2010年) 52-70頁。
 - ・村田雄二郎「序章 グローバルヒストリーの中の辛亥革命」(辛亥革命百周年記念論集編集委員会編『総合研究辛亥革命』岩波書店、2012年) 1-18頁。
 - ・毛里和子『周縁からの中国：民族問題と国家』(東京大学出版会、1998年)。
 - ・矢久保典良「書評：坂本勉編著『日中戦争とイスラーム』」(『史学』第77巻第4号、2009年) 83-90頁。

- ・————「日中戦争期の重慶における中国ムスリム団体の宗教活動とその特徴—中国回教救国協会とその重慶市分会を中心にして」（『史学』第79巻第1・2号、2010年）55-86頁。
- ・————「侮教事件—中国近代史上の回漢対立」（中国ムスリム研究会編『中国ムスリムを知るための60章』明石書店、2012年）248-252頁。
- ・————「中国ムスリム団体にとっての宗教と『抗戦』—中国回教救国協会の理念を中心に」（『史潮』新74号、2013年）37-52頁。
- ・————「新刊紹介：山田辰雄・松重充浩編著『蒋介石研究—政治・戦争・日本』」（『史学雑誌』第123編第1号、2014年）142-143頁。
- ・————「中国のイスラーム」（『もっと知りたい！イスラーム』時空をこえる本の旅9、東洋文庫、2015年）20頁。
- ・————「新刊紹介：石島紀之著『中国民衆にとっての日中戦争—飢え、社会改革、ナショナリズム』」（『史学雑誌』第124編第3号、2015年）110-111頁。
- ・————「日中戦争時期の中国ムスリムにとっての憲政論：1939—1940」（『史学』第84巻第1・2・3・4号—文学部創設125年記念号（第1分冊）、2015年）307-329頁。
- ・————「書評：石島紀之著『中国民衆にとっての日中戦争—飢え、社会改革、ナショナリズム』」（『歴史学研究』第940号、2015年）52-55頁。
- ・————「日中戦争時期における中国回教救国協会の清真寺運営論」（『東洋学報』第97巻第4号、2016年掲載予定）。
- ・山崎典子「日中戦争時期の中国ムスリム社会における『親日派』ムスリムに関する一考察：中国回教総連合会の唐易塵を中心に」（『中国研究月報』第65巻第9号、2011年）1-19頁。
- ・————「近代中国における『漢人回教徒』説の展開：1930年代のムスリム・エリートによる言説を手がかりに」（『年報地域文化研究』第17号、2014年）136-156頁。
- ・山田辰雄・松重充浩編著『蒋介石研究：政治・戦争・日本』（東方書店、2013年）。
- ・山本英史編『近代中国の地域像』慶應義塾大学東アジア研究所叢書（山川出版社、2011年）。
- ・山本澄子『中国キリスト教史研究：プロテスタントの「土着化」を中心として』（近代中国研究委員会・東京大学出版会、1972年）。
- ・横山宏章『中華民国史—専制と民主の相克』（三一書房、1996年）。
- ・————「中国革命における個人崇拜と蒋介石—『蔣公五秩寿辰献機典礼』（1936年10月）への道」（山田辰雄・松重充浩編著『蒋介石研究』東方書店、2013年）155-178頁。
- ・————『素顔の孫文：国父になった大ばら吹き』（岩波書店、2014年）。
- ・楊天石「1946年政治協商会議後の憲法草案修改原則をめぐる論争」（山田辰雄・松重充浩編著『蒋介石研究—政治・戦争・日本』東方書店、2013年）209-211頁。
- ・吉開将人「苗族史の近代（七）」（『北海道大学文学研究科紀要』第134号、2011年）1-55

頁。

- ・吉澤誠一郎『愛国主義の創生：ナショナリズムから近代中国をみる』世界歴史選書（岩波書店、2003年）。
- ・————「東洋史学の形成と中国—桑原隲蔵の場合」（岸本美緒編『帝国日本の学知』第3巻：東洋学の磁場、岩波書店、2006年）55-97頁。
- ・————『清朝と近代世界：19世紀』（岩波書店、2010年）。
- ・————「批判と反省—第一次世界大戦研究から見えてくる新しい現代史像：山室信一ほか編『現代の起点 第一次世界大戦』をめぐって」（『歴史学研究』第931号、2015年）29-34頁。
- ・吉見崇「中華民国憲法制定と司法権の独立—司法行政部の帰属問題を中心に」（『中国研究月報』第68巻第12号、2014年）1-12頁。

2 中国語文献（ピンイン順）

- ・白友涛「中国回教救国協会安徽分会評述」（『回族研究』1999年第2期）32-35頁。
- ・白友涛・柴静「中国回教救国協会論述」（『回族研究』1995年第4期）48-55頁。
- ・————「論民国時期回族社団的特点」（『回族研究』2000年第2期）、68-70頁。
- ・陳蘊茜「時間、儀礼維度中的“總理紀念週”」（『開放時代』2005年第4期）23-38頁。
- ・————「国家典礼、民国儀式与社会記憶—全国奉安紀念与孫中山符号的建構」（『南京社会科学』2009年第8期）88-95頁。
- ・陳紅梅「民国時期回族的自我認同与国家認同—以1946年国民大会回民代表名額之爭為例」（『北方民族大学学報』〔哲学社会科学版〕2010年第2期）125-126頁。
- ・————「論近代回族国家認同的發生機制」（『中南民族大学学報』〔人文社会科学版〕第33巻第5期、2013年）13-18頁。
- ・陳金龍『南京国民政府時期的政教關係—以佛教為中心的考察』（北京・中国社会科学出版社、2011年）。
- ・陳瀛濤主編『近代重慶城市史』（成都・四川大学出版社、1991年）。
- ・常啓明「白崇禧將軍与桂林伊斯蘭教片断」（『回族研究』1996年第2期）99-100頁。
- ・————「白崇禧的教門情結」（『中国穆斯林』2003年第2期）27-29頁。
- ・程思遠『白崇禧傳』（香港・南粵出版社、1989年、のち、北京・華芸出版社から1995年に重版）。
- ・達慧中「抗戰時期回族爭取國際声援的国民外交活動」（『西北第二民族学院学報』2004年第1期）23-29頁。
- ・答振益「中国回民救国協会成立時間地点質疑」（『回族研究』1991年第2期）78-80頁。
- ・————「関于中国回教救国協会成立的歷史背景」（『青海民族学院学報』〔社会科学版〕1997年第4期）107-110頁。
- ・答振益・劉書英「試析中国回教救国協会論述」（『回族研究』1998年第4期）103-113頁。

- 馮力行·唐国英「抗日戰爭期間桂林回教界的愛國救亡運動」(『桂林市教育學院學報』第 13 卷第 2 期、1999 年) 26-33 頁。
- 賈廷詩他『白崇禧先生訪問記錄』上·下冊(台北·中央研究院近代史研究所、1984 年)。
- 賈福康編著『台灣回教史』(台北·伊斯蘭文化服務社、2002 年)。
- 國史館中華民國史內政志編纂委員會編『中華民國史內政志：初稿』(台北·國史館、1992 年)。
- 胡平生『民國時期的寧夏省(1929—1949)』(台北·台灣學生書局、1988 年)。
- 孔慶泰他『國民黨政府政治制度史』(合肥·安徽教育出版社、1998 年)。
- ———『國民黨政府政治制度史詞典』(合肥·安徽教育出版社、2000 年)。
- 田海林·李俊領「儀式政治：國民黨與南京國民政府對孫中山的祭祀儀禮」(『史學月刊』2007 年第 4 期) 86-98 頁。
- 馬博忠「『月華』創始人、歷任主編、編輯生平簡介紹」(『回族研究』2015 年第 3 期) 131-138 頁。
- 麻健敏「回族全面投身抗戰及其歷史意義」(『福建論壇』〔人文社會科學版〕1995 年第 4 期) 27-31 頁。
- 李恭忠「“總理紀念週”與民國政治文化」(『福建論壇』〔人文社會科學版〕2006 年第 1 期) 56-60 頁。
- ———「孫中山：英雄形象的百年流變」(『江蘇大學學報』〔人文社會科學版〕第 13 卷第 5 期、2011 年) 28-32 頁。
- 李松茂「中國穆斯林的抗日活動」(『中國宗教』1995 年第 2 期) 24-25 頁。
- 李在全『法治與黨治—國民黨政權的司法化(1923~1948)』(北京·社會文獻科學出版社、2012 年)。
- 繆全吉編著『中國制憲史料彙編—憲法編』(台北·國史館、1998 年)。
- 劉東聲·劉盛林·北京市政協文史資料研究委員會·北京市宣武區政協文史資料委員會編『北京牛街』(北京·北京出版社、1990 年)。
- 劉宗武『湖北新民主革命史—抗日戰爭時期卷』(武漢·華中師範大學出版社、2007 年)。
- 薩利哈·安士偉「紀念世界反法西斯戰爭和中國抗日戰爭勝利 50 周年」(『中國穆斯林』1995 年第 5 期) 6-7 頁。
- 矢久保典良「近現代湖北回教社團與其社會活動—以中日戰爭時期的中國回教救國協會湖北省分會和其初等教育工作為例」(胡春惠·周惠民主編『2012 兩岸四地歷史學研究生研討會論文集』台北·國立政治大學歷史系·香港·珠海書院亞州研究中心、2013 年) 83-98 頁。
- 蘇志榮·胡必林「白崇禧(1893~1966)」(王成斌ほか主編『民國高級將領列傳』第 3 集、北京·解放軍出版社、1989 年) 83-117 頁。
- 孫穎慧「中國回教救國協會分會概述」(『寧夏社會科學』2005 年第 4 期) 120-123 頁。
- ———「中國回教救國協會寧夏分會述評」(『回族研究』2005 年第 4 期) 54-60 頁。
- 姚繼德「回族留學生與雲南現代伊斯蘭文化」(『回族研究』1996 年第 3 期) 10-23 頁。

- 王成斌· 劉炳耀· 葉万忠· 范伝新主編『民国高級将領列伝』第 3 集(北京· 解放軍出版社、1989 年)。
- 王德才「中国回教救国協會在抗日救亡運動中的歷史作用」(『中国穆斯林』2009 年第 5 期) 44-47 頁。
- 王伏平· 勉琳娜「西北回族对抗日战争的貢獻」(『回族研究』2002 年第 4 期) 45-48 頁。
- 王欣田『近代以来中国边疆民族宗教問題的歷史演進』(北京· 宗教文化出版社、2010 年)。
- 聞黎明『第三種力量与抗戰時期的中国政治』(上海· 上海書店出版社、2004 年)。
- 蕭建中「白崇禧軍政生涯鉤沈片断」(『武漢文史資料』1994 年第 3 期) 123-147 頁。
- ————「白崇禧軍政生涯追記」(『檔案与史学』1997 年第 6 期) 54-57 頁。
- 武漢市檔案館· 江漢大学城市研究所編(徐文学主編)『武漢淪陷時期武漢的社会与文化』(武漢· 武漢出版社、2005 年)。
- ————『武漢淪陷時期武漢的政治与軍事』(武漢· 武漢出版社、2007 年)。
- ————『武漢淪陷時期武漢的經濟与市政』(武漢· 武漢出版社、2007 年)。
- 徐旭陽『湖北国統和淪陷区社会研究』(北京· 社会科学文献出版社、2007 年)。
- 楊荣斌『民国時期上海回族商人群体研究』(北京· 社会科学文献出版社、2013 年)。
- 周瑞海「白崇禧將軍对日的貢獻—為紀念中国人民抗日闘争 60 周年而作」紀念抗日戦争勝利 60 周年(『回族研究』2005 年第 3 期) 73-79 頁。
- ————「国民党中回族官兵对抗日的貢獻一二. 国民党抗日回族将領白崇禧」(周瑞海他『中国回族抗日救亡史稿』中国社会科学院中日歷史研究中心文庫、北京· 社会科学文献出版社、2006 年) 348-368 頁。
- 張嶸「中国回教救国協會陝西省分会述評」(『西北師大学報』〔社会科学版〕第 47 卷第 6 期、2010 年) 93-97 頁。

3 英語文献 (アルファベット順)

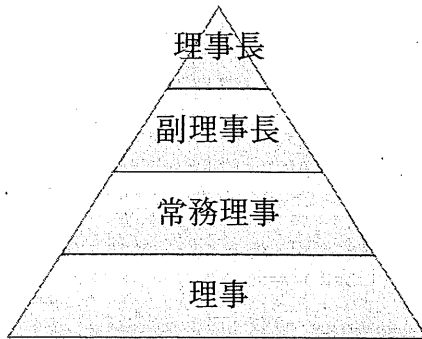
- ANDO Junichiro, “Japan’s ‘Hui-Muslim Campaigns’(回民工作) in China from the 1910’s to 1945 -An Introductory Survey “, *Annals of Japan Association for Middle East Studies* no.18-2,2003 (『日本中東学会年報』第 18 卷第 2 号) ,pp.2-38.
- FRANCOISE Aubin, “Islam on the wings of nationalism : the case of Muslim intellectuals in Republican China” , Stephane A. Komatsu Hisao , and Kosugi Yasushi eds.,*Dudoignon Intellectuals in The Modern Islamic World : Transmission , Transformation , Communication* , New York : Routledge , 2007, pp.241-272.
- MATSUMOTO Masumi, “ Sino-Muslims’ Identity and Thoughts during the Anti-Japanese War :Impact of the Middle East on Islamic Revival and Reform in China(Culture and Communication, <Special East>Middle East Studies from East Asia) ” , *Annals of Japan Association for Middle East Studies*,no.18-2, 2003 (『日本中東学会年報』第 18 卷第 2 号) ,pp.39-54.

- MATSUMOTO Masumi, "Protestant Christian Missions to Muslims in China and Islamic Reformist Movement" , *Annals of Japan Association for Middle East Studies* no.21-1, (『日本中東学会年報』第21卷第1号) ,pp. 147-171.
- ——— "Rationalizing Patriotism among Muslim Chinese-The Impact of the Middle East on the Yuehua Journal" , Stephane A .Dudoignon , Komatsu Hisao , and Kosugi Yasushi,eds.,*Intellectuals in The Modern Islamic World : Transmission , Transformation , Communication* , New York : Routledge , 2007, pp.117-142.

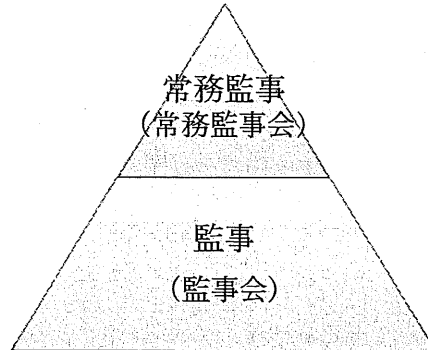
<附属資料編>

資料1 <中国回教救国協会の幹部組織構造のピラミッド図（理事・監事）>

<理事ピラミッド図>



<監事ピラミッド図>



(注1) 常務理事会メンバー

: 理事長、副理事長を含む常務理事

(注2) 理事会メンバー: 常務理事を含む全理事

資料2 <中国回教救国協会理事名簿>

1) 中国回民救国協会理事名簿¹ 1938年1月

- ・理事長: 白崇禧
- ・副理事長: 時子周・唐柯三
- ・理事: 白崇禧・時子周・唐柯三・馬鴻逵・馬步芳・馬步青・艾沙等32人
(理事人数27-35人を規定)
- ・監事: 堯樂博士・達浦生・王静齋等8人 (監事人数は5-9人を規定)

2) 中国回教救国協会第二届理監事名簿 1939年8月²

- ・理事長: 白崇禧
- ・副理事長: 唐柯三・馬麟
- ・名誉理事長: 馬鴻逵
- ・名誉副理事長: 馬步芳・時子周
- ・常務理事: 王曾善・孫繩武・艾沙・馬宗融・張劍白
- ・常務監事: 馬耀南・馮慶鴻・馬龍文
- ・理事: 白崇禧・唐柯三・馬麟・馬鴻逵・馬步芳・時子周・馬風璋・馬步青・王曾善・

¹ 「中国回民救国協会宣言」(『新華日報』1938年1月16日版、第4版)。

² 「中国回教救国協会第二届理監事名單」(『中国回教救国協会第一届全体會員代表大会特刊』) 39頁。

- 馬鴻賓・麥斯武德・艾沙・馬松亭・李廷弼・張劍白・沙儒誠・馬毓智・馬宗融・
 錢興垂・白澤民・楊敬之・馬劍青・薛文波・張兆理・艾宣栽・海競強・孫繩武・
 仝道雲・楊德亮・馬祥臣・馬駿・馬霄石・馬亮・謝松濤・堯樂博士・海濤・
 尹光宇・高生俊・張幼文・端木傑・謝和賡・虎嵩山・王月波・馬重雍・白壽彝・
 馬伯安・馬淳夷・丁正熙・馬紹武・黎光明・劉文安・馬秀峯・馬天英・馬煥文・
 馬鳳圖・馬輔臣・白亮誠・陳煥文・沙葆舟・程樹榮・孫錦雲・馬策・馬為良・
 穆華軒・王少泉・王農村・郭南浦・劉福元・穆維新・馬福澤・蕭必達・馬澤昭・
 溫少鶴・馬賦良・王夢揚・蘇連元・王士誼
- ・監事：王靜齋・喇世俊・達浦生・陳口畚・馬耀南・馬吉策・鐵諫封・杜秀升・馬口笙・
 安賓堯・馮慶鴻・馬龍文・劉景山
- ・名譽理事：張淦・張君旻・伍劍若・劉兆青・王巖・馬口德・馬騰蛟・馬彪・馬祿・
 馬子高・王子忠・王振海・馬古泉・李子休・李先慈・馬俊卿・羽翼鵬・
 馬震崑・朱東・丁茂林

3) 中国回教救国協會第三届理監事名簿 1942年8月³

- ・理事長：白崇禧
- ・副理事長：唐柯三
- ・常務理事：馬亮・艾沙・馬宗融・孫繩武・王曾善・白澤民・張劍白
- ・理事：白崇禧・唐柯三・時子周・艾沙・王曾善・王農村・馬亮・白澤民・艾宣栽・安舜・
 馬宗融・馬亮・馬賦良・孫繩武・楊敬之・趙明遠・錢興垂・張兆理・張裕良・
 張劍白・溫少鶴・劉福元・丁正熙・仝道雲・穆華軒・石覺民・李廷弼・馬天英・
 馬煥文・端木傑・馬鶴年
- ・候補理事：王夢揚・白壽彝・閃鴻鈞・馬秉仁・納子嘉・程樹榮・金子達・林仲明・
 沙國珍・金鼎銘・馬孟擇・沈成章・馬全仁・王月波・吳正桂
- ・監事：達浦生・馮慶鴻・馬耀南・王靜齋・閔湘帆・馬濤齡・堯樂博士・韋誠榮・丁珍亭
- ・候補監事：馬龍文・劉子容・馬汝梅・馬錫武
- ・常務監事：馮慶鴻・馬耀南・閔湘帆
- ・名譽理事長：馬鴻逵・馬麟 名譽副理事長：馬步芳・麥斯武德・馬駿・馬毓智
- ・名譽理事：于口・尹光宇・王巖・以景福・以思瑪依・口俊才・伍劍若・杜秀升・
 沙文珍・金德賽・拜偉・哈世昌・哈的爾・哈福貴・陳冰・耿慎君・馬伯安・
 馬明仁・馬平寧・馬廷秀・馬步青・馬伯良・馬圖・馬祥成・馬秀峯・馬口臣・
 馬呈祥・馬紹武・馬霄石・馬重雍・馬震武・馬劍青・馬如龍・馬襄吾・
 馬錫武・馬駿・馬鳳圖・馬福澤・馬鴻賓・馬繼德・馬國禮・梁光夫・張君慶・
 海濤・郭南浦・麥睦德・張濯清・海維諒・章澤口・海競強・郭超鵬・楊文波・
 董聖翰・楊德亮・趙友口・趙鐘琦・黎光明・翦敦道・劉柏石・謝松濤・

³ 『中国回教協會會刊』(第4卷第4期、2及び19頁)を参照し作成。

韓怡民・蕭必達・蘇連元・蘇彥璧

参考) 中国回教救国協會第三届理監事名簿⁴

- ・理事長：白崇禧
- ・常務理事：白崇禧・馬步芳・馬亮・李廷弼・馬策・馬煥文・安舜・趙明遠・仝道雲
- ・理事：白崇禧・鮑爾漢・馬步芳・馬亮・仝道雲・閃克行・馬策・李廷弼・馬煥文・安舜・趙明遠・張秉鐸・張裕良・馬煥文・丁珍亭・李廷弼・沙淑嫻・許曉初・艾沙・王曾善・謝松濤・安舜・金子達・張劍白・艾宣裁・王農村・唐柯三・馬天英・浦浦生・薛文波・吳建勳・丁正熙・于樂亭・馬良駿・麥斯武德
- ・候補理事：程樹榮・張靖宇・石雲溪・沈鴻儀・何傳立・納子嘉・林恩浩・王蔚華・鐵松口・哈德萬・端木傑・伊敏・馬以愚・陳慕新・石覺民・馬肇彭・白壽彝・劉子容・董育華・孫繩武・龍御衆・納訓・阿里大毛拉・卡鐘靈・許英・沙篠舟・馬伯聲・吳耀庭・王連鈺・王孟揚・常蔚然・海靖・馬霄石・胡恩鈞
- ・常務監事：馮慶鴻・王化深・閔湘帆・馬松亭・劉麟端
- ・監事：常子萱・陳紫俊・馮慶鴻・穆慶山・馬紹武・傳統先・馬淳夷・王靜齋・馬繼武・伍劍若・劉麟端・馬松亭・菅華亭・陳經畚・馬丕烈・馬耀南・馬耀南・金明增・閔湘帆・馬驥・劉彬如・鐵賽亭・石振亭・敏學誠・王化深・麥斯武德
- ・候補監事：楊清清・陳敦民・王月波・龐士謙・穆慶祿・李雲程・楊德亮・哈石均・馬福澤
- ・「當然理事」(各省市分會理事長)
 - ：穆華軒・伍特公・常子春・時子周・張兆理・溫少鶴・馬慎康・于少齋・杜秀升・哈福貴・朶珍・馬伯安・馬毓智・張運昌・楊松濤・郭超鵬・劉福元・馬鴻逵・扈偉・馬口援・吳桐・馬遵範・馮羅軒・馬啓邦・馬鈍卿・藩伯銘・楊貴之・安谷琴・張仁壽・王紹武・閔口昌・楊敬之・石萬英・趙明遠・韓雲五・馬錫瑄
- ・名譽理事長：鮑爾漢・麥斯武德・時子周・唐柯三・馬鴻賓

資料3 <會則：中国回教救国協會章程>

1) 會則：「中国回教救国協會章程」(『中国回教救国協會第一屆全体會員代表大會特刊』25-29頁)

- ・名称：中国回教救国協會(第1条)
- ・宗旨：本會は国民政府を擁護し、三民主義に服し、イスラームを發揚し、ムスリム同胞を團結し、抗戰建国に協力することを宗旨とする(第2条)
- ・所在地：国民政府所在地(第3条)

⁴「中国回教救国協會第三届理監事名簿」(『中国回教協會會報』第8卷第1期)15-16頁。

- ・任務：教義を宣伝し、教務を改進すること。イスラーム精神は抗戦建国の意義を宣伝すること。抗戦建国綱領に遵ってムスリムを組織訓練し、抗戦建国工作に参加させること。ムスリム教育を提唱すること。国民経済の建設運動を促進し、生産を増加すること。ムスリム救済事業を処理すること。中国と世界の文化を結びつけること。その他の教義に関係すること及び救国に関する事項を発揚すること。(第4条)
- ・会員：「中国回教人民」(中国のイスラーム教徒)(第5条)
- ・会員資格喪失条件：三民主義および抗戦建国に違反する言動を行う者、公権剥奪者、治産を禁止されている者、検挙されて不当行為が確定した者。(第6条)
- ・会員義務：本会決議案に服従することおよび本会の経費を支払う義務がある。(第7条)
- ・組織：
 - ①理事：49~77人(本会全体会員代表大会で選挙する、任期1年、再任可能)(第8条)
 - ②常務理事：5人(理事間で選挙)→常務理事会を組織
 理事長1人、副理事長2人(理事会で選挙)→本会の一切の事務を総理し、対外的に本会を代表する。
 名誉理事長1人、名誉副理事長2~4人、名誉理事若干名(理事会の議決により招聘)(第9条)
 - ③監事：7~13人(本会全体会員代表大会で選挙する、任期1年、再任可能))
 監事間で相互に選挙し3人を選出し、常務監事会を組織する。
 (第10条)
 - ④各省市に分会、各縣市に支会区会を設置する。(第11条)
 - ⑤総幹事1人、各組に主任監事1人
 第1組：文書・庶務・会計・その他各組に属さない事項
 第2組：組織・訓練・調査
 第3組：教育・教務・宣伝
 第4組：生産・救済
 第5組：婦女
- ・総幹事及び各組の主任は理事長が1人以上を提出し、常務理事会で決議し、理事長名義で幹事若干名を招聘する。
 各組は事務処理のために、若干名の職員を雇用できる。
 本会は必要時に各種委員会を組織することができる。
- ・会議
 - ①全体会員代表大会(最高権力機関)：毎年1回挙行。必要時に臨時大会を召集できる。
 大会議決案は理事会より理事長に送られ執行される。(第15条)

職権：理事会及び各地分会の報告をする。本会の章程の修正を行う。本会に与えられ改善されるべき事項を決定する。理事・監事の選挙をする。(第16条)

②理事会常会：3ヵ月に1回。必要時に臨時会を招集できる。閉会時は常務理事が職務を代行する。

常務理事会：毎週1回举行

(第17条)

・理事会の職権：理事長・副理事長・常務理事の選挙。重要議案の討論。全体会員代表大会の召集に関する事務の処理。分支区会に与える改善すべき事務の計画指導(第18条)

③監事会常会：3ヵ月に1回。必要時に臨時会を招集できる。閉会時は常務監事が職務を執行する。(第19条)

・監事職権：経費の出納。会務の進行状況の審査。職員の勤怠及び会員の言動の審査。理事会に対する復議権。(第20条)

④理事会或いは常務理事会は總會の所在地にあり、理事或いは常務理事の過半数の出席により開会される。(第21条)

・本会経費の出所：会員の自由寄付、理事会の計画募集、その他補助費(第22条)

・本章程は会員代表大会での通過によって主管機関での施行を要請する。(第24条)

2)「中国回教救国協会章程」修訂版(1942年8月29日、第二次全員会員代表大会修正)(『中国回教救国会刊』第4巻第4期、24-25頁)

・名称：中国回教救国協会(第1条)

・宗旨：国民政府を擁護し、三民主義に服し、教義を発揚し、ムスリムを団結する(第2条)

・所在地：国民政府所在地(第3条)

・会員：「中国回教人民」(第4条)

会員義務：会章を遵守、本会決議を服従

会員資格喪失：本教信仰を否認、三民主義に違反、公民資格を喪失する者

・組織：(第5条)

①理事長1人、副理事長2人

理事31人、候補理事15人 →理事会

監事9人、候補監事4人 →監事会

②常務理事：5人 →常務理事会、常務監事：3人 →常務監事会(理監事会で選挙)

③名誉理事長2人、名誉副理事長4人、名誉理事若干名(理事会で推薦し招聘する)

④設計委員 7 人（主任委員 1 人を互いに推選）

→設計委員会（理監事联席会で推薦し招聘する）

⑤任期全て 2 年、再任可能

⑥秘書長 1 人、秘書 2 人 →秘書室

第 1 組主任 1 人、第 2 組主任 1 人、第 3 組主任 1 人、会計室主任 1 人

各組室は分けて事務を行い、幹事を設けて、理監事を助けるために書記若干人を設ける。（理事長が招聘し任命する）

・開会：（第 6 条）

①全体会員代表大会：2 年毎に 1 回挙行

②理事会・監事会：3 ヶ月毎に 1 回

③常務理事会：毎週 1 回挙行、常務理事会は設計委員会を設け毎月一回挙行

※各会は臨時会を設けることが可能

・職権：（第 7 条）

①全体会員代表大会（最高権力機関）：理事長・副理事長・理監事の選挙、会章の修改、理事会・監事会・各分会報告を受け、重要議案を討論し、工作方針を決定

②理事長：会務を総理、外に対して本会を代表する

③副理事長：会務を協力して処理

④理事会：代表大会決議を執行、議案を討論、全体会員代表大会事宜を準備

監事会：経費を考査、工作を審査、職員の勤務状況と言動を考査し、理事会に復議権を請う

設計委員会：設計事項を業務

常務理事会、常務監事会は日常業務の処理

⑤各会の招集人

全体会員代表大会・理監事联席会 →理事長

理事会・監事会 →常務会

常務理事会・常務監事会 →輪番の主席

設計委員会 →主任委員

⑥秘書室は文稿をまとめて考究し、各組の事宜を策画

第 1 組：文書・庶務・出納・生産・救済・その他各組に属さない事項

第 2 組：組織・訓練・調査・婦女

第 3 組：教育・教務・宣伝

会計室：会計

- ・業務：(第8条)
教義宣揚、業務改進、ムスリム組織、国家擁護、ムスリム教育の提唱、ムスリム経済建設の促進、国民外交方式でイスラーム国家と連絡し、世界イスラーム文化(「世界回教文化」)を広めること
- ・適宜業務の進展に応じ、特種委員会を設置可能(第9条)
- ・分会：各省市、市区会：各縣市、分会準備：常務理事会で決議し、理事長が準備員を招聘し、組織の責任を負う(第10条)
- ・経費：会員の自由寄付、その他の補助費(第11条)
- ・本章程は未だ事項を尽くさないなら、全体会員代表大会の修改を提出(第13条)
- ・本章程は会員代表大会通過によって主管機関に施行を請う。(第14条)

3)「中国回教協会章程」(『中国回教協会会報』第6巻第3-5期合刊、15-17頁(1943年1月10日、第二届第二次理監事聯席会通過))

第1章 総則

- ・名称：中国回教協会(第1条)
- ・宗旨：国民政府を擁護し、三民主義に服し、教義を発揚し、ムスリムを団結する(第2条)
- ・所在地：国民政府所在地(第3条)

第2章 業務

- ・教義の宣揚、業務の改進、ムスリム組織、国家擁護、ムスリム教育の提唱、ムスリム経済の発展、ムスリム生産救済事業の提唱、国民外交方式でイスラーム国家連絡し、世界イスラーム文化を広めること。その他の本会宗旨に関する事項(第4条)

第3章 会員

- ・会員：「中国回教人民」は等しく皆本会会員とする(第5条)
- ・会員資格喪失：イスラーム信仰を否認、三民主義に違反する言動行動を行う者、公民資格を喪失する者(第6条)
- ・会員義務：会員は代表を選挙し、興革を建議し、本会章程を遵守し、本会の決議に服従し、本会経費を支払う権利義務を認める(第7条)

第4章 組織

- ①理事31人、候補理事15人(本会会員代表大会で選挙)
→理事会を組織、任期2年、再任可能(第8条)
- ②常務理事：5人 →常務理事会を組織、理事長1人(常務理事が互選)

理事長は常務理事中で三ヵ月毎一人を指名し、駐会常務理事となす。

名誉理事長及び名誉理事若干名を設置（理事会で議決し招聘）（第9条）

③監事9人、候補監事3人（本会会員代表大会で選挙）

→監事会を組織、任期2年、再任可能

常務監事：3人→常務監事会を組織

理事長は常務監事中で3ヵ月毎に1人を指名し、駐会常務監事となす。

（第10条）

④本会は各省市に分会を設置し、各県市に支会・区会を設置（第11条）

⑤各地分会準備設置は本会常務理事会が議決し、理事長が準備委員を招聘し、組織の責任を負う（第12条）

⑥本会各地分会・支会・区会は組織通則別訂（第13条）

⑦本会総幹事1人、副総幹事1人

第1組主任幹事1人、第2組主任幹事1人、第3組主任幹事1人、会計室主任幹事1人
総幹事、副総幹事及び各組室主任幹事は、等しく理事長が招聘し任命する。

各組室は事務を簡素化すうため、各幹事を設けて、幹事を助けけるため、書記若干人を設けて、等しく理事長が招聘し任命する。

本会辦事細則を別訂

本会は必要時に、理事会の議決を経て、各種委員会を設置

（第14条）

第5章 職権及び会議

①全体会員代表大会（最高権力機関）：2年毎に1回挙行、理事会が召集、必要時に臨時大会召集可能、議決案は理事会より常務理事会に送られ執行（第15条）

②全体会員代表大会の職権：

理事会・監事会・各分会報告を受ける、本会章程の修復、本会の興革事項の決定、次の工作方針を決定、理事監事の選挙（第16条）

③理事会：3ヵ月毎に1回、必要時に臨時大会を召集、閉会期間は常務理事会が2週間に1回挙行。（第17条）

④理事会の職権：全体会員代表大会議決を執行、常務理事を選挙、重要議案を討論、全体会員代表大会の召集を準備（第18条）

⑤監事会：3ヵ月毎に1回、必要時に臨時会を招集可能。閉会期間は常務監事会がその職務を代行。

常務監事会：毎月1回開会。

駐会常務監事は常務理事会に列席できる。（第19条）

⑥監事会の職権：経費の出納、会務の進行状況の審査、職員の勤情及び会員の言論行動を考査、理事会に復議を請う権を有す。（第20条）

- ⑦理事会・監事会：会址所在地の理監事の過半数の出席で開会できる（第 21 条）
- ⑧理事長：会務を総理、外に対して本会を代表する
駐会常務理事は本会日常業務の処理（第 22 条）
- ⑨総幹事・副総幹事は理事長の命、駐会常務理事の指導を受け、各組室を監督し、文稿を総核し、本会日常業務を処理、機要事件を辦理
- 第 1 組：文書・庶務・出納・生産・救済・その他各組に属さない事項
第 2 組：組織・訓練・調査・統計及び婦女青年などの事項
第 3 組：教育・教務・宣伝などの事項
会計室：会計事項
（第 23 条）

第 6 条 経費

- ・経費：会員の自由寄付、理事会の壽募、その他の補助費（第 24 条）

第 7 章 附則

- ・本章程は未だ事項を尽くさないなら、全体会員代表大会の修改を提出可能（第 25 条）
- ・本章程は会員代表大会通過によって主管機関に施行を請う。（第 26 条）

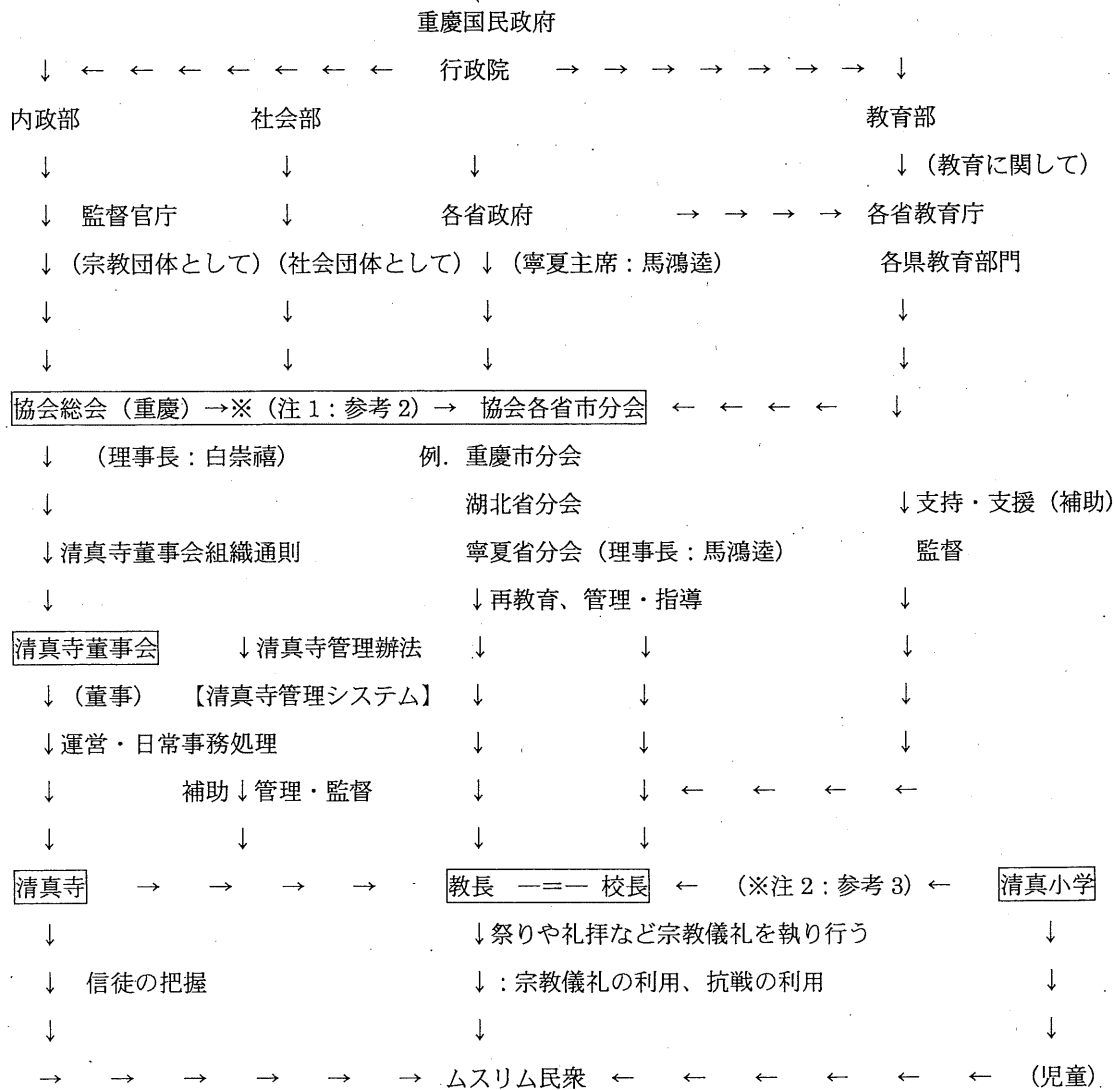
資料 4 <中国回教救国協会第二次全体会員代表大会のスローガン⁵⁾>

1. 蔣 [介石] 委員長は民族復興の救星（救いの星）である。
2. 白 [崇禧] 理事長はムスリムを指導し、抗日戦争の勝利に参加させる。
3. イスラームの精神—信徳・平和・奮闘。
4. ムスリムはアッラーの道を遵守し、敵人を撃破する。
5. ムスリムはムハンマドの遺志を受け継いで、外国からの侮辱に抵抗する。
6. 正義の為に犠牲になった者の精神は死なず。
7. 抗戦はムスリム（穆民）の本分である。
8. アッラーは正義に基づいて団結し抗戦する者を愛す。
9. 愛国は信徳に属す。
10. アッラーとムハンマドに遵って指導者を擁護する。
11. ムスリムはイスラーム固有の栄光を保持しなければならない。
12. 『保教』は必ず『保国』でなければならない、『殉国』はすなわち『殉教』である。
13. 難にあっても屈せず、死ぬと雖も後悔しない—これはただムスリムのみが持つ美德である。
14. イスラーム世界と連合し、世界平和を促進する。
15. 世界イスラーム文化と交流する。

⁵⁾「大会標語」（『中国回教救国協会会刊』第 4 卷第 4 期）45 頁。

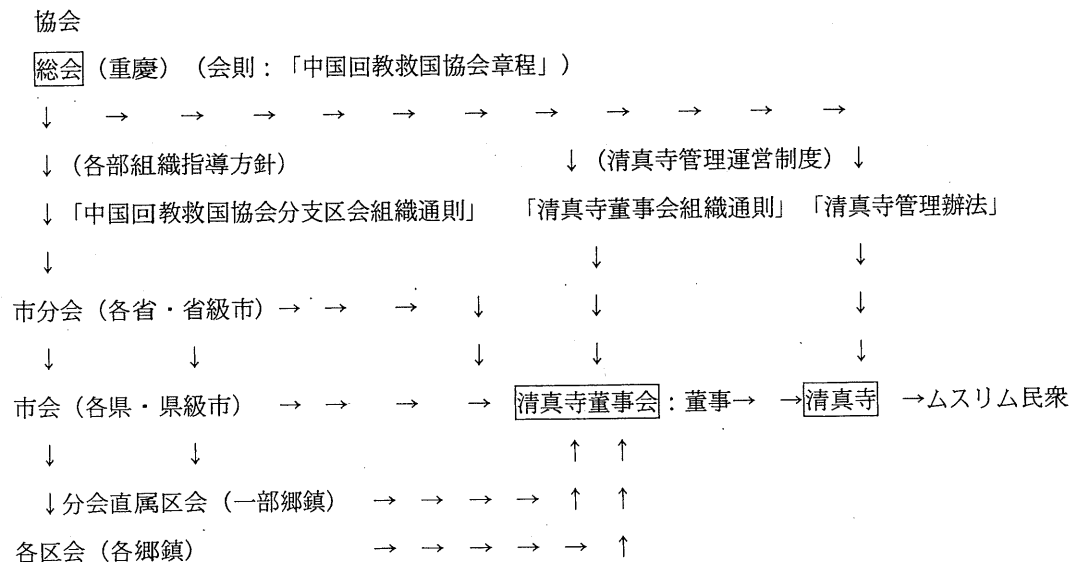
16. 世界イスラーム文化によって侵略してくる悪魔を撃破する。
17. 国族を団結させ、国策を擁護する。
18. 生産に従事することは、後方における抗戦の重要な職務である。
19. 経済建設に対して努力することは、ムスリムの生計問題を解決することができる。
20. 近東のイスラーム教徒の兄弟たちに呼びかけ、枢軸の企てを撃破する。
21. ムスリム教育を提唱することは、建国事業に励むことである。
22. 教義の宣伝・発揚はムスリムの抗戦思潮を強めることである。
23. ムスリムを組織・訓練することは、ムスリムの抗戦陣容を強めることである。
24. ムスリムの戸口調査は、建国興教の基本業務である。
25. 西北は民族を復興する国防線であり、西北は中国ムスリムの始まりとなった場所であるので、西北を固めることはムスリムの責任である。

参考 1：重慶国民政府と中国回教救国協会の「政教」関係のイメージ図⁶

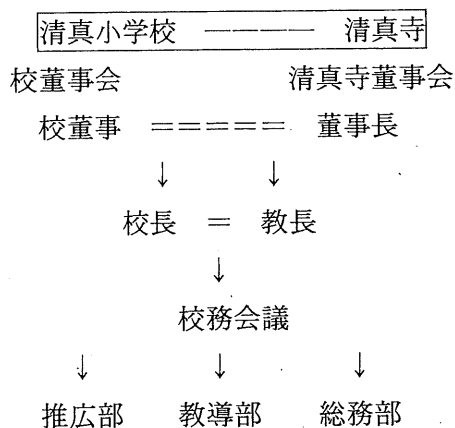


⁶以下のものを主に参照して作成した。「清真寺董事会組織通則」、「清真寺管理辦法」及び「推行清真寺管理辦法及清真寺董事会組織通則應注意事項」（『月華』第13卷第4-9期合刊）20-23頁。「清真寺管理法及寺董事会組織通則條例公佈施行」（『中国回教救国協會会刊』第3卷第7期）20頁。『中国回教救国協會陳述部訂監督回教寺廟條例實際情形困難擬由会自訂管理辦法』。矢久保典良「日中戦争期の重慶における中国ムスリム団体の宗教活動とその特徴—中国回教救国協會とその重慶市分会を中心にして」（『史学』第79巻第1・2号、2010年）55-86頁。

参考 2：協会総会と分支会の関係



参考 3 清真寺と清真小学との関係のイメージ図⁷



⁷馬軼塵「以清真寺為中心的回民小学教育之實施」(『回民言論半月刊』第 1 卷第 4 期、1939 年) 20-23 頁。

主要使用定期刊行物記事一覧¹

1 【『中国回民救国協會通告』】

- ・「中国回民救国協會宣言」（『中国回民救国協會通告』第1号、1938年）1頁。
- ・「中国回民救国協會臨時簡章」（『中国回民救国協會通告』第1号）4頁。
- ・「27年伊斯蘭教忠孝周举行伊斯蘭教反侵略祈祷大会宣言」（『中国回民救国協會通告』第6号、1938年）20頁。
- ・「復刊辞」（『中国回民救国協會通告』第14号、1938年）43頁。
- ・「分会成立狀況」（『中国回民救国協會通告』第22号、1939年）86頁。
- ・「本会西康省分会一月二十二日開成立大会」（『中国回民救国協會通告』第26号、1939年）106頁。

2 【『中国回教救国協會第一屆全体會員代表大会特刊』】

- ・「孫總理遺像（附遺囑）」（『中国回教救国協會第一屆全体會員代表大会特刊』1939年）像片1頁。
- ・薛文波記錄「蔣總裁開幕典礼訓詞」及び薛文波「蔣總裁在招待本会招待各省代表茶会時訓詞」（『中国回教救国協會第一屆全国代表會員大会特刊』）5-6頁。
- ・「白理事長第一次大会致詞—「回教」与「回族」之区分」（『中国回教救国協會会刊第一屆全国代表會員大会特刊』）10頁。
- ・楊敬之記錄「白理事長閉幕典礼致詞」及び「大会日程」（『中国回教救国協會第一屆全体會員代表大会特刊』）11-14頁。
- ・楊敬之記錄「白理事長閉幕典礼致詞」（『中国回教救国協會第一屆全体會員代表大会特刊』1939年、12頁。
- ・「中国回教救国協會一年来的工作報告」（『中国回教救国協會会刊第一屆全国代表會員大会特刊』）19-20頁。
- ・「中国回教救国協會章程」（『中国回教救国協會会刊第一屆全国代表會員大会特刊』）25-27頁。
- ・「中国回教救国協會各地分会支会区会組織通則」（『中国回教救国協會第一屆全国代表會員大会特刊』）27-29頁。
- ・「中国回教救国協會第二屆理監事名单（1939年8月）」（『中国回教救国協會会刊第一屆全国代表會員大会特刊』）39頁。
- ・薛文波記錄「中央当部歛宴記事—繼由白理事長致答辞大致如下」（『中国回教救国協會第一屆全体會員代表大会特刊』）43頁。

¹各雜誌それぞれ巻号順で記載する。

3 【『中国回教救国協會会刊』】

- 白崇禧「中国回教今後的展望—在本会第一届全体會員代表大会席上之講演」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第1期、1939年）7-11頁。
- 錦「三民主義民族主義之要旨」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第1期）11頁。
- 唐柯三「今日之回教組織」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第1期）13-14頁。
- 謝松濤「談本会已在推行的幾種需重要工作」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第1期）20-21頁。
- 「理事長召集本会全体工作人員訓話」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第1期）29頁。
- 李濟琛「民族復興與宗教復興的聯繫」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第2期、1939年）9頁。
- 「聯絡回教世界計画大綱草案」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第2期）22-23頁。
- 「論汎伊斯蘭運動—見東方民族論」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第2期）43頁。
- 唐柯三「開齋節举行祈祷大会在大殿演講」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第3期、1939年）5-6頁。
- 「發動開齋節祈祷大会」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第3期）14頁。
- 「中国回教救国協會举行開齋祈祷大会宣言」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第4期、1939年）2頁。
- 王夢揚「救国與興教—对貴州分会第一届全体會員代表大会献詞」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第4期）9頁。
- 「全国同胞祈祷利並追悼馬秉忠旅長」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第4期）26頁。
- 「举行開齋節日祈祷大会」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第4期）26頁。
- 「県支会活動近況—湖北：房県、竹山県、谷城県支会」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第4期）33頁。
- 白崇禧「動員回教精神」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第5期、1939年）4-5頁。
- 謝松濤「談憲政憲法問題」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第5期）5-8頁。
- 潜「重慶市回教概述」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第5期）15-16頁。
- 孫繩武「抗戰期間對於回教應有的認識—二十八年十一月十三日在重慶中央廣播電台講」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第6期、1940年）18頁。
- 「第一四次常務理事会會議紀錄」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第6期）36頁。
- 「県支会活動近況—湖北：石首県、江陵県、宜昌県支会」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第6期）38頁。
- 錢興亜「中国回民在抗戰中的貢獻与今後應該注意的問題」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第7期、1940年）9頁。
- 「第十五次常務理事会會議紀錄」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第7期）24頁。
- 天行「回民与憲政運動」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第7期）5-6頁。
- 「常務理事会第三次談話会記錄」（『中国回教救国協會会刊』第1卷第8期、1940年）

26-27 頁。

- 「重慶回胞舉行忠孝節典禮並為抗戰勝利祈禱」（『中国回教救国協會会刊』第 1 卷第 8 期）37 頁。
- 「参考：中華民國憲法草案（上）」（『中国回教救国協會会刊』第 1 卷第 8 期）40 頁。
- 「補充支区会組織要点」（『中国回教救国協會会刊』第 1 卷第 9 期、1940 年）26-27 頁。
- 「参考：中華民國憲法草案（下）」（『中国回教救国協會会刊』第 1 卷第 9 期）34-38 頁。
- 錦「伊斯蘭青年的精神」（『中国回教救国協會会刊』第 1 卷第 10 期、1940 年）5 頁。
- 唐柯三「希望伊斯蘭青年會者—在中国伊斯蘭青年會開成立大會時講」（『中国回教救国協會会刊』第 1 卷第 10 期）6-8 頁。
- 浩「本会分支会工作應積極推動」（『中国回教救国協會会刊』第 1 卷第 10 期）5-7 頁。
- 「回青服務团工作近況」（『中国回教救国協會会刊』第 1 卷第 10 期）36-37 頁。
- 蔣總裁（蔣介石）「告戰区回教同胞」（『中国回教救国協會会刊』第 1 卷第 11 期、1940 年）7-10 頁。
- 「鄂分会举行第一届代表大会」（『中国回教救国協會会刊』第 1 卷第 11 期）21 頁。
- 「常務理事会第四次談話会紀錄」（『中国回教救国協會会刊』第 1 卷第 12 期、1940 年）21 頁。
- 「白理事長宴渝理監事」（『中国回教救国協會会刊』第 2 卷第 1 期、1940 年）23 頁。
- 「鄂分会創辦崇真小学校」（『中国回教救国協會会報』第 2 卷第 1 期）28 頁。
- 「各地支会紛紛成立—鄂：冷家集直属区会、老河口上鎮直属区会、老河口中鎮直属区会、老河口下鎮直属区会、竹林橋直属区会」（『中国回教救国協會会刊』第 2 卷第 2 期、1940 年 5 月 1 日）26 頁。
- 「常務理事会第二十一次會議紀錄」（『中国回教救国協會会刊』第 2 卷第 3 期、1940 年）17 頁。
- 「常務理事会第二十二次會議紀錄」（『中国回教救国協會会刊』第 2 卷第 3 期）17 頁。
- 馬英泉「憲政運動与回民」（『中国回教救国協會会刊』第 2 卷第 5 期、1940 年）13-16 頁。
- 「各省支会動態狀況—鄂：江陵县支会召開第二届會員代表大会、松滋支会成立」及「宜昌支会成立」（『中国回教救国協會会刊』第 2 卷第 5 期）第 22-23 頁。
- 「調查全国回民学校」（『中国回教救国協會会刊』第 2 卷第 8·9 期合刊、1940 年）23 頁。
- 「補修重慶清真西寺」及び「紛紛電慰重慶西南兩寺之被炸」（『中国回教救国協會会刊』第 2 卷第 8·9 期合刊）24-25 頁。
- 「桂分会举行第一届代表大会」（『中国回教救国協會会刊』第 2 卷第 8·9 期合刊）26 頁。
- 本会河南省分会記錄「白理事長对河南省回胞訓詞」（『中国回教救国協會会刊』第 2 卷第 10·11 期合刊、1940 年）3-5 頁。

- ・「一三五九年齋月中国回教救国協會告全国同胞書」（『中国回教救国協會会刊』第 2 卷第 12 期、1940 年）頁番号無し。
- ・「興教与救国—白理事長对本会湖北分会訓詞」（『中国回教救国協會会刊』第 2 卷第 12 期）3-5 頁。
- ・「慶祝開齋節祈祷抗戰勝利」（『中国回教救国協會会刊』第 3 卷第 1 期、1940 年）23 頁。
- ・弼記「白部長对臨洮民衆講話」（『中国回教救国協會会報』第 3 卷第 2 期、1940 年）7 頁。
- ・克「紀念偉大的忠孝節」（『中国回教救国協會会刊』第 3 卷第 3・4 期合刊、1941 年）8 頁。
- ・「慶祝忠孝節」（『中国回教救国協會会刊』第 3 卷第 3・4 期合刊）48 頁。
- ・「中国回教救国協會補助各地回民小学辦法」（『中国回教救国協會会報』第 3 卷第 6 期、1941 年）31 頁。
- ・「制訂補助回民小学校及中学生辦法」（『中国回教救国協會会報』第 3 卷第 6 期）33 頁。
- ・「扶助均竹文三県支会小学成立」（『中国回教救国協會会報』第 3 卷第 6 期）33 頁。
- ・「中国回教救国協會分会支会戰時服務隊簡章」、「中国回教救国協會分会支会戰時服務隊規則」及び「通函分会支会組織戰時服務隊」（『中国回教救国協會会報』第 3 卷第 7 期、1941 年）19-20 頁。
- ・「清真寺管理法及寺董事会組織通則條例公佈施行」（『中国回教救国協會会刊』第 3 卷第 7 期）20 頁。
- ・「各地回民小学紛紛成立」（『中国回教救国協會会報』第 3 卷第 7 期）25 頁。
- ・閃克行「抗戰四年来的回教」（『中国回教救国協會会刊』第 3 卷第 9 期、1941 年）2 頁。
- ・「本会城址暨陪都清真寺被炸」（『中国回教救国協會会刊』第 3 卷第 10 期、1941 年）20 頁。
- ・「重慶同胞隆重慶祝開齋節」（『中国回教救国協會会刊』第 3 卷第 11・12 期合刊、1941 年）17 頁。
- ・「修建重慶清真西寺」（『中国回教救国協會会刊』第 3 卷第 11・12 期合刊）20 頁。
- ・「元月国民月会在郷举行」（『中国回教救国協會会刊』第 4 卷第 1 期、1942 年）23 頁。
- ・「白理事長向成達学生訓話」（『中国回教救国協會会刊』第 4 卷第 1 期）29 頁。
- ・「忠孝節重慶同胞熱烈慶祝」（『中国回教救国協會会刊』第 4 卷第 1 期）29 頁。
- ・「大会開幕階段」（『中国回教救国協會会刊』第 4 卷第 4 期、1942 年）2 頁。
- ・「中国回教救国協會第二屆全体會員代表大会宣言」（『中国回教救国協會会刊』第 4 卷第 4 期）2-3 頁。
- ・「第三次大会會議記錄」（『中国回教救国協會会刊』第 4 卷第 4 期）4-5 頁。
- ・「白理事長致開會詞」（『中国回教救国協會会刊』第 4 卷第 4 期）6-7 頁。
- ・「中国回教救国協會章程」（『中国回教救国協會会刊』第 4 卷第 4 期）24-25 頁。
- ・「大会閉幕」（『中国回教救国協會会刊』第 4 卷第 4 期）26 頁。

- ・「大会標語」（『中国回教救国協會会刊』第4卷第4期）45頁。
- ・「中国回教救国協會分支区会組織通則」（『中国回教救国協會会報』第4卷第5-8期、1942年）24-28頁。
- ・編者記「西北問題—白理事長在陪都文化界十月份国民月会」（『中国回教救国協會会報』第4卷第9-12期合刊、1942年）1-3頁。
- ・「修建陪都清真大寺」（『中国回教協會会報』第4卷第9-12期合刊）18頁。
- ・「支会・区会・戰時服務隊」（『中国回教救国協會会報』第4卷第9-12期）28頁。
- ・克行「論穆民公約」（『中国回教協會会報』第5卷第1期、1943年）1頁。
- ・「本会局部改組」（『中国回教協會会報』第5卷第1期）13頁。
- ・「忠孝節渝市盛典志略」（『中国回教救国協會会報』第5卷第1期）13頁。
- ・「同胞熱烈捐建陪都大寺」（『中国回教協會会報』第5卷第1期）13-14頁。
- ・「本会人事動態」（『中国回教救国協會会報』第5卷第2-5期合刊、1943年）16頁。
- ・「發動各地擴大記念古爾邦節」（『中国回教救国協會会報』第5卷第9-12期合刊、1943年）28頁。
- ・「開齋節祈禱勝利」（『中国回教救国協會会報』第5卷第9-12期合刊）28頁。
- ・「中国回教協會章程」（『中国回教救国協會会報』第6卷第3-5期合刊、1944年）15-17頁。
- ・「陪都教胞熱烈慶祝開齋節」（『中国回教救国協會会報』第6卷第10-12期合刊、1944年）16頁。
- ・「小統計：回教国大代表調查、回教參議員」（『中国回教協會会報』第7卷第1期、1946年）14頁。
- ・中国回教救国協會・国民大会代表回教同仁「憲法已明定回民政權」（『中国回教協會会報』第7卷第2期、1946年）14頁。
- ・「尊重 135 条立法精神提出回民選舉法具体辦法」（『中国回教協會会報』第7卷第3-4期、1947年）4頁。
- ・「本会重視政治運動健全常務理事会成立憲政促進会」及び「全国同胞一致力争憲法地位」（『中国回教協會会報』第7卷第3-4期）4頁。
- ・「回民参政之頁」（『中国回教協會会報』第7卷第6-7期、1947年）4-8頁。
- ・「關於回民国大代表」（『中国回教協會会報』第7卷第8-12期、1948年）2頁。
- ・「回民国代名単公告」（『中国回教協會会報』第7卷第8-12期）28頁。
- ・「修訂清真寺管理辦法」、「中国回教協會清真寺管理暫行辦法」、「清真寺董事会組織通則」及び「推行清真寺管理暫行辦法及清真寺董事会組織通則應注意事項」（『中国回教救国協會会刊』第7卷第8-12期合刊）21-22頁。
- ・「大会開幕典禮」及び「第一次大会」（『中国回教協會会報』第8卷第1期、1948年）7-8頁。
- ・「大会閉幕式」（『中国回教協會会報』第8卷第1期）13頁。

4 【『回民言論半月刊』、『回教論壇』】

- ・「蔣委員長對全國回民的訓示」（『回民言論半月刊』第1卷第1期、1939年）2-3頁。
- ・王靜齋「三十年來的回民小學教育」（『回民言論半月刊』第1卷第2期、1939年）14-23頁。
- ・雷尚勤「發展戰時回民教育播音之途徑」（『回民言論半月刊』第1卷第2期）26-30頁。
- ・「中國回民救國協會發展回民教育計畫（特載）」（『回民言論半月刊』第1卷第2期）34-39頁。
- ・回民言論社「對於發展回民教育的一個建議」（『回民言論半月刊』第1卷第2期）39-40頁。
- ・金子達「國家本位的回民教育」（『回民言論半月刊』第1卷第3期、1939年）28-30頁。
- ・「國民參政會舉行第三次大會」（『回民言論半月刊』第1卷第4期、1939年）12-13頁。
- ・馬軼塵「以清真寺為中心的回民小學教育之實施」（『回民言論半月刊』第1卷第4期）21-26頁。
- ・金子達「計畫教育—回民教育實施綱領的商榷」（『回民言論半月刊』第1卷第5期、1939年）15-18頁。
- ・「中央和地方當局對於發展回民教育的贊助」（『回民言論半月刊』第1卷第6期、1939年）11-12頁。
- ・馬軼塵「回民小學教義課程標準草案」（『回民言論半月刊』第1卷第7期、1939年）16-17頁。
- ・伍儀彰「重慶回教源流（節錄）」（『回民言論半月刊』第1卷第10期、1939年〔李興華·馮今源編『中國伊斯蘭教史參考資料選編（1911—1949）』銀川·寧夏人民出版社、1985年、1676-79頁、所收〕）。
- ・「中國回民救國協會青年服務團工作總報告」（『回民言論半月刊』第1期第12期、1939年）22-30頁。
- ・金子達「教育政治化與政治教育化」（『回教論壇（回民言論半月刊）』第2卷第10期、1939年）15-16頁。
- ・孫繩武「發展回教教育與研討回教文化」（『回教論壇（回民言論半月刊）』第5卷第1期、1941年）3-4頁。

5 【『清真鐸報』】

- ・「勝利獲得後待解決的回教問題」（『清真鐸報』新17號、1945年）2-4頁。
- ・「回國代表問題—回協滇分會馬理事長伯安陳總會白理事長健生函」（『清真鐸報』新18號、1945年）4-5頁。
- ・白崇禧「中國回教協會八年來會務檢討」（『清真鐸報』復刊周年紀念號第19·20期合刊、1945年）5頁〔馬建釗他編『中國南方回族社會團體資料選編』成都·四川民族出版社、2003年、259頁所收〕）。

- 「社論：政府漠視回胞國大代表名額嗎」（『清真鐸報』新 23 号、1945 年）2 頁。
- 「國民大會召開聲中回胞對代表產生不平的呼籲」（『清真鐸報』新 28-29 号、1946 年）2-4 頁。
- 「中國回教協會雲南省分會快郵代電」（『清真鐸報』新 30 号、1947 年）2 頁。
- 趙明遠「回民對憲法之願望」（『清真鐸報』新 30 号）3-4 頁。
- 「回協總會正式提出聲明回民地位憲法應有保證」（『清真鐸報』新 30 号）11-12 頁。
- 「社論：對回民參政問題的感想」（『清真鐸報』新 31 号、1947 年）2 頁。
- 「社論：為回民參政權問題的質疑」（『清真鐸報』新 33 号）2 頁。
- 「為回民參政權問題的質疑」（『清真鐸報』新 33 号）2 頁。
- 「接受憲法一三五條結果回胞參加普選竟遭遇拒絕」（『清真鐸報』新 35 号、1947 年）13 頁。
- 「回民國代名單正式公佈」（『清真鐸報』新 36 号、1947 年）12 頁。
- 「社論：回民與選舉」（『清真鐸報』新 36 号）1-2 頁。

6 【月華】

- 「中國回民救國協會章程」（『月華』第 10 卷第 22-24 期合刊、1938 年）15 頁。
- 「中國回民救國協會各分支會組織程章」（『月華』第 10 卷第 22-24 期合刊）16 頁。
- 「為調查回民戶口告各教胞書」（『月華』第 11 卷第 22-27 期、1939 年）12-18 頁。
- 馬全仁「由這次回民戶口調查談到寺政改良與發展回民小學教育」（『月華』第 11 卷第 22-27 期）18-27 頁。
- 「論壇：回民與憲政」（『月華』第 12 卷第 1-3 期合刊、1940 年）1-2 頁。
- 「站在回民立場對於五五憲草貢獻一點意見」（『月華』第 12 卷第 13-18 期、1940 年）6 頁。
- 「政治信仰與宗教信仰」（成達師範學校主催、北平月華報社編『月華』第 12 卷第 22-27 期、1940 年）1-3 頁。
- 「新刊紹介」（『月華』第 12 卷第 22-27 期合刊）19 頁。
- 「伊斯蘭青年會桂分會近訊」（『月華』第 12 卷第 22-27 期合刊）24 頁。
- 「清真寺董事會組織通則（1940 年 12 月 19 日、第三十三次常會通過）」、「清真寺管理辦法」及「推行清真寺管理辦法及清真寺董事會組織通則應注意事項」（『月華』第 13 卷第 4-9 期合刊、1941 年）20-23 頁。
- 「修建陪都清真寺大寺」（『月華』第 14 卷第 9-10 期、1942 年）13 頁。
- 白崇禧「中國回教與世界回教—回教救國協會的中心工作」（『月華』第 14 卷 11-12 期、1942 年）4-6 頁。
- 「社論：對於回民國大代表的希望」（『月華』1947 年 11 月号）1 頁。
- 「行憲與回民國大代表的任務」（『月華』1948 年 1-3 月号）2-3 頁。
- 「社論：行憲與回民國大代表的任務」（『月華』1948 年 1-3 月号）2-3 頁。

7 【その他定期刊行物中関連記事】

- ・「伊斯蘭教徒举行反侵略祈祷大会」（『回教大衆』第1巻、1938年）12頁。
- ・「回教救国協會的中心工作」（『回教文化』第1巻第3・4期合刊、1943年）3-6頁。
- ・「中委時子周任鄂教庁長」及び「国内新聞：教部令全国補助發展回民教育」（『緑旗』1939年第1期）7頁。
- ・「国内新聞滙報：教部通令各省切实扶助回民教育」（『緑旗』1940年第1期）12頁。
- ・「教育文化消息（国内方面）：教育部通令各地切实扶助發展回民小学」（『広西教育通訊』1940年第2期）55頁。
- ・王宝琦・馬全仁「我們對於現階段憲政憲法運動應有之認識」（『成師校刊』第5巻第11-12期、1940年）91-94頁。
- ・「教部通令各地切实扶助發展回民小学」（『成師校刊』第6巻第7期、1940年）166頁。
- ・丁增慶「回教青年与憲政運動」（『成師校刊』第6巻第8期、1940年）168-169頁。
- ・丁珍亭「国民参政与回教復興」（『回民青年』第2号、1947年）7頁。
- ・疏遙「国民大会与回民自覚」及び「国大回教代表提案原文」（『回民青年』第2号）3-4及び17-18頁。
- ・以斯馬野牧「論回胞在憲法中地位」、「從憲法一三五条說到中国回胞的将来」及び「為憲法一三五条覆我全国回胞」（『回民青年』第3号、1947年）3-7頁。
- ・「回胞国大代表選舉辦法」（『回民青年』第3号）19頁。
- ・「伊斯蘭教胞与憲政運動」（『回教青年』第6巻第3-6期、1944年）2-3頁。
- ・「国民大会代表全国回民競選大会敬告国内政府暨教胞書」（『突崛』第3巻第9期、1936年）43頁。
- ・穆樂天「宗教師的待遇与清真寺組織問題」（『突崛』第7巻第5-6期、1940年）2頁。
- ・馬步青「宗教信仰与政治信仰合一」（『突崛』第68期、1944年）13-14頁。
- ・常明遠「論建国興教」（『突崛』第8巻第71期、1945年）8頁。
- ・「回教總會籲請規定回民代表参加国民大会」（『晨熹』第2巻第6期、1936年）30-31頁。
- ・張仲和「回民電争国民大会代表」（『伊斯蘭青年』第2巻第9期、1936年）3-4頁。
- ・「再論回民請定国大代表之必要」（『伊斯蘭青年』第2巻第10期、1936年）3-4頁。
- ・「中国回民青年戰地服務团訪問記」（『回教青年月刊』第2巻第12-13期合刊、1939年〔『湖北回族古籍資料輯要』199-203頁、『中国南方回族社会团体資料選編』27-30頁、所収〕）。
- ・「回協會的使命—在宗教立場上我們要興教、在政治立場上我們要救国」（『新穆民』創刊号、1943年、4-7頁〔王正儒・雷曉静主編『回族歷史報刊文選—社团卷（上卷）』、黄河出版傳媒集团・宁夏人民出版社、2012年、339頁所収〕）。
- ・「甘寧青救国宣傳团告全国回教同胞書」（『边疆半月刊』第3巻第10-12期、1938年）1-4頁。

- ・馬松亭「回教与五五憲草」（『国民公論』第3卷第11期、1940年）356頁。
- ・「回民代表名額不另規定」（『中央週刊』第430期、1946年）11頁。
- ・馬以愚「中国回教名礼拝寺：重慶清真寺」（『東方雜誌』第42卷第3期、1946年〔李興華・馮今源編『中国伊斯蘭教史参考資料選編（1911-1949）』銀川・寧夏人民出版社、1985年、395-408頁、所収〕）。

8 【関連新聞記事】

- ・「回民開齋節祈禱抗戰勝利」（『中央日報』1938年11月24日）。
- ・「全国同胞於開齋節日祈禱抗戰勝利並追悼馬秉忠旅長-晋回民組織抗日義勇隊」（『中央日報』1939年11月10日）。
- ・「馬步青对全国播講：宗教信仰与政治信仰合一（中央社訊）」（『中央日報』（重慶）、1944年6月24日）。
- ・「反侵略宣伝周举行宗教日耶佛兩教徒為国難祈禱」（『申報』（漢口版）、1938年2月6日）。
- ・「中国回民救国協會宣言」（『新華日報』1938年1月16日）。
- ・「伊斯蘭教徒举行反侵略祈禱大会」（『新華日報』1938年2月15日）。
- ・「全国回民團結—中国回民救国協會正式成立」及び「歡迎全国回民大團結（新華社短評）」（『新華日報』1938年6月19日）。
- ・「回教青年服務團成立」（『新華日報』1938年8月29日）。
- ・「簡訊」（『新華日報』1940年11月2日）。
- ・「回教忠孝節将举行啓典」（中央社訊）（『新華日報』1941年1月10日）。
- ・「市聞一束」（『新華日報』1942年10月13日）。
- ・「市聞一束」（『新華日報』1943年10月1日）。
- ・「市聞一束」（『新華日報』1944年9月17日）。

関連資料集中主要記事

1 【中国ムスリム及び中国回教救国協会関係】

- ・「中国回教協会工作報告—民国 31 年 4 月—37 年 3 月」（中国第二歴史檔案館編『中華民国史檔案資料滙編』第 5 輯第 3 編、文化、2000 年）703-748 頁。
- ・「中国回教救国協会工作報告—自民国 28 年 8 月起至 31 年 2 月止」（王正儒・雷曉静主編『回族歴史報刊文選—社团編（下卷）』、銀川・寧夏人民出版社、2012 年）157-189 頁。
- ・「中国回教協会為改組理事、修改改組名事致重慶市政府函（1943 年 7 月 21 日、中国回教救国協会→重慶市政府）」〔重慶市檔案館・重慶師範大学合編『中華民国戦時首都檔案』第 3 編戦時社会、重慶・重慶出版社、2008 年、173 頁、所収〕。

2 【国民政府関係】

- ・「胡漢民等繼承孫中山遺志完成国民革命宣言（1925 年 3 月 21 日）原載：陸海軍大元帥大本營公報、1925 年第 9 号」（中国第二歴史檔案館『中華民国史檔案資料滙編』第 4 輯上卷、江蘇古籍出版社、1986 年）266 頁。
- ・「国民党第三屆中執会第六十七次常務理事會會議通過的文化团体組織大綱（1930 年 1 月 23 日）」、「文化团体組織大綱施行細則（1930 年 2 月 23 日）」及び「修正文化团体組織原則（1932 年 10 月 1 日）」（中国第二歴史檔案館編『中華民国檔案資料滙編』第 5 輯第 1 編、文化、南京・江蘇古籍出版社、1994 年）726-728 及び 730-731 頁。
- ・「第二次全国代表大会修正中国国民党總章（中華民國 15 年 1 月 16 日、第二次全国代表大会第一次修正）」、「第三次全国代表大会修正中国国民党總章（中華民國 18 年 3 月 27 日、第三次全国代表大会第二次修正）」及び「臨時全国代表大会修正中国国民党總章（中華民國 27 年 4 月 1 日臨時全国代表大会第三次修正）」（中国国民党中央委员会党史委员会編（秦孝儀主編）『革命文献』第 70 輯—中国国民党党章政綱集〔增訂本〕、台北・中央文物供应社、1976 年）59、70-71、81-82、97-98、120-121、138 及び 390-394 頁。
- ・「謹以至誠接受總理遺囑並努力以履行之案（民国 15 年 1 月 4 日第二次全国代表大会通過）」、「中国国民党總章修正案（民国 15 年 1 月 18 日、第二次全国代表大会通過）」、「根拠總理教義編制過去一切党之法令規章以成一貫系統確定總理主要遺教為黨製時期中華民国最高根本法案（民国 18 年 3 月 21 日、第三次全国代表大会第七次會議通過）」、「關於国民大会召集日期案」及び「總裁交議：促進憲政實現之各種必要措施案」（中国国民党中央委员会党史委员会編（秦孝儀主編）『革命文献』第 76 輯—中国国民党歷次全国代表大会重要決議彙編（上）、台北・中央文物供应社、1978 年）35-40、77-80、407-408 及び 413-414 頁。
- ・「調整党政軍行政機構案—民国 28 年 11 月 20 日通過」及び「關於實施憲政工作進程之總報告案」（中国国民党中央委员会党史委员会編（秦孝儀主編）『革命文献』第 80 輯—中国国民党歷屆歷次中全會重要決議案彙編（二）、台北・中央文物供应社、1979 年）21-22

及び 332 頁。

- ・「中国国民党中央執行委員会提『中国国民党抗戰時期綱領草稿』（提案五十八号）」、「中国国民党臨時全國代表大會決議通過之『中国国民党抗戰建国綱領(1938年4月1日)』及び「第一屆第四次大會—關於內政事項者(共42件)」(中華民國重要史料初編編輯委員會編(秦孝儀主編)『中華民國重要史料初編—對日抗戰時期』第4編戰時建設(一)、台北·中国国民党中央委員會党史委員會、1988年)39-51及び754-755頁。
- ・「蔣委員長中正憲政實施協進會第一次全體會議致詞—民國32年11月12日」、「蔣委員長中正國防最高委員會常務會議報告憲政實施協進會之組織規則及會員、常務會員並召集人名單」、「國民參政會第三屆第二次大會—開會式國民政府主席蔣中正訓詞」、「憲政實施協進會會員名單」及び「中国国民党六次第九會議關於國民大會召集日期案之討論速記錄—民國34年5月14日」(中華民國重要史料初編編輯委員會編、秦孝儀主編『中華民國重要史料初編—對日抗戰時期』第4編戰時建設(二)、台北·中国国民党中央委員會党史委員會·中央文物供應社、1988年)1238-1242、1781-1784、1787-90及び1794-98頁。
- ・「政治協商會議協議事項—關於國民大會問題者、關於憲法草案者、關於國民大會及憲法草案不報告大會並不發表之商定事項」、「中国国民党臨時全國代表大會決議通過之『中国国民党抗戰建国綱領」、「制憲國民大會代表之選舉及選定」、「國民大會組織法(民國36年3月31日、國民政府公布、全14條)」、「國民大會代表選舉罷免法—民國36年31日公布、全47條」及び「國防最高委員會所擬『關於修正國民參政會組織條例之決議案』『關於召集第二屆國民參政會之決議案』」(中華民國重要史料初編編輯委員會編、秦孝儀主編『中華民國重要史料初編—對日抗戰時期』第7卷戰後中国(二)、中国国民党中央委員會党史委員會、1981年)39-51、239-242、600-635、775-784及び925-929頁。
- ・「建国大綱(1924年4月12日)」(秦孝儀主編『國父全集』第1冊、近代中国出版社、1989年)623頁。
- ・「遺囑 民國十四年三月十一日」(中国国民党中央委員會党史委員會編訂『國父全集』第2冊、中央国民党中央委員會出版、1973年)1041-1043頁。
- ・「中華民國憲法草案(全147條)」、「政治協商會議憲草修改原則」及び「中華民國憲法草案(政協憲草)(全151條)」(繆全吉編著『中国制憲史料彙編—憲法編』台北·國史館、1998年)547-563、591-594及び597-615頁。
- ・「中国国民党第一屆中執會第三次全體會議接受孫中山遺囑宣言(1925年5月24日)」及び「關於接受總理遺囑之訓令決議案(1925年5月25日)」(中国第二歷史檔案館編『中国国民党第一、二次全國代表大會會議史料』上·下卷(中華民國檔案史料叢刊)、南京·江蘇古籍出版社、1986年)110-117頁。
- ・「蒙古喇嘛寺監督條例(全18條、1931年6月15日、國民政府同日施行)」、「北平喇嘛寺廟整理委員會組織規則(全8條、1932年8月、蒙藏委員會公布)」、「喇嘛登記辦法(全25條、1934年1月12日、蒙藏委員會公布)」及び「管理喇嘛寺廟條例(全8條、1935年12月9日)」(蔡鴻源主編『民國法規集成』第40卷、合肥·黄山出版社、1999

年) 405-408 頁。

- ・「国民政府移駐重慶宣言(1937年11月20日)」、「国民政府為改重慶市為直屬市給行政院訓令(1939年5月5日)」及び「国民政府明定重慶為陪都令(1940年9月6日)」
(重慶市地方志編纂委員会『重慶市志』第2巻、重慶・西南師範大学出版社、2004年)
341-343 頁。